ISSN 1346-6887

福　島　大　学

地域創造

第38巻　第１号　2026年９月

〔地域の窓〕
地域のスマート化と関係人口増大
──「拡張地域社会ふくしま」の挑戦──
……高際　均（１）
〔論　文〕
福島県における少年非行の現状と課題
──公的統計に基づく動向分析を中心に──
……三浦　秀徳・佐々木翔規・生島　浩（５）
東日本大震災の被災地域における福島大学学生による学生コンサートの実施(4)
～大学を会場とする招へい型コンサートの企画と運営～
……中畑　淳（19）
地域音楽教育における教育的公共圏の形成と再編
──芸術的市民権を支えるFTVジュニアオーケストラの半世紀
……阿高　あや・渡邊　拓・杉田　政夫（33）
福島県59市町村の教育委員会における原子力・放射線教育に関する現状と課題
……後藤　忍・中村　日紀（49）
〔研究ノート〕
実務家教員との協働によるキャリア教育の授業設計と実践
──福島大学経済経営学類における三つの対面授業の事例──
……楊　典子・金　善照（69）
分散する教職志望学生をいかに支援するか
──非教員養成学部における面談予約システムと
教職履修カルテ活用の実践──
……岡田　努（77）
〔調査報告〕
立子山凍み豆腐の課題と展望
……大越　正弘（83）
地方謡曲の発音と方言音韻体系の並存
──鶴岡上山王社鍛冶町の謡の限定的ダイグロシア──
……井上　史雄・半沢　康（93）
東日本大震災前の帰還困難区域を含む市町村または地区（南相馬市小高区、飯舘村、葛尾村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町）および福島県海岸部における植物や景観等の状況(8)
……櫻井　信夫・渡部　則子・黒沢　高秀（109）
阿武隈川中流域と社川の底生動物相
……塘　忠顕・加藤　翠（123）
相馬市中村・野崎家資料に関する調査報告と資料紹介（その２）
……阿部　浩一・畔高　結花・氏家千彩音・生沼　明莉
大友　蓮・大森　海七・大和田由奈・齊藤　健太
雫　彩那・鈴木沙弥香・前田　咲花・三浦　千穂
吉田穂乃香（141）
〔資　料〕
旧制福島高等商業学校生徒の「現時の社会運動に対する感想」（昭和４年卒の分）
……徳竹　剛（151）

国立大学法人　福島大学地域未来デザインセンター

第38巻第１号編集担当

（令和８年度地域未来デザインセンター編集委員会）

◎ 編集委員長

◎木　暮　照　正　　福島大学地域未来デザインセンター
　蓮　沼　哲　哉　　福島大学人間発達文化学類
　西　田　奈保子　　福島大学行政政策学類
　吉　田　　樹　　福島大学経済経営学類
　樋　口　良　之　　福島大学共生システム理工学類
　小　山　良　太　　福島大学食農学類

題字について



元本学教育学部教官
菅 野 智 明 氏 の 筆

近年出土した、中国漢代の肉筆に示唆を得た。それは、二千年後の現代でも色あせず、新鮮な光を放っている。「創造」という言葉から想起するのは、こうした時空を超えた新しさである。　（菅野智明）

福島大学地域創造
第38巻 第１号 １～３ページ
2026年９月

Journal of Community Future Design
Center, Fukushima University 38 (1):
1-3, Sep 2026

―地域の窓―

地域のスマート化と関係人口増大
―「拡張地域社会ふくしま」の挑戦―

地域未来デザインセンター　**高　際　　均**

Regional Smartification and the Growth of Related Population: The Challenge of the Expanded Regional Communities Fukushima

TAKAGIWA Hitoshi

１．はじめに

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から、15年が経過した。生まれた子どもが青年期に入る歳月であり、あの日を直接には知らない世代が、いまや地域社会の担い手として育ちつつある。しかし、震災により加速した福島県の課題は、決して過去のものとなってはいない。むしろ、その輪郭は鮮明になっている。

2026年５月に公表された2025年国勢調査の速報値は、その現実を提示した。福島県の人口は171万1937人で、５年前の前回調査から12万1215人減少し、減少率は6.6％と、減少数・減少率ともに過去最大を記録した。減少率は都道府県別で６番目に大きい。県が公表した2026年５月１日時点の推計人口は170万1013人にまで落ち込み、170万人割れが目前に迫っている。減少の中心は、出生数の落ち込みという自然減と、若年層の転出超過という社会減の二重構造にある。県外への転出は15歳から24歳の若者の影響が大きく、とりわけ20歳から24歳の転出が多い。年間の出生数はすでに１万人を割り、過去最少を更新し続けている。震災からの復興という固有の課題に、全国共通の少子高齢化と東京一極集中が折り重なり、福島県は人口減少の課題先進地域となっている。

２．移住定住促進の限界

こうした状況に対し、最も直截な処方箋として語られてきたのが移住・定住の促進である。県は移住ポータルサイト「ふくしまぐらし」の整備、住まいコンシェルジュ相談窓口の開設、Ｕターン促進プロジェクトなど、多面的な施策を展開してきた。それらの努力は確かな成果を上げつつある。しかしながら、定住人口の純増によって人口減少を反転させることが、いかに困難であるかもまた、直視しなければならない。移住は、住まい・仕事・教育・医療・地域コミュニティという生活基盤の総体を移し替える営みであり、当事者にとっての意思決定の閾値はきわめて高い。一人の移住者を迎えるための労苦は大きく、その一方で年間に万単位で進行する自然減を相殺するには到底足りない。さらに福島県の場合、原子力災害に起因する風評と、それと表裏をなす分断された地域イメージが、移住検討者の心理的障壁として依然として作用している。定住という点を一つずつ積み上げる戦略だけでは、人口減少という大きな潮流に抗いきれないのが現実である。

３．スマート化と関係人口

ここで、われわれは前提そのものを問い直さなければならない。人口減少を食い止めるべき異常事態と捉えるのではなく、不可逆の与件として受け入れたうえで、なお地域が豊かに存立しうる条件を構想する――その発想の転換である。鍵を握るのは、地域社会のスマート化にほかならない。行政サービス、医療･介護、物流、農業、エネルギーの各領域でデジタル技術と自動化を徹底し、少ない人口でも質を落とさずに地域を回せる基盤を築くこと。これこそが、人口減少時代の地域存立の中核的な戦略である。当センターでも、地元松川町でSNSを活用した緊急時連絡網の構築などを「松川デジ活プロジェクト」として展開したり、伊達市でスマート農業の拡大に取り組む「未来の農業プロジェクト」を展開している。そして、そのスマート化によって最適化された地域社会の不足分――労働力や収入と存在価値、すなわち地域経済を支える担い手と需要、そして地域が必要とされ続けるという誇り――を補うのが、関係人口の役割である。

４．拡張地域社会ふくしまの概念と実践

この理解に立つとき、当センターで提唱している関係人口創出施策「拡張地域社会ふくしま」は、移住・定住戦略への単なる補完ではない。それは代替戦略である。地域社会の担い手をそこに住む人に限定する固定観念から脱し、地域に思いを寄せ、関わり、貢献する人々をも地域社会の構成員として包摂する。住民登録という法的・物理的な境界の外へ、地域社会の外延を拡張する。具体的な方法としては、XR技術など最新技術を活用し都市部でも福島県にいるような感覚が持てるツール開発と運用などが該当する。スマート化された少人数の定住基盤を、外部に広がる厚い関係人口の層が支える――この二層構造こそが、人口の絶対数に依存しない、持続可能な地域社会の新しい姿である。福島県は、この構想にとって他に類を見ない潜在力を有している。震災を経て全国・全世界から寄せられた関心と支援の蓄積は、福島県が比類なく豊かに持つ社会的資産にほかならない。

この構想を、国の制度設計が後押ししつつある。総務省は、2026年３月27日、「ふるさと住民登録制度」のガイドライン（Ver.1.0）を発表した。これは関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげることを目的とし、誰もがアプリで簡単に関心のある自治体に登録し、担い手活動を通じて地域との関わりを深められる仕組みである。その根底には、住んでいる人が住民であるという固定観念を崩し、都市に住みながら地域に貢献する第三の選択肢を制度化しようとする「ふるさと住民１億人」構想がある。これはまさに「拡張地域社会」の思想を国家制度として体現するものにほかならない。そして特筆すべきは、同日に決定されたモデル事業の個別市町村モデル21市町村に、福島県から飯舘村と西会津町が選定されたことである。全村避難という最も過酷な経験を経て地域をゼロから再構築してきた飯舘村が、関係人口による地域社会の拡張という最前線の実証フィールドに立つ意義は、きわめて大きい。

当センターは昨年度、大阪･関西万博の場において、「拡張地域社会ふくしま」の理念を発信し、その概念を広く訴求した。本年度は、その理念を地に足のついた実践へと移す段階にある。すなわち､都市部の企業、そして村内外の多様な関係者と連携し、村のお祭りや伝統芸能に絡めて飯舘村における関係人口増大の取り組みに着手する。具体的には、お祭りや山津見神社の例大祭に奉納される虎捕太鼓などをアプリ上で発信し、村外の方に飯舘村に関わっていただく提案を行っていく。それにより関わる村外の人口を増やし、村内居住者と役割分担しながら一緒になりわいを営んでいくことを想定している。万博での概念訴求から、飯舘村での社会実装へ。この１年は、構想を現実の地域に根づかせる転換点となる。

５．本稿の課題と本誌『地域創造』の価値

もとより、この道に困難がないわけではない。関係人口は本質的に流動的であり、その関わりは個人の関心や生活状況に左右されやすい。関わりの数を競う指標主義に陥れば、その質や実質的な貢献が見失われかねない。拡張された地域社会において、誰が、何を、どのように決めるのかという統治（ガバナンス）の問いも未解決のまま残されている。ここには分散型自律組織のような新しい運営の考え方が入ってくるのかもしれない。本構想は完成された理論ではなく、検証と修正を重ねるべき仮説として提示するものである。

本誌は、地域の現場から生まれる問いを、性急に結論づけることなく、しかし機を逸することなく社会へと差し出す場でありたい。震災からの15年が問うてきたのは、地域とは何か、誰のためにあるのか、という

根源的な問いであった。本号に収められた各論考が、読者諸氏との対話を通じてこの問いを鍛え直す契機となることを願ってやまない。地域の未来は、いまここから、開かれた知の協働によって編まれていくことを信じている。

2026年６月

参 考 文 献

総務省統計局（2025）令和７年国勢調査 人口速報集計（男女別人口及び世帯総数）.
福島県（2025）令和７年国勢調査速報値．福島県企画調整部統計課.
福島県（2026）福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）.
総務省（2026）「ふるさと住民登録制度」ガイドライン【Ver.1.0】．令和８年３月27日.
総務省（2026）ふるさと住民登録制度モデル事業に係る対象自治体の決定．報道資料，令和８年３月27日.

福島大学地域創造
第38巻 第１号 ５～18ページ
2026年９月

Journal of Community Future Design Center, Fukushima University 38 (1): 5-18, Sep 2026

論　　文

福島県における少年非行の現状と課題

―― 公的統計に基づく動向分析を中心に ――

東北少年院　三浦秀徳
青森少年鑑別所　佐々木翔規
福島大学人間発達文化学類　生島浩

The Present State and Issues of Juvenile Delinquency in Fukushima Prefecture: A Trend Analysis Based on Official Statistics

MIURA Hidenori, SASAKI Shouki, SHOJIMA Hiroshi

１　問題と目的

１．１　問　　題

１．１．１　少年非行の長期的推移と研究動向

日本における少年非行は、戦後に三度のピークを経験してきた。少年による刑法犯検挙人員を基準とすると、昭和58年（1983年）には317,438人に達し、いわゆる第三のピークを形成した。その後、検挙人員は長期的には減少方向に転じたものの、平成８年（1996年）頃から平成15年（2003年）頃にかけてもなお比較的高い水準で推移しており、平成16年（2004年）頃までは少年非行が社会的課題として強く意識される状況が続いていた。令和７年版犯罪白書（法務省、2025）によれば、少年による刑法犯の検挙人員は平成16年以降減少を続け、令和３年（2021年）には過去最少水準に達した。この長期的な減少は、少子化による少年人口の縮小のみならず、少年人口あたりの人口比においても確認されており、日本の少年非行は、少なくとも公表統計上把握される刑法犯少年の検挙人員および人口比において、大幅に縮小してきたと評価できる。

その一方で、令和４年（2022年）以降に変化の兆しが現れている。法務省（2025）によれば、少年による刑法犯の検挙人員は令和４年から増加に転じ、令和６年（2024年）は前年比13.2％増の29,675人となった。少年の人口比（10歳以上少年10万人あたり）も令和４年から３年連続で上昇し、令和６年には278.8を記録した。触法少年（補導人員）を含む検挙人員全体でも令和６年は37,941人（前年比9.1％増）と、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年（2019年）水準を上回った。加えて、令和６年における少年の刑法犯検挙人員の人口比は、成人（20歳以上の者）の人口比と比較して約1.7倍と高く、平成22年以降縮小し続けていた両者の差も、令和４年から３年連続で拡大している。この反転増加が一時的な変動にとどまるのか、それとも長期的な転換点を画するものかは、現時点では判断できない。しかし、長期減少傾向を前提として少年非行を論じてきた研究・実務の双方において、その動向を改めて注視することが求められる局面にある。以上の全国的動向を踏まえ、福島県における少年非行の推移と特徴を検討することが、本研究の出発点となる。

もっとも、少年非行の推移を公表統計から検討する場合、統計数値の性質を踏まえた慎重な解釈が必要である。犯罪統計は、実際に発生したすべての犯罪を直接測定するものではなく、警察等に認知され、検挙・

補導等の手続を通じて把握された事象を集計したものにすぎない。浜井（2013）は、平成14年（2002年）をピークとする一般刑法犯認知件数の急増・急減、とりわけ街頭犯罪認知件数の変動について分析し、その背景には、街頭犯罪の認知件数削減を警察評価上の数値目標とした方針変化や、車上ねらい等の数え方をめぐる統計上の運用が関与していたことを示している。また、認知件数が犯罪発生数そのものではなく、警察が受理・記録した事件数であることを指摘したうえで、不自然な統計変動を解釈する際には、殺人等の暗数の少ない統計や犯罪被害調査など、同じ現象を別の側面から測定する外部基準との照合が必要であると論じている。さらに、認知件数は警察の事件処理方針の影響を受けやすいため、犯罪の増減傾向を経年的に比較する際には、罪種によっては検挙人員の方が統計値としての信頼性が高い場合があると論じている。河合（2005）は、少年強盗の凶悪化言説を例に、公式統計を読む際には、数値の増減だけでなく、犯罪の定義、暗数、警察の認知能力や捜査方針、統計作成過程を踏まえる必要があることを指摘している。本研究においても、こうした知見を踏まえ、統計的異常値や系列の不連続の可能性に留意しながら分析を進める必要がある。

少子・高齢化による若年人口の減少もまた、少年非行水準の長期的低下を説明する重要な視点である。浜井（2013）は、犯罪が若年層に集中しやすいことを踏まえ、若者人口の減少は人口構成上、犯罪の担い手の減少につながり得ることを述べている。また、少子・高齢化の進行に伴い、成人人口1,000人あたりの一般刑法犯検挙人員は平成２年（1990年）頃まで一貫して減少傾向にあったこと、窃盗や殺人を中心に少年非行の出現率と出生率との間に強い相関が認められることを示している。ただし、平成２年以降には30歳以降の人口あたり検挙人員の減少傾向が弱まるなど、犯罪動向は年齢構成のみで単純に説明できるものではない。こうした知見は、とりわけ少年人口の急速な減少が進む地域においては、実人員の変化のみをもって非行水準の変化を評価することが適切でないことを示唆しており、人口比を補助的指標として用いることの必要性を裏付けている。

１．１．２　東日本大震災と少年非行をめぐる研究

平成23年（2011年）３月の東日本大震災は、東北・北関東の広域に甚大な被害をもたらした。岡本ほか（2014）は、東日本大震災の被災地である宮城県および福島県の住民を対象としたインターネット調査を実施し、建物被害や避難などの震災被害が大きいほど、また復旧の遅れが大きいほど、窃盗や空き巣などの犯罪被害が発生しやすいことを示した。この結果は阪神・淡路大震災後に示された知見と同様の傾向を確認するものであった。

大野ほか（1997）は、阪神・淡路大震災後の非行少年を対象に、被災後４か月から７か月、１年、１年５か月の３時点で調査を行い、重大な被災体験を有する少年の心理的反応を検討した。その結果、重大体験群では、不安反応や混乱反応、対人認知の変化などが認められた。これらの知見は、災害体験が少年の心理面に影響を及ぼし得ることを示すとともに、その影響を一時点だけでなく、時間的経過の中で検討する必要性を示唆している。佐藤ほか（2025）は、東日本大震災の被災地に所在する少年鑑別所の在所者を対象とした調査において、震災前からの社会不適応要素の保有、家族の死別・離散、居場所の喪失などが非行発生までの期間を有意に短縮することを生存時間分析によって示した。これらの研究は、災害が少年の非行化プロセスに与える影響は震災直後の短期的変化にとどまらず、社会的支援の希薄化や二次的困難の蓄積を介して中長期的に持続しうることを示唆している。

東日本大震災の特徴として、巨大津波による広域的破壊に加え、福島第一原子力発電所事故に伴う避難の長期化・広域化が挙げられる。佐藤ほか（2025）も指摘するように、東日本大震災は阪神・淡路大震災とは質的に異なる特性を有しており、その被災地における少年非行への影響を個別に検討する必要性は高い。ただし、震災と少年非行の関係を公表統計のみから直接的に検証することには限界がある。統計上観察される増減の背景には、災害の影響のみならず、少年人口の変動、学校・家庭・地域環境の変化、警察活動の重点、法制度や統計分類の変更など複数の要因が関与している可能性がある。したがって本研究では、東日本大震災を福島県の少年非行の推移を理解するための重要な時期的・地域的文脈として位置づけるが、震災と少年非行の増減との因果関係を統計的に検証することは目的としない。むしろ、震災発生前後を含む長期的推移の中で、どの時期にどのような水準変化が観察されたのかを記述的に整理することを重視する。

１．１．３　地域統計を用いた記述的分析の意義と課題

少年非行の動向に関する都道府県単位の記述的分析は、広域統計では捉えにくい地域固有の変化パターンや構造的特徴を明らかにするという点で、独自の意義

を持つ。全国的傾向がそのまま各地域に当てはまるとは限らず、少年人口の規模、地域社会の構造、家庭・学校・就労環境、警察活動の状況など、多様な要因が地域ごとの動向を規定している。前述したように、公表統計には統計処理方針や警察活動の変化が数値に影響する可能性があり、統計系列の特性と限界を常に意識した解釈が求められる。

福島県の統計系列も例外ではなく、統計上の急変や単年変動が認められる場合、その数値を直ちに非行実態の変化として解釈することには慎重でなければならない。こうした統計系列の特性を踏まえた分析の具体的な方針については、方法の節で述べる。

筆者らは、東日本大震災当時、福島県内の矯正施設、宮城県内の大学院、および福島県内の大学に所属し、それぞれの異なる臨床経験から、被災地域における少年の生活環境の変化や非行・不良行為の動向に関心を有してきた。こうした背景から、福島県における少年非行の長期的推移を公表統計に基づいて整理し、地域の実情を踏まえて検討することは、被災地域を含む地方部における少年非行の実態把握に資するとともに、地域社会における非行予防および少年支援のあり方を検討するための基礎資料となると考える。

1.2　目　　的

以上の問題意識から、本研究では以下の三点を研究上の問いとして設定する。第一に、福島県における少年非行は、全国的な長期減少傾向と同様の推移を示してきたか。第二に、令和３年以降にみられる反転増加は、年齢層・学識区分・罪種においてどのような構造的特徴を有するか。第三に、東日本大震災前後において、福島県の少年非行の水準にどのような変化が観察されるか。これらの問いに答えるため、本研究では福島県警察本部が公表する「少年非行の概況」および「少年非行の状況」と、福島県勢要覧に収録された「少年非行の発生状況」を用いて、平成17年（2005年）から令和７年（2025年）の21年間における福島県の少年非行の長期的推移を記述的に分析することを目的とする。なお、本研究は公表統計を用いた記述的研究であり、少年非行の増減に関する因果関係を統計的に検証するものではない。

2　方　　法

2.1　分析資料

本研究では、福島県における少年非行の長期的な推移と近年の変化を把握するため、福島県警察本部生活安全部が公表している「少年非行の概況」（平成18年～平成20年、平成23年～令和５年）および「令和７年における少年非行の状況」を基礎資料[i]として用いた。基礎資料を平成18年からとしたのは、福島県警察本部が公表する「少年非行の概況」のうち、連続したデータとして遡及的に確認できる最も古い平成18年公刊の17年の統計であったためである。

なお、平成17年分については、前後の公表資料から数値を抽出した。これらには、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年（以下、三者を合わせて「非行少年」とする）、および不良行為少年の年次別検挙・補導人員が収録されている。

不良行為少年は、非行少年には該当しないものの、飲酒、喫煙、深夜はいかい等、自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年として警察に補導された者である（法務省、2025）。不良行為少年の補導人員は、少年自身の行動傾向だけでなく、警察による街頭補導活動の実施状況や、その時々の重点的な補導対象にも左右される。そのため、この数値は、非行につながり得る行動の実際の発生量をそのまま示すものではなく、警察活動を通じて把握された補導人員として解釈する必要がある。

さらに、少年非行の内訳を検討するため、福島県勢要覧（平成10年版～令和６年版）において公表されている「少年非行の発生状況」を用い、刑法犯少年の罪種別（凶悪犯・粗暴犯・窃盗犯・知能犯・風俗犯・その他刑法犯）、年齢別（14歳未満・14歳～19歳）、学識別（未就学・小学生・中学生・高校生・大学生・その他学生・有職者・無職者）の人員を整理した。この資料における刑法犯少年には触法少年が含まれる一方、特別法犯少年は含まれない。

したがって、「少年非行の概況」および「少年非行の状況」における非行少年の区分と、福島県勢要覧における刑法犯少年の細分類とは、特別法犯の有無という集計対象上の相違があり、両者をそのまま同一の統計として扱うことはできない。前者は少年非行全般の長期推移を把握するための資料、後者は刑法犯少年の内容的特徴を把握するための資料として、それぞれ独立して補完的に用いた。

2.2　分析項目

全体動向の分析では、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年、非行少年総数および不良行為少年について、各年の実人員を確認するとともに、５歳から19歳までの少年人

口1,000人当たりの人員（以下､「人口比」）を算出した。算出式は､「各年の該当人員÷当該年の５歳から19歳人口×1,000」とした。５歳から19歳人口を分母としたのは、非行・不良行為への関与が現実的に想定される年齢層を用いることで、乳幼児を含む０歳から４歳人口の影響を除き、人口規模の変化をより実態に即した形で把握することを意図したためである。

罪種別分析では、刑法犯少年を凶悪犯・粗暴犯・窃盗犯・知能犯・風俗犯・その他刑法犯に区分し、各年の人員および刑法犯少年総数に占める構成比を算出した。罪種の名称・内訳は各年の公表資料の区分に従った。具体的には、凶悪犯には殺人・強盗・放火および性交関連の罪が、粗暴犯には暴行・傷害・脅迫・恐喝等が、窃盗犯には侵入盗・乗物盗・非侵入盗等が、知能犯には詐欺・横領・偽造等が、風俗犯には賭博およびわいせつ関連の罪等が含まれる[ii]。年齢別・学識別分析においても各公表区分の人員と構成比を算出した。

２.３　分析方法

分析は、各年の実人員、人口比、構成比および増減率を算出し、少年非行の推移を記述的に整理する方法で行った。分析対象期間は、平成17年（2005年）から令和７年（2025年）の21年間とした。罪種別･年齢別･学識別の分析は、細分類データが利用可能な平成17年から令和６年を対象とした。

性犯罪関連法制の改正については、強姦罪が平成29年（2017年）に強制性交等罪へ、令和５年に不同意性交等罪へと改められ、わいせつ関連の罪名にも同様の変更があった。また、令和５年（2023年）に施行された性的姿態撮影等処罰法により、同法違反が風俗犯として統計上計上されるようになった。これらは罪名の変更にとどまらず構成要件等の改正を伴うものであるため、凶悪犯および風俗犯の増減については制度的変更の影響が及ぶ可能性がある。

分析期間中の平成23年３月には東日本大震災が発生した。震災前後の推移を記述するに当たり、その前年である平成22年の非行少年総数は平成21年より19.0%増加しており、長期的な減少傾向から外れた一時的な増加を示していた。そのため、平成22年単年を基準として平成23年の変化を評価すると、震災後の減少幅が過大に見積もられる可能性がある。そこで、非行少年総数・刑法犯少年およびその各区分については、平成20年から平成22年までの３年平均値を震災前の参考値として用い、平成23年の数値と比較した。前年比（平成22年→平成23年）については、補足的に確認した。一方、不良行為少年については、平成20年から平成21年にかけて大幅な急減が認められたため、平成20年以前と平成21年以降との間に統計系列上の不連続が存在する可能性を考慮し、両期間をまたぐ単純な比較は避けた。そのうえで、年次間比較は、おおむね同一の統計系列に属すると考えられる平成21年以降のデータを中心に行った。なお、平成20年から平成24年までの変化については、系列の不連続の可能性を留保したうえで、各年の動向を個別に確認した。

３　結　　果

本論は、統計データから帰納的に分析・考察したものであり、〔１.２　目的〕の問いの順に述べる。

以下、３.１～３.３では、福島県における少年非行が全国的な長期減少傾向と同様の推移を示してきたか（第一の問い）を、非行少年総数および罪種別の長期推移から考察する。３.３～３.５では、令和３年以降にみられる反転増加が、罪種・年齢層・学識区分においてどのような構造的特徴を有するか（第二の問い）を分析する。また、各節末尾では、東日本大震災前後における水準変化（第三の問い）を区分ごとに述べる。

３.１　非行少年の長期的推移（平成17年～令和７年）

平成17年から令和７年にかけての福島県における少年非行の推移を表１および図１に示す。また、非行少年の推移と人口比について図２に、不良行為少年の推移と人口比について図３に示す。

非行少年総数は、平成17年の2,620人から令和３年の227人まで減少し、減少率は91.3%であった[iii]。同期間に５歳から19歳人口は339,373人から237,724人へ30.0%減少したが、非行少年総数の減少幅は人口減少を大きく上回った。人口比でも平成17年の7.72人（５～19歳人口千人当たり、以下同）から令和３年の0.95人へと低下しており、少年人口の縮小のみでは説明できない実質的な非行水準の低下が確認された。

区分別にみると､犯罪少年は平成17年の2,165人（構成比82.6%）から令和７年の235人（同64.2%）へと減少率約89.1%で最も大きく減少した。触法少年は427人（同16.3%）から124人（同33.9%）へ減少率約71.0%であった｡長期的にはいずれも減少しているが、犯罪少年の減少幅が最も大きく、触法少年の構成比は相対的に上昇した。一方、ぐ犯少年は、平成17年の28人から令和７年の７人へと実数上は少なくなっていた

表１　福島県における非行少年・不良行為少年の推移

年次	犯罪少年	触法少年	ぐ犯少年	非行少年計	不良行為少年	少年人口（5～19歳）	非行少年（/千）	不良行為少年（/千）
平成17年	2,165	427	28	2,620	21,806	339,373	7.72	64.25
平成18年	1,666	394	26	2,086	19,722	332,938	6.27	59.24
平成19年	1,423	352	17	1,792	18,233	325,758	5.50	55.97
平成20年	1,322	297	26	1,645	16,918	318,883	5.16	53.05
平成21年	1,211	271	27	1,509	9,083	312,549	4.83	29.06
平成22年	1,455	315	26	1,796	10,232	306,653	5.86	33.37
平成23年	993	239	19	1,251	6,953	300,652	4.16	23.13
平成24年	772	185	29	986	7,128	288,319	3.42	24.72
平成25年	628	168	18	814	5,096	281,463	2.89	18.11
平成26年	556	137	17	710	3,905	278,173	2.55	14.04
平成27年	392	115	26	533	3,113	271,717	1.96	11.46
平成28年	319	131	15	465	2,717	265,910	1.75	10.22
平成29年	259	96	12	367	2,035	259,590	1.41	7.84
平成30年	187	94	15	296	1,924	253,119	1.17	7.60
令和元年	195	92	12	299	1,924	247,674	1.21	7.77
令和2年	164	76	7	247	2,181	242,988	1.02	8.98
令和3年	136	68	23	227	1,561	237,724	0.95	6.57
令和4年	163	90	20	273	1,228	232,177	1.18	5.29
令和5年	147	92	16	255	1,368	227,314	1.12	6.02
令和6年	249	104	7	360	1,620	222,417	1.62	7.28
令和7年	235	124	7	366	1,791	216,910	1.69	8.26

注）非行少年計は犯罪少年・触法少年・ぐ犯少年の合計
注2）平成21年の触法少年数（271人）は、公表統計の未公刊により特別法犯の触法少年が含まれていない。当該数値は同年の犯罪少年数（1,211人）に含まれており、非行少年総数は変わらない。

図１　福島県における非行少年の推移

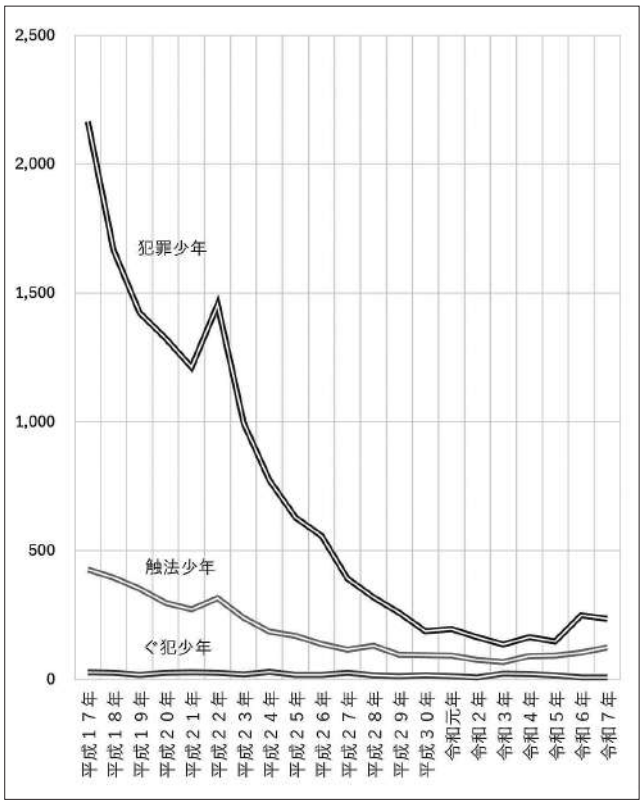


図２　福島県における非行少年数と少年人口比

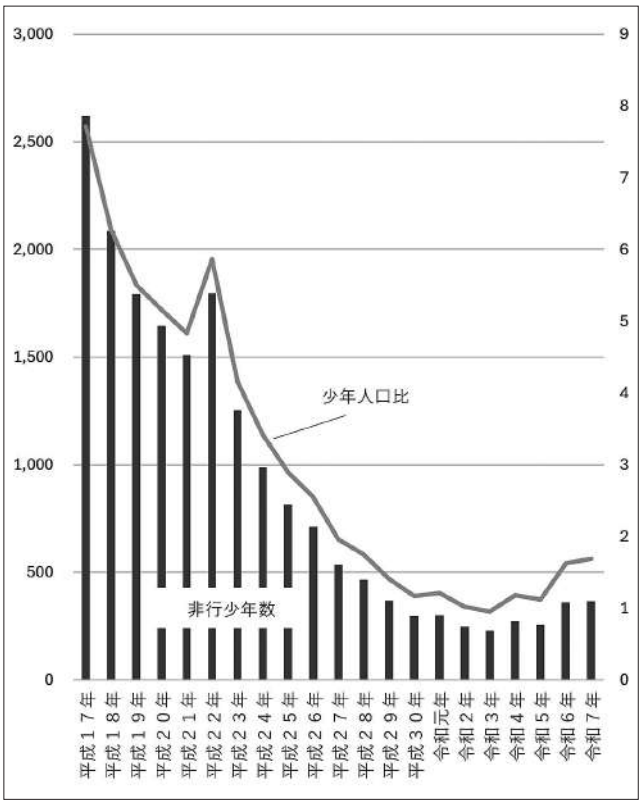
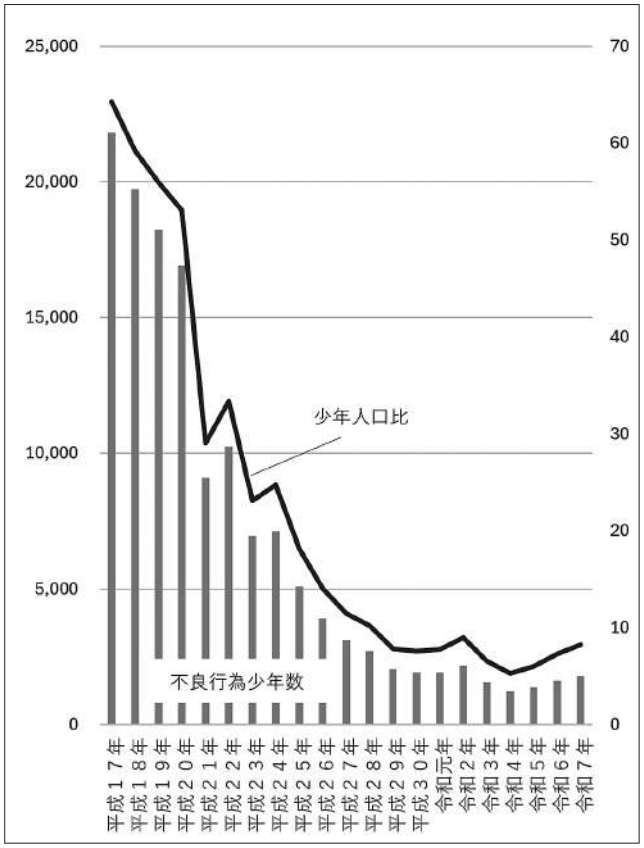


図３　福島県における不良行為少年数と少年人口比



が、分析期間を通じて低水準で推移しており、少数例ゆえに年次変動の影響を受けやすい。このため、単純な減少率を強調するのではなく、低水準の範囲内で増減を繰り返しているものとして解釈した。

令和３年以降の近年動向をみると、非行少年総数は令和３年の227人から令和７年の366人へ61.2％増加し、人口比も0.95人から1.69人へ約78％上昇した。類型別には、犯罪少年が同期間に99人増加し、触法少年も68人から124人へ56人増加した。触法少年については令和３年以降、連続的な増加が認められる点に特徴がある。したがって、近年の非行少年の増加は、犯罪少年および触法少年の増加を中心として構成されているといえる。

東日本大震災が発生した平成23年前後の推移を確認するため、平成20年（2008年）から平成22年までの震災前３年間と、平成23年から平成25年（2013年）までの震災後３年間の平均を比較した。その結果、震災前３年間の非行少年総数の平均は1,650人、人口比は5.28であったのに対し、震災後３年間の平均は1,017人、人口比は3.49であり、実数では38.4％、人口比では約34％低下していた。

３．２　不良行為少年の推移

不良行為少年は平成17年の21,806人（人口比64.25）から平成20年の16,918人（同53.05）まで減少した後、平成21年（2009年）には9,083人（同29.06）と前年比46.3％の急減を示した。この変動の原因は公表資料からは確認できないものの、平成20年以前と平成21年以降では数値の水準が大きく異なっており、両期間を単純に同一の推移として扱うことには留意が必要である。そのため、平成21年以降の推移を中心に確認すると、平成22年（2010年）には10,232人（同33.37）へ12.7％増加し、平成23年には6,953人（同23.13）へ32.0％減少、平成24年には7,128人（同24.72）へ2.5％増加した。平成20年から平成24年にかけての推移は減少・増加・減少・増加と変動しており、いずれか１年間の変化のみを単独の要因に帰することには慎重を要する。

平成21年以降の推移をみると、不良行為少年はおおむね減少を続け、令和３年には1,561人（人口比6.57）と対象期間中の最低値を記録した。平成21年の9,083人から令和３年の1,561人への減少率は82.8％であった。その後、令和４年には1,228人（同5.29）へ一旦減少したものの、令和５年1,368人（同6.02）、令和６年1,620人（同7.28）、令和７年1,791人（同8.26）と３年連続で増加した。令和４年から令和７年の増加率は45.8％、人口比では56.1％の増加であった。令和７年の水準は平成21年の19.7％、平成24年の25.1％にとどまるが、近年の反転増加傾向は明確である。

不良行為少年については、平成20年から平成21年にかけて数値の水準が大きく変化しているため、震災前後３年間の平均を単純に比較することは適切ではない。そこで、平成21年以降の推移を中心に確認すると、平成21～22年の２年平均は9,658人（人口比31.21）であったのに対し、平成23年は6,953人（同23.13）であり、人口比では約25.9％低下していた。不良行為少年については、震災前後の変化を明確な水準差として評価するよりも、平成21年以降の数値の範囲内で、平成23年に低下がみられたものとして記述するにとどめるのが妥当である。

３．３　罪種別にみた刑法犯少年の推移（平成17年～令和６年）

刑法犯少年の罪種別推移を表２に示す。また、罪種別推移について、その構成比を図４に示す。

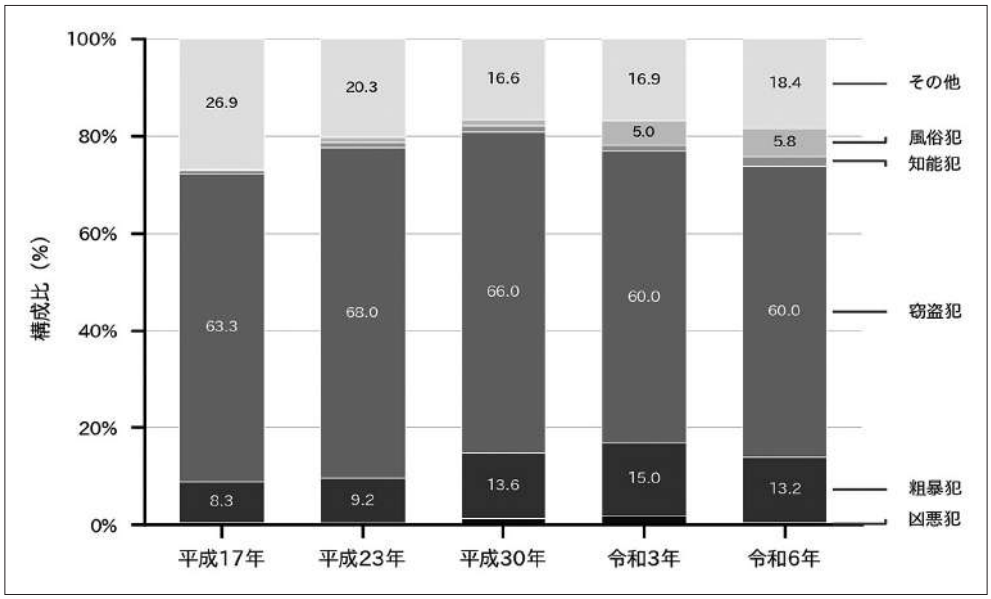
刑法犯少年総数は平成17年の2,520人から令和３年の160人まで減少し、減少率は93.7％であった。その

表２　罪種別刑法犯少年の推移（福島県）

年次	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
平成17年	16	210	1,595	16	6	677	2,520
平成18年	16	160	1,217	19	7	559	1,978
平成19年	15	111	1,086	4	6	502	1,724
平成20年	8	163	991	9	9	363	1,543
平成21年	16	137	939	1	10	297	1,400
平成22年	6	155	1,138	9	5	383	1,696
平成23年	4	108	795	12	13	237	1,169
平成24年	12	124	485	6	16	247	890
平成25年	4	115	411	3	11	179	723
平成26年	2	89	410	6	10	137	654
平成27年	3	78	284	7	8	76	456
平成28年	5	51	243	11	13	89	412
平成29年	3	70	179	4	8	44	308
平成30年	3	32	155	3	3	39	235
令和元年	3	38	135	5	6	43	230
令和2年	2	35	105	9	3	31	185
令和3年	3	24	96	2	8	27	160
令和4年	4	40	136	4	2	29	215
令和5年	1	34	139	4	5	25	208
令和6年	2	41	186	6	18	57	310

注）各数値は検挙人員（触法少年含む、特別法犯少年は含まない）

図４　罪種別刑法犯少年の構成比（福島県）



後令和４年215人、令和５年208人、令和６年310人と推移し、令和３年から令和６年で93.8%増加した。令和５年から令和６年にかけては102人、49.0%の増加であった。

窃盗犯が一貫して最大比率を占め、平成17年の1,595人（構成比63.3%）から令和６年の186人（同60.0%）へと実数は大きく減少したが、構成比はほぼ維持された。財産犯が少年非行の中核であり続けていることが示される。粗暴犯は平成17年の210人（構成比8.3%）から令和６年の41人へ実数では減少したが、構成比は13.2%へ上昇した。これは粗暴犯自体の増加ではなく、窃盗犯やその他刑法犯の減少幅が大きかったことによ

る相対的変化である。その他刑法犯は令和５年の25人から令和６年の57人へと32人増加し、令和６年の総数増加（102人）への寄与が最も大きかった。

風俗犯は令和６年に18人と分析期間中の最多値を示したが、絶対数は一桁から十数人の範囲で増減を繰り返しており、安定した趨勢を読み取ることは難しい。

なお、令和５年に性的姿態撮影等処罰法違反が風俗犯として統計上計上されるようになった制度変更の影響を含む可能性があり、近年の数値の解釈には留意が必要である。

東日本大震災前後の変動については、平成22年の刑法犯少年総数が平成21年比で21.1％増と長期減少傾向から外れた一時的な高値を示していることに留意が必要である。平成20～22年の３年平均（1,546人）と平成23年（1,169人）を比較すると約24.4％の低下であり、主要罪種別の３年平均との比較では、窃盗犯（３年平均1,023人→795人、約22.3％低下）、粗暴犯（同152人→108人、約28.8％低下）、その他刑法犯（同348人→237人、約31.8％低下）と、主要罪種全体にわたる低下が確認された。一方、知能犯（同６人→12人）および風俗犯（同８人→13人）は増加を示したが、絶対数が小さく変動の解釈には慎重を要する。

３．４　年齢別にみた刑法犯少年の推移

刑法犯少年の年齢別推移（全年次）を表３に示す。また、年齢別推移について、その構成比を図５に示す。

平成17年の刑法犯少年は16歳が573人（構成比22.7％）で最多、次いで15歳470人、14歳未満424人（同16.8％）、17歳405人の順であり、15～17歳を中心とした分布を示していた。平成30年（2018年）以降は14歳未満の構成比が高くなり、平成30年から令和５年にかけては14歳未満が年齢区分中で最多であった。令和６年には14歳未満が95人（同30.6％）で最多となったものの、総数増加が他の年齢層でより大きかったため構成比は前年（41.8％）から低下した。平成17年に16.8％であった14歳未満の構成比は令和６年には30.6％へと上昇しており、刑法犯少年全体が縮小するなかで年少層の相対的比重が顕著に高まっていることが示された。

東日本大震災前後については、年齢別においても総数と同様、平成22年が平成21年比で21.1％増の一時的高値を示していることに留意が必要である。平成20～22年の３年平均と平成23年を比較すると、全年齢層で低下が確認された（表３）。低下幅は18歳（約34.7％）で最も大きく、19歳（約14.8％）で最も小さかった。

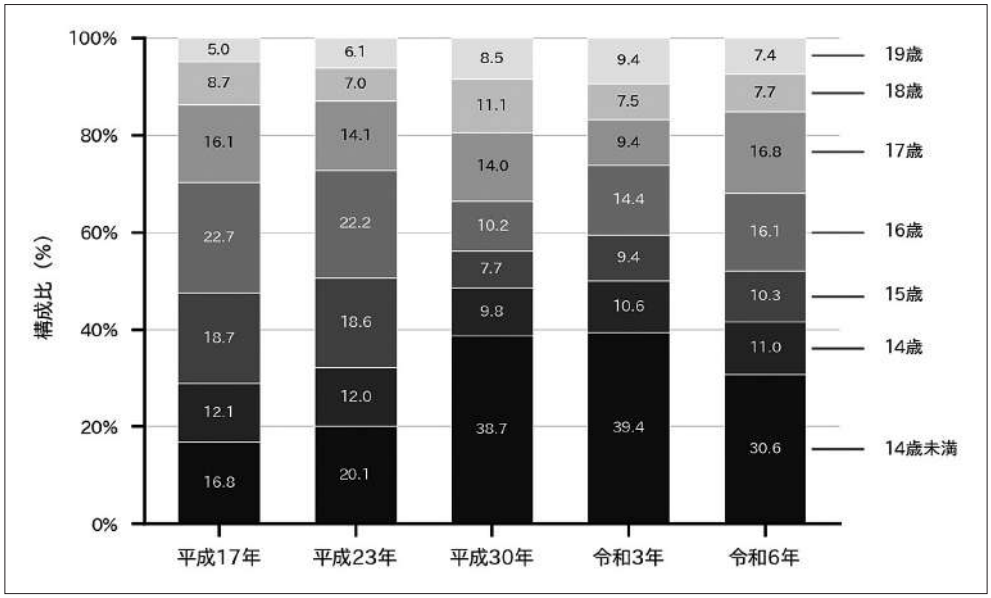
近年の増加（令和３年→令和６年）を年齢別にみると、低年齢層から高年齢層にわたり実数が２倍以上となった（表３）。令和５年から令和６年の直近１年間では、14歳未満の増加が８人であったのに対し、14歳から17歳の各年齢層がそれぞれ20人前後増加してお

表３　年齢別刑法犯少年の推移（福島県）

年次	14歳未満	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	合計
平成17年	424	304	470	573	405	219	125	2,520
平成18年	391	240	313	430	301	190	113	1,978
平成19年	351	204	320	358	272	143	76	1,724
平成20年	294	184	297	360	202	113	93	1,543
平成21年	271	160	239	320	199	136	75	1,400
平成22年	313	248	300	370	255	128	82	1,696
平成23年	235	140	217	259	165	82	71	1,169
平成24年	176	100	121	181	146	86	80	890
平成25年	154	85	125	156	96	63	44	723
平成26年	134	105	104	115	89	59	48	654
平成27年	112	44	91	57	57	60	35	456
平成28年	124	30	53	52	70	47	36	412
平成29年	85	25	39	46	56	32	25	308
平成30年	91	23	18	24	33	26	20	235
令和元年	85	20	19	29	25	28	24	230
令和2年	75	14	16	24	21	19	16	185
令和3年	63	17	15	23	15	12	15	160
令和4年	89	9	20	24	26	17	30	215
令和5年	87	12	13	30	32	14	20	208
令和6年	95	34	32	50	52	24	23	310

注）各数値は検挙人員（触法少年含む、特別法犯少年は含まない）

図５　年齢別刑法犯少年の構成比（福島県）



り、直近の増加は低・中間年齢層を中心として構成されていた。

３．５　学識別にみた刑法犯少年の推移

刑法犯少年の学識別推移（全年次）を表４に示す。また、学識別推移について、その構成比を図６に示す。

平成17年の学識別構成は、高校生1,133人（45.0%）・中学生715人（28.4%）が全体の約７割を占め、無職者267人、小学生187人（7.4%）が続いた。その後、高校生・中学生の構成比は低下し、小学生の構成比が上昇した。平成30年（小学生50人、21.3%）から令和５年（同61人、29.3%）にかけては小学生が学識区分中で最多であった。令和６年では高校生99人(31.9%)、中学生80人（25.8%）、小学生58人（18.7%）の順となり、高校生・中学生の構成比が再び上昇した。この変化は、年齢別分析において中・後期少年年齢層の増加率が高かったことと対応する。

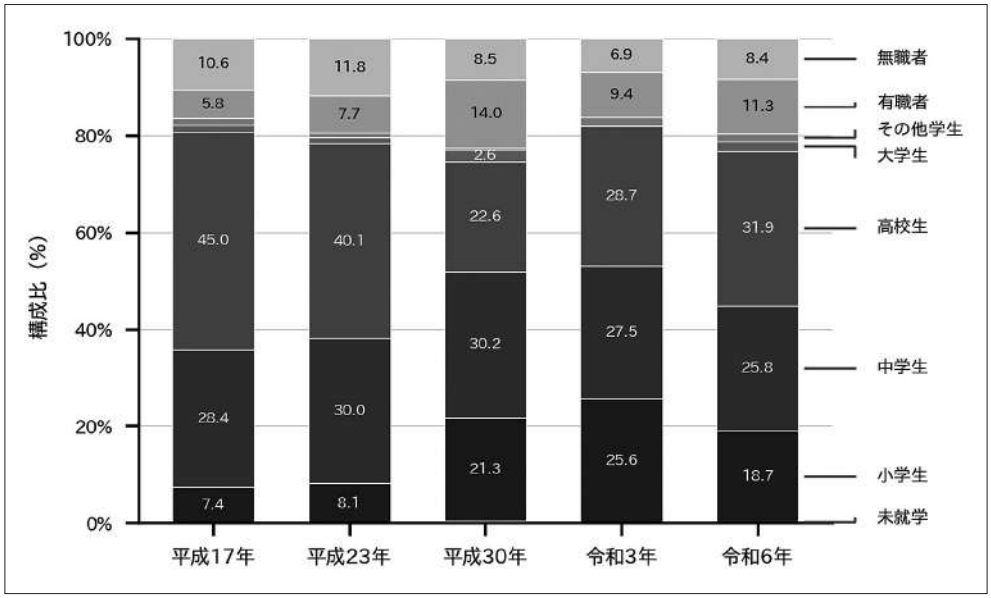
東日本大震災前後については、学識別においても平成22年が趨勢から外れた高値を示しており、特に中学生が平成21年の402人から平成22年の582人へと44.8%

表４　学識別刑法犯少年の推移（福島県）

年次	未就学	小学生	中学生	高校生	大学生	その他学生	有職者	無職者	合計
平成17年	0	187	715	1,133	35	36	147	267	2,520
平成18年	0	149	599	808	33	49	118	222	1,978
平成19年	0	145	532	702	30	22	123	170	1,724
平成20年	0	135	462	645	29	21	114	137	1,543
平成21年	3	101	402	588	23	14	97	172	1,400
平成22年	3	101	582	683	29	16	101	181	1,696
平成23年	0	95	351	469	15	11	90	138	1,169
平成24年	0	69	254	340	20	8	95	104	890
平成25年	1	68	217	259	13	15	73	77	723
平成26年	1	57	231	197	10	7	92	59	654
平成27年	0	55	140	150	7	8	66	30	456
平成28年	0	78	100	116	5	12	57	44	412
平成29年	0	53	74	94	5	6	45	31	308
平成30年	1	50	71	53	6	1	33	20	235
令和元年	1	54	56	61	6	3	37	12	230
令和2年	2	52	42	34	2	5	28	20	185
令和3年	0	41	44	46	0	3	15	11	160
令和4年	0	57	48	46	9	7	34	14	215
令和5年	4	61	38	56	5	3	27	14	208
令和6年	1	58	80	99	6	5	35	26	310

注）各数値は検挙人員（触法少年含む、特別法犯少年は含まない）

図６　学識別刑法犯少年の構成比（福島県）



増と突出した上昇を示した。平成20～22年の３年平均と平成23年を比較すると、すべての学識区分で低下が確認された（表４）。低下幅は中学生（約27.2%）で最も大きかった。

近年の増加（令和３年→令和６年）では、すべての学識区分で増加が確認された（表４）。直近の令和５年から令和６年にかけては、中学生（38人→80人）と高校生（56人→99人）の増加だけで総数増加102人のうち85人を占めており、この２区分の寄与が特に大きかった。小学生は61人から58人へ３人減少した。

以上から、近年の増加は特定の学識区分に限定されたものではないが、令和６年の直近増加では中学生・高校生の寄与が特に大きかった。

４　考　　察

４．１　少年非行の長期的縮小

本研究では、平成17年から令和７年までの21年間における福島県の少年非行の推移を、公表統計に基づいて記述的に整理した。その結果、非行少年総数は平成17年の2,620人から令和３年の227人まで大きく減少し、人口比においても7.72から0.95へと低下していた。さらに、刑法犯少年総数も平成17年の2,520人から令和３年の160人まで減少しており、福島県における少年非行は、実人員のみならず、少年人口を考慮した水準においても長期的に縮小してきたといえる。この点は、少年による刑法犯検挙人員が令和３年頃まで減少してきた全国的な動向とおおむね対応するものであり、福島県における少年非行の長期的縮小も、全国的な少年非行の減少傾向と軌を一にするものとして理解できる。

もっとも、この減少は、公表統計上把握された検挙・補導人員の減少を示すものであり、少年による非行行動の実際の発生量が同程度に減少したことを直ちに意味するものではない。犯罪統計は、警察等に認知され、検挙・補導等の手続を通じて把握された事象の集計であり、浜井（2013）が指摘するように、認知件数や検挙人員は、犯罪発生の実態だけでなく、警察活動、事件処理の方針、統計上の運用、数値目標などの影響を受ける可能性がある。本研究において不良行為少年が平成20年から平成21年にかけて大幅に減少したことも、統計系列の連続性に留意した解釈が必要であることを示している。

それでもなお、福島県の少年非行が長期的に縮小してきたことは重要である。少子化による少年人口の減少は、検挙・補導人員そのものの減少を説明する一要因であるが、本研究では、少年人口を考慮した人口比においても大きな低下が認められた。これは、少なくとも公表統計上把握される検挙・補導人員の水準が、少年人口の縮小を超えて低下してきたことを意味する。ただし、その背景には、社会全体の防犯環境の変化、学校・家庭・地域における見守り、少年の余暇行動の変化、警察活動の変化、さらには少年事件が可視化される経路の変化などが複合的に関与している可能性がある。したがって、福島県における少年非行の長期的減少は、少年人口の減少のみでは説明しきれない

統計上の変化として注目されるが、公表統計上把握された非行少年の水準が大きく低下したものとして慎重に理解する必要がある。

４．２　近年の反転増加と年齢・学識構成の変化

本研究で特に注目されるのは、令和３年以降、福島県において非行少年総数および不良行為少年が再び増加傾向を示している点である。非行少年総数は令和３年の227人から令和７年の366人へ増加し、人口比も0.95から1.69へ上昇した。不良行為少年も、令和４年を底として令和５年以降３年連続で増加している。これらは、令和４年以降に少年による刑法犯検挙人員が全国的に増加へ転じた動向とも整合的であり、福島県においても、長期減少を前提とした理解だけでは不十分になりつつあることを示している。

ただし、近年の増加については、過去の高水準に戻りつつあるものと直ちに解釈することはできない。令和７年の非行少年総数や不良行為少年は、平成17年から平成20年代前半の水準と比較すれば、なお低い水準にある。このため、近年の動向は、長期的に低下した水準の中でみられる増加として、今後の推移を含めて慎重に検討する必要がある。したがって、今後の検討においては、増加の有無だけでなく、その変化がどの年齢層や学識区分において生じているのかを丁寧に把握することが重要である。

年齢別・学識別分析では、平成30年以降、14歳未満および小学生の構成比が高まっていたが、令和５年から令和６年にかけての増加では、中学生・高校生に相当する年齢層の寄与が大きかった。令和５年から令和６年にかけては、中学生と高校生の増加が刑法犯少年総数の増加の大部分を占めており、近年の増加が低年齢層に限定されたものではなく、学校生活、友人関係、地域生活の影響を受けやすい年齢層にも及んでいることが示唆される。

とりわけ、中学生・高校生に相当する年齢層では、家庭内の関係に加えて、学校適応、友人関係、地域での居場所や活動機会などが、少年の行動や生活状況に影響しやすいと考えられる。あわせて、触法少年の構成比の相対的上昇や14歳未満・小学生層の比重の高まりは、司法手続に至る以前の段階から家庭・学校・地域が少年の変化に気づき、支援につなげることの重要性を示している。

Hirschi（1969/2010）の社会的絆理論に従えば、非行を抑制する力は、家庭への愛着、学校や仕事への関与、将来への投資、社会規範への信念といった社会への結びつきの中に形成される。本研究の結果、近年の増加が中学生・高校生を中心としつつ、有職者・無職者を含む複数の学識区分にわたり、低・中間年齢層において顕著であったことは、この理論的枠組みと照らして示唆的である。学校への関与や友人・地域とのつながりが形成される途上にある中学生・高校生層において非行が増加していることは、社会的絆の形成が十分に支えられていない可能性を示唆するものとして理解できる。ただし、本研究は公表統計による記述的分析であり、個々の少年の絆の状態を直接測定したものではないため、この対応はあくまで理論的解釈の枠組みとして位置づけるにとどまる。福島県では、震災後の避難、転居、家族構成の変化、地域コミュニティの変容を経験した少年や家庭も少なくない。統計上の増減だけでは、こうしたつながりの弱まりや回復を把握することはできないが、近年の増加傾向を考えるうえでは、家庭・学校・地域への接続を支える支援体制が改めて重要な視点となる。

４．３　罪種構成からみた福島県の少年非行

罪種別にみると、窃盗犯は分析期間を通じて最大の構成比を占めていた。これは、少年による刑法犯において窃盗が大きな比重を占めるという全国的傾向（法務省、2025）とおおむね一致する結果である。もっとも、福島県では、窃盗犯の実数は平成17年の1,595人から令和６年の186人へと大きく減少しており、窃盗犯が最大構成比を占めていることは、必ずしも窃盗犯の水準が高止まりしていることを意味しない。むしろ、刑法犯少年総数が大きく縮小する中でも、罪種構成上、窃盗犯が相対的に大きな割合を占め続けているものとして理解する必要がある。一方、粗暴犯については、実数としては長期的には減少傾向にあるものの、令和４年以降、直近の令和７年においては実数・構成比ともに増加した。この変化についても、粗暴犯の増加、凶悪化と直線的に理解するのではなく、非行内容はもとより、窃盗犯やその他刑法犯を含む他罪種の減少幅との関係の中で生じた相対的変化も見つつ慎重に解釈する必要がある。

風俗犯については、令和６年に分析期間中の最多値を示したが、絶対数が小さいことに加え、令和５年に性的姿態撮影等処罰法が施行され、統計上の計上範囲に制度的変更が生じている。また、本研究で用いた罪種区分では、不同意性交等は凶悪犯に含まれており、風俗犯は性に関わる犯罪全体を示す区分ではない。したがって、風俗犯の増加については、性に関わる非行

全般の増加としてではなく、当該区分に含まれる罪名や統計分類の変更を踏まえて慎重に解釈する必要がある。なお、凶悪犯についても、平成29年および令和５年の性犯罪関連法制改正により、分析期間を通じて構成要件が一定ではないため、その増減を非行内容の実質的な変化としてそのまま解釈することには注意を要する。

４．４　東日本大震災前後の変化の位置づけ

本研究では、東日本大震災前後の推移について、平成22年単年が非行少年総数および刑法犯少年総数において一時的な高値を示していたことを踏まえ、震災前３年間の平均値と平成23年または震災後３年間の平均値を比較する方法を用いた。その結果、非行少年総数、刑法犯少年総数、主要罪種、年齢別・学識別の各区分において、平成23年にはおおむね低下が認められた。この結果からは、少なくとも公表統計上は、震災発生年である平成23年に福島県の少年非行が増加したとはいえず、震災前の水準と比較して低下していたことが確認された。

もっとも、この結果をもって、東日本大震災が少年非行を減少させたと結論づけることはできない。また、震災の影響を検討する際には、平成23年単年の増減だけに着目するのではなく、その後の年次にわたる生活環境の変化を含めて捉える必要がある。大災害は、発生直後の心理的反応や生活上の混乱にとどまらず、避難、転居、家族関係の変化、学校生活の中断、地域社会とのつながりの変化などを通じて、少年の生活基盤に中長期的な影響を及ぼし得るためである。

本研究では、震災発生年である平成23年に、福島県の少年非行が公表統計上、震災前３年間の平均と比較して低下していたことが確認された。この結果は、震災の影響が発生直後の統計水準の増減として単純に現れるとは限らないことを示唆しており、先行研究の知見とも整合的である。大野ほか（1997）は、震災後の非行少年において時間的経過の中で心理的反応の変化が認められることを示しており、震災の影響を一時点のみで捉えることの限界を示唆している。岡本ほか（2014）は、建物被害や避難・復旧の遅れが犯罪被害と関連することを報告しており、震災の影響が地域条件や復旧状況によって異なることを示唆する。佐藤ほか（2025）は、喪失体験や居場所の喪失が非行発生を早める可能性を示しており、家族・生活基盤の喪失が少年の非行化プロセスに影響し得ることを指摘している。これらを踏まえると、福島県の少年非行を検討する際には、平成23年単年の統計変化だけでなく、東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う避難・転居・地域コミュニティの変容を含む中長期的な過程を視野に入れる必要がある。震災後の家庭･学校･地域とのつながりの変化や、居場所・支援資源へのアクセスの変化は、統計上の水準変化だけでは捉えにくいものであり、全国的動向と共通する変化を踏まえつつ、福島県固有の地域的文脈として中長期的に検討することが求められる。

ただし、本研究は公表統計に基づく記述的分析であり、震災後の避難経験、家族構成の変化、学校適応、地域資源との接点など、個々の少年の生活状況を把握したものではない。そのため、本研究で確認された震災前後の変化やその後の推移は、公表統計上観察された水準変化として位置づける必要がある。そのうえで、東日本大震災および福島第一原子力発電所事故は、福島県の少年非行を理解するうえで、全国的動向と区別される単独の説明要因としてではなく、地域社会の変化を考えるための中長期的な時期的・地域的文脈として扱うことが適切であろう。

５　本研究の限界と今後の課題

本研究にはいくつかの限界がある。

本研究の第一の限界は、公表統計に基づく記述的研究であるため、観察された増減の因果関係を検証できない点である。福島県における少年非行の推移には、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故、少子化、学校・家庭・地域環境の変化、警察活動、法制度や統計分類の変更、新型コロナウイルス感染症拡大期の生活変化など、多様な要因が関与している可能性がある。しかし、本研究で用いた集計データからは、個々の少年がどのような生活環境、被災体験、家族関係、学校適応、地域資源を有していたかを把握することはできない。そのため、本研究の結果は、福島県における統計上把握された検挙・補導人員の推移を示すものであり、非行行動の実態や、その背景要因を直接説明するものではない。

第二の限界は、統計系列の連続性および資料間の分類基準に関する問題である。不良行為少年については、平成20年から平成21年にかけて大幅な水準低下が認められたが、その理由は公表資料から確認できなかった。また、福島県警察資料における非行少年総数と、福島県勢要覧における刑法犯少年の細分類は、いずれも少年非行の動向を把握するための資料であるが、資

料の作成目的や分類の仕方が異なる。そのため、非行少年総数の推移と刑法犯少年の罪種別・年齢別・学識別の推移を関連づけて解釈する際には、両者の数値が完全に対応するものではないことに留意する必要がある。さらに、性犯罪関連法制の改正や性的姿態撮影等処罰法の施行は、凶悪犯や風俗犯の統計に影響する可能性がある。したがって、特定年の急増・急減や小規模罪種の変動については、統計作成上の変更や運用の影響を考慮しながら慎重に解釈する必要がある。また、令和６年の刑法犯少年増加への寄与が最も大きかった「その他刑法犯」については、含まれる具体的罪名を確認したうえで解釈する必要があるが、本研究が用いた公表資料からはその内訳を把握することができなかった。

第三の限界は、地域内差を扱えていない点である。福島県は、浜通り、中通り、会津地方など、地理的・社会的条件が大きく異なり、東日本大震災および福島第一原子力発電所事故の影響も地域によって異なる。本研究は県全体の統計を対象としたため、避難区域、沿岸部、都市部、山間部などの地域差を明らかにすることはできなかった。今後は、市町村別、警察署管内別、学校圏域別など、より小さな単位での分析を行い、地域社会の構造や支援資源との関連を検討することが望まれる。

第四の限界は、統計分析と質的資料との接続である。震災や地域社会の変化が少年の生活に及ぼす影響は、検挙・補導人員の推移だけでは十分に把握しにくい。今後は、公表統計によって示される量的な動向を、少年や家庭を取り巻く生活環境、学校適応、地域とのつながりなどに関する質的資料と照合しながら検討する必要がある。特に、令和期に増加がみられる中学生・高校生層については、統計上の変化の背景にある生活状況や支援上の課題を他の問題行動、不登校の状況との関連などから把握する視点が求められる。

以上の課題を踏まえ、今後は、公表統計による長期的な動向把握と、少年を取り巻く生活環境に関する質的検討とを組み合わせながら、福島県における少年非行の変化を継続的、かつ、俯瞰的に検討していく必要がある。

i　平成21年、平成22年は「少年非行の概況」が公刊されておらず、令和６年版の基礎資料も未公表である。未公表年の数値は、その前後の公表資料から抽出している。

ii　罪種の内訳は、福島県警察本部公表の「少年非行の概況」「少年非行の状況」の区分を参考とした。

iii　減少率は、(基準年の値－比較年の値)÷基準年の値×100により算出した。本稿における減少率はすべて同式による。

【引用・参考文献】

福島県警察本部生活安全部少年課　少年非行の概況（平成18年～平成20年、平成23年～令和元年）

福島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課　少年非行の概況（令和２年～令和４年）

福島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課　令和５年少年非行の概況（令和６年度福島県青少年健全育成審議会資料内）
https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/662615.pdf

福島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課　令和７年における少年非行の状況
https://www.police.pref.fukushima.jp/02.oshirase/-2seian/r7syounen.pdf

福島県勢要覧（平成18年版～令和７年版）
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045b/15839.html

浜井浩一　なぜ犯罪は減少しているのか　犯罪社会学研究　2013　38.53-77.

Hirschi,T. Causes of delinquency. University of California Press. 1969（ハーシ，T．森田洋司・清水新二（監訳）「非行の原因――家庭・学校・社会へのつながりを求めて――」（新装版）文化書房博文社 2010）

法務省　令和７年版　犯罪白書――犯罪被害の実態――　2025

住民基本台帳に基づく人口(平成17年版～令和７年版)
https://www.e-stat.go.jp/

河合幹雄　犯罪統計の信頼性と透明性　学術の動向、2005　10.12-15.

岡本英生・森　丈弓・阿部恒之・斉藤豊治・山本雅昭・松原英世・平山真理・小松美紀・松木太郎　東日本大震災による被害が被災地の犯罪発生に与えた影響　犯罪社会学研究　2014　39.84-92.

大野太郎・岡本英生・三村都與仁・徳永佳次・前澤幸喜・岩崎瑞恵・服部麻理・大山勝典　非行少年の震災反応　犯罪心理学研究　1997　35(1).1-12.

佐藤健司・三浦秀徳・熊谷康之・内山香奈子・安藤友

祐・本木あや・内山博之・佐々木翔規・平川奈々・小林美智子・只野智弘　少年鑑別所在所者の被災体験に関する考察 ── 東日本大震災の被災体験を有する少年鑑別所在所者の被災体験と非行について ──　犯罪心理学研究　2025　62(2).45-57.

「原稿受付(2026年６月24日)、原稿受理(2026年９月１日)」

福島大学地域創造
第38巻 第１号 19～32ページ
2026年９月

Journal of Community Future Design Center, Fukushima University 38 (1): 19-32, Sep 2026

論　　文

東日本大震災の被災地域における福島大学学生による学生コンサートの実施(4)

～大学を会場とする招へい型コンサートの企画と運営～

福島大学人間発達文化学類　**中　畑　　淳**

Student Concerts by Fukushima University Students in the Disaster Areas Affected by the Great East Japan Earthquake(4)： Planning and Management of Invitational Concerts and Workshops Held at the University

NAKAHATA Makoto

１．要　　旨

福島大学音楽専攻学生による学生コンサートと音楽ワークショップを、2022（令和４）年度から毎年企画し実施している。起点となった2022（令和４）年度は、福島大学地域未来デザインセンター相双地域支援サテライト（以下、サテライトと表記する）から福島大学人間発達文化学類芸術･表現コース（音楽領域）（以下、音楽科と表記する）に対する依頼で、地域貢献事業として企画して、楢葉町[1)]および双葉町[2)]で音楽科学生によるコンサートおよび音楽ワークショップを実施している。訪問先では大変喜ばれ、参加した学生からも継続を期待する声があがった。2023（令和５）年度以降は「川瀬章復興支援金　復興支援活動」の事業として採択されて継続し、現在に至っている。2023（令和５）年度[3)4)]からは復興支援活動としてコンサート等を位置づけるため、はじめに「コンサート作りのためのワークショップ」[5)]を学内で開催し、被災地域の現況や課題を把握した。ここでは、ボランティア活動の様子を共有しながら、コンサートの構成案を検討した。これをもとに、音楽科学生によるコンサートと音楽ワークショップを企画し、2023（令和５）年度は楢葉町および川内村で実施、2024（令和６）年度[6)]は川内村を再度訪問して事業を実施している。

音楽領域のアウトリーチ活動としては、すでに多くの先行研究[7)]がなされており、これらを参考としながら、主に教員が先導していた2022（令和４）年度の事業と異なり、学生主体でアクティブラーニングとして企画を進めていった。その結果、演奏内容およびワークショップの構成では斬新なアイデアや工夫が随所にみられて、訪問先では子どもたちによろこばれ、関係者から活動内容が高く評価された。一連のアクティブラーニング活動を通じて、コンサートとワークショップの発展的な充実が認められ、学生たちも大きく成長していた。

2025（令和７）年８月には、子どもたちに大学を訪問してもらって学内で実施している。これまでは学生が訪問していたので、初めての試みであった。大熊町が所有するコンサート用グランドピアノが、大学教室で保管されているご縁から、企画して実現したものである。２月には川内村を訪問し、学生コンサートとワークショップを実施した。ここでは、新たに音楽ワークショップをコンサートのプログラムとして組み込んで行い、大変好評であった。

本稿では、2025（令和７）年度に「川瀬章復興支援

金　令和７年度復興支援活動」として実施した事業のうち、学内におけるコンサート事業（８月６日、８月７日）についてとりあげる。８月の事業は初めて実施する招へい型であるため、それまでの経験をふまえながら、コンサートとワークショップの内容に加えて、前後の流れを考慮しながら構成し進めることとした。

２．2025（令和７）年度の事業について

2025(令和７)年度は､以下の日程で事業を実施した。学内における学生コンサートとワークショップを２回、川内村を訪問して学生コンサートとワークショップを１回実施した。

日程：

１）学生コンサートおよび音楽ワークショップ
2025年８月６日㈬（第１回）
名称：「児童のための音楽コンサート」
対象：葛尾村から訪問してもらった子どもたち、教職員など関係者

２）学生コンサートおよび音楽ワークショップ
2025年８月７日㈭（第２回）
名称：「Ｒ７　みんなで行こう福島大学」
対象：大熊町から訪問してもらった子どもたち、教職員など関係者

３）学生コンサートおよび音楽ワークショップ
2026年２月19日㈭（第３回）
訪問先：川内村　川内小中学園　地域文化伝承教室　にじいろ

３．企画経緯と日程調整について

2022（令和４）年度から継続している学生コンサートの活動が、４年目に入った。2022年度は地域未来デザインセンターからの要請で実施して、この年が起点である。翌2023年度からは川瀬章復興支援活動として採択され、現在まで継続している。

２年目にあたる2023年度以降の活動では、2023年度の「コンサート作りのためのワークショップ」における成果と到達点を意識しながら、コンサート内容の調整や、ワークショップの設定と準備を行っており、前年度までの成果や反省点も加味しながら、継続して取り組んできた。したがって、2025年度の活動もこれらの延長線上にある。

これまでの活動をふりかえると、まず日程調整の難しさがある。日程の決定から本番当日までの時間は、コンサートの演奏曲目や音楽ワークショップの企画構想、準備などのため、まとまった時間が必要である。本事業は特定の授業科目との関連はなく、課外活動としての位置づけであることも、諸作業の進捗と関連するかもしれない。学生たちの予定、都合と相手先の事情を考慮しながら、具体的な交渉を進めていくが、当日は子どもたちにできるだけ多く参加してもらいたいので、この点も留意しながら日程調整を進めた。これまでも、「準備期間をとるため本番日程は早めに決まると良い」､「できれば事前に訪問先と打合せを行って、企画内容に反映出来たらよい」といった反省、意見はたびたび聞かれたところである。

４．大熊町の楽器について

2025年度の計画にあたり、大熊町のコンサート用グランドピアノと福島大学との接点について、触れておかなければならない。１年ほど前の2024年の年明けに遡り、大熊町所有のグランドピアノを大学で預かる話が持ち上がった。旧大熊町文化センターのホールに設置されていたコンサート用グランドピアノ、スタインウェイ・D-274型が、ホールから工房へ移されて、整備調整、修繕などのメンテナンス作業が施され作業完了していた。この楽器は新しく建設中の社会教育複合施設へ搬入される予定だが、施設が竣工して受入れ態勢が整うまでの間、この楽器を福島大学でしばらく保管することになった。設置予定場所の床強度や、搬入作業ルートの確認を経て、2024年２月に福島大学音楽棟の大教室に設置された。[8)]大熊町で準備中の新しい施設が完成した暁には、この楽器は大熊町へ里帰りすることになっている。スタインウェイ・D-274型とは、世界中の音楽ホールでコンサート用グランドピアノの標準となっている楽器である。このような本格的なコンサート用楽器が福島大学にある間に、子どもたちに大学へ来てもらってコンサートやワークショップを企画できたらと考え､教室に楽器が搬入されて以来､ずっと構想を温めてきた。

2024年度の企画段階で早速検討対象としていたが、前年度までに訪問した諸自治体との日程調整がすでに始まっており、それらの調整を通じて2024年度は川内村を２回訪問する計画が決まった。そこで、2025年度以降の企画として、実現に向けた検討を進めていくこととした。[9)]これまで長い間、倉庫で保管されていたこの楽器は、当分の間、教室へ設置して授業や試験等

の大学行事で使用しながら、メンテナンスを継続して楽器コンディションを整えていくこととなった。

5．2025年度に向けた打合せ

2024年度までの活動等を通じて、今後の構想についてサテライトの担当者とは、それまでも随時意見交換をしていた。大熊町のスタインウェイを預かったことも話題に挙がり、自然に子どもたちを招く構想へとつながっていった。2025年度の活動開始にあたり、企画案を具体化するためにサテライトを通じて、いくつかの自治体[10]に連絡をとり日程や内容について相談を行っている。福島大学を訪問してもらう形の事業については、各教育委員会の担当者からは前向きな反応が得られて、時期や内容、要望をはじめ移動手段などの検討に移行していった。

大熊町には、放課後児童クラブの児童たちによる移動教室として、検討していただけることとなった。移動時の道路事情から、実施時期は冬ではなく８月が良いとのことであった。葛尾村と川内村の両教育委員会も、日程が合えば移動教室が可能とのことで、これらにより2025年８月を念頭に検討を進めていくこととした。

これらがすべて実現した場合、子どもたちの人数は合計で100名程度になる可能性がある。スタインウェイを設置した教室は、音楽棟内では大きな教室であるが、100名の収容は不可能であった。この教室内に楽器類がすでにたくさん置かれており、筆者の直感では30名程度で「満員」となりそうに思われた。

5．1　学内での打合せ

メールなどの打合せに加えて、関係者により５月21日㈬10時30分から学内で対面ミーティングを行っている。

2025年度学生コンサート　ミーティング（打合せ）
日程：2025年５月21日㈬　10時30分～12時00分
場所：地域未来デザインセンター２階　イノベーションコモンズ
出席者[11]：筆者、相双地域支援サテライト２名
内容：2025年度の活動計画と進捗状況について
（方針）今年度は、㈀ 従来のような訪問による形と、㈁ 子どもたちに福大へ来てもらう形の両方を検討していく。現時点で対象は、川内村、葛尾村、大熊町ほか。実施可能性を具体化するため、以下のように日程調整を進める。
（対象期間）
①（学校の夏休み期間）７月19日㈯～８月24日㈰
②（①以外で大学の夏休み期間）
８月25日㈪～９月30日㈫
※①では㈀ ㈁を、②では㈀の形態になるであろう。
※除外する日＝８/13～８/15（大学の一斉休業）、土日祝　→基本的に平日で調整。
備考：
川内村から昨年に準じた時期で、実施の要望が出ている。具体的には８月および12月。
これらは、上記期間の調整状況をみながら実施可能性を考えていく。

ミーティングでは交渉中の自治体と進捗状況について共有し、復興支援活動としての実現可能性、時期と内容などを検討した。サテライトを通じて、葛尾村、大熊町の両教育委員会と内容を共有して、ひきつづき実施時期などの相談を行っていくこととした。大学からは、具体的な日程案として、以下のように提案、打診している。川内村については、12月24日㈬または25日㈭に訪問する形で検討し、移動教室については全体の流れを見ながら考えていくこととした。葛尾村、大熊町の状況は次のように把握した。[12]

日程[13]について（大学からの提案・打診内容）
- 2025年７月30日㈬～８月12日㈫、および８月18日㈪～８月22日㈮
- 実施時間帯は、13時00分～15時00分[14]

大熊町の状況
- 放課後児童クラブの移動教室として検討する。スクールバスの予定から、移動教室の設定可能日を確認して調整する。
- 児童クラブの登録人数は38名であり、大熊町からの最大参加人数は子どもたちが38名、関係教職員を含めると40名以上と想定された。

葛尾村の状況
- 移動教室あるいは訪問コンサートのいずれも検討可能。訪問コンサートの場合は、８月中の午後[15]であれば、調整可能である。

- 移動教室の場合、スクールバスを含めて調整可能。
- 参加最大人数は15名で、他の自治体との共同参加も検討可能。

５.２　大熊町との相談

学内打合せの内容にもとづいて、検討をお願いした結果、大熊町からは次の回答を得た。[16)]

１）移動教室日程について

８月５日㈫または８月７日㈭

生涯学習課、学校、放課後児童クラブと調整の結果、これらの候補日程で検討したい。

８月５日㈫は、生涯学習課の事業として実施予定。ゆめの森の児童・生徒を中心に広報し、定員を設け募集予定。参加人数は未定。

８月７日㈭は、放課後児童クラブの事業として実施予定。全員参加すると39名となる。いずれの日程でも、広報を行いチラシ等も制作する。

２）受け入れ可能人数について

30名程度を見込んでいるが、この人数は大丈夫か。

放課後児童クラブの登録人数が39名おり、夏休みイベントということで３分の２程度（30名弱）が参加しそうである。教職員関係者を入れると30名程度になるが教室定員との関係で大丈夫か。

３）本学学生の訪問コンサートについて

学生が大熊町を訪問する形で、コンサート実施の可能性はどうか。

以上について、学生たちと相談した。時期については、以前から話し合っていたが、夏休み期間では授業、試験、お盆休み、帰省の都合などから、８月４日㈪からの週が現実的とみていた。大熊町からの日程案はその週にあたることから、学生にもちょうど良さそうに思われた。参加人数（30名程度）は、合奏室の現況を考えるとギリギリの数に感じられた。こちらも、確認して回答することとした。[17)]日程案と参加人数から、大学で実施することが困難となった場合、本学学生が大熊町・ゆめの森を訪問してコンサートを実施する提案もいただいた。この場合は会場がゆめの森となり、ゆめの森の楽器も利用可能とのことである。これについても学生と相談し検討した。訪問の形も魅力的であり、前向きに受けとめて是非うかがいたいが、今回は楽器を預かっているご縁で企画していて、スタインウェイがキーワードになっている。それゆえ、子どもたちを大学に招いて大熊町のスタインウェイに接してもらう機会を、まず初めに作りたいと考えた。

学生たちから質問や要望も出た。

- 大熊町から要望、リクエストはないか？
- アンケート等を通じて、プログラム選考の参考にしたらどうか？
- ゆめの森の備品楽器には、どのようなものがあるか？
- 子どもたちの属性、学年などが事前にわかれば参考にしたい。
- ２回実施する場合、子どもたちが重複する可能性はどうか。プログラム内容を変更するか、同様のプログラムでもよいか。

日程案として、当初は８月５日㈫が第１候補で、８月７日㈭を調整可能な予備日としていた。その後、大熊町からの連絡で、８月５日㈫は係る状況[18)]が変化して参加人数が少なくなる可能性が判明したため、８月７日㈭を第１候補とすることとした。８月７日㈭とした場合の最大参加人数は39名と見込まれた。教室定員が心配であったが合奏室は固定椅子ではないため、この位であれば実施に大きな問題はないと考えた。

学生からの要望について、子どもたちへのアンケートをお願いした。実施日程によりとりまとめが多少異なる。８月５日㈫の場合は、ゆめの森の児童・生徒を中心に広く募集するため、参加者が決まってからの聞き取りとなる。８月７日㈭は児童クラブの子どもたちが対象なので、いくぶん早めに対応することも可能であった。最終的には日程案として、８月７日㈭が第１候補となったため、日程がほぼ確定したことで参加予定の児童クラブの子どもたちに聞き取りをお願いすることとなった。

５.３　葛尾村との相談

学内打合せの内容にもとづいて、葛尾村との日程調整も、８月４日㈪からの週を念頭に相談することになった。大熊町との交渉で８月５日㈫と８月７日㈭が挙がり、学生間ではまずこれらの２択で参加可否を確認していた。合奏室の状況からは、複数の自治体から同一日程で訪問してもらった場合、教室がやはり手狭になると考えられ、別日程とすることが好ましいと判断していた。仮に50名程度が入場した場合、コンサートは満員の盛況で実施可能である。一方、ワークショップの方は子どもたちの動きや移動を伴うため、満員ではむしろ不利であり運営も難しくなる。ピアノをテー

マとしたワークショップを構想していて、より少人数の方が楽しんでもらえると考えた。大熊町が８月７日㈭の線でまとまりそうで、葛尾村には８月５日㈫の可能性を打診していたが、移動の都合からこの日が難しくなり、８月６日㈬～８日㈮の間で代替日程の検討依頼があった[19]。３日間のうち、８月７日㈭は大熊町からの訪問が決まりそうであった。教室の人数から、別日程を基本に考えて、まず学生の参加状況を調査したところ、８月６日㈬は８月７日㈭より２名多く参加でき、8月８日㈮は逆に半数以下になることが分かった。これには、夏休み行事や帰省などの背景がある。大学側の事情が判明し、代替日程として８月６日㈬で再調整をお願いした結果、この通り決めていただくことができた。これらの結果、以下のように連続する２日間で実施することになった。

１）2025年８月６日㈬（第１回）「児童のための音楽コンサート」
　学生コンサートおよび音楽ワークショップ
　対象：葛尾村から訪問してもらった子どもたち、教職員など関係者

２）2025年８月７日㈭（第２回）「Ｒ７　みんなで行こう福島大学」
　学生コンサートおよび音楽ワークショップ
　対象：大熊町から訪問してもらった子どもたち、教職員など関係者

葛尾村の日程が８月６日㈬に決定し、訪問予定人数は子どもたち約８名､教職員スタッフ約５名となった。７月18日㈮に教員とサテライトスタッフのミーティングが予定されていたが、こちらへ葛尾村の担当者にオンラインで参加してもらい、当日へ向けた準備や詳細について相互に確認することができた。

７月18日㈮　９：00～10：00
地域未来デザインセンターイノベーションコモンズ
対面およびzoomによるオンライン打合せ
参加：筆者、サテライトスタッフ、葛尾村教育委員会ご関係者

６．学生コンサートの企画と内容について

学生に内容を検討してもらって、全体の流れは次のように事前にまとめていた。大熊町に依頼していたアンケートの結果について、概ね次のように把握した[20]。

☆曲目の要望やリクエスト、流行りの音楽
- YouTubeショート等で流行った曲が、子どもたちの流行になりやすい。
- 楽譜は読めない児童が多く、音名が書かれた楽譜や「耳コピ」を行っているようだ。
- 子どもたちが弾いている曲（例）「Bling-Bang-Bang-Born」､「晴る」､「はいよろこんで」､「ライラック」､「レオ」
- ジブリの曲は学年問わず人気｡低学年は「さんぽ」､高学年は「人生のメリーゴーランド」など。

☆参加が想定される子どもたちの学年や属性
６月時点では８月の利用予定は不明。７月の申し込み状況内訳は下記のとおり。
（　）内は、各学年最大人数。
１年　７名（８名）
２年　７名（９名）
３年　３名（９名）
４年　２名（６名）
５年　２名（６名）
６年　３名（５名）
後期課程（ボランティアスタッフ）
７年　１名（６名）
８年　１名（６名）
９年　０名（１名）

☆普段児童クラブで実施のイベント、参加の子どもたちの様子
- 音楽関連では、昨年度末～今年度に下記のイベントを実施。

① 大学生インターン楽器体験　2025年３月
　インターン生２名によるトランペット・トロンボーン・バイオリンの体験教室（放課後）。児童クラブ利用の児童９名が参加。管楽器への関心が高まった様子。

② バイオリニストによる弦楽器体験　2025年４月
　入学式で演奏を担当したバイオリン奏者による、バイオリンとチェロの体験教室（同日午後）。

当日児童クラブ利用の児童13名、残っていた児童やこども園児が参加。全員が試し弾きをし、夢中になった子はずっと続けていた。

③　郡山まなびあそびバスツアー　2025年６月

他行事と連携企画で、郡山市民オーケストラのファミリーコンサートを鑑賞。園児１名・小学生18名・中学生７名が参加。「カルメン前奏曲」や「威風堂々」、「運命１楽章」「新世界４楽章」などメジャーなクラシック音楽を楽しんだ。

④　その他

- 児童クラブ内にキーボードがあり、各々「猫ふんじゃった」などを弾いている。
- 楽譜が読めないのと、手が小さい・ポジションがわからないので、楽譜を見ながら好きな曲を練習するまでは至っていない。
- ウクレレやドラムなど楽器に対する関心は高い。
- 音楽以外の点ではレゴやものづくり、鬼ごっこが人気。
- 普段の授業から話し合ったり自分のペースで学んでいる環境があり、じっと座って話を聞くだけの活動より、とにかく挑戦できる機会を喜んでくれると思う。

６．１　基本的なタイムスケジュール：８月６日㈬

【第１日】[21]

９：00　音楽棟集合
　　会場の点検、清掃、設営など準備作業
　　楽譜、楽器、譜面台などの点検と準備
10：00　打合せ
10：45　リハーサル開始
　　校歌の練習
　　ワークショップの練習
　　演奏の最終確認と練習
12：45　葛尾村よりバス 到着（人文ロータリー）
　　出迎え＝学生３名　音楽棟へ引率
　　他のメンバーは音楽棟で出迎え。
13：00　コンサート開始
14：00　ワークショップ開始
15：00　コンサートおよびワークショップ終了
15：15　音楽棟から見送り。
　　会場の点検、清掃、片付けおよび翌日の準備。
　　ロータリーまで引率して見送り＝学生２名
　　葛尾村への帰りのバス乗車(人文ロータリー)
15：30　第１日の活動終了。

ミニコンサートの流れ（要点）

- 時間枠と内容は60分で構成する。
- ワークショップでは、こどもたちが参加可能な内容とする。



【写真１】プログラム冊子（１日目）



【写真２】音楽棟でお迎え（１日目）

演奏プログラム　【第１日・第２日】

第１部　演奏会（60分）　ナビゲータ（進行）：学生

１．花のワルツ：チャイコフスキー（ピアノ連弾）
２．篝火の舞：轟千尋（ピアノ連弾）[22]
３．となりのトトロ：久石譲（フルート・オーボエ・ピアノ）
４．君をのせて：久石譲（ソプラノ・ピアノ）
５．人生のメリーゴーランド：久石譲（オーボエ・ピアノ）
６．スラブ舞曲第８番：ドボルザーク（ピアノ連弾）
７．はいよろこんで：GRP　こっちのけんと（トランペット、ホルン、ピアノ）[23]
８．レオ：優里（ユーフォニアム・ピアノ）
９．Bling-Bang-Bang-Born：DJ松永（ピアノ連弾）
10．ライラック：大森元貴（フルート・ピアノ）



【写真３】コンサート風景①（１日目）



【写真４】コンサート風景②（１日目・楽器説明）

第２部　ワークショップ　45分　ナビゲータ（進行）：学生
「ピアノ博士になろう」
- ピアノクイズ⁉
- ピアノの音が出る仕組みを解明しよう
- ピアノを分解⁉
- みんなで演奏してみよう



【写真５】ワークショップ「ピアノ博士になろう！」



【写真６】ワークショップ風景①



【写真７】ワークショップ風景②

第３部[24]　校歌　15分　ナビゲータ（進行）：学生
葛尾小学校の歌（合唱・ピアノ）（全員）※８月６日
学び舎　ゆめの森　校歌(合唱･ピアノ)(全員）※８月７日

参加にあたって注意事項：
- 演奏会用の衣装は､事前に打ち合わせください。(ドレスなど）着替える場所有。
- 基本的にトークコンサートであり、話題をいくつか準備しておくこと。２人組、３人組のところも、全員がトークに参加する。
- 昼食は各自で準備してください。
- マスク着用指示はありませんが、体調管理をお願いします。

６.２　子どもたちの到着から出発まで

今回は、子どもたちに大学を訪問してもらう形で、学生コンサートとワークショップを企画した。これまでは、大学から訪問して実施する形態であったから、

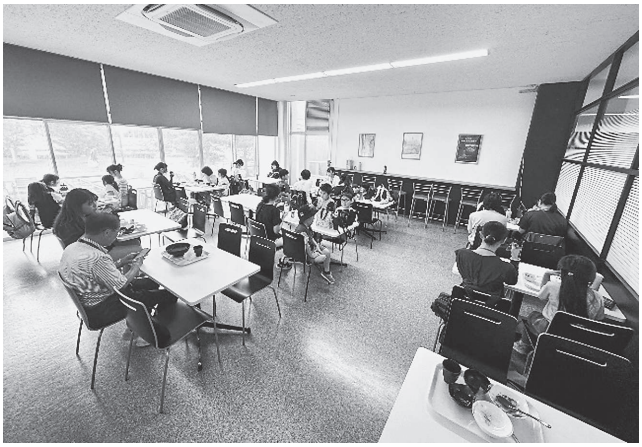
場所の違いのほかに、いくつか要点が考えられた。子どもたちが大学に到着してから、コンサートとワークショップに参加してもらい、大学を離れるまでの間の流れにどのように対応するかということである。つまり、子どもたちの到着から、出発までが一連の行事ということになる。一部曲目が異なっているが、コンサートとワークショップの内容は、基本的に同じであった。第１日（葛尾村）と第２日（大熊町）では、到着時刻が異なっていた。そこで、それぞれの日程について移動スケジュールをもとに、流れを想定して対応を検討した。具体的には、それぞれの移動スケジュールは以下のように把握していた[25]。

８月６日（葛尾村から）
　人間発達文化学類棟前のロータリーでバスのお迎え
　到着（降車）12：30～13：00頃
　中型バス１台（※バスは児童を降ろしたあと、車庫前駐車場に移動して待機）
　学生３名がロータリーで出迎えて音楽棟に案内誘導、音楽棟玄関で全学生が出迎える。
　コンサート・ワークショップ終了後、全学生により音楽棟玄関で見送り。そのうち学生２名はロータリーまで同行して、乗車と出発を見送り。
　出発（乗車）15：00～15：30頃

８月７日（大熊町から）
　車庫前駐車場でバスのお迎え
　到着（降車）11：30～12：00頃、
　マイクロバス１台（※バスは児童を降ろしたあと、そのまま待機）
　学生３名が駐車場で出迎えて学食に案内誘導する。ほかの学生は学食で待機して学食で出迎え（合流）。子どもたちと学生が一緒に昼食をとり、交流をおこなう。昼食後は、一緒に学内を散策しながら音楽棟に案内誘導し、到着後に音楽棟内を見学してもらう。
　その後、教室に移動し、コンサート・ワークショップを実施。終了後、全学生により音楽棟玄関で見送り、そのうち学生３名[26]は車庫前駐車場まで同行して、乗車と出発を見送り。
　乗車　15：00～15：30頃

６.３　子どもたちとのランチタイム（８月７日）

　大熊町から、子どもたちと学生と一緒に昼食をとらせていただけないかとの要望があり、対応を準備していた。参加する子どもたちには、人見知りや場所見知りな児童も想定されるため、午後からのワークショップに向けてランチタイムから学生と交流することで、雰囲気に慣れてくれれば、コンサートやワークショップの進行にも効果的である。
　学食を運営する生協と相談した結果、飲食スペース内に座席を確保してもらえることとなった。大きなフロアの一角にパーティションで区切られたゾーンがあるが、こちらを貸し切りで対応してもらった。子どもたちと教職員、関係者、学生を合わせると40名強となり、予想した通り子どもたちは大変にぎやかであるから、ちょうどよい感じであった。
　学生間であらかじめ打合せをしており、テーブルあたりの子どもと学生のバランスを考慮して着席し、各テーブルでランチタイムが進行していた。食事はお弁当を持参したり、学食のメニューから選んだりしていた。



【写真８】ランチタイムで交流（２日目）



【写真９】これから音楽棟へ！（２日目）

ランチタイムの次は、学生と子どもたちが連れ立って学内を散策しながら、音楽棟へ移動した。あとで知ったのだが、子どもたちの中にはセミの抜け殻に夢中で、たくさん集めている子どもが何人かいた。夏休みの移動教室としての一面と思った。



【写真10】たくさん見つけました！



【写真11】ここにもいるかな？

7．学生コンサートの様子

第１部　演奏会の曲目は、参加学生が大学で学修した曲をはじめ、被災地域の子どもたちに喜ばれそうな曲を積極的に取り入れ、構成してあった。「花のワルツ」、「篝火の舞」「スラブ舞曲第８番」は授業で取り組んでおり、授業発表に相当する。これ以外の曲目は、事前に大熊町に照会して把握した内容[27]で、「となりのトトロ」、「君をのせて」、「人生のメリーゴーランド」はジブリに関連した選曲、「はいよろこんで」、「レオ」、「Bling-Bang-Bang-Born」、「ライラック」も大熊町・児童クラブからの回答に含まれていた。今回のプログラムは児童クラブを通じて、子どもたちの志向を具体的に反映した内容であった。参加学生の担当パートに合わせて編曲も行い、急なメンバー変更にも対応していた。

第１部の最後で、訪問してくれた子どもたちの通う学校の校歌を、学生と子どもたちが一緒に演奏、歌唱する形で行った。当初の予定では第３部として、ワークショップ後に設定していたが、学生間で進行を検討した結果第１部の締めくくりで演奏することに変更された。

第１日（８月６日）
　校歌　葛尾小学校の歌（全員合唱・ピアノ）
第２日（８月７日）
　学び舎　ゆめの森　校歌（全員合唱・ピアノ）

8．ワークショップの様子

第２部　ワークショップは、「ピアノ博士になろう」として行った。ピアノに関連した知識を拡げ、普段は見えないピアノの内部構造を知ってもらい、一緒に演奏して親しんでもらう内容であった。事前アンケートで把握した子どもたちの様子[28]が、ワークショップの内容構成に反映されていた。基本的な知識を確認する「ピアノクイズ」を冒頭で５問行って、解答はそれぞれ３択の選択肢から選んでもらう。パソコンから大型モニターに映写し、ナビゲータの学生MCの軽快な司会進行および正解発表時のスネアドラム演奏で、クイズショーのような演出もあり、子どもたちも夢中になっている様子であった。

ワークショップ　『ピアノ博士になろう！』の概略[29]

ルール
このクイズは３択クイズです
- まわりのお友だちとそうだんOK
- 答えだとおもう番号に手をあげてね
- スライドをよく見るともしかしたらヒントがあるかも⁉
- なんもん正解できたか数えてみてね！

※正解は☆印

Ｑ１　「ピアノ」の本当の名前は？
Ａ１　ピアノフォルテ　☆
Ａ２　ピアノピアノ
Ａ３　モッツァレラピアノ
説明：ピアノは弱く、フォルテは強くという意味がある。弱い音も強い音も出せるから。

Ｑ２　正しい鍵盤の色はどれ？
Ａ１　赤と青
Ａ２　白と黒　☆
Ａ３　緑とピンク
説明：白と黒に分けることで、音の場所がわかりやすくなっています。

Ｑ３　ピアノの鍵盤の数は？
Ａ１　61鍵
Ａ２　88鍵　☆
Ａ３　97鍵
説明：88鍵が普通だが、電子ピアノは61鍵、ベーゼンドルファーは97鍵も実はある。

Ｑ４　ピアノのご先祖さまは？
Ａ１　オカリナ
Ａ２　チェンバロ　☆
Ａ３　カスタネット
説明：ピアノと白黒が反対で、鍵盤も２段になっている。

Ｑ５　世界で一番長いピアノの長さは？
Ａ１　２メートル
Ａ２　３メートル
Ａ３　５メートル　☆
説明：普通のピアノは２メートル、スタインウェイは３メートルくらい。これより大きいのが世界にある。

（クイズの後）
ピアノの音が出る仕組みを発見しよう
ピアノを分解⁉
みんなで演奏してみよう！
ピアノについて、詳しくなれたかな？
概略：グループに分かれて学生が対応。ピアノに触れ、分解して観察。その後、ピアノ連弾[30]により、学生と子どもたちで楽器の演奏体験を行った。

続いて、ピアノの音が出る仕組みを理解するため、いくつかのグループに分かれて、それぞれ学生が付き添い対応した。子どもたちはそれぞれ楽器を囲んで、実際に音を出しながら感触を確かめていた。その後、グランドピアノの一部を分解するコーナーで、筆者が説明した。普段は見ることができない、鍵盤の奥の様子や音を出すための精緻な仕掛けを観察してもらった。そのあと、最後に「みんなで演奏してみよう」のコーナーがあった。ここでは、大学生と子どもたちとの連弾を行った。学生がセコンドパート[31]を演奏しながら、子どもたちが交代してプリモパート[32]を弾く内容だった。学生が演奏するセコンドパートは、一定の和音進行を何回も繰り返す形で進行し、伴奏部として和声付けを担っていた。子どもが演奏するプリモパートは、旋律になるのだが、使用するのは５種類の黒鍵[33]に限定されていた。白鍵と比較して、色の違いと「高さ」[34]があるため、黒鍵は鍵盤上で物理的にもわかりやすさがある。このことは、ピアノを初めて弾く子どもであっても、鍵盤の場所がすぐにわかり、演奏を楽しめる感覚につながるであろう。また、このようなプリモパートの音形は、音楽理論における五音音階[35]に相当していると考えられる。五音音階では、構成音間には半音の隣接がないことで、不協和が生じにくいことが特徴として挙げられる。理論的には白鍵を含む五音音階も存在するが、ここでは変ト長調（嬰ヘ長調）[36]が採用された結果、プリモパートは黒鍵のみで成立していた。響き全体が魅力的に感じられ[37]、子どもたちにとっては、楽しい経験となったと思う。

９．アンケートを通したコンサート参加学生の感想など

コンサートに参加した学生は第１日が12名、第２日が10名であった。２日間のメンバーは共通であり、第１日のみ参加可能の学生２名がいた関係で、プログラム構成の一部に変更がある。12名中６名は以前の活動に参加歴があり、ほかの６名が初参加であった。複数の参加歴がある学生が多く、初参加の学生も積極的な姿勢がうかがえた。

参加後にアンケートを実施しているが、学生たちの反応[38]は以下のようであった。

Ｑ１：企画内容の構成は、学生主体で行いました。学生コンサートの感想を教えてください。

A：今回は、先輩方が中心となり素敵な会にするために沢山の準備をして下さいました。指示を受けるままに行動するだけになってしまいましたが、先輩方の準備のおかげでとても充実した２日間になったと思います。児童との接し方やスライドの作り方、会の構成などすごく勉強になりました。自分自身学ぶことが多かった２日間だったと思います。

A：聴いてる人がこどもがメインというコンサートは初めてだったので新鮮な気持ちで演奏することができた。

A：想像していたより子供たちが音楽や楽器に興味を持って参加してくれて、意味のある演奏会になってよかったと思っています。

Q２：学生コンサートの反省と、今後に向けた改善点をお願いします。

A：曲の長さやそもそもの選曲など、子供たちが飽きないような工夫が今後このような機会があった時にも必要だと思いました。今回は１日目、２日目の間でも先輩方が沢山工夫して考えて下さり、臨機応変に会の構成などを変えて２日目はより充実した一日になったと思います。

A：２、３時間活動をするというのは大人でも少し体力を使うことだと思うので、こどもが飽きずに最後まで楽しく活動できるようにするためにはどうしたらいいのか考えたいと思った。

A：もっと前から準備したいです。学生コンサートを通して子供たちに得て欲しいことを、先方から明確に提示して頂けるとプログラムやワークショップを作りやすかったかなと思います。

10. 2025年８月の行事をふりかえって(考察)

学生コンサートを始めて４年目にあたる2025（令和７）年度に、子どもたちに訪問してもらう形で実施することができた。これまでは、大学から訪問する形態であったので、初めての試みとなった。大熊町の楽器とのご縁が端緒であったが、葛尾村と大熊町から多くの子どもたち、関係者が参加してくれて、事業は予定通り終了することができた。訪問する回と異なり、子どもたちの到着から出発までが当日の本番となった。子どもたちの表情や感想、参加の様子をみていて、事業は所期の成果を上げていたと考える。音楽コンサートのみならず、子どもたちは移動教室全体を遠足のように楽しんでいる様子だった。

大学で預かっている大熊町の楽器は、スタインウェイ・D-274で、これは世界中の主要な演奏会で標準的に使われる、本格的なコンサート用グランドピアノである。このような楽器は、ふだんからコンディションを整え、プロの演奏家による演奏会本番に備えて、その時まで静かに待機している。東日本大震災を通じてこの楽器は被災したため、震災復興の象徴としての性格も帯びることとなった。これらの属性を併せ持つこの楽器を大学で預かることになったのは、偶然のめぐりあわせであった。さらに、被災地域の子どもたちを大学に招き、コンサートとワークショップを実施してこの楽器に触れ、一緒に演奏したことは、ほかに例をみない復興支援活動として大変意義深いものとなった。

コンサートの選曲では、アンケートを通じて事前に照会した内容をもとにプログラムが構成されていた。これは、以前の学生コンサート後にでていた「(次は)子どもたちの要望を聞いたうえで考えたい」との感想に、十分に対応できた形である。子どもたちの要望がたくさん反映されたプログラム構成は、これまでの回と比較しても際立っており、今回の特徴として特筆するべきである。参加してくれた子どもたちも、自分たちが普段気に入っている曲目が、コンサートに次々と登場して、満足している様子がうかがえた。

ワークショップは「ピアノ博士になろう」というタイトルで実施した。導入として、ピアノクイズを５問設定していた。３つの回答選択肢から選ぶやり方で、子どもの目線や感覚を意識して作問した様子も感じられた。クイズ番組風の演出も、さりげなく効果音を加えるあたりに音楽科の学生らしさを感じた。楽器の構造は、大学の授業でも触れる内容であり、学生の要望で筆者も参加して、楽器内部の説明をしている。そして、楽器と一通り親しんでから、学生との連弾による演奏体験が設定されていた。筆者は知らない曲であったが、ユニークな内容であり、学生たちの情報収集能力に感心するとともに、ワークショップの出来栄えは大変良かったと思う。ワークショップは、本活動の起点となる2022年度では、参加型の導入と全体進行の時間的な管理が主な意図であったが、その後の活動で少しずつ変容した印象がある。参加型からもう少し踏み込んで、今回は言うなれば体験型になっていた。このことは、柔軟な発想を背景に学生たちが自主的にまとめたものであり、本活動の経験知と継続性が生かされた点だと考える。

そして、出迎えや見送りに加えて、昼食時および散策時の交流など、細かいところに配慮が行き届いていたと思う。初めての招へい型による事業であり、コンサートとワークショップとともに、子どもたちが到着して出発するまで、大学キャンパスにいる間は、存分に楽しんでもらえ、復興支援活動として成果を上げることができた。

令和８年度以降の活動にも、これらの経験を活かしながら取り組んでいきたい。

11. 謝　　辞

本事業を実施するにあたり、福島大学地域未来デザインセンター相双地域支援サテライト長・藤室玲治先生、特任助教・松原久先生、コーディネーターの高野真幸氏をはじめ教職員各位には、連絡調整や準備にあたり特段のご尽力をいただきました。葛尾村教育委員会の松本昌子様、佐藤大介様、大熊町教育委員会の風間真由美様、後藤奈央様をはじめご関係の教職員各位には､コンサートおよびワークショップの準備と実施、ならびに当日の運営にあたり、多大なご協力をいただきました。人間発達文化学類音楽科の先生方からも、助言や協力をいただきました。最後になりますがこのことを記し、お礼申し上げます。

12. 付　　記

本事業は、「令和７年度川瀬章復興支援金」採択事業として、助成を受けて実施したものである。学生コンサートと音楽ワークショップを、学生主体のアクティブラーニングとして計３回（８月６日および８月７日学内、２月19日川内村）企画して、実施した。内容については、2023年度に実施した「コンサート作りのためのワークショップ」の成果やこれまでの活動、反省等を意識しながら学生主体で進めていった。本稿は、日本音楽表現学会第24回（翡翠の彩）大会における口頭発表（2026年６月28日､上越教育大学）を経て、内容について、資料を追加して加筆、考察したものである。

1）中畑淳、梅津彩音：『楢葉町における本学学生コンサートの企画と実施』福島大学地域創造　第34巻 第２号 pp.175-182　2023年２月

2）中畑淳：『双葉町における本学学生コンサートの企画と実践』福島大学地域創造　第35巻 第１号 pp.157-164　2023年９月

3）中畑淳：『東日本大震災の被災地域における福島大学学生による学生コンサートの実施⑴～アクティブラーニングによる企画と楢葉町での開催～』福島大学地域創造　第36巻 第２号 pp.17-26　2025年２月

4）中畑淳：『東日本大震災の被災地域における福島大学学生による学生コンサートの実施⑵～アクティブラーニングによる企画と川内村での開催～』福島大学地域創造　第37巻 第１号 pp.15-25　2025年９月

5）2023年７月15日　福島大学で実施。

6）中畑淳：『東日本大震災の被災地域における福島大学学生による学生コンサートの実施⑶～アクティブラーニングによるコンサートとワークショップの開催～』福島大学地域創造　第37巻 第２号 pp.35-46　2026年２月

7）林　睦：「教員養成大学におけるアウトリーチ活動 ── 滋賀大学教育学部音楽教育講座の試み ──」『アートマネジメント研究』第７号、2006　pp.76-81

佐川馨：「公共ホール、その教育資源としての可能性 ── アウトリーチ活動の視点から ──」『秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要』第27号、2005 pp.33-44

丸林実千代：「音楽活動を生涯音楽学習として捉える視点」『音楽教育史研究』第７号 2004 p.33 ほか

8）設置後に気づいたのだが、楽器内部にサインがあり、調べてみるとニコライ・トカレフ氏の物と想像された。この楽器がかつて大熊町文化センターに設置されていた頃、本格的な演奏会があったと思われる。2001年９月14日の日付も添えてあった。

9）川瀬章復興支援事業の予算を考慮すると、自治体を訪問する事業は年度あたり２回程度成立すると考えていた。

10）ピアノをめぐるご縁ができた大熊町の担当者へ筆者から2025年３月上旬に連絡し、スタインウェイを活用した復興支援事業について相談を開始した。その後、サテライトに引き継ぎ進めてもらった。並行する形で、葛尾村、川内村、浪江町の教育委員会とも相談を行っている。

11）学生にも呼びかけを行ったが、授業履修などで都合がつかず学生の参加は０名であった。

12）サテライトを通じた交渉により、把握した内容である。(2025年５月22日時点)
13）これらの期間で、土曜日、日曜日、祝日は対象から除いた。2025年度前期の授業期間は７月29日㈫までで、７月30日㈬～８月７日㈭が正規試験・補講期間である。８月13日㈬～８月15日㈮は、大学の夏季一斉休業期間である。
14）移動教室と訪問する場合のいずれも、この時間帯を基本に実施することを想定した。訪問するコンサートとは、大学生が自治体を訪問してコンサートとワークショップを実施する形で、2024年度まではすべてこのやり方であった。これに対して、移動教室は子どもたちに大学を訪問してもらう形式である。
15）午前中は、プールなどの行事が設定されることが多いとのことである。訪問コンサートの場合は、移動の関係で午後に本番を設定することが合理的であるため、午後が基本的に調整可能であることは、ありがたいことである。
16）2025年６月５日時点と、2025年６月９日時点の補足情報より、筆者がまとめた。
17）音楽棟は2020年度から2021年度にかけて耐震改修工事があり、工事完了後の各教室、研究室等の装置による換気能力を把握している。合奏室（音311）は理論上133名相当分の換気能力を有している。したがって、この人数までは問題ないが、授業運営の都合で教室内に多くの楽器が設置されている。大熊町のスタインウェイを加えるとグランドピアノが３台、アップライトピアノは12台、マリンバ、スピネットが常置され、ティンパニ、大太鼓などは学生の活動に応じ時々置かれている。このほか大型のモニターもある。これらの状況から、床面積が大幅に狭くなっており、講演などで50名も入ると超満員である。したがって、30名程度はちょうど最大の人数と思われた。
18）８月５日㈫に児童クラブのイベントが入り、これに関連して参加人数がごく少数に留まる、最悪の場合はゼロとなる可能性が高くなった。一方、大人の参加は見込みがあったが、事業の趣旨からやや外れてしまうことで、当初案を修正し８月７日㈭を候補日程とした。
19）2025年７月４日時点。８月５日㈫午後に村事業があり、スクールバスの運行が難しいことが判明した。これにより、８月６日㈬～８月８日㈮の間で代替日程を検討した。
20）メールでいただいた内容を、筆者が整理した。2025年６月23日時点。
21）第２日（８月７日）はランチタイム交流を設定したため、到着後～コンサート開始までのスケジュールが異なる。詳細は、６．２（子どもたちの到着から出発まで）および６．３（子どもたちとのランチタイム）参照。
22）この曲目は第１日（８月６日）のみ演奏。担当学生の都合により、８月６日のみ参加。
23）ホルン担当の学生が体調不良により参加できなくなり、ユーフォニアムの学生が代わりにホルンのパートを演奏した。
24）事前の企画では、第３部としてここで校歌を演奏する予定であったが、学生で検討した結果、校歌は第１部の最後に演奏した。したがって、本番は第１部（コンサート）、第２部（ワークショップ）の構成となった。
25）関係者、スタッフとの連絡や確認内容等をもとに、学生の対応を付記して筆者がまとめた。
26）音楽棟玄関におけるお迎えと見送りは全学生で対応した。降車時、乗車時のお迎え、見送りは学生間で協議して、メンバーを決めてもらった。それぞれのメンバーがいずれかの場面で担当できるよう、割り振ってあった。
27）大熊町へ照会し、曲目について子どもたちの感触を得ていた。
28）事前アンケートでは、「楽譜は読めない」、「耳コピ」をしている、手が小さくてポジションがわからないなど、子どもたちの様子と、普段弾いている曲の例を把握していた。
29）学生が作成したスライド資料から引用し、筆者が加筆してある。
30）連弾（ピアノ連弾）とは、１台のピアノを２人の奏者により演奏する形態で、アンサンブル（共演）の一種である。類似のアンサンブルでは、２台のピアノを２人の奏者により演奏する形態（「２台ピアノ」と呼ばれることが多い。）もある。この場合、ピアノ連弾を「１台４手」、２台ピアノを「２台４手」と表現することもある。連弾では、２人の奏者が横に並んで座り、楽器に向かって右側（高音側）がプリモパート、左側（低音側）がセコンドパートである。グランドピアノにはペダルが３本（以前の機種では２本）装着されていて、連弾の場合はこれらのペダル操作は、セコンドパートの奏者が担当するのが通例である。

31）セコンドパートは、音楽的には和声付けの役割を担うことが多く、同時にペダル操作も担当する。ピアノの既修者かつ音楽専攻の大学生がセコンドパートを担当することで、演奏表現が安定することが期待できる。

32）プリモパートは、旋律的な要素が多く含まれ、演奏表現の主役であることが多い。今回は、プリモパートは音の数が少なく、わかりやすい形が意識されていた。

33）プリモパートは嬰ハ（変ニ）、嬰ニ（変ホ）、嬰ヘ（変ト）、嬰ト（変イ）、嬰イ（変ロ）の音に限定されており、これらの音は５種類の黒鍵と一致している。

34）楽器メーカーやモデルにより多少の差異があるが、一般には１センチメートル程度、白鍵より黒鍵が高く作られている。

35）五音音階（ペンタトニックスケール）とは、５つの音で構成される音階を指す。五音音階には、半音を含まないもの（アンヘミトニック）と、半音を含むもの（ヘミトニック）があるが、この曲は半音を含まない形である。それゆえに、一般的な長音階、短音階と異なり、隣接する構成音間には、半音となる箇所が無い特徴がある。このことから、不協和な響きが起こりにくいとされ、アドリブなど、即興的な演奏に適していると考えられる。

36）本来、五音音階は白鍵を含む形も存在する。今回は変ト長調（嬰ヘ長調）が採用されたが、この調性に限って五音音階が黒鍵のみとなる特徴がある。このことから、子どもたちに担当してもらうプリモパートは、黒鍵のみを演奏する形となった。

37）変ト長調（嬰ヘ長調）のような調号が多い調性とは、黒鍵が多く含まれる調性でもある。筆者の記憶では、音感教育、ピアノ教育、音楽教育は調号の少ない（無い）調性（例：ハ長調）からスタートすることが多かった。勉強が進んで黒鍵を扱うようになると、途端にお洒落な響きに思えてくるから不思議である。この連弾の試みは、和声進行の部分を学生が担当して、子どもたちは高音域の単旋律、単音だけ無作為に弾いても十分に楽しめるようになっていた。学生に聞いたところ「魔法の伴奏」として、ネットで紹介されていたとのことだった。

38）個人特定につながる情報が一部に含まれるため、筆者が編集している。それ以外は原文のままで、回答数は３名であった。アンケートは参加学生を対象に匿名で実施し、とりまとめ学生間で共有している。回答内容について、研究目的の利用には同意を得ている。

「原稿受付（2026年７月９日）、原稿受理（2026年９月３日）」

福島大学地域創造
第38巻 第１号 33～48ページ
2026年９月

Journal of Community Future Design
Center, Fukushima University 38 (1):
33-48, Sep 2026

論　　文

地域音楽教育における教育的公共圏の形成と再編

――芸術的市民権を支えるFTVジュニアオーケストラの半世紀

東京大学大学院情報学環　**阿　高　あ　や**
東京大学大学院教育学研究科博士課程　**渡　邊　　拓**
福島大学人間発達文化学類　**杉　田　政　夫**

The Formation and Reconfiguration of Educational Public Spheres in Community Music Education: The Fifty-Year History of the FTV Junior Orchestra and Artistic Citizenship

ATAKA Aya, WATANABE Taku, SUGITA Masao

第１章　序　　論

１．１　研究の背景と問題の所在

近年、学校教育を取り巻く環境は大きく変化している。少子化の進行や学校部活動改革をはじめ、地域社会の人口減少や文化活動を支える制度的基盤の変容は、学校外における子どもの文化芸術活動にも大きな影響を及ぼしている。このような状況のもと、学校教育のみならず、地域社会において音楽教育を担ってきた多様な実践を改めて捉え直す必要性が高まっている。

日本には、多様な主体によって運営されるジュニアオーケストラが各地に存在し、学校外教育と地域文化を結ぶ実践として重要な役割を果たしてきた。なかでも、福島県福島市に本社を置く福島テレビ株式会社が設立したFTVジュニアオーケストラは、穴澤病院理事長であり地域の音楽文化振興にも尽力した医師・穴澤養一氏と放送局との協働によって創設され、半世紀にわたり青少年へ継続的な音楽教育の機会を提供してきた。その活動は、演奏技術の習得のみならず、異年齢集団による協働的な合奏活動や地域での演奏活動を通して、地域文化の形成にも寄与してきた。

一方で、東日本大震災以降の社会変動や少子化、部活動の地域移行、新たなユース･オーケストラの設立、さらには放送局による出資撤退など、FTVジュニアオーケストラを取り巻く社会的・制度的環境は大きく変化した。その結果、長年維持されてきた教育的基盤は揺らぎ、2025年には福島テレビによる運営が終了した。その後、同年11月には、講師・保護者・卒団生による三者協働を基盤とする新たな運営体制へ移行し、地域主体による活動の継続が図られている。

このような事例は、一つの地域音楽団体の盛衰として捉えられるものではない。むしろ、地域音楽教育を支えてきた制度的支援や多様な主体の協働がいかに形成され、それが社会変動のなかでいかに再編されていくのかという、地域音楽教育の公共性や持続可能性に関わる今日的課題を提起している。

このように、地域音楽教育を支える制度や組織が変容するなかで、その実践を支えてきた公共的基盤をどのように捉えるかが重要な課題となっている。しかし、地域音楽教育における教育的公共圏がいかに形成され、社会変動のなかで再編されてきたのか、また、その実践がコミュニティ音楽や芸術的市民権の観点から

どのような意味を有するのかについては、十分に明らかにされていない。そこで本研究では、FTVジュニアオーケストラの半世紀にわたる実践を事例として、その形成と再編の過程を実証的に検討する。

１.２　研 究 目 的

本研究の目的は、FTVジュニアオーケストラの半世紀にわたる実践を事例として、地域音楽教育における教育的公共圏の形成と再編の過程を実証的に明らかにするとともに、その教育的意義をコミュニティ音楽及び芸術的市民権の観点から理論的に検討することである。

１.３　研究の構成

本研究は、全６章で構成される。第１章では、研究の背景と問題の所在を示すとともに、本研究の目的を明らかにする。第２章では、教育的公共圏、芸術的市民権及びコミュニティ音楽に関する理論的枠組みと先行研究を整理し、本研究の位置づけと研究の問いを提示する。第３章では、研究対象、研究資料及び分析方法について述べる。第４章では、歴史資料、組織資料、半構造化インタビュー及び参与観察に基づく分析結果を示す。第５章では、研究結果を踏まえ、教育的公共圏、コミュニティ音楽及び芸術的市民権の観点から考察を行う。最後に第６章では、本研究の成果を総括するとともに、理論的意義及び実践的意義を示し、今後の展望を示す。

第２章　理論的枠組みと先行研究

２.１　教育的公共圏の理論的視座

２.１.１　公共圏概念とその構造

本研究では、教育的公共圏を検討する理論的基盤として、Habermas（1989）の公共圏（public sphere）概念を援用する。Habermas（1989）は、「公共（public）」や「公共圏」という概念は多義的であり、その意味は歴史的に形成されてきたものであると指摘する。したがって公共圏は普遍的・固定的な概念ではなく、それぞれの時代の社会構造の変化とともに成立し、変容する歴史的カテゴリーとして理解される。

Habermas（1989）は、「公共」と「私的」というカテゴリーの起源を古代ギリシアに遡っている。古代ギリシアの都市国家においては、自由市民に共通するポリスの領域（sphere of the polis）と、各人の私的な領域であるオイコスの領域（sphere of the oikos）とが明確に区別されていた。公共的生活はアゴラを中心に営まれ、公共圏は討議（lexis）と共同の行為（praxis）によって構成されていた。

こうした公共と私的領域の区別は、近代において新たな形態をとる。Habermas（1989）は、ブルジョワ公共圏を、国家そのものではなく、市民社会と国家とのあいだに形成された領域として位置づける。そこでは、私的人間（private persons）が公共的問題について討議し、理性的な議論を通して公共的意見を形成するとともに、公権力を批判的に監視する役割を担った。

この公共圏を構成する主体は、国家権力の担い手ではなく、市民社会に属する私的人間である。彼らは私人として生活しながらも、共通の関心事について討議を行い、公共的な意見形成へ参加することで公共圏を成立させる。

一方で、この近代的なブルジョワ公共圏は歴史のなかで不変に存続したわけではない。Habermas（1989）は、その後の資本主義の発展や福祉国家化、マスメディアの発達などに伴って、公共圏が構造転換（structural transformation）を経験したことを指摘する。公共圏は拡大しながらも、その討議機能や批判機能は弱まり、公共性のあり方自体が変容していくことが示されている。

以上より、Habermas（1989）の公共圏概念は、公共と私的領域の歴史的な分化を踏まえつつ、近代に形成された公共圏の成立と変容を捉える理論である。本研究では、この視点を、FTVジュニアオーケストラにおける教育的公共圏の形成・再編を検討するための理論的基盤とする。

２.１.２　討議・市民社会・公共圏の再構成

Habermas（1996）は、『公共性の構造転換』で示した公共圏論を発展させ、熟議民主主義（deliberative democracy）の理論のなかに公共圏を位置づけた。Habermas（1996）によれば、民主的正統性は、単なる多数決ではなく、市民が自由で対等な立場から理由を提示し合い、討議（discourse）を通して意見と意思を形成する過程に求められる。この討議は、相互理解を志向するコミュニケーションを基盤として成立する。

こうした討議を支える社会的基盤が市民社会（civil society）である。市民社会は、国家や市場とは区別される多様な自発的結社、団体、社会運動などによって構成され、人々が社会的課題を認識し、共有し、公共的な議論を形成する場として機能する。

公共圏は、こうした市民社会におけるコミュニケーションから形成される討議のネットワークとして理解される。市民社会において生じた意見や問題意識は、公共圏における討議を通して公共的意見へと形成され、政治的意思決定にも影響を及ぼし得る。したがって、公共圏は固定的な制度ではなく、市民社会と政治システムを媒介しながら、公共的な意見形成を担う動的なコミュニケーション空間である。

以上より、Habermas（1996）は、公共圏を市民社会に根ざした継続的な討議と意見形成の過程として再構成している。本研究では、この視点を踏まえ、FTVジュニアオーケストラを、音楽実践を媒介として多様な主体が関わり、地域の音楽教育を支える教育的公共圏として検討する。

２．２　コミュニティ音楽論

Higgins（2012）は、コミュニティ音楽を固定的な概念として定義するのではなく、多様で文脈依存的な音楽実践として捉えている。その特徴は、特定の教育制度や組織に限定されず、地域や共同体の状況に応じて多様な形態を取りながら展開される点にある。Higgins（2012）は、コミュニティ音楽を理解するための視点として、地域・共同体の音楽（Music of a Community）、共同的な音楽づくり（Communal Music Making）、能動的関与（Active Intervention）の三つを提示している。地域・共同体の音楽は、地域の歴史や文化、生活に根ざした音楽実践を意味し、共同的な音楽づくりは、多様な参加者が協働しながら音楽を創造する営みを指す。さらに、能動的関与は、音楽リーダーやファシリテーターが参加者との関係を築きながら音楽活動を支える実践を意味する。

とりわけHiggins（2012）は、これら三つの視点のうち能動的関与をコミュニティ音楽の中心概念として位置づける。コミュニティ音楽は、形式的な音楽教育機関の外部における音楽的相互作用に加え、フォーマル、ノンフォーマル及びインフォーマルな音楽教育の場（formal, nonformal, and informal music education settings）の連携を含む実践として捉えられる。その過程では、参加者の主体性、参加機会の平等及び多様性を尊重し、個人及び集団による音楽的な創造と成長を支える関係性が重視される。

さらにHiggins（2012）は、コミュニティ音楽を理解する理論的視座として、歓待（hospitality）、ファシリテーション（facilitation）、友情（friendship）及び文化的民主主義（cultural democracy）を提示している。コミュニティ音楽は、演奏技能の習得のみを目的とするものではなく、多様な主体が互いを尊重しながら協働し、地域社会のなかで新たな関係性を生成する社会的・教育的実践として位置づけられる。

以上より、本研究では、Higgins（2012）のコミュニティ音楽論を分析の理論的枠組みとする。具体的には、FTVジュニアオーケストラを、地域・共同体の音楽、共同的な音楽づくり及び能動的関与の三つの視点から捉え、地域文化との結び付き、多主体による協働的な音楽実践、そして指導者・保護者・卒団生・地域支援者による継続的な関与の過程を検討する。さらに、その実践を教育的公共圏の形成と結び付けながら、地域社会における音楽教育の公共的意義を考察する。

２．３　芸術的市民権と相互音楽的ケア

２．３．１　芸術的市民権の概念

Elliott, Silverman, and Bowman（2016）は、芸術を単なる作品や技能としてではなく、人々や社会との関係のなかで営まれる社会的実践として捉え、芸術的市民権（artistic citizenship）の概念を提示し、芸術は本質的に人々の相互作用や共同体との関係のなかで成立する営みであり、その価値は作品それ自体に内在する性質のみに還元されるものではなく、人々の生活や社会に対して果たす役割のなかにも見いだされるとする。

Elliottら（2016）は、芸術と芸術教育を倫理的に導かれたプラクシス（praxis）として位置づける。ここでプラクシスとは、能動的な省察と批判的に省察された行為を含み、他者のウェルビーイングを守り高めようとする倫理的姿勢に導かれた実践である。それは、個人及び共同体の繁栄（human flourishing）を志向し、変化する社会的・文化的・政治的状況に応答する芸術的行為を意味する。

この観点から、芸術的市民権は、芸術に携わる者が芸術的な行為を通して公共善（public goods）に関与し、人々を結び付け、共同体のウェルビーイングに寄与しようとする責任と実践として理解される。ここでいう芸術家は専門家に限定されず、年齢や技能水準、活動する場の形式性を問わず、芸術をつくり、共有し、参加する人々を含む。したがって、芸術教育は技能の習得のみを目的とするものではなく、音楽を通して他者や共同体に責任をもって関与する主体を育む教育的実践として位置づけられる。

２．３．２　相互音楽的ケアと実践の成立条件

Stige（2021）は、芸術的市民権を、完成された属性や抽象的理念としてではなく、他者との関係性や社会的・制度的配置のなかで生成される実践的な過程として捉えている。芸術的市民権が音楽実践を通して具体化されるためには、参加者が互いに認識され、応答し合い、音楽活動へ関与できる条件が形成されなければならない。

この条件を捉える概念が、相互音楽的ケア（mutual musical care）である。相互音楽的ケアは、専門家が参加者に対して一方向的に施す支援ではなく、ミュージッキングを通して参加者相互のあいだに生成される共感、応答、配慮及び支え合いを意味する（Stige, 2021）。それは主として、人と人との具体的な相互行為において立ち上がるが、個人間の関係だけで完結するものではない。

Stige（2023）は、相互ケアをミクロレベルの実践として位置づける一方、その成立には、制度、政策、人的・物的資源の配置など、メゾ及びマクロレベルの条件が関わることを指摘する。相互的な関係が欠ければ、参加の可能性そのものが閉ざされる。他方、社会正義や参加を理念として掲げるだけで、日常的な相互行為が伴わなければ、それらは抽象的な主張にとどまる。したがって、相互音楽的ケアと社会正義は、異なる水準に位置しながら相互に依存する関係にある。

杉田ほか（2026）は、この議論を踏まえ、相互音楽的ケアを、芸術的市民権が実践のなかで生成し得る前提条件として位置づけている。芸術的市民権は、音楽実践が存在するだけで自動的に成立するものではなく、参加者間の応答的な関係と、それを可能にする制度的・社会的条件のもとで、継続的に形成されるものと理解される。

２．３．３　本研究における芸術的市民権と相互音楽的ケアの位置づけ

本研究では、Elliottら（2016）の芸術的市民権論を、FTVジュニアオーケストラにおける音楽実践の教育的･社会的意義を捉える理論的枠組みとして援用する。その際、芸術的市民権をあらかじめ達成された成果として捉えるのではなく、音楽を通して他者や地域社会に関与する実践的な過程として検討する。

また、Stige（2021, 2023）及び杉田ほか（2026）の相互音楽的ケアの視点を用い、団員、講師、保護者及び卒団生のあいだに、いかなる応答、配慮、支え合いが形成されてきたのかを分析する。これにより、芸術的市民権が個人の資質としてではなく、多主体の関係性と、それを支える組織的・社会的条件のなかで生成される過程を明らかにする。

２．４　ジュニアオーケストラ研究の展開

２．４．１　北海道：HBCジュニアオーケストラ研究

日本においてジュニアオーケストラを地域社会との関係から論じた研究として、水﨑（2014）の「音楽市民」論がある。水﨑は、音楽教育を学校教育の枠内だけで捉えるのではなく、地域を基盤とした音楽活動に着目し、音楽を通して地域の文化を主体的に創造していく市民の形成について論じている。

水﨑（2014）は、HBCジュニアオーケストラの活動を通して形成される「音楽市民」を、単に高度な楽曲を聴き､演奏することのみを目的とする｢音楽エリート」とは異なり、音楽の知識や技術を学び実践するとともに、地域の人々と協力しながら、地域の文化を主体的に創造していく市民として捉えている。また、団員が卒団後も後輩の指導や地域の音楽活動に関わり、次の世代を支えるという循環が形成されており、こうした世代間のつながりも音楽市民の形成を支えるものとして示されている。

この視点を具体的な実践として示しているのが、溝口（2016）が報告した北海道放送（HBC）ジュニアオーケストラ及びHBC少年少女合唱団である。HBCジュニアオーケストラは1964年、少年少女合唱団は1965年に創設され、放送局が主体となって半世紀以上にわたり北海道の子どもたちへ本格的な芸術活動の機会を提供してきた。団員は北海道各地から集まり、専門家による継続的な指導のもとで演奏技術を習得するとともに､共同体の一員として活動する経験を積み重ねている。

また、両団体は定期演奏会に加え、地域での演奏活動、福祉施設への訪問演奏、チャリティーコンサート、海外公演など多様な社会的実践を展開している。こうした活動を通して､子どもたちは演奏技術のみならず、地域社会との関係性や公共性を学び、音楽文化の担い手として成長していくことが示されている。さらに、卒団生は全国各地のオーケストラ、教育機関、文化行政等で活躍しており、地域を超えて音楽文化を支える人的基盤の形成にも寄与している（溝口, 2016）。

活動を支えているのは放送局だけではない。団員保護者による「父母の会」が運営を担い、放送局、教育機関、地域住民との協働によって活動が継続されている点も特徴である。水﨑（2014）は、このような保護者や地域住民が主体的に運営へ参画し、地域へ音楽文

化を発信しながら新たな参加者を育成する営みを、音楽市民形成の具体的実践として位置づけている。

以上のように、水﨑（2014）及び溝口（2016）は、ジュニアオーケストラを地域社会における音楽文化の継承及び音楽市民形成の場として位置づけ、放送局、保護者、教育機関及び地域住民による協働が、持続的な音楽文化を支える基盤となることを明らかにしている。

２．４．２　東京都：すみだトリフォニーホール・ジュニアオーケストラ研究

ジュニアオーケストラを組織運営及びアートマネジメントの視点から検討した研究として、朝倉（2008）がある。朝倉は、全国の公立ジュニアオーケストラを概観した上で、すみだトリフォニーホール・ジュニアオーケストラを事例とし、その社会的意義と運営の特徴について検討している。

朝倉（2008）は、ジュニアオーケストラを単なる演奏技術の習得の場ではなく、人格形成や地域文化を担う人材育成の場として位置づけている。音楽活動を通して感性や創造性、コミュニケーション能力、協働性などが育成されることを指摘するとともに、こうした理念を実現するためには組織運営の在り方が重要であると論じている。

分析対象であるすみだトリフォニーホール・ジュニアオーケストラは、2005年、「音楽都市づくり構想」の一環として設立された。運営主体は墨田区文化振興財団であり、新日本フィルハーモニー交響楽団との密接な連携のもと、音楽監督、トレーナー及び事務局が役割を分担する組織体制が構築されている。行政、文化施設及びプロオーケストラが連携した都市型ジュニアオーケストラとして位置づけられる（朝倉, 2008）。

また、団員へのアンケート調査からは、演奏技術の向上だけでなく、仲間との交流や協働を通したコミュニケーション能力、自主性及び主体性の形成が認められた。さらに、演奏会運営や舞台設営などに団員自身が関与することによって、演奏者としてだけでなく、音楽活動を支えるマネジメントへの関心も高まっていることが示されている（朝倉, 2008）。

朝倉（2008）は、ジュニアオーケストラの教育効果を演奏技術の向上に限定せず、地域文化を支える人材育成及び組織運営への主体的参加という観点から評価している。また、全国のジュニアオーケストラの比較を通して、行政、文化施設及びプロオーケストラとの連携体制が、活動の継続性を支える重要な条件であることを指摘している。

以上のように、朝倉（2008）は、ジュニアオーケストラをアートマネジメント及び文化政策の視点から捉え、組織運営、教育プログラム及び多主体による連携が活動を支える重要な要素であることを明らかにしている。

２．５　先行研究の到達点と本研究の独自性

以上の検討から、日本におけるジュニアオーケストラ研究は、大きく二つの方向から展開してきたことが分かる。

第一は、朝倉（2008）に代表されるアートマネジメント研究であり、組織運営、教育プログラム、行政・文化施設・プロオーケストラとの連携など、ジュニアオーケストラを持続可能に運営するための条件を明らかにしている。

第二は、水﨑（2014）及び溝口（2016）によるジュニアオーケストラを通した音楽市民形成に関する研究である。これらは、地域放送局を基盤とする長期的な文化活動に着目し、子どもたちの音楽的成長のみならず、地域文化の担い手の形成や世代間の文化継承という視点を提示した点に特徴がある。しかし、これらの研究には三つの課題が残されている。

① 地方都市におけるジュニアオーケストラの長期的展開を扱った研究が少ないこと

朝倉(2008)の対象は設立初期の都市型ジュニアオーケストラであり、長期的な文化継承過程は検討されていない。

② 社会的危機を経験した地域での文化継承が検討されていないこと

HBCは北海道という広域地域を対象としているが、東日本大震災のような社会的断絶を経験した地域における音楽文化の継承については対象としていない。

③ 教育的公共圏・コミュニティ音楽・芸術的市民権を統合した分析が行われていないこと

既往研究は、それぞれアートマネジメント、音楽市民形成、教育効果など個別の視点から論じられてきたが、それらを教育的公共圏、コミュニティ音楽及び芸術的市民権という理論的枠組みのもとで統合的に検討した研究は十分に蓄積されていない。

そこで本研究では、1975年創設のFTVジュニアオーケストラを対象として、約50年間にわたる活動の歴史を分析し、東日本大震災を経験した地方都市において、地域社会・放送局・学校・行政・卒団生・保護者がどのような教育的公共圏を形成し、それが地域音楽文化の継承にいかなる役割を果たしてきたのかを明らかにする。

表１　国内ジュニアオーケストラ三事例の組織的・地域的特徴と研究視角の比較

比較項目	HBCジュニアオーケストラ	すみだトリフォニーホール・ジュニアオーケストラ	FTVジュニアオーケストラ
設立年	1964年	2005年	1975年
地域性	北海道・広域圏地域放送局型	首都圏都市文化政策型	福島県・地方都市震災・原子力災害後の地域社会
運営主体	北海道放送（HBC）	墨田区文化振興財団・新日本フィル	福島テレビ（2025年９月以降は講師・保護者・卒団生による新体制）
設立背景	放送局の文化事業	音楽都市づくり構想	社の創設10周年に地元の医師らが働きかけた
教育的特徴	地域音楽文化の継承	音楽人材育成・マネジメント	異年齢協働・地域音楽文化の継承
地域との関係	地域演奏・福祉活動	公共ホール・文化政策との連携	地域行事・地域音楽実践
持続を支える主体	放送局・父母会・卒団生	行政・文化財団・プロオーケストラ	放送局→講師・保護者・卒団生（三者協働）
社会的変化への対応	団員減少への対応	都市文化政策の展開	少子化・部活動改革・放送局撤退への対応
既往研究の視点	音楽市民形成	アートマネジメント	教育的公共圏・コミュニティ音楽・芸術的市民権
本研究との関係	地域放送局型との比較	都市型との比較	本研究対象

２．６　本研究の問い（RQ）

本研究は、FTVジュニアオーケストラの半世紀にわたる実践を事例として、地域音楽教育における教育的公共圏の形成と再編の過程を明らかにするとともに、その教育的意義をコミュニティ音楽及び芸術的市民権の観点から理論的に検討することを目的とする。

そのため、本研究では次の三つの研究課題（RQ）を設定する。

RQ１　FTVジュニアオーケストラにおける教育的公共圏は、どのような主体の協働によって形成され、社会的・制度的変化のなかでいかに再編されてきたのか。

RQ２　その教育的公共圏を支えてきたコミュニティ音楽実践は、地域・共同体との関係、多主体による協働、及び能動的関与の観点からどのような特徴を有しているのか。

RQ３　こうした実践は、芸術的市民権及び相互音楽的ケアの観点から、地域音楽教育にどのような教育的・社会的意義を有しているのか。

これら三つの研究課題を通して、本研究は、地域音楽教育を支える教育的公共圏の形成・再編の過程を実証的に明らかにするとともに、その実践が地域社会における持続可能な音楽文化の形成に果たす役割について考察する。

第３章　研 究 方 法

３．１　研 究 対 象

本研究は、1975年に創設されたFTVジュニアオーケストラを対象とするケーススタディである。分析対象期間は創設から2026年７月までとし、福島テレビによる運営期から、2025年の出資撤退後に市民主体の運営体制へ移行した過程までを対象とした。

筆頭著者は当該オーケストラの卒団生及び元講師であり、組織移管後は新組織設立ワーキンググループ及び演奏活動にも参加した。この立場を生かし、現場の実践を継続的に参与観察した。

３．２　執筆者の役割分担

筆頭著者である阿高は、本研究全体の研究設計、資料収集、参与観察、半構造化インタビューの設問設計及び主たるインタビュアーを担当した。また、FTVジュニアオーケストラの組織移管に際しては、新組織設立ワーキンググループの一員として規約、事業計画及び予算案の作成等に携わり、研究対象の実践に継続的に関与した。さらに、資料整理、データ分析、作表・作図、論文全体の構成及び執筆・統括を担当した。

第二著者である渡邊は、研究設計及び半構造化インタビューの設問設計、インタビュアーとしての調査への参加、音声データの管理、先行研究の文献収集並びにデータ分析を担当した。また、公益財団法人前川財団の2025年度「家庭・地域社会教育助成」の申請及び研究管理を担うとともに、2025年11月の日本音楽教育学会大会における共同発表に参加した。

第三著者である杉田は、理論的枠組みの構築及び先行研究の整理に関する指導・助言を行うとともに、本研究全体の分析及び考察について学術的観点から検討を加えた。また、2026年７月２日に実施した追調査では、講師兼事務局長（卒団生）への半構造化インタビューに同席し、インタビュー協力者として組織移管後の実践に関する知見を提供した。

３．３　研究資料

３．３．１　歴史資料・組織資料

1975年以降の演奏会プログラム、記録集、広報資料、会則、規約、事業計画書、予算書、会議資料等を収集し、団員数、演奏活動、組織体制、ガバナンス及び地域との関係の変遷を時系列に整理した。また、福島テレビ及び新組織から提供された資料、新組織設立ワーキンググループ資料を用いて、自主運営への移行過程を分析した。

３．３．２　半構造化インタビュー

半構造化インタビューは二段階で実施した。第１段階では、現役団員３名（小学５年生、中学３年生、高

校３年生）及び卒団生２名（大学３年生、大学院修士課程１年）の計５名を対象に、2026年６～７月に各15～20分程度実施した。質問内容は、オーケストラにおける学び、成長、継承意識及び地域との関係を中心に、第２章の理論的枠組みに基づいて設計した。

第２段階では、2026年７月２日、卒団生で新組織の講師兼事務局長１名を対象に約90分間の追調査を実施し、自主運営移行後の組織運営、意思決定、財政、人材育成、地域との関係等について聴取した。

３.３.３　参与観察

筆頭著者が演奏者及び運営関係者として参加した演奏会、リハーサル、事務局会議、新組織設立準備会議等を対象に参与観察を行い、意思決定、多主体による協働及び学びの様相を記録した。

３.４　分析方法

歴史資料については、演奏活動、組織体制及び地域との関係の変遷を時系列に整理し、教育的公共圏の形成及び再編の過程を分析した。組織資料については、運営体制、ガバナンス及び意思決定過程の変化に着目し、自主運営への移行に伴う組織変容を分析した。

半構造化インタビューについては、すべて逐語録を作成し、第２章で示した教育的公共圏、コミュニティ音楽、芸術的市民権及び相互音楽的ケアの理論的枠組みを分析視点として、演繹的な質的データ分析を行った。現役団員及び卒団生の語りからは、音楽的な学び、多世代・多主体との関係、支援と継承への意識等を検討し、事務局長への追調査は、組織移管後の運営及び教育的公共圏の再編過程を補足する資料として分析した。

さらに、分析の妥当性を確保するため、歴史資料、組織資料、半構造化インタビュー及び参与観察から得られた知見を相互に照合する三角測量（トライアンギュレーション）を行った。これにより、各資料から得られた知見の共通点及び相違点を確認しながら、FTVジュニアオーケストラにおける教育的公共圏の形成・再編と、その教育的・社会的意義を総合的に検討した。

３.５　研究倫理と研究者の立場性

半構造化インタビューでは、調査目的、方法及び成果の公表方法を事前に説明し、自由意思によるインフォームド・コンセントを得た。参加は任意とし、回答拒否及び調査途中での撤回の権利を保障した。収集したデータは匿名化して管理し、公表に際しては個人及び団体の運営に不利益が生じないよう配慮した。

筆頭著者は対象団体の卒団生であり、講師及び組織移管後の運営にも関与している。この立場が解釈に影響する可能性を踏まえ、複数資料の照合、共同研究者との検討及びメンバー・チェックにより解釈の客観性の確保に努めた。

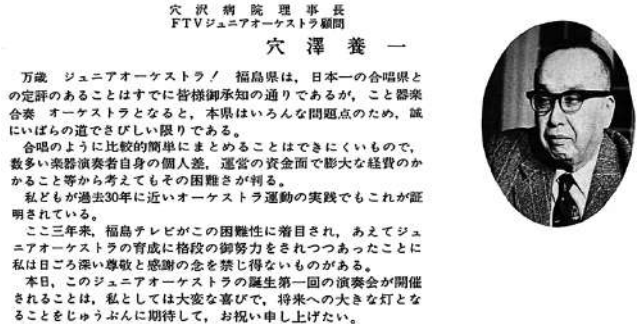
第４章　研究結果

４.１　歴史資料分析

４.１.１　創設期における制度的基盤の形成

FTVジュニアオーケストラは、福島テレビの開局10周年記念事業として構想され、1975年に創設された。その背景には、地域における長年のオーケストラ運動の蓄積と、器楽合奏の普及・定着をめぐる課題があった。会津若松市の穴澤病院理事長を務める一方、会津音楽協会長や福島県吹奏楽連盟顧問などとして地域の音楽文化振興に携わった穴澤養一氏は、第１回定期演奏会プログラムにおいて、自らを含む「過去30年に近いオーケストラ運動の実践」を振り返り、福島県における器楽合奏の普及には困難が伴ってきたことを指摘している（図１）。その上で、福島テレビが創設に先立つ約３年間にわたりこの課題に着目し、ジュニアオーケストラの育成に取り組んできたことを高く評価している。この記述から、FTVジュニアオーケストラの創設には、放送局による記念事業という契機だけでなく、それ以前から地域に蓄積されてきたオーケストラ運動と、器楽合奏の普及をめぐる課題認識が背景にあったことがうかがえる。

創設時の組織構成をみると、福島テレビの代表取締役社長が団長を務め、同社役員が副団長や常任理事を担っていた。一方、顧問には福島県教育長及び福島市教育長が就任し、福島県教育委員会、福島市教育委員


穴沢病院理事長
FTVジュニアオーケストラ顧問
穴澤養一

万歳　ジュニアオーケストラ！　福島県は，日本一の合唱県との定評のあることはすでに皆様御承知の通りであるが，こと器楽合奏　オーケストラとなると，本県はいろんな問題点のため，誠にいばらの道でさびしい限りである。
合唱のように比較的簡単にまとめることはできにくいもので，数多い楽器演奏者自身の個人差，運営の資金面で膨大な経費のかかること等から考えてもその困難さが判る。
私どもが過去30年に近いオーケストラ運動の実践でもこれが証明されている。
ここ三年来，福島テレビがこの困難性に着目され，あえてジュニアオーケストラの育成に格段の御努力をされつつあったことに私は日ごろ深い尊敬と感謝の念を禁じ得ないものがある。
本日，このジュニアオーケストラの誕生第一回の演奏会が開催されることは，私としては大変な喜びで，将来への大きな灯となることをじゅうぶんに期待して，お祝い申し上げたい。

図１　第１回（1975年）定期演奏会プログラムに掲載された穴澤養一氏の寄稿

会、小学校・中学校・高等学校の各教育研究会音楽部会が後援に名を連ねていた。さらに、福島市立中学校長であり中学校教育研究会音楽部長を務めた三瓶芳徳氏が理事として運営に参画し、立花和夫氏が音楽指導の中心を担った。これらの資料から、創設期のFTVジュニアオーケストラは、放送局を中核としながら、教育行政、学校教育関係者、医療関係者及び地域音楽家が協働して子どもの芸術教育を支える制度的基盤の上に成立していたことが確認された。

また、講師陣には学校教員や専門演奏家だけでなく、本田邦彦氏、春山秀城氏、春山和見氏ら郡山市の医師が創設期より加わっていた。すなわち、当該オーケストラは学校教育の延長としてのみ形成されたのではなく、異なる職業的背景を有する地域人材が専門性を持ち寄ることによって支えられていた。

４．１．２　県域的な参加構造と学校教育との接続

50年間の演奏会プログラムに掲載された団員名簿及び所属校を整理すると、団員は福島市内に限定されず、郡山、白河、会津若松をはじめ県内各地から参加していたことが明らかとなった。遠方から毎週の練習に通う団員もみられ、FTVジュニアオーケストラは一都市の青少年団体というより、県域的な音楽教育の場として機能していた。

所属校には一定の傾向が認められた。福島市内では、吹奏楽部を有する小学校のほか、福島大学附属小学校・附属中学校のように弦楽器を含む合奏活動を行う学校、福島県立福島高等学校及び福島女子高等学校（現・橘高等学校）のように管弦楽部を有する高校に在籍する団員が多く確認された。これは、学校における器楽活動がFTVジュニアオーケストラへの参加を支える人材基盤となる一方、同団での経験が再び学校の音楽活動へ還流する関係が形成されていたことを示している。また、団員構成は小学４年生から高校３年生までの異年齢・異校種によって成り立っていた。プログラムに掲載された団員の文章からは、学校外の友人との交流、年長者との協働、合宿や演奏会を通した成長が語られており、同団が演奏技能の習得にとどまらず、異年齢集団における社会的学習の場として認識されていたことがうかがえる。

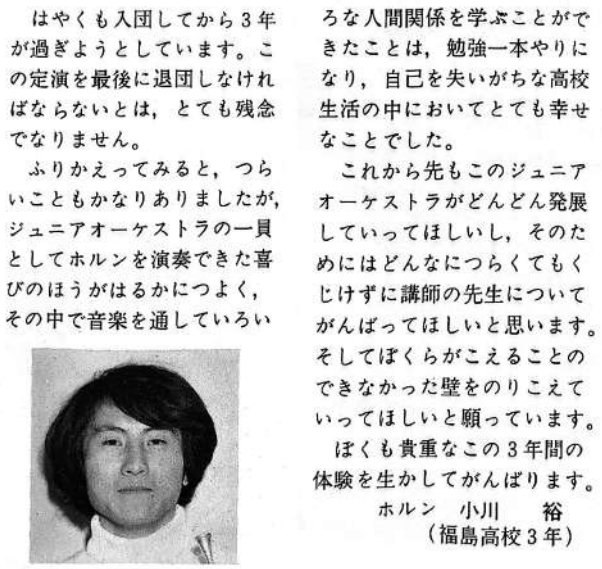
第１期生のホルン奏者である小川裕氏（図２）は、福島大学附属小学校合奏部顧問をはじめ、県内各地の小学校で教鞭を執りつつ音楽系部活動の指導も歴任した。退職後は、福島大学人間発達文化学類の特任教授・非常勤講師（現在）として学生の指導に携わりながら、FTVジュニアオーケストラの講師代表も務めている。また、部活動の地域移行においても、外部講師として県内の複数の小中学校で指導を継続している。さらに、地域の成人による管弦楽団の代表を務めるほか、他のジュニア世代の楽団でも指導にあたるなど、団員としての経験を起点として、学校教育及び地域音楽教育の担い手となり、次世代の育成へとつなげていく循環がみられる。

こうした世代を超えた学びと関与の継承や、異年齢・異校種の参加者が学校外で継続的に協働する実践は、Higgins（2012）のいう共同的な音楽づくり及び能動的関与として理解することができる。

４．１．３　演奏活動の展開と地域・国内外への広がり

創設後の活動は、定期演奏会に加え、夏季・冬季合宿、学校訪問演奏、地域での演奏会、テレビ出演及び他団体との交流へと広がった。創設初期の活動記録には、県内小・中学校への訪問演奏、白河やいわき等での地域公演、民間放送関連行事への出演が記されており、演奏活動が団内の教育にとどまらず、地域社会へ音楽を届ける実践として展開していたことが確認された。

また、団員は舘野泉氏（ピアノ）や天満敦子氏（バイオリン）をはじめとする第一線の演奏家と共演する機会を得ていた。こうした共演は、子どもたちに高度な音楽実践へ接する機会を提供するとともに、地域の青少年オーケストラを専門的な音楽文化と接続する役割を果たしていた。



はやくも入団してから３年が過ぎようとしています。この定演を最後に退団しなければならないとは，とても残念でなりません。

ふりかえってみると，つらいこともかなりありましたが，ジュニアオーケストラの一員としてホルンを演奏できた喜びのほうがはるかにつよく，その中で音楽を通していろいろな人間関係を学ぶことができたことは，勉強一本やりになり，自己を失いがちな高校生活の中においてとても幸せなことでした。

これから先もこのジュニアオーケストラがどんどん発展していってほしいし，そのためにはどんなにつらくてもくじけずに講師の先生についてがんばってほしいと思います。そしてぼくらがこえることのできなかった壁をのりこえていってほしいと願っています。

ぼくも貴重なこの３年間の体験を生かしてがんばります。

ホルン　小川　裕
（福島高校３年）

図２　第３回（1977年）定期演奏会プログラムに掲載された小川裕氏の寄稿

国内外の交流も継続的に行われた。福島テレビ開局15周年記念事業では、北海道放送のHBCジュニアオーケストラとの合同演奏会が実施され、相互交流が図られた。さらに、創設25周年を記念して1998年にドイツ公演が実施され、ベルリン及びバーデン＝バーデンで演奏した。筆頭著者も中学１年時に同公演へ参加している。加えて、2004年にはドイツ・オーストリア公演が行われるなど、活動は地域内から国内、さらに国際交流へと展開した（筆頭著者は講師アシスタントとして同行）。歴史資料からは、FTVジュニアオーケストラが、地域に根差した青少年音楽教育の場であると同時に、子どもたちを広域的・国際的な音楽文化へ接続する媒介として機能してきたことが明らかとなった。東日本大震災が発災した2011年には、ベルリンフィルハーモニー管弦楽団らをはじめ国内外の多数の団体・企業より支援を受けた（図３）。このような地域・国内外へ開かれた演奏活動は、参加者が地域社会や多様な他者との関係を形成する機会となっており、芸術的市民権を育む実践的基盤として位置づけられる。



図３　第38回（2011年７月）定期演奏会プログラム

４．２　組織資料分析

４．２．１　団員構成の変化と組織的課題

図４は、1975年から2026年までのFTVジュニアオーケストラの校種別団員数の推移を示したものである。創設当初62名であった団員数は、1985年には102名に達し、その後も2010年頃までは概ね80～90名規模を維持していた。しかし、2010年代後半以降は減少傾向が顕著となり、2020年には38名、2025年には24名まで減少した。一方、運営移管後となる2026年は31名まで回復し、前年から７名の増加がみられた。

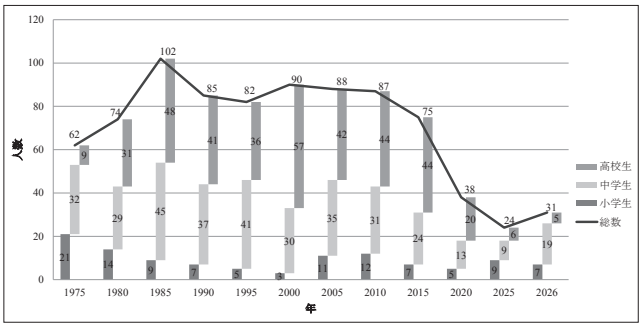


図４　FTVジュニアオーケストラ校種別団員数推移

校種別にみると、近年の新規入団者は中学生が中心であり、2025年の９名から2026年には19名へと増加している。これは、福島大学附属小学校合奏部の卒業生が附属中学校進学後に入団する事例が複数みられることなど、学校音楽活動との接続が一定程度機能していることを示している。

一方、高校生団員は長期的に減少傾向にあり、2026年には５名となった。高校生は演奏経験を重ね、コンサートマスターやパートリーダー、首席奏者として演奏面・運営面の中核を担ってきたことから、その減少は講師の指導負担増加にも直結している。実際、第51回定期演奏会では中学３年生がコンサートマスターを務めるなど、若年層による役割分担が進められている。

また、団員数の推移をみると、東日本大震災後にも一定の減少は認められるものの、2020年以降の新型コロナウイルス感染症拡大期の減少幅がより大きく、団員確保への影響はコロナ禍の方が顕著であったことが読み取れる。

４．２．２　運営体制の転換と新組織の形成

団員数の減少に伴い、主催者であった福島テレビは、団員数が30名を下回った段階で出資終了の方針を示し、2025年７月20日の第50回定期演奏会をもって約50年間にわたる主催事業を終了した。その後は、卒団生、保護者及び講師を中心とする新たな運営体制へ移行し、2025年11月には設立総会が開催された。

旧規約では、団長は福島テレビ社長が務め、運営実

務は「父母と講師の会」が担う構造であった。

これに対し、新規約では、「父母と講師と卒団生らが協同して運営する」ことが明記されるとともに、総会を最高意思決定機関として位置づけ、団長も保護者・講師・卒団生の中から選出する仕組みへ改められた。さらに、役員会に加えて事務局を設置し、総務、会計、広報、演奏会、楽器・楽譜管理などの担当を配置するなど、卒団生・保護者・講師が役割を分担する協働型の組織体制が整備された。

放送局による支援から、卒団生、保護者及び講師による自主運営への移行は、教育的公共圏を支える主体の再編過程として理解できる。また、多主体による運営への参画は、相互音楽的ケアを基盤とした新たな公共性の形成として捉えることができる。

４．２．３　継続を支える人的・財政的基盤

活動内容では、これまで夏の定期演奏会と冬のニューイヤーコンサートが開催されていたが、運営主体の変更後は定期演奏会のみの年１回に減少した。

団員は小学４年生から高校３年生までで構成され、週１回の通常練習と定期演奏会を中心とした活動を継続している。講師は卒団生や学校教員や楽器講師らを中心に組織され、演奏指導だけでなく団運営にも携わっている。

また、団費は約25年前から月額3,000円に据え置かれており、経済的負担を抑えながら活動を継続してきた。財政面では、福島テレビによる出資終了後も、同社から練習施設及び団所有楽器の無償貸与を受けており、新組織では団費、演奏会収益、寄付金等を基盤とした運営へ移行している。

一方で、講師への交通費支給や演奏会運営、楽器維持費など継続的な支出は依然として必要であり、少人数化が進む中で安定した財源の確保は今後の重要な課題となっている。

４．３　半構造化インタビュー分析

４．３．１　小学５年生（フルート）の語り

本事例では、参加動機として、吹奏楽とは異なる弦楽器を含むオーケストラ編成への憧れが語られた。また、活動を通して肺活量や運指などの演奏技術だけでなく、「セカンドでファーストを支えることが好きになった」と述べるなど、協働的な役割意識の形成が確認された。さらに、舞台裏で講師や卒団生から励まされた経験や、保護者・講師・卒団生への感謝が繰り返し語られ、多主体による支援環境を認識していることがうかがえた。

表２　小学５年生（フルート）の語りと理論的枠組みとの対応

発話・語り	上位概念	理論との接続
吹奏楽ではなく弦楽器を含むオーケストラに憧れて入団した	多様な音楽への参加動機	コミュニティ音楽（Higgins）：学校では得られない地域の音楽共同体への主体的参加（Music of a Community）
「セカンドでファーストを支えることが好きになった」	協働を通した音楽的・人格的成長	芸術的市民権（Elliott）：自己の技能向上だけでなく他者を支える倫理的実践（Ethical Praxis）の萌芽
「学校ともおうちとも違う三つ目の場所」	第三の居場所	教育的公共圏（Habermas）：学校・家庭とは異なる公共的学習空間における討議・交流・学びの形成
講師・卒団生・保護者から励まされ、支えられた経験	多主体による支援	相互音楽的ケア（Stige）：参加者間に応答・配慮・支援が循環する関係性の形成
「後輩にはまず楽しんでほしい」	継承意識	芸術的市民権（Elliott）：音楽経験を次世代へ継承しようとする公共的志向
「歴史を残しながら新しいことにも挑戦してほしい」	組織の継承と発展	芸術的市民権＋教育的公共圏：共同体の持続的発展へ主体的に関与しようとする意識

一方で、「学校とも、おうちとも違う三つ目の場所」としてオーケストラを位置づけ、異学年・異校種との交流を肯定的に捉えていたことから、学校や家庭とは異なる学びと人間関係を形成する場として認識されていることが確認された。また、「セカンドで支えること」や「後輩にはまず楽しんでほしい」という語りからは、自ら演奏技術を高めるだけでなく、他者を支える役割や学びを継承することへの意識が芽生えていることが読み取れた。

さらに、自主演習期間中の合奏不足や高校生団員の減少に対する不安を語る一方で、「歴史を残しながら新しいことにも挑戦してほしい」と述べており、団体の現状を受け止めながらも、その継承と発展を願う視点が確認された。すなわち、本事例では、演奏技術の習得に加えて、多主体との関係のなかで支えられ、さらに支える側へと意識が移行していく過程と、団体を将来へつないでいこうとする志向が示された。

４．３．２　中学３年生（トランペット）の語り

本事例では、参加動機として、小学校で経験したマーチングや吹奏楽だけでは物足りなさを感じ、より高度な管弦楽に挑戦したいという思いからFTVジュニアオーケストラへ入団したことが語られた。また、吹奏楽とは異なりトランペットが主旋律を担当する場面は少ないものの、「曲がかっこいい」と述べるなど、交響曲における多様な役割やオーケストラならではの音楽表現そのものに魅力を感じていることが確認された。

活動を通しては、講師や上級生の演奏を間近で経験することにより、吹き方や音量、表現方法など学校だけでは得られない高度な演奏技術を身につけたと認識していた。また、「知らない大人と話すことが苦手だっ

表３　中学３年生（トランペット）の語りと理論的枠組みとの対応

発話・語り	上位概念	理論との接続
「もっと本格的な演奏をしたい」と考え、吹奏楽ではなくオーケストラへの参加を選択した	より高度な音楽実践への志向	コミュニティ音楽（Higgins）：学校教育を補完する地域の音楽共同体（Music of a Community）への主体的参加。多様な音楽文化へアクセスする契機となっている。
講師や上級生から吹き方や音量、表現方法を学び、演奏技術が向上した	専門的指導による音楽的成長	芸術的市民権（Elliott）：専門的な音楽実践（Artistic Praxis）を通して自己の音楽的能力を高める過程が確認される。
「知らない大人とも話せるようになった」「OB・OGとも一緒に演奏できる」	多世代交流を通した社会性の形成	コミュニティ音楽（Higgins）：異世代・異立場との共同的音楽づくり（Communal Music Making）を通して、関係形成や社会性が育まれている。
「ピリピリした雰囲気ではなく、楽しく続けられる環境がよい」	心理的安全性を重視する共同体観	教育的公共圏（Habermas）：学校や部活動とは異なる、安心して学び続けられる公共的な教育空間として認識されている。
「大人になってもトランペットを続けたい」「戻って関わりたい」	組織への継続的コミットメント	芸術的市民権（Elliott）：音楽活動を生涯にわたり継続し、共同体へ主体的に関与しようとする芸術的市民権の形成が認められる。

たが、ジュニアオーケストラに入って社交的になった」と語るなど、多世代との交流を通して社会性や対人関係の形成が促されたことがうかがえた。

さらに、本団体の特徴として、小学生から高校生、さらに卒団生（OB・OG）がともに演奏する環境を挙げ、学校では経験できない世代を超えた交流の場であることを肯定的に捉えていた。一方で、中学生男子が少なく、他パートとの交流や後輩への指導機会は限定的であることにも言及しており、交流のあり方について改善の余地を認識していることが確認された。

組織運営に対しては、高校進学後の学業や部活動との両立に不安を抱きながらも、「続けられるならピリピリした雰囲気ではなく、楽しく続けられる環境がよい」と述べており、技術向上だけではなく心理的安全性を伴う活動環境を重視していた。また、受験期に団員数が減少することや編成維持への懸念を示しつつも、「大人になってもトランペットを続けたい」「できれば戻ってきて関わりたい」と語り、将来的には卒団後も組織とのつながりを維持したいという意識がみられた。

さらに、新たに入団する子どもたちに対しては、「音楽は楽しいので怖がらずに入ってほしい」と呼びかけており、自らが得た経験を次世代へ伝えようとする姿勢もうかがえた。以上より、本事例では、高度な音楽実践を通した演奏技術の向上に加え、多世代との交流による社会性の形成、組織への帰属意識、そして卒団後も地域の音楽文化を支えようとする継続的な関与への志向が確認された。

４．３．３　高校３年生（バイオリン）の語り

本事例では、参加動機として、中学校の友人に誘われたことを契機に入団したことが語られた。一方で、活動を継続するなかで、異なる学校や学年の団員とともに演奏する経験や、プロの指揮者・講師による指導を受けられる環境に、本団ならではの魅力を見いだしていた。特に、「年齢や学校が違う人たちと一緒に演奏できることは他にはない」と述べており、多様な背景をもつ団員との協働そのものを価値ある経験として認識していることが確認された。

活動を通しては、セカンドバイオリンのパートリーダーを務めるなかで、「以前は先輩に従う立場だったが、自分から動けるようになった」と語り、主体的に行動する姿勢が形成されたことが示された。また、講師からの指示を後輩へ伝えたり、小学生団員の面倒を見たりする役割を担うことについて「大変」と感じながらも、自らの責任として受け止めていたことから、演奏技術だけでなく、リーダーシップや他者への配慮を伴う実践的な成長がうかがえた。

さらに、プロの指揮者や講師、他校の上級生と演奏する経験について、自分より高い演奏水準に触れることで「刺激になった」と語っており、学校内では得られない専門的な音楽環境が自己の演奏基準を高める契機となっていた。また、講師からのレッスンや外部指導者との関わりを通して、高度な音楽実践のなかで継続的に学んでいることが確認された。

一方で、保護者や講師、スポンサーなど、多くの支援者によって活動が支えられていることへの感謝が繰り返し語られた。また、運営体制の変更や支援縮小に

表４　高校３年生（セカンドバイオリン首席）の語りと理論的枠組みとの対応

発話・語り	上位概念	理論との接続
友人に誘われて入団し、異学年・異校種が一緒に演奏する環境に魅力を感じた	多様な共同体への参加	コミュニティ音楽（Higgins）：学校や所属を超えて多様な参加者が共同で音楽を創造する「Communal Music Making」の実践として理解できる。
パートリーダーとなり、自ら動き、後輩へ指示を伝え、まとめ役として行動するようになった	リーダーシップの形成	芸術的市民権（Elliott）：演奏者としてだけでなく、共同体を支える責任を担う主体へと成長する芸術的実践（Artistic Praxis）の深化が認められる。
小学生の面倒を見ることや、後輩を支えることは大変だが必要な役割であると認識している	他者への配慮と支援	相互音楽的ケア（Stige）：一方向的な指導ではなく、異年齢間で支え合う応答的関係が形成され、相互音楽的ケアが実践されていることが読み取れる。
プロ指揮者や講師、上級生から刺激を受け、自分の基準が高まった	専門的実践による成長	コミュニティ音楽（Higgins）＋芸術的市民権（Elliott）：高度な音楽実践への参加を通して、専門性の向上と自己省察が促されていることが確認された。
保護者や講師、スポンサーなど多くの支援者への感謝を語った	多主体による支援への認識	相互音楽的ケア（Stige）：音楽活動は演奏者だけでは成立せず、多様な支援者との相互依存関係によって支えられていることを認識している。
FTVの支援縮小や運営体制変更に不安を示しつつ、多様性や楽しい雰囲気は維持してほしいと語った	教育共同体の持続可能性への関心	教育的公共圏（Habermas）：教育実践を支える公共的空間の維持に関心を示し、制度や組織の継続条件まで視野に入れた認識が確認された。
「後輩が楽しく活動できるよう願う」「趣味としてでも音楽を続けたい」と語った	継承と生涯的関与	芸術的市民権（Elliott）＋相互音楽的ケア（Stige）：卒団後も音楽を継続し、次世代が安心して活動できる共同体の維持を願う姿勢は、芸術的市民権の成熟した表れとして理解できる。

ついても関心を示し、「楽しく学べる雰囲気」や異学年が交流できる現在の環境は維持してほしいと述べており、活動環境そのものを共同で支える価値として捉えていることが読み取れた。

さらに、卒団後については「趣味としてでも音楽を続けたい」と語るとともに、「後輩が楽しく活動できればよい」と述べており、自らが得た経験を次世代へつないでいくことへの志向が示された。すなわち、本事例では、専門的な音楽実践を通した自己成長だけでなく、共同体を支える役割への主体的な関与、多主体との協働への理解、そして組織の継承と発展を見据えた将来的な関与への意識が確認された。

４．３．４　卒団生（大学３年生ホルン・大学院１年生チェロ）の語り

本事例では、入団の契機は姉や友人からの勧めなど偶然の要素を含んでいたものの、活動を継続するなかで、学校教育では得難い高度な音楽実践と多世代交流に価値を見いだしていたことが語られた。また、プロの指揮者や講師による継続的な指導を受けながら、一曲を完成度高く演奏する経験を重ねたことにより、高度な演奏技術だけでなく、音楽を聴衆へ届ける責任や演奏に対する倫理観が形成されたことが確認された。

活動を通しては、講師や上級生から直接助言を受けることで演奏技術を高めるとともに、後輩へ演奏方法を伝える立場となり、教えることを通して自らも学び直す経験が語られた。また、異学年との交流を通して、年長者への敬意と親しさを両立させる対人関係の形成や、新しい人との交流への抵抗感が薄れたことなど、社会性の成長も確認された。

さらに、本団体の特徴として、小学生から高校生、卒団生までが継続的に関わる多世代の共同体であることが挙げられた。卒団後には、自らが後輩へ助言したり、体験会の企画や新体制づくりに参画したりするなど、団員から支援者へと役割が変化していることが語られた。また、地域との連携を活かした体験会の実施や、新たな参加者を迎える取組の重要性にも言及しており、団体の継続と発展に主体的に関与しようとする姿勢が確認された。

一方で、保護者や講師、事務局、スポンサーなど多様な支援者への感謝も繰り返し語られた。本番に集中できる運営体制や送迎・経済的支援、さらには講師との継続的な信頼関係は、演奏活動だけでなく、大学進学や教員志望など進路形成にも大きな影響を及ぼしていた。また、家庭においてもクラシック音楽への関心が高まり、親子関係の改善につながった経験が語られるなど、活動の影響は本人のみならず家族にも及んだ。

表５　卒団生（大学３年生ホルン・大学院１年生チェロ）の語りと理論的枠組みとの対応

発話・語り	上位概念	理論との接続
姉や友人の勧めで入団したが、「学校ではできないオーケストラができる」ことに魅力を感じ、活動を継続した。	高度な音楽実践への参加	コミュニティ音楽（Higgins）：学校教育を補完する地域の音楽共同体（Music of a Community）として機能し、多様な音楽文化への参加機会を提供している。
「先生がすぐ近くで教えてくれて、『こうすればいい』ってすぐ分かった」と振り返り、後には後輩へ助言する立場となるなど、教えながら自らも学び直していた。	専門性の形成と協働的学習	コミュニティ音楽（Facilitation）：ファシリテーションを通して学びが循環し、共同的な音楽づくり（Communal Music Making）が成立している。
「高校生の先輩を見て『こうやって接すればいいんだ』と分かった」と語るなど、小学生から卒団生までが共に活動する経験を通して、人間関係や社会性が育まれていた。	多世代共同体による成長	教育的公共圏（Habermas）：学校・家庭を越えた公共的な学習共同体として、多世代による学びと相互作用が形成されている。
「卒団してから、講師や保護者、事務局が支えてくれていたことがよく分かった」と語り、多主体による支援の価値をあらためて認識していた。	多主体による支援への感謝	相互音楽的ケア（Stige）：参加者だけでなく保護者・講師・運営を含む多主体による相互支援が、活動を支える基盤となっている。
「体験会を企画して、新しい子を増やしたい」と述べ、卒団後も新体制づくりや地域とのつながりを広げる活動に主体的に関わっていた。	地域への継続的関与	教育的公共圏（Habermas）：教育実践を媒介として地域社会との接続を拡張し、公共圏を維持・再構成する主体となっている。
部活動指導や教員養成課程でジュニアオーケストラの経験を生かし、「音楽が好きな子どもを増やしたい」と語るなど、教育実践への還元を志向していた。	教育実践への還元	芸術的市民権（Elliott）：音楽を自己実現だけでなく他者や地域社会へ還元する倫理的実践（Artistic Citizenship）が具体化している。
「今は一つ一つの演奏を大事にしたい」と語るとともに、支援を受ける団員から後輩や地域を支える卒団生へと役割が変化していた。	支援される側から支援する側への移行	芸術的市民権×相互音楽的ケア：相互音楽的ケアを受けた経験が、次世代への支援として循環し、共同体の持続可能性を支えている。

さらに、現在では部活動指導員や教員養成課程において、ジュニアオーケストラで学んだ演奏技術や指導方法を実際の教育活動へ活用していることが語られた。今後についても、「音楽が好きな子どもを増やしたい」「専門的な学びへつなげたい」と述べており、音楽を通して次世代を育成しようとする意識が示された。すなわち、本事例では、ジュニアオーケストラで培われた経験が、卒団後も教育実践や地域の音楽文化へ還元されるとともに、多主体による支援を受けた参加者が、今度は支援する側として共同体へ関与していく循環的な過程が確認された。

４．３．５　事務局長の語り（市民主体による運営と相互音楽的ケアの実践）

本事例では、FTVジュニアオーケストラが企業主体の運営から市民主体の自主運営へ移行した過程において、事務局長として運営を担った経験が語られた。語りには、単なる組織運営ではなく、多様な主体と協働しながら地域の音楽文化を維持・発展させようとする実践者としての葛藤と成長が位置づけられていた。

まず、自主運営への移行については、「仕事でやってた人が完全にボランティアでやる人たちに変わったことが一番大きな変化」と述べられ、企業による事業運営から、市民ボランティアによる共同運営へ転換したことが最も大きな変化として認識されていた。その過程では、講師、保護者、卒団生など、それまで関わる機会の少なかった多様な立場の人々との調整が必要となり、「いろんな職種の人たちと関わるようになった」「コミュ力が必要」と語るなど、運営者として新たな役割を担うようになった経験が示された。

一方で、当初は卒団生を中心とした運営も検討されたものの、「OBだけでは足りない」「みんなでやっていかなきゃいけない」「今はバランスが取れていていいと思う」と語られたことから、多様な立場の主体が協働する現在の体制に価値を見いだしていることが確認された。これは、地域における音楽活動が特定の個人や集団によって支えられるのではなく、多主体による共同実践として成立していることを示している。

また、財政面については、「団費だけでは運営できない」「助成金を取った」と述べられ、演奏活動だけではなく、助成金や協賛、寄付などを含めた持続可能な運営体制を構築する必要性が語られた。ここでは、音楽活動そのものだけでなく、それを支える制度や財源を整えることも、地域文化を継続させるための重要な実践として認識されていた。

さらに、本事例で最も特徴的であったのは、「支える側と支えられる側っていう関係じゃなくて、両方とも支え合ってる感じはすごくする」という語りである。これに関連して、「高校生も支えられるんだよね。教えていることで子どもが喜んだり、伸びたりする」「団員たちに支えられるのもある」「そうじゃなきゃやっていられない」と述べられており、支援とは一方向的に与えるものではなく、子どもたちとの関わりを通して支援する側もまた励まされ、学び、活動を継続する力を得ていることが語られた。

また、「本当にこれでよいのだろうか」と試行錯誤を重ねながら自主運営を続けてきた過程も随所に語られており、事務局長として常に正解のない状況のなかで判断を重ねてきたことがうかがえた。しかし、その葛藤は単なる負担としてではなく、地域の子どもたちや卒団生、講師、保護者とともに新しい共同体をつくり上げる実践そのものとして受け止められていた。

以上より、本事例では、市民主体による運営体制への転換を通して、多主体による協働と公共的な実践が形成されるとともに、支援する者と支援される者が相互に成長し合う関係性が確認された。とりわけ、相互に支え合う経験が活動の継続を支える原動力として語られていた点は、FTVジュニアオーケストラにおける相互音楽的ケアの成立を最も端的に示す事例であると考えられる。また、運営そのものが地域文化を未来へ継承する実践として位置づけられていたことから、芸術的市民権が理念としてではなく、日常的な運営実践のなかで具体化されていることも確認された。

表6　事務局長（講師・卒団生）の語りと理論的枠組みとの対応

発話・語り	上位概念	理論との接続
「仕事でやってた人が完全ボランティアでやる人たちに変わったことが一番大きな変化」、「職のある人が運営に関わるようになった」	市民主体への転換	教育的公共圏（Habermas）：企業主導から市民主体へと運営主体が移行し、市民社会による公共圏形成が始まった。
「いろんなカテゴリの人たちと当たり歩くようになった」「コミュ力が必要」	多主体との関係調整	コミュニティ音楽（Higgins）：講師・保護者・卒団生・企業など多様な主体をつなぐファシリテーション実践として運営が位置付けられている。
「OBだけじゃ足りない」「みんなでやっていかなきゃいけない」「今はバランス取れていていいと思う」	協働による共同体形成	コミュニティ音楽×教育的公共圏：多様な立場の協働によって公共的な学習共同体が維持されている。
「自信ある方じゃない」「誰とでもしゃべれる側面はある」「他の人はかなり負担大きい」	運営者としての葛藤と成長	芸術的市民権（Elliott）：他者や共同体へ関わろうとする実践のなかで、自らも成長し続けるPraxisとしての姿が示されている。
「団費だけでは運営できない」「2年で潰れちゃう」「助成金を取った」「三位一体方式でやるしかない」	持続可能性への責任	芸術的市民権：地域文化を未来へ残すために、音楽活動だけでなく制度・財源づくりまで担う実践へ役割が拡張している。
「支える側と支えられる側っていう関係じゃなくて、両方とも支え合ってる感じはすごくする」	支援関係の相互性	相互音楽的ケア（Stige）：ケアは一方向ではなく、支援者・団員・卒団生が相互に支え合う循環として成立している。
「高校生も支えられるんだよね」「教えていることで子どもが喜んだり、伸びたりする」	教えることで自らも育つ	芸術的市民権×相互音楽的ケア：他者への実践が自己の成長や喜びへ還元される倫理的実践（Praxis）が形成されている。
「団員たちに支えられるのもある」「そうじゃなきゃやってられない」「得てるものがある」	支援の循環と実践の意味	相互音楽的ケア：支援すること自体が支援者を支え、活動を継続する力となるケアの循環が生まれている。
「子どもへの価値は、技術だけでなく異学年・異校種・大人との関わり」「卒団後に実感される経験」「地域文化の持続性に資する」	教育的・地域的価値の再認識	教育的公共圏×芸術的市民権：音楽教育を地域文化と結び付ける公共的実践として、活動の意義が再定義されている。

4．4　三角測量による研究結果

本研究では、歴史資料、組織資料、半構造化インタビュー及び参与観察によって得られた結果を相互に照合した。その結果、FTVジュニアオーケストラは、創設時から放送局、教育行政、学校関係者、医療関係者、地域音楽家等の協働によって支えられ、学校や家庭とは異なる県域的な音楽教育の場を形成してきたことが確認された。歴史資料にみられた多主体による支援構造は、現役団員や卒団生の語りにおける「学校とも家庭とも異なる場所」「異学年・異校種との交流」「講師・保護者・卒団生に支えられた経験」と対応していた。

また、団員名簿や組織資料から確認された異年齢構成、専門的指導、多主体による運営は、インタビューにおいて、演奏技術の向上、社会性の形成、後輩を支える役割意識、卒団後の教育実践や運営への参画として現れていた。すなわち、参加者は一方向的に教育を受けるのみではなく、在団期間の長期化や卒団後の関与を通して、支えられる立場から支える立場へと役割を変化させていた。

さらに、2025年以降の組織移管については、組織資料から、放送局を中心とする運営から、保護者、講師、卒団生による自主運営へ転換したことが確認された。これに対し、事務局長の語りでは、多様な立場の主体を結び付けながら運営を担う葛藤と同時に、「支える側と支えられる側という関係ではなく、両方とも支え合っている」という認識が示された。参与観察においても、講師、保護者、卒団生及び年長団員が、それぞれ異なる役割を担いながら練習や演奏会を支える様子が確認された。

以上の資料を総合すると、FTVジュニアオーケストラは、第一に、多主体の協働によって形成され、社会的変化に応じて再編されてきた教育的な公共空間であること、第二に、異年齢・異校種の参加者と専門的指導者による共同的な音楽実践によって支えられていること、第三に、支援と学びが参加者間を循環し、他者や共同体への関与へと発展する場であることが明らかとなった。

第５章　考　　察

本章では、第４章の結果を教育的公共圏、コミュニティ音楽及び芸術的市民権の理論的視点から考察する。

５．１　教育的公共圏の形成と再編

RQ１に対して、第４章の結果から、FTVジュニアオーケストラの教育的公共圏は、放送局、教育行政、学校関係者、医療関係者、地域音楽家、保護者、講師、卒団生及び団員による重層的な協働のもとで形成されてきたと考えられる。創設時には福島テレビが制度的・財政的中核を担い、教育行政や地域の専門職がその公共性を支えた。その後、県域的な参加、学校教育との往還、卒団生の地域教育への還元を通して、同団は学校制度の外部にありながら、地域の教育資源を結び付ける場として機能してきた。

ここでいう教育的公共圏は、単なる学校外活動の場ではない。学校、家庭、企業、行政、地域社会のあいだに位置し、それぞれの主体が子どもの音楽教育という共通課題に関与する中間領域である。言語的討議だけでなく、演奏、指導、送迎、資源提供、演奏会運営などの共同実践を通して公共性が具体化している点に、本事例の特徴がある。

2025年の運営主体の移管は、この公共圏の消失ではなく、その担い手の再編を意味した。すなわち、企業主導型の制度から、保護者、講師及び卒団生が意思決定と運営責任を引き受ける市民主体型の制度へ移行したのである。ただし、この再編は完成された自立ではなく、財源、人的負担、専門性及び意思決定をめぐる継続的な調整を伴う。したがって、本事例の教育的公共圏は、固定的な組織ではなく、社会的・制度的変化に応答しながら再構成され続ける実践的な公共圏として位置づけられる。

５．２　教育的公共圏を支えたコミュニティ音楽実践

RQ２に対して、FTVジュニアオーケストラのコミュニティ音楽実践は、第一に学校音楽教育を補完する地域的実践、第二に異年齢・異校種・多職種による共同的実践、第三に参加者の成長を媒介する能動的関与によって特徴づけられる。

同団は、学校では経験しにくい管弦楽活動と専門的指導を提供し、地域の子どもをより広い音楽文化へ接続してきた。他方、その活動は学校教育から独立したものではなく、学校における吹奏楽、合奏及び管弦楽経験を参加基盤とし、同団で培われた技能や指導経験を再び学校や地域へ還流させていた。したがって、地域と学校、専門的音楽文化のあいだを往還する点に、この実践の独自性がある。

また、共同的な音楽づくりは、合奏そのものに限定されない。年長団員による後輩支援、卒団生による指導や体験会の企画、保護者・講師・事務局による運営までが、演奏を成立させる一連の共同実践を構成していた。ここでは、学ぶ者と教える者、演奏者と支援者の役割は固定されず、経験の蓄積に応じて移行する。

さらに、専門性の高さと参加者を受け入れる関係性が併存していることも重要である。団員は高度な演奏水準を求めつつ、「楽しく続けられること」や、学校・家庭とは異なる安心できる場としての価値を語っていた。したがって、本事例のコミュニティ音楽実践は、専門的音楽教育と歓待的な関係形成を対立させず、両者を結び付けることによって教育的公共圏を支えてきたと考えられる。

5.3　教育的公共圏における芸術的市民権と相互音楽的ケア

RQ 3に対して、本事例の教育的・社会的意義は、音楽的成長が他者への配慮、共同体への責任及び地域への還元へと接続している点にある。

現役団員及び卒団生の語りからは、参加者が単に演奏技能を獲得するのではなく、支えられる経験を基盤として、後輩を支え、組織の継承を考え、卒団後には教育や運営へ関与する主体へと変化していく過程が確認された。芸術的市民権は、個人に内在する完成された資質ではなく、共同実践のなかで役割を引き受けることを通して形成されるものと捉えられる。

その形成条件となっていたのが、相互音楽的ケアである。とりわけ、「支える側と支えられる側という関係ではなく、両方とも支え合っている」という語りは、本研究の中心的知見である。高校生や講師、卒団生、運営者は、子どもを支援する一方で、その反応や成長、共同演奏の喜びによって自らも支えられていた。したがって、ケアは一方向的な援助ではなく、役割や世代を越えて循環する関係として成立していた。

この点からみれば、FTVジュニアオーケストラの持続可能性は、財源や制度だけでは説明できない。活動を継続させるのは、支援すること自体が学びや喜びを生み、それが次の支援を促す循環である。ただし、その循環は自然発生的ではなく、施設、楽器、講師、運営組織、保護者及び地域支援者といった制度的条件によって可能となる。ミクロな相互関係とメゾレベルの組織基盤が結び付くことによって、芸術的市民権は具体的な実践として成立していた。

以上より、本事例は、地域音楽教育の意義を、子どもの技能向上や人間形成だけに求める見方を超えている。音楽を媒介として、参加者が支援を受け、支援を返し、やがて地域文化の担い手となる循環を形成することに、その公共的価値がある。FTVジュニアオーケストラは、音楽を学ぶ場であると同時に、地域社会を支える関係性そのものを学び、実践する場であった。

第6章　結　　論

6.1　本研究の結論

本研究は、FTVジュニアオーケストラの半世紀にわたる実践を対象に、地域音楽教育における教育的公共圏の形成と再編、その実践を支えるコミュニティ音楽の特徴、ならびに芸術的市民権と相互音楽的ケアの教育的・社会的意義を検討した。

その結果、同団は、子どもに音楽技能を提供する場にとどまらず、多様な主体が音楽を媒介として関係を結び、世代を越えて役割を引き受けながら、地域文化の公共性を生成し続ける実践であることが明らかとなった。とりわけ、支援する者と支援される者が固定されず、相互に学び、励まされ、次の担い手へと移行していく循環が、地域音楽教育を持続させる中核的な力となっていた。

6.2　本研究の意義

本研究の意義は、地域音楽教育を制度・実践・価値・関係性の相互作用として統合的に捉える視点を提示した点にある。教育的公共圏を実践が成立する場、コミュニティ音楽をその場を支える営み、芸術的市民権をそこで生成される公共的な関与、相互音楽的ケアをその形成条件として位置づけることにより、地域音楽教育の公共性を統合的に把握する視点を提示した。

また、芸術的市民権を、個人が獲得する完成された資質ではなく、支えられる経験、他者を支える経験、共同体の運営や継承に関与する経験を通して継続的に生成される過程として示した点にも、本研究の独自性がある。さらに、相互音楽的ケアは子どもへの一方向的な支援ではなく、支援者自身の学びや喜びを含む循環的実践であり、この循環が公共的な音楽文化を維持する基盤となることを明らかにした。

6.3　地域音楽教育の制度的変動と今後の課題

一方、FTVジュニアオーケストラを含む福島県の地域音楽教育は、複数の制度的変動に直面している。

第一に、地域内の音楽教育人材を育成してきた高等教育機関の再編である。福島大学における芸術系教育課程の縮小は、県内で音楽科教員を志す若者の進路選択を狭めるとともに、学校教育、地域団体及び大学のあいだに形成されてきた人材循環を弱める可能性がある。第二に、附属小学校の合奏部をはじめとする学校音楽活動の縮小・廃止は、子どもが楽器に出会い、地域音楽団体へ参加する入口の減少につながる。これまでFTVジュニアオーケストラは学校音楽活動を参加基盤としてきたため、学校側の変化は団員募集のみならず、地域全体の器楽教育基盤に影響を及ぼす。

第三に、震災復興を契機として設立された広域的なユースオーケストラや民間事業の拡大により、子どもの参加先が多様化している。無償または低額の参加費、都市部での公演、著名演奏家との共演及び海外派遣等は、新たな参加機会を生み出す一方、地域に継続

的に根を張る団体との間で団員や指導者が流動化する要因ともなる。したがって、今後は団体間の競合として捉えるのではなく、各団体の役割を明確にし、相互に接続可能な地域音楽教育の生態系を構築する必要がある。

これらの変化は単なる組織存続の問題ではなく、誰が、どのような条件のもとで子どもの芸術的市民権を保障するのかという問題を提起している。学校部活動が担ってきた文化芸術へのアクセスが地域へ移される場合、家庭の経済力、送迎可能性、居住地域及び情報へのアクセスによって参加機会に格差が生じる可能性がある。音楽系部活動の地域移行は、活動場所を学校外へ変更するだけではなく、芸術的市民権を支える公共性そのものの再編として検討されなければならない。

６．４　今後の展望

筆者らは次の研究において、これらの制度的変動を、芸術的市民権へのアクセスを支える公共性の再編過程として検討する予定である。特に、学校から地域への移行に伴って、支援責任が家庭や一部の実践者へ集中する危険性と、多様な主体による相互音楽的ケアの循環を制度的に支える可能性を明らかにしていく。

地域音楽教育の持続可能性は、個人の熱意や献身のみによって確保されるものではない。必要なのは、音楽を通して生まれた関係性を公共的な資源として捉え、それを支える制度、人材及び社会的合意を再構築することである。本研究は、そのような公共性の再構築を考えるための一つの実証的事例を提示したものである。

【引用・参考文献】

Elliott，D．J.，Silverman，M.，& Bowman，W．(Eds.)．(2016)．*Artistic citizenship: Artistry, social responsibility, and ethical praxis*．Oxford University Press.

Habermas，J．(1989)．*The structural transformation of the public sphere: An inquiry into a category of bourgeois society*（T．Burger，Trans.，with the assistance of F．Lawrence)．MIT Press.（Original work published 1962)．

Habermas，J．(1996)．*Between facts and norms: Contributions to a discourse theory of law and democracy*（W．Rehg，Trans.)．MIT Press.（Original work published 1992)．

Higgins，L．(2012)．*Community music: In theory and in practice*．Oxford University Press.

Stige，B．(2021)．Artistic citizenship and the crafting of mutual musical care．In K．Holdhus，et al．(Eds.)，*Music education as craft: Reframing theories and practices*（pp．89–104)．Springer.

Stige，B．(2023)．杉田がベルゲン大学グリーグアカデミー音楽療法研究所（GAMUT）にて2023年９月19日に実施したスティーゲ氏へのインタビュー調査に基づく未公開資料。

朝倉由希（2008)．「ジュニアオーケストラの社会的意義を考える ── トリフォニーホール・ジュニアオーケストラの調査をもとに ──」『アートマネジメント研究』第９巻，pp.95–107.

杉田政夫･阿高あや編著（2026）『ノルウェーのコミュニティ音楽療法 ── 社会変革のミュージッキング』風間書房.

水﨑富美（2014)．「日本の文化的権利の保障と市民の形成 ── 北海道放送HBCジュニアオーケストラにおける持続性の構築 ──」『教育文化政策研究』第３巻，pp.41–58.

溝口博史（2016)．「子どもの音楽文化を応援して半世紀 ── ジュニアオーケストラと少年少女合唱団の運営 ──」『民放』2016年９月号，pp.8–10.

【謝　　辞】

本研究の実施にあたり、50年を超える歴史資料をご提供いただいたFTVジュニアオーケストラの皆様に深く感謝申し上げる。また、ご多忙の中インタビューにご協力いただいた団員、卒団生、事務局長の皆様に心より御礼申し上げる。本研究は、皆様が半世紀にわたり築き上げてこられた実践の記録と、その経験を率直に語っていただいたことによって成り立ったものである。

また、第19回定期演奏会以来、30余年にわたり同団の指揮者として音楽的・教育的発展を支えてこられた田中一嘉先生、ならびに同団の指導と後進の育成に尽力されてきた講師代表の小川裕先生に、深甚なる敬意と感謝の意を表する。

本研究は、公益財団法人前川財団の2025年度「家庭・地域社会教育助成」の支援によるものである。

「原稿受付(2026年７月９日)、原稿受理(2026年８月10日)」

福島大学地域創造
第38巻 第１号 49～67ページ
2026年９月

Journal of Community Future Design Center, Fukushima University 38 (1): 49-67, Sep 2026

論　　文

福島県59市町村の教育委員会における原子力・放射線教育に関する現状と課題

福島大学理工学群共生システム理工学類　**後藤　忍**
株式会社パワーハウス　**中村日紀**

Current Status and Challenges of Nuclear and Radiation Education in Boards of Education across 59 Municipalities in Fukushima Prefecture

GOTO Shinobu, NAKAMURA Haruki

１．はじめに

2011年３月に起きた東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）の事故から15年が経過するなか、原発事故に関する記憶の風化の防止や、直接の記憶がない世代への原発事故の教訓の継承が課題となっている。例えば、福島県と東京都の高校生を対象に実施されたアンケートの結果では、約半数が原発事故主体を「東京電力」と認識していなかったことが報告された（井上・開沼 2024）。また、福島第一原発事故当時に子ども世代だった、福島県および隣接する栃木県の大学生を対象に実施したアンケートの結果では、放射線等に関する知識（例：安定ヨウ素剤の効用）の定着度は必ずしも十分ではないなどの点が明らかになった（後藤・清水 2024、後藤ほか 2024）。

日本では、2022年８月に岸田文雄首相（当時）が原発の運転期間延長や次世代型原発建設の検討を加速するよう指示した頃から、原発回帰の動きが鮮明になってきている。2025年２月に石破茂内閣（当時）が閣議決定した第７次エネルギー基本計画では、福島第一原発事故後の第４～６次の計画で記載されていた「可能な限り原発依存度を低減する」との表現が削除され、原子力を「最大限活用する」と記述された。2026年６月には、原子力関係閣僚会議が「今後の原子力政策の方向性と行動指針」の改定案を提示し、原発の建て替えについて2040年代までに２～５基、2050年代までに11～14基とする目標案を示した。福島第一原発の事故後、日本政府が具体的な建て替えの数値目標を示すのは初めてである。このような原発回帰の動きの背景には、2022年２月に起きたロシアによるウクライナへの全面的な侵攻以降のエネルギー情勢の変化や物価高の影響の他にも、福島第一原発事故に関する記憶の風化や教訓の継承の不十分さが影響を与えていると考えられる。このように、日本政府が原発回帰の姿勢を鮮明にしている現状では、「原発の是非」についても子どもたちが考え、判断力を育むことができる教材等が必要と考えられる。

福島第一原発事故や放射線について、児童生徒が学ぶことのできる教材の一つとして、文部科学省が発行する放射線副読本が挙げられる。福島第一原発事故の発生後、文部科学省は５回発行（2011年、2014年、2018年、2021年、2024年）した。ただし、放射線副読本では、福島第一原発事故の教訓や放射線被ばくに関する重要なキーワード等が記載されていない問題が指摘されている（後藤 2019、後藤 2020、原子力市民委員会 2026など）。東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）や東京電力福島原子力発電

所における事故調査・検証委員会（政府事故調）の報告書に記載されているような、「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）」、「オフサイトセンター」、「安定ヨウ素剤」、「原子力緊急事態宣言」、「震災（原発事故）関連死」などの情報は、これまで記載されたことがない。また、「低線量被ばくによる健康影響の不確実性」、「直線しきい値なし（LNT）モデル」、「子どもの被ばく感受性」などの放射線被ばくに関する重要な記述、「事故を起こした原発の写真」、「東日本の広域的な汚染地図」、「国際原子力事象評価尺度（INES）のレベル７」、「避難指示区域の図」などの福島第一原発事故の実態や深刻さを示す情報は、2014年版放射線副読本に一度掲載されたものの、2018年版以降の放射線副読本からは削除された。これらの特徴は、2024年版放射線副読本においても継続したままとなっている。

福島県教育委員会も、独自の教材等を作成するなど、放射線教育を推進している[1)]。2013年から2016年度まで「放射線教育推進支援事業」を実施し、主な内容として、１）実践協力校による授業実践例の開発、２）研修会･協議会等の開催、３）運営協議会の開催、４）研修会や授業実践で使用する教材等の整備などを行った（阿部 2020）。４）の教材等として、「放射線等に関する指導資料」（第１版～第５版）や、「放射線教育用学習教材」のDVDが作成された。また、2013年から2016年度には防災学習・教育に関する事業も行われ、2017年度から2020年度には放射線教育と防災教育を一体化した「地域と共に創る放射線・防災教育推進事業」が行われた。放射線教育・防災教育実践事例も紹介されている。これらの事業で作成された教材等も、福島県内の小学校・中学校・高等学校での原子力・放射線教育において使われる例が多いと考えられる。ただし、「放射線等に関する指導資料」においても、文部科学省の放射線副読本と同様に、福島第一原発事故の教訓や放射線被ばくに関する重要なキーワード等が記載されていない問題が指摘されている（後藤 2015）。また、「放射線等に関する指導資料」は2016年に発行された第５版以降、更新されておらず、2017年に発行された「ふくしま放射線教育・防災教育指導資料　活用版」も、それ以降更新されていない。

市民団体による教材作成の例も見られる。福島第一原発事故の発生後に、福島県三春町が独自の判断で適切な時期に安定ヨウ素剤の配布を実行したという、後世に継承すべき好事例について、地元住民が中心になって教材を作成した（後藤監修 2025）。この教材は、福島県内のすべての小中高校・義務教育学校・特別支援学校、教育委員会、公共図書館、および原発立地自治体の図書館など、約830か所に献本された。今後、学校教育現場での実践や伝承施設の展示における活用が期待される。

一方、東日本大震災と福島第一原発事故の教訓を伝える施設も増えてきている。2026年６月現在、3.11伝承ロード推進機構に登録されている「震災伝承施設」のうち、来訪者が訪問しやすく理解のしやすさに配慮された福島県内の第３分類の施設は15施設となっている[2)]。公共施設として、福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」（2016年７月開館）や東日本大震災・原子力災害伝承館（2020年９月開館）、福島県内唯一の震災遺構である震災遺構 浪江町立請戸小学校（2021年10月）などがある。また、民間施設として、伝言館（2021年３月開館）、原子力災害考証館furusato（2021年３月開館）、おれたちの伝承館（2023年７月開館）などもあり、官製の伝承館と対をなす在野の拠点である「オルタナ伝承館」として紹介されている（除本・河北新報社編 2024）。公共施設の展示の特徴や問題点、民間施設との違いなども指摘されており（後藤 2017、後藤 2021、後藤 2024、後藤 2026など）、これらの施設への訪問が、教育委員会においてどのように位置づけられているのかも注目される。

福島県内における放射線教育の実態と課題に関する先行研究としては、福島県内の中学校の放射線教育における代表者及び中学校理科教員を対象にアンケートを行い、放射線教育の取り組みの現状と課題について明らかにした大塚・後藤（2016）や、福島県内の学校現場において取り組まれてきた「放射線教育」と「原発事故からの復興教育」の内容の変遷や特徴について指摘した岡田（2019）などがある。また、福島県内の市町村の教育委員会を対象に放射線教育の取り組み状況を調査した先行研究としては、野澤・後藤（2014）が挙げられる。野澤・後藤（2014）では、福島県内の59市町村の教育委員会を対象に放射線教育の取り組みに関するアンケートを行い、１）教育委員会と学校との関係について、「方針は教育委員会で示すが採用は学校側に委ねる」が56％と半数を超え、「全て学校側の判断に委ねている」が25％、「教育委員会が全面的に指導している」が19％であった、２）教育委員会の放射線教育の方針は「子どもたちに放射線の知識を正しく理解させる」が一番多く、「子ども達の判断力・批判力を育む」は半数程度であり、「原発の是非について扱う」は最も少なく１件だけだった、３）独自の

放射線教育の取り組みは、原発事故の被害が大きかった浜通りで多く、中通りは半分程度で、会津は少なかった、４）放射線教育の内容が全体的に多岐に渡っていたのは中通りであった、５）浜通りでは全体として基礎的な内容に集中しており、指導方法に関するような教育関連の内容はあまり見られず、教育まで十分に手が回っていない現状が伺えた、などの点が指摘された。しかし、福島第一原発事故の発生から約15年が経過し、日本の原子力政策に関する状況も変化してきている現状において、野澤・後藤（2014）以降、福島県内の教育委員会における原子力・放射線教育の現状や地域差について明らかにした研究は管見の限り見当たらない。教育委員会は、教育の政治的中立性を制度的に担保する役割を担い[3)]、地方自治体における学校その他の教育機関で使用される教科書の選定や教材の作成にも関与している。その教育委員会を調査対象として、原子力・放射線教育の内容や使用教材の実態を把握することには意義があると考えられる。

以上を踏まえ、本研究では、福島県内の全59市町村の教育委員会を対象とし、原子力・放射線教育に関するアンケートを行うことで､福島県内における原子力･放射線教育に関する現状や３地方（浜通り・中通り・会津）の差、課題などを明らかにし、今後のあり方を考察することを目的とする。

２．研究の方法

２－１　調査の概要

調査の概要を表１に示す。調査対象は、福島県内の市町村の教育委員会全59か所の原子力・放射線教育の担当者とした。調査方法は、Google Formsで作成した調査票を用いた自記式調査とし、調査票のURLを電子メールで送信して回答を依頼した。調査は2025年12月11日㈭～2026年１月15日㈭に実施した。

表１　調査概要

項目	内　　容
調査名	福島県59市町村の教育委員会における原子力・放射線教育についての調査
調査主体	福島大学　理工学群　共生システム理工学類 環境計画研究室（担当者：中村日紀）
調査期間	2025年12月11日㈭～2026年１月15日㈭
調査対象	福島県内の市町村の教育委員会全59か所
調査方法	Google Formsで作成した調査票を用いた自記式調査 全数調査 電子メールによる回収調査法
アンケート項目と質問数	第１部：回答者の所属・基本情報（３問） 第２部：現在の原子力・放射線教育の取り組み（７問） 第３部：教材の利用実態・評価・課題（８問） 第４部：原発事故後の変化と現在の課題（４問） 第５部：今後の原子力・放射線教育の必要性と方向性（４問、自由記述含む）　計26問
調査形式	選択・複数回答式（一部自由記述）
調査結果	回収数：39（回収率：66％）

２－２　調査における仮説や焦点

調査票の設計に当たり、次に示すような仮説や、調査における焦点を設定した。

① 福島第一原発との地理的・経験的距離が近い地方ほど、原子力・放射線教育の実施率は高い。

② すべての地方において福島第一原発事故に関する「記憶の風化の防止」や「次世代への継承」が主要な課題として認識されている。

仮説①は、福島県の浜通り・中通り・会津という地方区分で、福島第一原発がある浜通りから、中通り、会津へと離れるに伴って原発事故の影響の度合いが小さくなり、教育の必要性の認識や取り組みの継続性に差が生じると考えられるため、設定した。

仮説②は、福島第一原発事故の発生から約15年が経過し、直接の記憶がない世代が増えてきており、それらの世代への教育の必要性が県全体として課題となっていると考えられるため、設定した。

２－３　質問項目の設計

質問項目は、野澤・後藤（2014）におけるいくつかの質問項目を比較することを想定しつつ、その後の状況の変化を踏まえ、必要となる質問文の修正や追加等を行った。５部構成とし、第１部：回答者の属性・基本情報（３問)、第２部：現在の原子力・放射線教育の取り組み（７問)、第３部：教材の利用実態・評価・課題（８問)、第４部：原発事故以降の変化と現在の課題（４問)、第５部：今後の原子力・放射線教育の必要性と方向性（４問､自由記述含む)の計26問とした。

第１部では、基本情報として自治体名（問１－１)、所属部署（問１－２)、役職（問１－３）を尋ねた。問１－３の役職は任意回答とした。

第２部では、各自治体における原子力・放射線教育の実施状況や、教育委員会としての基本方針、学校との関係性を明らかにすることを意図した。小・中学校の原子力・放射線教育の実施状況（問２－１）と、実施している場合の教育委員会の方針（問２－２)、教育委員会の方針と教育現場との関係（問２－３)、市町村独自の原子力・放射線教育（例：独自教材・指導案の作成）の取り組みの有無（問２－４）と、有りの場合の内容（問２－４－１)、原子力・放射線教育の年間授

業時間に関する教育委員会から学校への指示の有無（問２-５）と、有りの場合の年間授業時間（問２-５-１）を尋ねた。

第３部では、教材の利用実態や選定の考え方、教育委員会による支援のあり方を明らかにすることを意図した。教材の選定や配布における教育委員会の対応（問３-１）と、対応している場合はその推奨教材（問３-１-１）ならびに教材に関する課題・問題点（問３-２）、出前授業に関する情報の提示の有無（問３-３）と、有りの場合の内容（問３-３-１）、伝承施設等への見学の状況（問３-４）と、見学を実施している場合の訪問先（問３-４-１）ならびに伝承施設の見学に関する問題・課題（問３-４-２）を尋ねた。

第４部では、福島第一原発事故の発生から約15年が経過した現在における教育上の変化や課題を把握することを意図した。特に、原発事故を直接経験していない世代への対応や、教育上の工夫の有無に焦点を当て、記憶の風化に伴う課題を明らかにすることを意図して質問項目を設計した。原発事故を経験していない世代が増えていることへの対応に関する認識（問４-１）、原発事故を経験していない世代への対応における工夫（例：語り部や被災経験者による講話の実施）の有無（問４-２）と、有りの場合の内容（問４-２-１）、教材と伝承施設以外での原子力・放射線教育の課題（問４-３）を尋ねた。

第５部では、今後の原子力・放射線教育の必要性と方向性について、教育委員会としての認識を把握することを意図した。今後の原子力・放射線教育の方向性（問５-１）と、進めていくべきと考えている場合の教育委員会として具体的に取り組みたいと思う内容（問５-２）を尋ねた。そして、本調査や原子力・放射線教育に関する意見（自由記述）（問５-３）、本調査結果の共有に対する希望有無（問５-４）の質問項目を設けた。

なお、野澤・後藤（2014）との結果の比較を行うため、共通の質問項目を設定した。具体的には、問２-２「小・中学校の原子力・放射線教育を実施している場合の教育委員会の方針」、問２-３「教育委員会の方針と教育現場との関係」、問２-４「市町村独自の原子力・放射線教育の取り組みの有無」、問４-３「教材と伝承施設以外での原子力・放射線教育の課題」の４つを設定した。なお、問２-２と問４-３の選択肢は、野澤・後藤（2014）と共通の項目を入れつつ、状況の変化を踏まえた項目の追加等の修正を行った。

野澤・後藤（2014）以降の状況の変化を踏まえた新たな質問項目や選択肢としては、放射線以外の原子力教育に関する内容や、原発事故を経験していない世代への対応、新しく整備された伝承施設等への訪問状況などが挙げられる。

２－４　結果の集計・分析方法

調査結果については、単純集計およびクロス集計を行い、第２部～第５部の結果について、Fisherの正確確率検定を行って、福島県内の３地方（浜通り、中通り、会津）の間に差が見られるかどうかを確認した。

問２-２、問２-３、問２-４、問４-３については、野澤・後藤（2014）の結果と今回の調査の結果でクロス集計を行い、Fisherの正確確率検定を行って、変化が見られるかどうかを確認した。

３．調査・分析結果

３－１　回収率および回答者の属性について

福島県内の市町村の教育委員会全59か所中39か所から回答を得ることができ、回収率は約66％であった。地方ごとの回収率は、浜通りが13か所中11か所で約85％、中通りが29か所中20か所で約69％、会津が17か所中８か所で約47％であった（表２）。

表２　調査票回収率

	会津	中通り	浜通り	計
回答数	8	20	11	39
総数	17	29	13	59
回収率	47%	69%	85%	66%

問１-２「回答者様の所属部署」については、学校教育課が26件と一番多く、次いで教育委員会が５件、教育総務課が４件、その他が４件であった。問１-３「回答者様の役職」では、指導主事が一番多く18件で、次いで係長が７件、学校教育アドバイザーが１件、その他が６件であった。

３－２　現在の原子力・放射線の取り組みについて

第２部の「現在の原子力・放射線の取り組み」について、調査結果を表３に示す。

問２-１「小・中学校の原子力・放射線教育の実施状況」（n=39）（図１）については、「実施している」が34件で87％を占めた。「実施していない」が２件（５％）、「把握していない」が３件（８％）だった。「一部の学校で実施している」は０件だった。

表３　第２部「現在の原子力・放射線の取り組みについて」の調査結果

第２部：現在の原子力・放射線の取り組みについて	全体		地方別						
質問項目	回答数	割合	会津		中通り		浜通り		
			回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	有意確率
問２-１．小・中学校の原子力・放射線教育の実施状況	(n=39)		(n=8)		(n=20)		(n=11)		
実施している	34	87%	5	63%	18	90%	11	100%	0.033 *
一部の学校で実施している	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
実施していない	2	5%	2	25%	0	0%	0	0%	
把握していない	3	8%	1	13%	2	10%	0	0%	
問２-２．問２-１で「実施している」または「一部の学校で実施している」の場合の教育委員会の原子力・放射線教育の方針（複数選択可）	(n=34)		(n=5)		(n=18)		(n=11)		
児童生徒に放射線の知識を正しく理解させる	33	97%	5	100%	17	94%	11	100%	1.000
児童生徒の判断力・批判力を育む	21	62%	3	60%	10	56%	8	73%	0.720
ふるさとの将来に貢献できる力を育む	16	47%	2	40%	7	39%	7	64%	0.460
放射線の利用について扱う	15	44%	3	60%	9	50%	3	27%	0.410
原発の是非について扱う	2	6%	0	0%	1	6%	1	9%	1.000
再生可能エネルギーについても扱う	11	32%	2	40%	4	22%	5	45%	0.460
地域を教材として扱う	10	29%	0	0%	6	33%	4	36%	0.390
児童生徒やその保護者の心のケアに配慮する	8	24%	3	60%	2	11%	3	27%	0.062
伝承施設などを利用して行う	17	50%	3	60%	10	56%	4	36%	0.630
出前授業や外部講師の活用を行う	18	53%	2	40%	8	44%	8	73%	0.330
教職員の原子力・放射線教育の知識・指導力を養う	11	32%	4	80%	4	22%	3	27%	0.048 *
その他	2	6%	0	0%	1	6%	1	9%	1.000
問２-３．原子力・放射線教育における，教育委員会の方針と教育現場との関係	(n=39)		(n=8)		(n=20)		(n=11)		0.029 *
教育委員会が全面的に指導している	4	10%	2	25%	1	5%	1	9%	
方針は教育委員会で示すが採用は現場の判断に委ねる	17	44%	2	25%	8	40%	7	64%	
全て現場の判断に委ねている	16	41%	4	50%	11	55%	1	9%	
その他	2	5%	0	0%	0	0%	2	18%	
問２-４．市町村独自の原子力・放射線教育の取り組みの有無	(n=39)		(n=8)		(n=20)		(n=11)		0.230
実施している	9	23%	0	0%	5	25%	4	36%	
実施していない	26	67%	6	75%	13	65%	7	64%	
わからない	4	10%	2	25%	2	10%	0	0%	
問２-４-１．問２-４で「実施している」の場合の独自の取り組み内容（複数選択可）	(n=9)		(n=0)		(n=5)		(n=4)		
独自教材・指導案の作成	4	44%	0	0%	0	0%	1	25%	0.440
放射線計測器等を用いた実験・観察活動	2	22%	0	0%	0	0%	2	50%	0.170
外部機関との連携による出前授業	5	56%	0	0%	3	60%	2	50%	1.000
職員研修・教員向け研修の実施	2	22%	0	0%	1	20%	1	25%	1.000
独自の授業時間やカリキュラムの設定	3	33%	0	0%	1	20%	2	50%	0.520
デジタル・ICT関連教材の導入	1	11%	0	0%	1	20%	0	0%	1.000
保護者・住民参加型の取り組み	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
問２-５．原子力・放射線教育の年間授業時間について，教育委員会から学校への指示の有無	(n=39)		(n=8)		(n=20)		(n=11)		0.530
指示がある	16	41%	2	25%	10	50%	4	36%	
指示はない	23	59%	6	75%	10	50%	7	64%	
問２-５-１．問２-５で「指示がある」の場合の年間授業時間	(n=16)		(n=2)		(n=10)		(n=4)		0.370
１時間程度	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
２～３時間程度	15	94%	2	100%	10	100%	3	75%	
３～５時間程度	1	6%	0	0%	0	0%	1	25%	
５時間以上	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	

※割合の合計については、四捨五入のため合わない場合がある。　　***p<.001，**p<.01，*p<.05

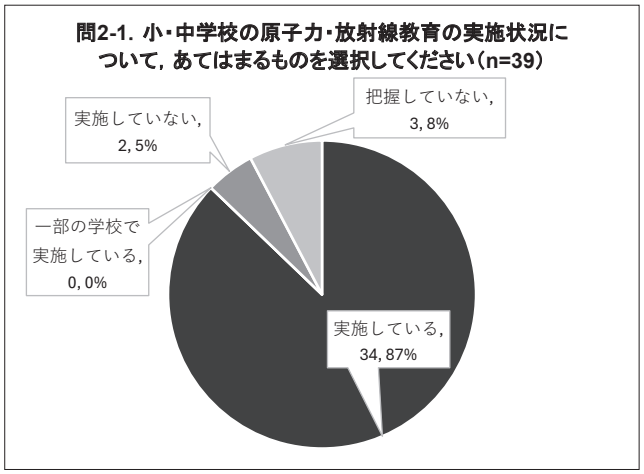


図１　原子力・放射線教育の実施状況（n=39）

３地方別では、「実施している」と回答した割合は浜通りが11件で100％、中通りが18件で90％、会津が５件で63％であり、仮説①を支持する傾向が見られ、「把握していない」を除いた検定では差が見られた（$p<.05$）。

問２-１で「実施している」と回答した場合の、教育委員会の方針（問２-２、複数選択可、n=34）（図２）については、「児童生徒に放射線の知識を正しく理解させる」が一番多く33件（97％）で、次いで「児童生徒の判断力・批判力を育む」が21件（62％）、３番目は「出前授業や外部講師の活用を行う」で18件（53％）だった。全体として、児童生徒に関することや出前授業や外部講師、伝承施設等に関わるものに力を入れて

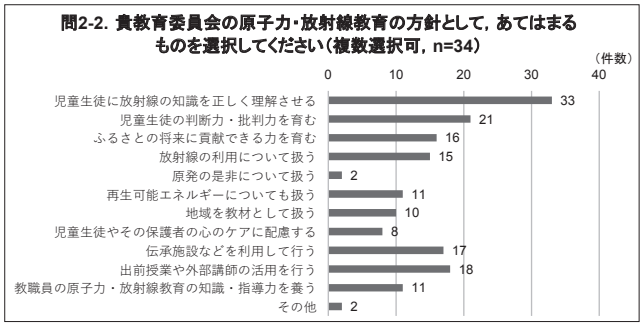


図２　原子力・放射線教育の方針（複数選択可，n=34）

いるところが多かった。一方、「原発の是非について扱う」は２件と少なかった。「その他」として、「科学的根拠をもとに考え、情報を発信する力」や「児童生徒が自ら考え、判断し、行動できる態度や能力を育む。児童生徒が放射線から身を守り、健康で安全な生活を送ろうとする態度を育む。」との回答があった。

３地方別では、「教職員の原子力・放射線教育の知識・指導力を養う」について差が見られた（p<.05）。浜通りが３件で27%、中通りが４件で22%だったのに対し、会津は４件で80%と割合が高かった。

問２-３「教育委員会の方針と教育現場との関係」（n=39）（図３）については、「方針は教育委員会で示すが採用は現場の判断に委ねる」が最も多く17件で44%を占めた。次いで、「全て現場の判断に委ねている」が16件で41%と高い割合を示しており、両者を合わせると全体の約８割を占めた。一方で、「教育委員会が全面的に指導している」は４件で10%にとどまり、「その他」は２件であった。「その他」として、「学校現場の判断に委ねている部分も多くある。しかし、外部講師を招いての放射線教室【毎年、全学年対象で実施】

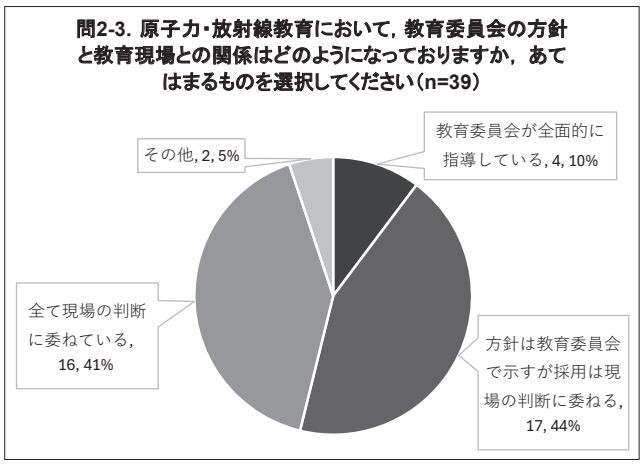


図３　教育委員会の方針と教育現場との関係（n=39）

では、打ち合わせに教育委員会も加わり、学校と連携している部分もある。また、他の教育委員会との情報交換の場もあり、効果的な取り組みを学校にも伝達している。」、「時数と指導内容等を示している」との回答があった。

３地方別では、中通りは「全て現場の判断に委ねている」が一番多く11件で55%、会津も「全て現場の判断に委ねている」が４件で50%であった。一方、浜通りでは、「全て現場の判断に委ねている」は１件で９%と少なく、「方針は教育委員会で示すが採用は現場の判断に委ねる」が７件で64%と一番多くなり、「その他」を含めた検定では差が見られた（p<.05）。

問２-４「市町村独自の原子力・放射線教育の取り組みの有無」（n=39）（図４）については、「実施していない」と回答した教育委員会が26件（67%）と最も多く、全体の約３分の２を占めた。一方、「実施している」は９件（23%）にとどまり、「わからない」も４件（10%）見られた。

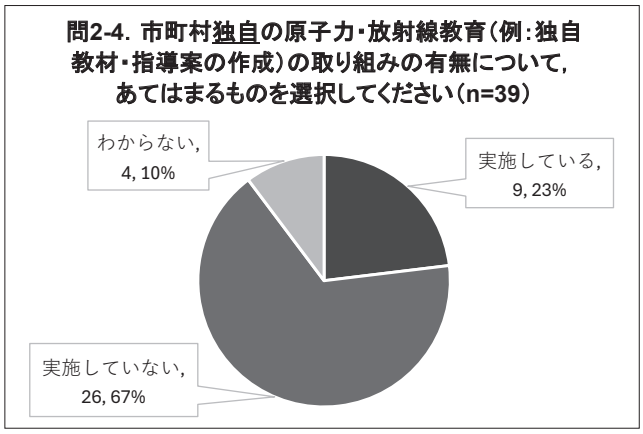


図４　市町村独自の原子力・放射線教育の取り組みの有無（n=39）

３地方別では、いずれの地方も独自の取り組みに関して「実施していない」が最も多かった。「実施している」と回答した割合は、浜通りが４件で36%、中通りが５件で25%、会津が０件であり、仮説①を支持する傾向が見られたが、有意な差ではなかった（p=0.230）。

問２-４で「実施している」と回答した場合の内容（問２-４-１、複数選択可、n= ９）（図５）については、最も多かったのは「外部機関との連携による出前授業等」で５件（56%）であり、次いで「独自教材・指導案の作成」が４件（44%）、「独自の授業時間やカリキュラムの設定」が３件（33%）であった。「放射線計測器等を用いた実験・観察活動」と「職員研修・教員向

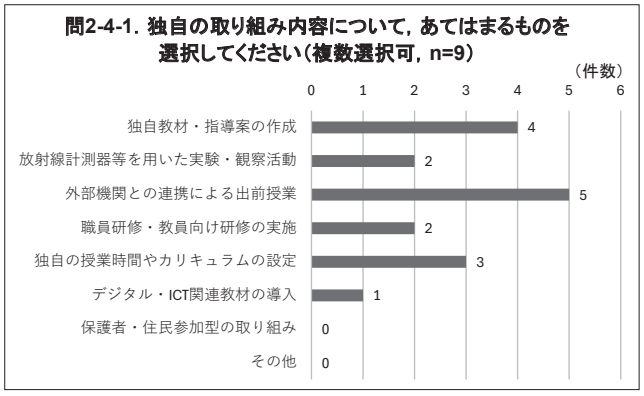


図５　市町村独自の原子力・放射線教育の取り組み内容（複数選択可，n=９）

け研修の実施」は２件（22%）であり、「デジタル・ICT関連教材の導入」は１件（11%）と少数であった。また、「保護者・住民参加型の取り組み」と「その他」について該当する回答は見られなかった。

３地方別では、差が見られた選択肢はなかった。

問２-５「原子力・放射線教育の年間授業時間に関する教育委員会から学校への指示の有無」(n=39)（図６）については、「指示がある」と回答した件数が16件（41%)、「指示がない」が23件（59%）であり、半数以上の教育委員会で学校への授業時間の指示は行っていなかった。

３地方別では、差は見られなかった。

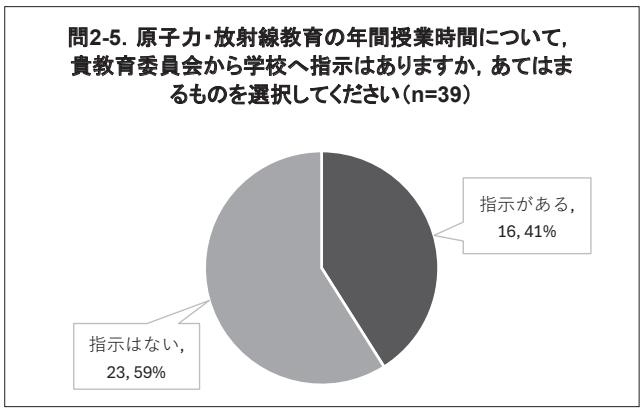


図６　原子力・放射線教育の年間授業時間に関する教育委員会から学校への指示の有無（n=39）

問２-５で「指示がある」と回答した場合の時間数(問２-５-１、n=16)（図７）については、「２～３時間程度」が15件で94%を占めた。「３～５時間程度」は１件（６%）で、「５時間以上」と「１時間程度」は０件だった。

３地方別では、差は見られなかった。

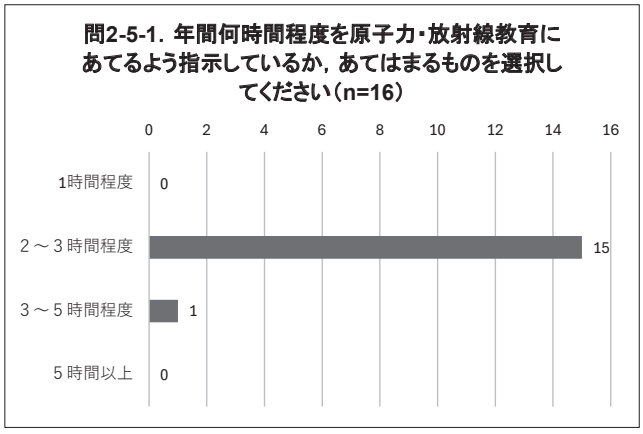


図７　原子力・放射線教育の年間授業時間（n=16）

３－３　教材の利用実態・評価・課題について

第３部の「教材の利用実態・評価・課題」について、調査結果を表４、表５に示す。

問３-１「教材の選定や配布における教育委員会の対応」(n=39)（図８）については、「教材の配布や提示はしていないが、必要に応じて支援している」が17件（44%）で、約半数を占めた。次いで、「学校に完全に任せている」が12件（31%)、「教育委員会が推奨教材を提示し、使用は学校判断に任せている」が９件（23%）であり、「教育委員会で選定し、各校に一律で配布している」が一番少なく１件（２%）であった。

３地方別では、差は見られなかった。

問３-１で「教育委員会で選定し、各校に一律で配布している」または「教育委員会が推奨教材を提示し、使用は学校判断に任せている」と回答した場合の推奨教材（問３-１-１、複数選択可、n=10）（図

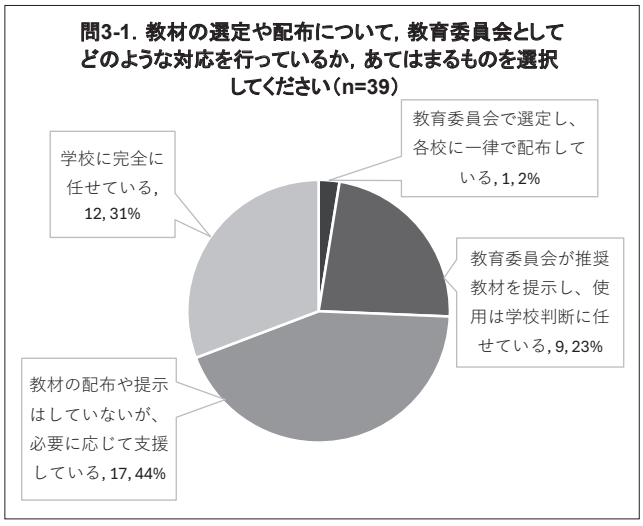


図８　教材の選定や配布における教育委員会の対応（n=39）

表４　第３部「教材の利用実態・評価・課題について」の調査結果（その①）

第３部：教材の利用実態・評価・課題について（その①） 質問項目	全体		地方別						
			会津		中通り		浜通り		
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	有意確率
問３-１．教材の選定や配布における教育委員会の対応	(n=39)		(n=8)		(n=20)		(n=11)		0.310
教育委員会で選定し、各校に一律で配布している	1	3%	1	13%	0	0%	0	0%	
教育委員会が推奨教材を提示し、使用は学校判断に任せている	9	23%	2	25%	5	25%	2	18%	
教材の配布や提示はしていないが、必要に応じて支援している	17	44%	1	13%	10	50%	6	55%	
学校に完全に任せている	12	31%	4	50%	5	25%	3	27%	
問３-１-１．問３-１で「教育委員会で選定し、各校に一律で配布している」または「教育委員会が推奨教材を提示し、使用は学校判断に任せている」の場合の推奨教材（複数選択可）	(n=10)		(n=3)		(n=5)		(n=2)		
文部科学省作成の副読本	9	90%	2	67%	5	100%	2	100%	0.500
福島県教育委員会作成の放射線教育・防災教育指導資料	10	100%	3	100%	5	100%	2	100%	1.000
福島県教育委員会作成の「放射線教育用学習教材」のDVD	9	90%	3	100%	4	80%	2	100%	1.000
福島県教育委員会主導の実践協力校の指導案・資料等	8	80%	2	67%	5	100%	1	50%	0.220
自治体独自に作成した教材	4	40%	0	0%	2	40%	2	100%	0.120
学校独自で作成した教材	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
民間の原子力関連団体の教材（例：日本原子力文化振興財団「原子力・エネルギー図面集」「原子力総合パンフレット」）	2	20%	0	0%	1	20%	1	50%	0.670
市民団体の教材（例：「風しもの村 風しもの町」実行委員会『あの日 風しもの町で起きたこと』（※三春町での安定ヨウ素剤の配布））	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
問３-２．問３-１で「教育委員会で選定し、各校に一律で配布している」または「教育委員会が推奨教材を提示し、使用は学校判断に任せている」の場合の教材に関する課題・問題点（複数選択可）	(n=10)		(n=3)		(n=5)		(n=2)		
教材が難しく、児童・生徒に理解させにくい	1	10%	0	0%	1	20%	0	0%	1.000
教員の原子力・放射線に関する知識・理解が不十分である	4	40%	1	33%	2	40%	1	50%	1.000
原発事故を経験していない世代に対する教材として不十分である	1	10%	0	0%	1	20%	0	0%	1.000
教材を活用する時間が確保できない	2	20%	0	0%	2	40%	0	0%	0.670
教材が古い／最新情報に対応していない	1	10%	0	0%	1	20%	0	0%	1.000
教材の内容に偏りがある	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
教材の質・内容が十分ではない	1	10%	0	0%	1	20%	0	0%	1.000
保護者からの懸念や配慮が必要である	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
特に課題・問題点は感じていない	6	60%	2	67%	3	60%	1	50%	1.000
その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
問３-３．出前授業に関する情報の提示の有無	(n=39)		(n=8)		(n=20)		(n=11)		0.340
提示している	21	54%	4	50%	9	45%	8	73%	
提示していない	18	46%	4	50%	11	55%	3	27%	
問３-３-１．問３-３で「提示している」の場合の出前授業の内容（複数選択可）	(n=21)		(n=4)		(n=9)		(n=8)		
文部科学省による「放射線に関する教職員研修及び出前授業」	11	52%	3	75%	5	56%	3	38%	0.630
環境省放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター主導による「放射線教育の出前授業」	7	33%	0	0%	4	44%	3	38%	0.400
経済産業省による出前授業	3	14%	0	0%	1	11%	2	25%	0.570
その他の出前授業や外部講師の活用（民間団体や大学教員）	8	38%	1	25%	2	22%	5	63%	0.270

※割合の合計については、四捨五入のため合わない場合がある。　　***p<.001, **p<.01, *p<.05

９）については、「福島県教育委員会作成の放射線教育・防災教育指導資料」が10件で一番多かった。次いで、「文部科学省作成の副読本」と「福島県教育委員会作成の「放射線教育用学習教材」のDVD」が各９件、「福島県教育委員会主導の実践協力校の指導案・資料等」が８件、「自治体独自に作成した教材」が４件、「民間の原子力関連団体の教材（例：日本原子力文化振興財団「原子力・エネルギー図面集」「原子力総合パンフレット」）」が２件という順番であった。「学校独自で作成した教材」や「市民団体の教材（例：「風しもの村 風しもの町」実行委員会『あの日 風しもの町で起きたこと』（※三春町での安定ヨウ素剤の配布））」、「その他」は０件だった。

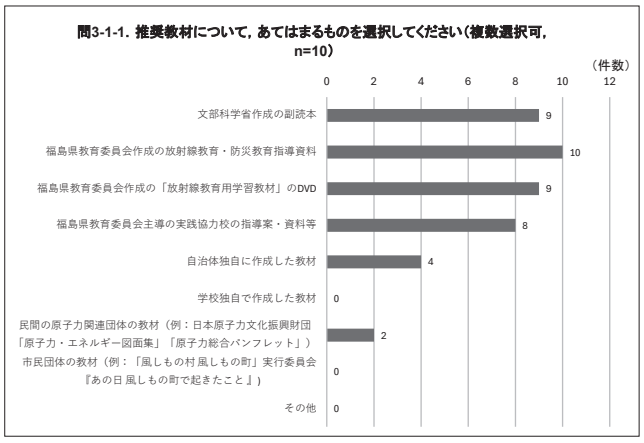


図９　教育委員会による推奨教材（複数選択可，n=10）

３地方別では、差が見られた選択肢はなかった。

問３-２「教材に関する課題・問題点」（複数選択可，n=10）（図10）については、「特に課題・問題点は感じていない」が一番多く、６件であった。課題・問題点として一番多く挙げられていたことは、「教員の原子力・放射線に関する知識・理解が不十分である」の４件であった。次いで、「教材を活用する時間が確保

表５　第３部「教材の利用実態・評価・課題について」の調査結果（その②）

第３部：教材の利用実態・評価・課題について（その②） 質問項目	全体		地方別						
			会津		中通り		浜通り		
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	有意確率
問３-４．伝承施設等への見学の状況	(n=39)		(n=8)		(n=20)		(n=11)		0.730
全ての学校が毎年訪問している	5	13%	0	0%	3	15%	2	18%	
全ての学校が，毎年ではないが数年に一度訪問している	8	21%	2	25%	3	15%	3	27%	
学校によって異なる	17	44%	3	38%	9	45%	5	45%	
全ての学校が訪問していない	6	15%	1	13%	4	20%	1	9%	
わからない	3	8%	2	25%	1	5%	0	0%	
問３-４-１．問３-４で「全ての学校が毎年訪問している」または「全ての学校が，毎年ではないが数年に一度訪問している」または「学校によって異なる」の場合の訪問先（複数選択可）	(n=30)		(n=5)		(n=15)		(n=10)		
東日本大震災・原子力災害伝承館	22	73%	2	40%	11	73%	9	90%	0.150
震災遺構 浪江町立請戸小学校	15	50%	1	20%	4	27%	10	100%	0.000 ***
相馬市伝承鎮魂祈念館	2	7%	0	0%	0	0%	2	20%	0.130
みんなの交流館 ならはCANvas	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」	27	90%	5	100%	13	87%	9	90%	1.000
とみおかアーカイブ・ミュージアム	3	10%	0	0%	1	7%	2	20%	0.560
いわき震災伝承みらい館	4	13%	1	20%	1	7%	2	20%	0.470
いわき市ライブいわきミュウじあむ「3.11いわきの東日本大震災展」	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
楢葉町×東京大学総合研究博物館連携ミュージアム 大地とまちのタイムライン	1	3%	0	0%	0	0%	1	10%	0.500
特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」	1	3%	0	0%	0	0%	1	10%	0.500
中間貯蔵事業情報センター	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
東京電力廃炉資料館	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
おれたちの伝承館	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
原子力災害考証館 furusato	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
ヒロシマ・ナガサキ・ビキニ・フクシマ伝言館	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
その他	1	3%	0	0%	0	0%	1	10%	0.500
問３-４-２．問３-４で「全ての学校が毎年訪問している」または「全ての学校が，毎年ではないが数年に一度訪問している」または「学校によって異なる」の場合の問題・課題（複数選択可）	(n=30)		(n=5)		(n=15)		(n=10)		
展示内容が専門的で児童生徒が理解しづらい	4	13%	0	0%	3	20%	1	10%	0.150
児童生徒の関心を持続させるのが難しい	4	13%	1	20%	2	13%	1	10%	1.000
震災を知らない世代にイメージが湧きにくい	6	20%	0	0%	2	13%	4	40%	0.200
展示内容に原発事故の教訓が十分に含まれていない	3	10%	0	0%	2	13%	1	10%	1.000
伝承施設への移動時間が長く，確保できない	18	60%	4	80%	9	60%	5	50%	0.620
バスの借り上げ予算が少ない	7	23%	1	20%	5	33%	1	10%	0.530
その他	6	20%	0	0%	4	27%	2	20%	0.610

※割合の合計については、四捨五入のため合わない場合がある。　　***p<.001，**p<.01，*p<.05

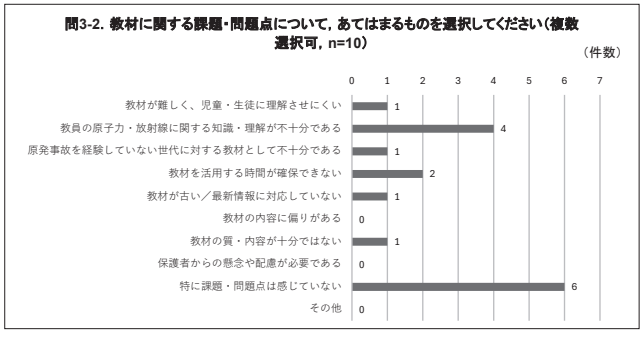


図10　教材に関する課題・問題点（複数選択可，n=10）

できない」の２件、「教材が難しく、児童・生徒に理解させにくい」、「原発事故を経験していない世代に対する教材として不十分である」、「教材が古い／最新情報に対応していない」、「教材の質・内容が十分ではない」がそれぞれ１件であった。「教材の内容に偏りがある」や「保護者からの懸念や配慮が必要である」、「その他」の回答はなかった。

３地方別では、差が見られた選択肢はなかった。

問３-３「原子力・放射線教育に関する出前授業についての学校への情報提供の有無」（n=39）（図11）については、「提示している」が21件（54%）、「提示していない」が18件（46%）で、「提示している」方が多かったが、大きな違いはなかった。

３地方別では、差は見られなかった。

問３-３で「提示している」を選択した場合の出前

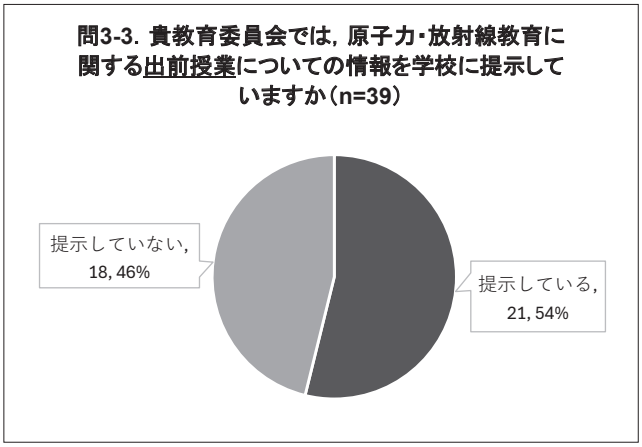


図11　原子力・放射線教育に関する出前授業についての学校への情報提供の有無（n=39）

授業の内容（問３-３-１、複数選択可、n=21）（図12）については、「文部科学省による「放射線に関する教職員研修及び出前授業」」が一番多く11件であった。次いで、「その他の出前授業や外部講師の活用（民間団体や大学教員）」が８件、「環境省放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター主導による「放射線教育の出前授業」」が７件、「経済産業省による出前授業」が３件であった。「その他の出前授業や外部講師の活用（民間団体や大学教員）」の具体名として、「福島県委嘱うつくしま地球温暖化防止活動推進委員（獣医学博士）」、「大学教員」、「科学技術館（文科省）」が挙げられた。

３地方別では、差が見られた選択肢はなかった。

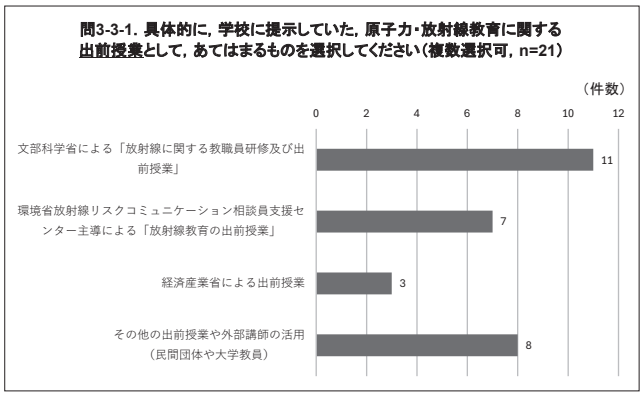


図12　学校へ提示していた出前授業の内容（複数選択可，n=21）

問３-４「伝承施設等への見学の状況」（n=39）（図13）については、「全ての学校が毎年訪問している」が５件（13%）、「全ての学校が、毎年ではないが数年に一度訪問している」が８件（20%）、「学校によって異なる」が17件（44%）、「全ての学校が訪問していない」が６件（15%）、「わからない」が３件（８%）であった。

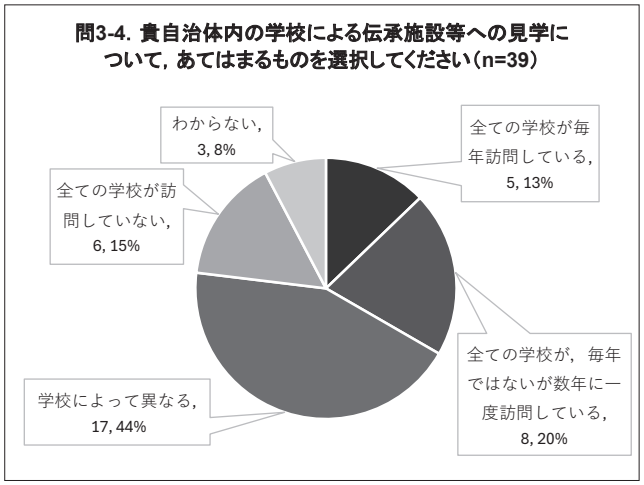


図13　伝承施設等への見学の状況（n=39）

３地方別では、差は見られなかった。

問３-４で「全ての学校が毎年訪問している」、「全ての学校が、毎年ではないが数年に一度訪問している」、「学校によって異なる」のいずれかを選択した場合の訪問先（問３-４-１、複数選択可、n=30）（図14）については、「福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」」が一番多く27件で、次いで「東日本大震災・原子力災害伝承館」が22件、「震災遺構 浪江町立請戸小学校」が15件であった。また、「いわき震災伝承みらい館」が４件、「とみおかアーカイブ・ミュージアム」が３件、「相馬市伝承鎮魂祈念館」が２件、「楢葉町×東京大学総合研究博物館連携ミュージアム 大地とまちのタイムライン」と「特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」」が各１件、「その他」が１件であった。「その他」の具体名として、「長崎原爆資料館、長崎大学熱帯医学研究所」が挙げられていた。「東京電力廃炉資料館」や「おれたちの伝承館」などの民間施設を訪問しているところはなかった。

３地方別では、「震災遺構 浪江町立請戸小学校」のみ差が見られた（p<.001）。浜通りでは10件で100%だったのに対し、中通りは４件で27%、会津は１件で20%だった。

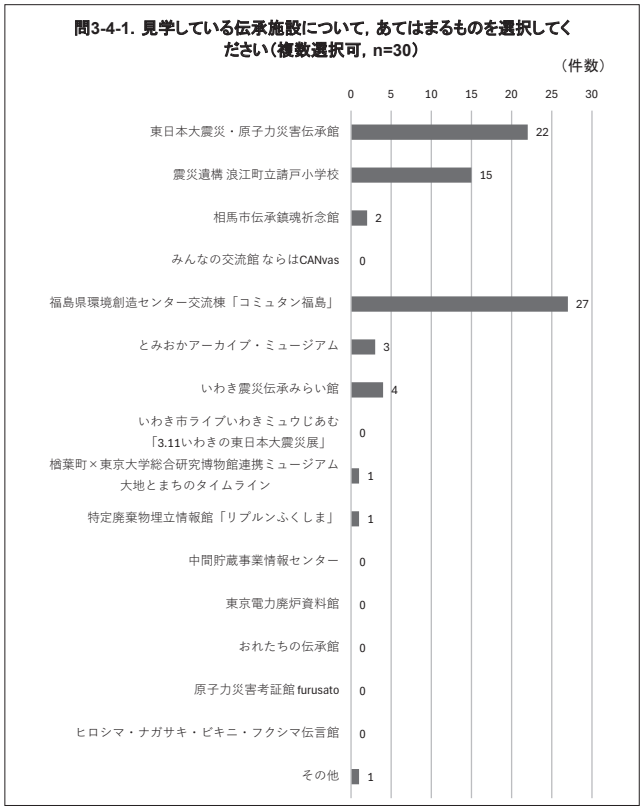


図14　伝承施設等の訪問先（複数選択可，n=30）

問３-４で「全ての学校が毎年訪問している」、「全ての学校が、毎年ではないが数年に一度訪問している」、「学校によって異なる」のいずれかを選択した場合の問題･課題と感じた点（問３-４-２、複数選択可、n=30）（図15）については、「伝承施設への移動時間が長く、確保できない」が一番多く18件であった。次いで、「バスの借り上げ予算が少ない」が７件、「震災を知らない世代にイメージが湧きにくい」が６件、「展示内容が専門的で児童生徒が理解しづらい」と「児童生徒の関心を持続させるのが難しい」が４件、「展示内容に原発事故の教訓が十分に含まれていない」が３件であった。また、「その他」が６件あり、「特になし」が５件、「移動時間を含めると１日がかりの学習になってしまう。」との指摘があった。

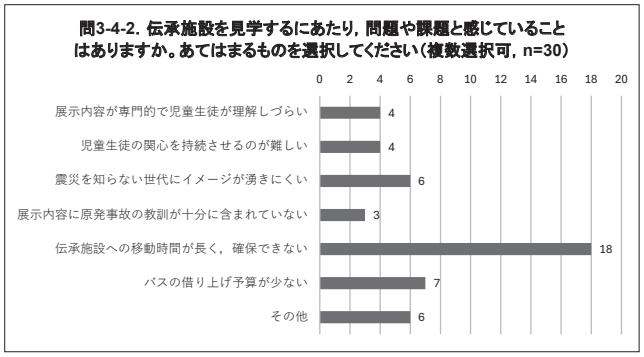


図15　伝承施設等の見学での問題・課題（複数選択可，n=30）

３地方別では、差が見られた選択肢はなかった。

３－４　原発事故後の変化と現在の課題について

第４部の「原発事故後の変化と現在の課題」について、調査結果を表６に示す。

問４-１「原発事故を経験していない世代が増えていることへの対応に関する認識」（n=39）（図16）については、「大きな課題である」が８件（20%）、「どちらともいえない」が18件（46%）、「それほど課題ではない」と「わからない」がそれぞれ５件（13%）、「その他」が３件（８%）であり、「どちらともいえない」が最も多かった。「その他」の具体的な記述を表７に示す。

３地方別では、差は見られなかった。

問４-２「原発事故を経験していない世代への対応における工夫の有無」（n=39）（図17）については、「工

表６　第４部「原発事故後の変化と現在の課題について」の調査結果

第４部：原発事故後の変化と現在の課題について	全体		地方別						
質問項目	回答数	割合	会津		中通り		浜通り		
			回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	有意確率
問４-１．原発事故を経験していない世代が増えていることへの対応に関する認識	(n=39)		(n=8)		(n=20)		(n=11)		0.140
大きな課題である	8	21%	3	38%	3	15%	2	18%	
どちらともいえない	18	46%	3	38%	12	60%	3	27%	
それほど課題ではない	5	13%	0	0%	3	15%	2	18%	
わからない	5	13%	2	25%	2	10%	1	9%	
その他	3	8%	0	0%	0	0%	3	27%	
問４-２．原発事故を経験していない世代への対応における工夫の有無	(n=39)		(n=8)		(n=20)		(n=11)		0.013 *
工夫がある	16	41%	2	25%	6	30%	8	73%	
工夫はない	17	44%	2	25%	12	60%	3	27%	
わからない	6	15%	4	50%	2	10%	0	0%	
問４-２-１．問４-２で「工夫がある」の場合の内容（複数選択可）	(n=16)		(n=2)		(n=6)		(n=8)		
語り部や被災経験者による講話を実施する	12	75%	1	50%	4	67%	7	88%	0.400
映像教材や写真資料を用いて当時の状況を伝える	4	25%	0	0%	1	17%	3	38%	0.770
施設見学を実施する	10	63%	1	50%	2	33%	7	88%	0.086
実験・実践を通した学びを行う	5	31%	1	50%	1	17%	3	38%	0.620
学校行事（防災学習・総合学習等）に震災関連学習を継続的に取り入れる	10	63%	1	50%	3	50%	6	75%	0.790
地域の防災機関・自治体・大学などと連携した学習機会を設ける	4	25%	0	0%	0	0%	4	50%	0.120
低学年でも理解できるように簡潔に説明する	3	19%	1	50%	1	17%	1	13%	0.490
必要以上に恐怖を感じさせないように説明する	3	19%	1	50%	1	17%	1	13%	0.490
家庭や地域社会との協働を促す取組を進める	2	13%	0	0%	1	17%	1	13%	1.000
VR（仮想現実）／AR（拡張現実）教材を用いた学習体験を行う	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1.000
その他	1	6%	0	0%	1	17%	0	0%	0.500
問４-３．教材と伝承施設以外での原子力・放射線教育の課題（複数選択可）	(n=39)		(n=8)		(n=20)		(n=11)		
指導時間の確保	19	49%	3	38%	12	60%	4	36%	0.400
教員の原子力・放射線教育の知識・技能の向上	22	56%	4	50%	11	55%	7	64%	0.830
児童生徒の原子力・放射線教育への関心の向上	15	38%	3	38%	7	35%	5	45%	0.910
児童生徒の知識の定着の向上	7	18%	0	0%	4	20%	3	27%	0.350
原発事故の教訓の継承	18	46%	1	13%	10	50%	7	64%	0.083
原発事故に関する記憶の風化の防止	19	49%	5	63%	9	45%	5	45%	0.770
県内における原子力・放射線教育に関する地域差の解消	5	13%	1	13%	3	15%	1	9%	1.000
内容の公平性の確保	4	10%	0	0%	3	15%	1	9%	0.800
教育行政の中立性の確保	4	10%	1	13%	3	15%	0	0%	0.520
予算の確保	2	5%	0	0%	2	10%	0	0%	0.700

※割合の合計については、四捨五入のため合わない場合がある。　　***p<.001, **p<.01, *p<.05

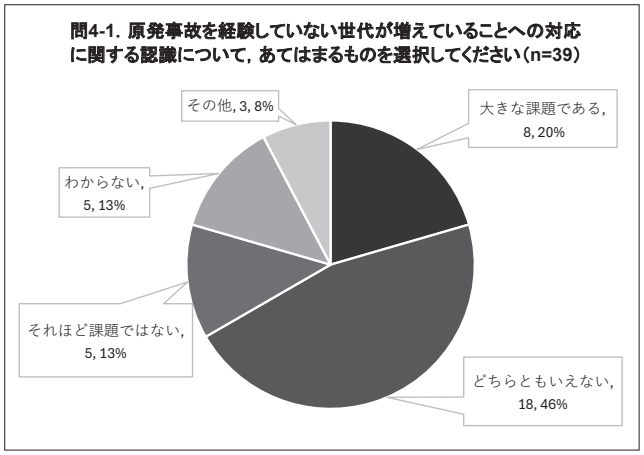


図16　原発事故を経験していない世代が増えていることへの対応に関する認識（n=39）

表７　原発事故を経験していない世代が増えていることへの認識に関する「その他」の記述

原発事故から年月が経過すればするほど、経験していない世代が増えていくことは仕方がないことだと考えます。つまり、経験していない世代が増えていること自体はそれほど課題ではありません。しかし、経験していないと知らないでは大きく違うと考えます。本村として子どもたちには、全村避難を経験した村であること、また、その影響が現在の課題である少子高齢化に影響を与えていること、現在に至るまで地域の人たちが取り組んできたこと等について知ってもらうことは必要であり、そのような教育を毎年継続して行っています。
年月が経てば原発事故を経験していない世代が増えるのは当然である。そういう状況であっても東日本大震災及び原子力災害を風化させることなく、現在の児童生徒、そして次世代の児童生徒に伝承していくことが大切であると考える。そのためにも引き続き放射線教育と併せて最新の「処理水の現状」や「中間貯蔵施設の現状」等についても事実を伝えることが大切と考える。実態としては、テレビのニュースやネットニュースで初めて知るという状況であり、このことについては課題であると考える。
原子力に関する確かな科学的リテラシーを育むことが必要

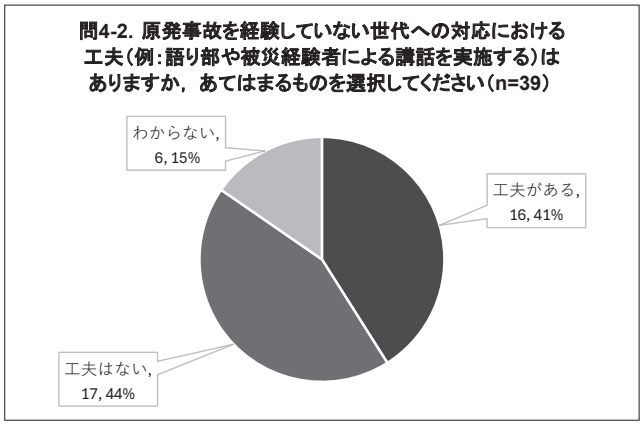


図17　原発事故を経験していない世代への対応における工夫の有無（n=39）

夫がある」が16件（41％）、「工夫はない」が17件（44％）で、「わからない」が６件（15％）で、工夫の有無の差はほとんどなかった。

３地方別では、「工夫がある」を選択した割合が浜通りでは８件で73％だったのに対し、中通りは６件で30％、会津は２件で25％であり、「わからない」を含めた検定では差が見られた（$p<.05$）

問４－２で「工夫がある」と回答した場合の工夫の内容（問４－２－１、複数選択可、n=16）（図18）については、「語り部や被災経験者による講話を実施する」が一番多く12件、次いで「施設見学を実施する」と「学校行事（防災学習・総合学習等）に震災関連学習を継続的に取り入れる」の各10件であった。また、「実験・実践を通した学びを行う」が５件、「映像教材や写真資料を用いて当時の状況を伝える」と「地域の防災機関・自治体・大学などと連携した学習機会を設ける」が各４件、「低学年でも理解できるように簡潔に説明する」と「必要以上に恐怖を感じさせないように説明する」が各３件、「家庭や地域社会との協働を促す取組を進める」が２件、「VR（仮想現実）／AR（拡張現実）教材を用いた学習体験を行う」が０件であった。「その他」は１件であり、「環境省放射線リスクコミュニケーションセンターに講師を依頼し１年～６年生まで講話を実施している。」との回答があった。

３地方別では、差が見られた選択肢はなかった。

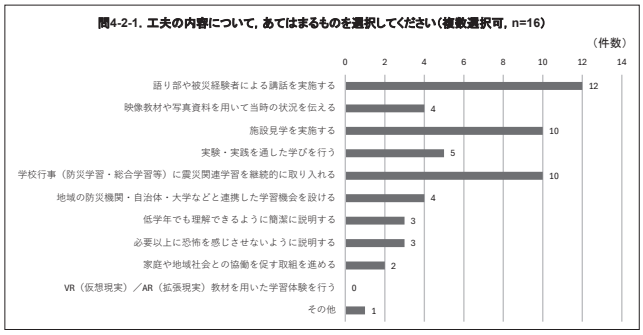


図18　原発事故を経験していない世代への対応における工夫の内容（複数選択可，n=16）

問４－３「教材と伝承施設以外での原子力・放射線教育の課題」（複数選択可、n=39）（図19）については、「教員の原子力・放射線教育の知識・技能の向上」が一番多く22件であった。次いで、「指導時間の確保」と「原発事故に関する記憶の風化の防止」が各19件、「原発事故の教訓の継承」が18件、「児童生徒の原子力・放射線教育への関心の向上」が15件、「児童生徒の知識の定着の向上」が７件、「県内における原子力・放射線教育に関する地域差の解消」が５件、「内容の公

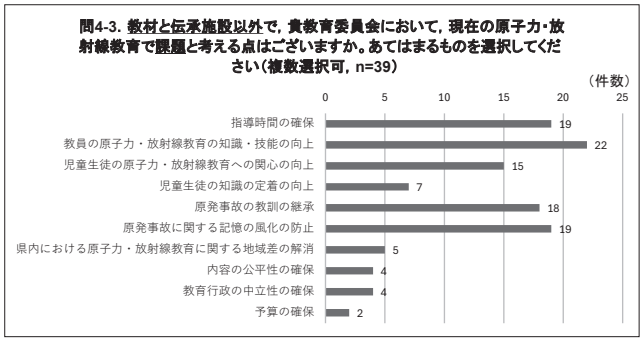


図19　教材と伝承施設以外での原子力・放射線教育の課題（複数選択可，n=39）

平性の確保」と「教育行政の中立性の確保」が各４件、「予算の確保」が一番少なく２件であった。他の課題の自由記述として、表８に示す意見が挙げられた。

３地方別では、差が見られた選択肢はなかった。

３－５　今後の原子力・放射線教育の必要性や方向性について

第５部の「今後の原子力・放射線教育の必要性や方向性」について、調査結果を表９に示す。

問５-１「今後の原子力・放射線教育の方向性」(n=39)（図20）については、「現状維持で進めていくべきである」が31件（79％）で一番多かった。「積極的に実施・拡充すべきである」が５件（13％）で２番目に多かった。「必要性は低く、縮小を検討すべきである」が３件（８％）と縮小すべきとの声もあった。「原子力・放射線教育は不要である」は０件だった。

表８　教材と伝承施設以外での原子力・放射線教育の課題に関する自由記述

時数確保の問題もありますが、各校できちんと教育課程に位置づけしているかどうかを教育委員会では確認を行っております。
科学的なエビデンスに基づいて、「正しく理解し、正しく怖がる」ことが大切であると考えるので、放射線リスコミセンターと連絡を取りながら機会を捉えて外部講師に指導していただいたり、GMサーベイメータを使用して試料からどのくらい放射線が出ているかを測定し、身近なところに放射線があることを実習を通して学ぶことが大切であると考える。
原子力・放射線に関する内容・指導は、難しいです。ノーベル賞の数がそれを物語っています。児童生徒にそれを平易に教えるには教員の知識と使命感が必要です。
① 知識の伝授・定着中心から、資質能力の育成を目的として改訂された指導要領において、各教科等のねらいと整合性を図ることが課題（経験していない児童生徒には、知識の伝達が中心になってしまう現状がある） ② 主体的・対話的で深い学びを実現する視点から、放射線教育への課題意識や探究テーマとして設定することが難しくなってきている。 ③ 放射線教育は、各教科の中で触れたり、内容として扱ったりするものでもあるが、学校教育全体で扱うための「放射線教育全体計画」を策定して取り組む限り、どのような資質能力の育成を目指すかを共有し、すべての教科・学校生活全体において意識して取り組むものと考える。通常の教育活動を、放射線教育の視点で捉え、資質能力を育む意識の共有が必要である。（児童生徒、教員、家庭、地域とも）

３地方別では、差は見られなかった。

問５-１で「積極的に実施・拡充すべきである」または「現状維持で進めていくべきである」と回答した場合の具体的に取り組みたい点（問５-２、複数選択可、

表９　第５部「今後の原子力・放射線教育の必要性と方向性について」の調査結果

第５部：今後の原子力・放射線教育の必要性と方向性について	全体		地方別						
質問項目	回答数	割合	会津		中通り		浜通り		
			回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	有意確率
問５-１．今後の原子力・放射線教育の必要性	(n=39)		(n=8)		(n=20)		(n=11)		0.840
積極的に実施・拡充すべきである	5	13%	1	13%	2	10%	2	18%	
現状維持で進めていくべきである	31	79%	6	75%	16	80%	9	82%	
必要性は低く、縮小を検討すべきである	3	8%	1	13%	2	10%	0	0%	
原子力・放射線教育は不要である	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
問５-２．教問５-１で「積極的に実施・拡充すべきである」または「現状維持で進めていくべきである」と回答した場合の具体的に取り組みたい点（複数選択可）	(n=36)		(n=7)		(n=18)		(n=11)		
児童生徒に放射線の知識を正しく理解させる	29	74%	4	57%	16	89%	9	82%	0.250
児童生徒の判断力・批判力を育む	12	31%	1	14%	7	39%	4	36%	0.580
児童生徒の原子力・放射線教育への関心を向上させる	12	31%	2	29%	7	39%	3	27%	0.900
教職員に放射線の知識を正しく理解させる	17	44%	2	29%	7	39%	8	73%	0.140
教職員が使いやすく要点のまとまった資料を提供する	6	15%	3	43%	3	17%	0	0%	0.044 *
原子力の正負両側面について扱う	6	15%	1	14%	3	17%	2	18%	1.000
原発事故の教訓を伝える	13	33%	2	29%	4	22%	7	64%	0.110
原発事故に関する記憶の風化を防止する	21	54%	4	57%	10	56%	7	64%	0.910
内容の公平性を確保する	6	15%	0	0%	3	17%	3	27%	0.350
県内における原子力・放射線教育に関する地域差の解消を推進する	2	5%	1	14%	1	6%	0	0%	0.440
ふるさとの将来に貢献できる力を育む	14	36%	0	0%	8	44%	6	55%	0.054
地域での原子力・放射線教育の情報の共有を図る	2	5%	0	0%	1	6%	1	9%	1.000
予算の確保を図る	3	8%	0	0%	2	11%	1	9%	1.000

※割合の合計については、四捨五入のため合わない場合がある。　　***p<.001，**p<.01，*p<.05

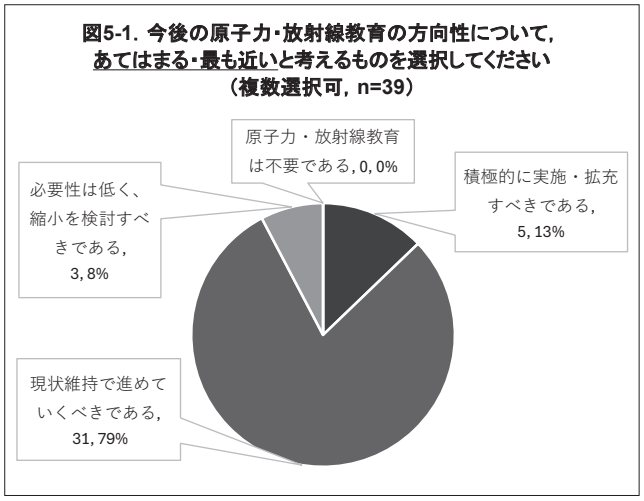


図20　今後の原子力・放射線教育の方向性（n=39）

n=36）（図21）については、「児童生徒に放射線の知識を正しく理解させる」が29件で一番多かった。次いで、「原発事故に関する記憶の風化を防止する」が21件、「教職員に放射線の知識を正しく理解させる」が17件、「ふるさとの将来に貢献できる力を育む」が14件、「原発事故の教訓を伝える」が13件、「児童生徒の判断力･批判力を育む」と「児童生徒の原子力・放射線教育への関心を向上させる」が12件、「教職員が使いやすく要点のまとまった資料を提供する」と「原子力の正負両側面について扱う」と「内容の公平性を確保する」が各６件、「予算の確保を図る」が３件、「県内における原子力・放射線教育に関する地域差の解消を推進する」と「地域での原子力・放射線教育の情報の共有を図る」が各２件という結果であった。他の取り組み内容に関する自由記述として、３件の回答があった。

３地方別では、「教職員が使いやすく要点のまとまった資料を提供する」のみ差が見られた（p<.05）。浜通りでは０件、中通りは３件（17%）だったのに対し、会津は３件（43%）と比較的高かった。

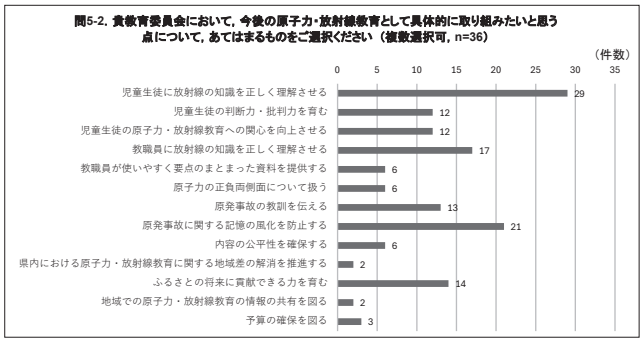


図21　今後の原子力・放射線教育として具体的に取り組みたい点（複数選択可，n=36）

４．考　　察

本章では、調査で設定した仮説①（福島第一原発との地理的・経験的距離が近い地方ほど、原子力・放射線教育の実施率は高い）および仮説②（すべての地方において福島第一原発事故に関する「記憶の風化の防止」や「次世代への継承」が主要な課題として認識されている）に関する項目を中心に、調査・分析結果の主な特徴と、考えられる理由について考察する。

４－１　福島県内市町村の教育委員会における原子力・放射線教育の現状

「小・中学校の原子力・放射線教育の実施状況」（問２-１）については、「実施している」が34件で87%を占めた。浜通りでは「実施している」が11件で100%であり、３地域の中で最も実施率が高かった。一方、中通りでは「実施している」が18件で90%を占めたものの、「把握していない」とする回答も２件（10%）見られ、会津では「実施している」は５件で63%と相対的に少なく、「実施していない」が２件（25%）、「把握していない」が１件（13%）であった。３地方別では差が見られ（p<.05）、仮説①を支持する結果となった。このことから、福島第一原発との地理的・経験的距離が近い地方ほど、原発事故の影響が大きく、原子力・放射線教育の必要性が認識されているため、それらが実施されていると考えられる。

「小・中学校の原子力・放射線教育を実施している場合の教育委員会の方針」（問２-２、複数選択可）については、「児童生徒に放射線の知識を正しく理解させる」は浜通りが11件で100%、中通りが17件で94%、会津が５件で100%であり、いずれも最も選択割合が高かった。また、「児童生徒の判断力・批判力を育む」も浜通りが８件で73%、中通りが10件で56%、会津が３件で60%と比較的高かった。「ふるさとの将来に貢献できる力を育む」は、中通りが７件で39%、会津が２件で40%だったのに対し、浜通りは７件で64%となっており、浜通りが相対的に高かった。逆に、「放射線の利用について扱う」は、浜通りが３件で27%、中通りが９件で50%、会津が３件で60%であり、浜通りが最も低かった。「伝承施設などを利用して行う」、「出前授業や外部講師の活用を行う」など、学校外の人的・物的資源の活用に関する項目も、３地方それぞれで比較的多く選択された。一方、「教職員の原子力･放射線教育の知識・指導力を養う」については差が見

られ（p<.05)、浜通りが３件で27％、中通りが４件で22％だったのに対し、会津は４件で80％と割合が高かった。「小･中学校の原子力･放射線教育の実施状況」（問２－１）の考察で記述したように、会津は原子力・放射線教育を「実施している」割合が相対的に低かったことから、教育実践の機会が少なく、教職員の知識･指導力の育成が課題と認識されていることが考えられる。また、「原発の是非について扱う」は３地方とも10％未満と少なかった。価値判断や批判的思考を伴う学習が避けられ、結果として政治的中立性を確保しやすい知識中心の教育が選択されている可能性が考えられる。

「教育委員会の方針と教育現場との関係」（問２－３）については、地方ごとの関係性に差が見られた(p<.05)。浜通りでは「方針は教育委員会が示すが、採用は現場の判断に委ねる」が７件で64％と最も多く、教育委員会が一定の関与を保ちながら学校現場と連携する体制がとられていた。一方、中通りおよび会津では「全て現場の判断に委ねている」がそれぞれ11件（55％）と４件（50％）で最多であり、学校の裁量とする割合が高かった。浜通りでは、福島第一原発事故の影響が大きいため、教育委員会の関与が相対的に求められていることを示していると考えられる。

「市町村独自の原子力・放射線教育の取り組みの有無」（問２－４）については、浜通りでは独自の取り組みを実施している自治体が４件で36％と比較的多い一方で、中通りは５件で25％、会津では０件だった。有意な差ではなかったものの、福島第一原発事故の影響が大きい浜通りでは、国や県の施策に加え、地域固有の課題に対応する必要性が高く認識されているのに対し、会津では独自施策として原子力・放射線教育が位置づけられにくい状況にある可能性が考えられる。

「教材の選定や配布における教育委員会の対応」（問３－１）については、「教材の配布や提示はしていないが、必要に応じて支援している」が17件で44％と半数近くを占め､「学校に完全に任せている」も12件（31％）であり､学校の主体性に委ねるほうが多かった。一方、教材の選定や提示をしているのは計10件(26％)であった。「推奨教材」（問３－１－１、複数選択可）の内容については、浜通りと中通りでは教材の種類の形態が比較的多様であるのに対し、会津では県や国が整備した教材を中心に活用する傾向が見られた。有意な差ではなかったものの、会津では独自教材の開発よりも、公的教材への依存度が高い可能性が考えられる。

「伝承施設等の訪問先」（問３－４－１、複数選択可）については、「震災遺構 浪江町立請戸小学校」のみ差が見られ（p<.001)、浜通りでは10件で100％だったのに対し、中通りは４件で27％、会津は１件で20％と少なかった。浜通りでは伝承施設が多く整備されており、有意な差ではなかったものの、比較的多くの施設を訪問していた。一方、中通りと会津では「コミュタン福島」や「東日本大震災・原子力災害伝承館」などの拠点施設への訪問に集中する傾向が見られた。浜通りは施設への移動距離が短く、福島第一原発事故の現場性を踏まえた学習が可能であるが、他の地方では移動距離や時間的制約によって学習機会が限定されている状況があると考えられる。

４－２　福島県内市町村の教育委員会における原子力・放射線教育の課題

「原発事故を経験していない世代への対応に関する認識」（問４－１）については、「大きな課題である」が８件（20％)､「どちらともいえない」が18件（46％)、「それほど課題ではない」と「わからない」が各５件(13％)、その他が３件（８％）であり、「どちらともいえない」が最も多く、意見が分かれた。「その他」の記述（表７）にも記述例があったように、原発事故を経験していない世代が増えることは避けられない現象であり、それを認めたうえで教育委員会としてどのような取り組みをするかを課題と認識している場合が多かったと考えられる。「工夫の有無」（問４－２）については、「工夫がある」を選択した割合が浜通りでは８件で73％だったのに対し、中通りは６件で30％、会津は２件で25％であり、差が見られた（p<.05)。浜通りでは、語り部による講話や施設見学を組み合わせた取り組みが進められていた。一方、中通りと会津では「工夫がない」または「わからない」とする回答が比較的多かった。浜通りでは、福島第一原発事故の現場性を踏まえた工夫が多く取り入れられていると考えられる。

「教材と伝承施設以外での原子力・放射線教育の課題」(問４－３､複数選択可)については､「教員の原子力･放射線教育の知識・技能の向上」が一番多く22件であり、「指導時間の確保」と「原発事故に関する記憶の風化の防止」が各19件、「原発事故の教訓の継承」が18件、「児童生徒の原子力・放射線教育への関心の向上」が15件などと続いた。このように、仮設②に関する「原発事故に関する記憶の風化の防止」と「原発事故の教訓の継承」も上位に位置した。３地方別では､「原発事故に関する記憶の風化の防止」は浜通りが５件で

45%、中通りが９件で45%、会津が５件で63%であり、いずれの地方でも比較的高く、仮説②を支持する結果となった。一方､「原発事故の教訓の継承」については、浜通りが７件で64%、中通りが10件で50%と比較的高かったものの、会津は１件で13%と低く、３地方すべてで高いというわけではなかった。会津では、福島第一原発事故による影響が相対的に小さく、継承すべき教訓と認識されている事項が少ない可能性が考えられる。

「今後の原子力・放射線教育の必要性」（問５－１）については、「現状維持で進めていくべきである」が31件（79%）で一番多く、「積極的に実施・拡充すべきである」が５件（13%）で２番目に多かった。福島第一原発の廃炉作業や環境汚染への対処など、まだ多くの課題が残っている状況において、現状程度以上の原子力・放射線教育を継続する必要があると認識されていると考えられる。

「今後の原子力・放射線教育で取り組みたい点」（問５－２、複数選択可）については、「児童生徒に放射線の知識を正しく理解させる」が一番多く29件であり、「原発事故に関する記憶の風化を防止する」が21件､「教職員に放射線の知識を正しく理解させる」が17件､「ふるさとの将来に貢献できる力を育む」が14件、「原発事故の教訓を伝える」が13件、「児童生徒の判断力・批判力を育む」と「児童生徒の原子力・放射線教育への関心を向上させる」が12件などと続いた。このように、仮設②に関する「原発事故に関する記憶の風化を防止する」と「原発事故の教訓を伝える」も上位に位置した｡「原発事故に関する記憶の風化を防止する」は、浜通りが７件で64%、中通りが10件で56%、会津が４件で57%であり、いずれの地方でも比較的高く、仮説②を支持する結果となった。一方､「原発事故の教訓を伝える」については、浜通りが７件で64%と比較的高かったものの、中通りは４件で22%、会津は２件で29%と相対的に低く、３地方すべてで高いというわけではなかった。福島第一原発事故による影響が大きかった浜通りでは、原発事故の教訓の継承が重要視されているものの、中通りと会津ではその必要性の認識が相対的に低くなっている可能性が考えられる｡また、「教職員が使いやすく要点のまとまった資料を提供する」については差が見られ（p<.05)、浜通りでは０件、中通りは３件（17%）だったのに対し、会津は３件（43%）と比較的高かった｡「教材の選定や配布における教育委員会の対応」（問３－１）の考察で指摘したように、会津では独自教材の開発よりも公的教材への依存度が高い可能性が考えられることから、教職員が使いやすく要点のまとまった資料の必要性も高く認識されている可能性が考えられる。

４－３　野澤・後藤（2014）の結果との比較

本節では、本調査の結果と野澤・後藤（2014）の結果との比較を行うため、共通部分を含む質問項目として設定した問２－２、問２－３、問２－４、問４－３に関連する結果を取り上げる。野澤・後藤（2014）の調査結果における福島県内59市町村の「教育委員会の原子力・放射線教育の方針」（n=32）の結果を図22に、「放射線教育における教育委員会の方針と学校との関係」のクロス集計結果（n=32）を表10に、「市町村独自の放射線教育の取り組みの有無」（n=32）のクロス集計結果を表11に、「教育委員会で現在の放射線教育で問題と考える点」（n=32）の結果を図23に示す。

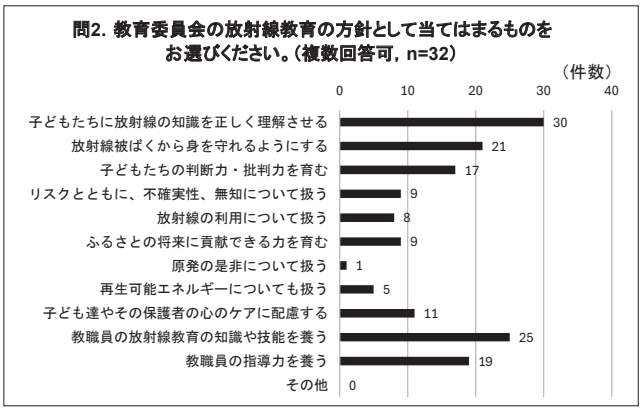


図22　野澤・後藤（2014）での福島県内59市町村の教育委員会の原子力・放射線教育の方針（複数選択可，n=32）

表10　野澤・後藤（2014）での「放射線教育における教育委員会の方針と学校との関係」のクロス集計結果（n=32）

	会津	中通り	浜通り	計
教育委員会が全面的に指導している	2	4	0	6
方針は教育委員会で示すが採用は現場の判断に委ねる	4	10	4	18
全て現場の判断に委ねている	1	4	3	8
計	7	18	7	32

表11　野澤・後藤（2014）での「市町村独自の放射線教育の取り組みの有無」のクロス集計結果（n=32）

	会津	中通り	浜通り	計
ある	2	9	5	16
ない	5	9	2	16
計	7	18	7	32

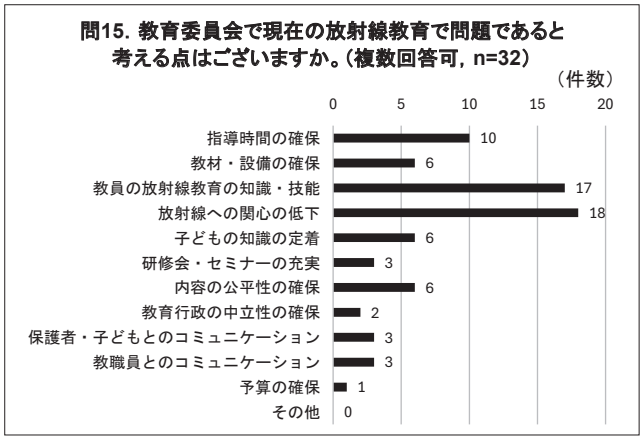


図23　野澤・後藤（2014）での「教育委員会で現在の放射線教育で問題と考える点」（複数選択可，n=32）

問２−２の結果である図２と、図22の比較では、異なる選択肢や表現も含まれているが、選択肢の共通する部分として、「放射線の知識を正しく理解させる」、「判断力・批判力を育む」、「ふるさとの将来に貢献できる力を育む」、「放射線の利用について扱う」、「原発の是非について扱う」、「再生可能エネルギーについても扱う」、「心のケアに配慮する」、「教職員の知識を養う」の８つが挙げられる。これらのうち、「放射線の知識を正しく理解させる」が両方に共通して一番多くなっている。このことから、児童生徒の放射線に関する基礎知識の正確な理解を重視している点は変化していないことを指摘できる。また、「判断力・批判力を育む」も両方に共通して比較的多く選択されている。一方、「原発の是非について扱う」は両方に共通して最も少なくなっており、原発の是非については扱われない状態が続いていることが示された。このことは、政治的な争点を避けて、政治的中立性を確保しやすい知識中心の教育方針が選択されている状況を示唆していると考えられる。また、「教職員の知識を養う」については、野澤・後藤（2014）は25件で78％だったのに対して、本調査では11件で32％であり、差が見られた（$p<.001$）。教職員の原子力・放射線教育に関する知識については、時間の経過とともに定着してきており、教育委員会の方針として認識される割合は低下していることが考えられる。他に、今回の調査票で新たに追加した伝承施設や出前授業等に関する項目への回答が比較的多かったことから、学校外の伝承施設や外部講師を活用する方針であることがうかがえる。

表３における問２−３の結果と表10を比較すると、「方針は教育委員会が示すが採用は現場の判断に委ねる」が全体として共通して最も多くなっている。一方、３地方別で見た場合、野澤・後藤（2014）では、「方針は教育委員会が示すが採用は現場の判断に委ねる」の件数がどの地方でも最も多かったが、今回の調査結果では、中通りと会津は「全て現場の判断に委ねている」の件数が最も多くなっていた。このことから、中通りと会津では、時間の経過に伴い、各学校の判断を尊重する教育委員会が増えてきている可能性が考えられる。

表３における問２−４の結果と表11を比較すると、市町村独自の放射線教育の取り組みの有無について、野澤・後藤（2014）では「ある」が16件（50％）、「ない」が16件（50％）であったのに対し、今回の調査結果では「実施している」が９件（23％）、「実施していない」が26件（67％）であり、実施している割合が減少して、差が見られた（$p<.05$）。３地方別では、会津では２件から０件へ、中通りでは９件から５件へ、浜通りでは５件から４件へと、３地方すべてで独自の取り組みをしている教育委員会は減少していた。このことは、原発事故からの時間経過による緊急性の低下や、国・県主導の施策や教材整備の進展による独自施策の代替、さらには財政的・人的資源の制約など、複数の要因が影響していると考えられる。これらの状況により、市町村が独自に原子力・放射線教育を展開する意義や必要性が相対的に低下した可能性が考えられる。

問４−３の結果である図19と、図23の比較では、異なる選択肢や表現も含まれているが、選択肢の共通する部分として、「指導時間の確保」、「教員の知識・技能」、「放射線への関心」、「知識の定着」、「内容の公平性の確保」、「教育行政の中立性の確保」、「予算の確保」の７つが挙げられる。これらについて、回答数の多い項目と少ない項目の傾向はほぼ変化しておらず、差は見られなかった。「教員の知識・技能」や「指導時間の確保」、「放射線への関心」については、いずれも回答数が比較的多かった。また、今回の調査票で新たに追加した「記憶の風化の防止」や「原発事故の教訓の継承」も比較的多く選択された。一方で、「内容の公平性の確保」、「教育行政の中立性の確保」、「予算の確保」については、回答数が相対的に少なかった。これらは教育委員会が考える原子力・放射線教育の問題や課題とはあまり認識されていない傾向が続いていると考えられる。

また、野澤・後藤（2014）で指摘された、１）浜通り・中通り・会津の順に、原発事故との距離が近い地

域ほど放射線教育への関心が高い、２）放射線教育が基礎的な知識理解を中心に行われている、３）教員の専門性や対応力が課題として認識されている、などの点についても、本研究において同様の結果が得られており、傾向が継続していることが確認された。

一方、野澤・後藤（2014）では会津において放射線教育や原発事故に対する問題意識が低い傾向が示されていた点に関して、本研究の結果でも問２−１の「原子力・放射線教育の実施状況」が会津では低かったものの、問４−１の「原発事故を経験していない世代が増えていることへの対応に関する認識」や問５−２の「今後の原子力・放射線教育で取り組みたい点」における「原発事故に関する記憶の風化を防止する」ことについては、課題と捉える回答が一定数みられた。このことから、時間の経過に伴い、会津においても事故の直接的影響とは異なる形での課題が認識されていることが示唆された。

５．おわりに

本研究では、福島県内の全59市町村の教育委員会を対象とし、原子力・放射線教育に関するアンケートを行うことで、福島県内における原子力・放射線教育に関する現状や３地方（浜通り、中通り、会津）の差、課題などの実態を把握した。また、先行研究である野澤・後藤（2014）の結果と比較することで、変化の有無や特徴を明らかにした。その結果、１）福島第一原発との地理的・経験的距離が近い地方ほど、原子力・放射線教育の実施率は高く、その傾向は2014年以降の現在も続いている、２）教育委員会の方針と教育現場との関係について、「方針は教育委員会で示すが採用は現場の判断に委ねる」とする回答が減少し、「全て現場の判断に委ねている」とする回答が増加している、３）市町村独自の原子力・放射線教育の取り組みを実施している教育委員会は減少している、４）推奨教材を提示する場合は文部科学省や福島県教育委員会が作成した教材が多く選択され、民間団体や市民団体が作成した教材は少ない、５）伝承施設等への訪問先は公共施設に集中しており、民間施設は選択されていない、６）今後の原子力・放射線教育は現状維持以上とする回答が多く、３地方に共通して「児童生徒に放射線の知識を正しく理解させる」ことが重視される傾向が続いている、７）原発の是非など価値判断や批判的思考を伴う教育内容は避けられ、政治的中立性を確保しやすい内容が選択されている、８）原発事故を経験していない世代が増えることは避けられない現象として前提にしたうえで、「原発事故に関する記憶の風化の防止」や「原発事故の教訓の継承」が主要課題として認識されている、などの点が明らかになった。

2022年以降の日本政府の原発回帰の動きを鑑みると、原発の是非など価値判断や批判的思考を伴う教育内容の重要性は増していると考えられる。また、「原発事故に関する記憶の風化の防止」や「原発事故の教訓の継承」は、福島県において率先的に取り組まれるべきものであり、公的な教材の作成や施設の整備だけでなく、市民による取り組みも行われている。それらを含めて、子どもたちの多様な学びが可能となるように、教材の整備や教職員研修など、教育委員会が果たす役割に期待したい。そして、全国の教育委員会や学校教育現場においても、「原発事故に関する記憶の風化の防止」や「原発事故の教訓の継承」が広がることを願っている。

謝　　辞

アンケートの回答に協力していただいた福島県内の各市町村教育委員会の皆様に、心より感謝したい。また、本研究はJSPS科研費（25K04589）による成果の一部である。ここに記して感謝したい。

注

１）福島県教育委員会ウェブサイト,「放射線教育・防災教育関連情報について」, https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/gimukyoiku29.html（最終閲覧：2026年７月９日）

２）一般社団法人3.11伝承ロード推進機構ウェブサイト,「震災伝承施設紹介」, https://www.311densho.or.jp/introduction/（最終閲覧：2026年７月９日）

３）文部科学省ウェブサイト,「教育委員会制度について」, https://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/05071301.htm/（最終閲覧：2026年７月９日）

引用文献

阿部洋己（2020）「福島県教育委員会の放射線教育の取り組み」,『日本原子力学会誌』, 62(8), 15-16.

井上天凱・開沼博（2024）「震災記憶消滅世代の東日本大震災・原発事故に対する認識の現状と課題」,『東日本大震災・原子力災害 第２回 学術研究集会 予稿集』, 175-176.

大塚裕太・後藤忍（2016）「福島県における放射線教

育の実態と課題～中学校教員へのアンケートから～」，福島大学理工学群共生システム理工学類 卒業研究.
岡田努（2019）「小学校，中学校，高等学校と大学等における放射線教育の実践に関する調査について」,
原子力市民委員会（2026）『見ればわかる 知れば変わる ── 福島原発事故15年の現在地』，44pp.
後藤忍（2015）「原発教育において情報の公平性は確保されているか ── 人々の判断力・批判力を育む教育実践とESD としての課題」，阿部治編『原発事故を子どもたちにどう伝えるか ── ESDを通じた学び』，合同出版，東京，85-106.
後藤忍（2017）「福島県環境創造センター交流棟の展示説明文の内容分析」,『福島大学地域創造』, 28(2), 27-41.
後藤忍（2019）「紙面が“除染”された『放射線副読本』 ── 削除された『汚染』『子どもの被ばく感受性』『LNTモデル』」，『科学』，89(6)，521-537.
後藤忍（2020）「福島第一原子力発電所の事故後に発行された文部科学省の放射線副読本の内容分析」,『環境教育』，30(1)，19-28.
後藤忍（2021）「福島原発事故の教訓をどう伝えるか ── 東日本大震災・原子力災害伝承館の展示の特徴 ──」，『人間と教育』，No.111，110-115.
後藤忍（2024）「原発事故の教訓に関する教育と伝承が抱える課題」，『環境と公害』，第53巻第３号，41-46.
後藤忍 監修（2025）『あの日 風しもの町で起きたこと　東京電力・福島第一原子力発電所事故直後の福島県三春町での「安定ヨウ素剤」の配布』,「風しもの村 風しもの町」実行委員会，14pp.
後藤忍（2026）「福島第一原発事故に関する伝承施設における「批判的遺産」の展示 ──「記憶の文化」形成を目指して」,『季刊経済研究』，44（3-4），15-40.
後藤忍・梅津歩杜・清水奈名子（2024）「放射線被ばくとALPS処理水に関する大学生の知識と認識についての調査 ── ALPS処理水の海洋放出後のアンケート」,『福島大学地域創造』，36(1)，33-53.
後藤忍・清水奈名子（2024）「放射線被ばくとALPS処理水に関する大学生の知識と認識についての調査：福島大学生と宇都宮大学生へのアンケート結果の分析」,『福島大学地域創造』，35(2)，59-75.
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）（2012）『報告書』，594pp.
東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調）（2012）『最終報告（本文編）』，448pp.
野澤樹・後藤忍（2014）「福島県内の市町村における放射線教育の特性把握」，福島大学理工学群共生システム理工学類卒業研究.
文部科学省（2011）「中学生のための放射線副読本 知ることから始めよう　放射線のいろいろ」，22pp.
文部科学省（2014）「中学生・高校生のための放射線副読本～放射線について考えよう～」，14pp.
文部科学省（2018）「中学生・高校生のための放射線副読本～放射線について考えよう～」，22pp.
文部科学省（2021）「中学生・高校生のための放射線副読本～放射線について考えよう～」，22pp.
文部科学省（2024）「中学生・高校生のための放射線副読本～放射線について考えよう～」，26pp.
除本理史･河北新報社編(2024)『福島「オルタナ伝承館」ガイド』，東信堂，72pp.

「原稿受付(2026年７月９日)、原稿受理(2026年８月10日)」

福島大学地域創造
第38巻 第１号 69～76ページ
2026年９月

Journal of Community Future Design Center, Fukushima University 38 (1): 69-76, Sep 2026

研究ノート

実務家教員との協働によるキャリア教育の授業設計と実践

――福島大学経済経営学類における三つの対面授業の事例――

立教大学大学院経営学研究科博士後期課程　楊　典子
福島大学経済経営学類准教授　金　善照

Design and Implementation of Career Education through Collaboration with a Practitioner: A Report on Three Face-to-Face Classes at Fukushima University

YO Noriko, KIM Seonjo

１．問題の所在

文部科学省（2024）は、実務家教員を「学びと仕事、学問と社会をつなぐ」存在として位置づけ、その活用を高等教育政策上の課題として示している。実務家教員との協働で問われるのは、誰を授業に招くかだけではない。実務知を正課授業の目標に即して、学生が理解し、実行し、他の場面へ転用できる学習活動へとどのように再構成するかである。本稿では、この再構成を担当教員と実務家教員による協働授業設計の中核と捉え、その具体的な事例を報告する。

この協働は、一方が学術的枠組みを提供し、他方が実務経験を提供するという単純な分業ではない。正課授業を担当する教員（以下、担当教員）は、授業目標、受講者特性、既習内容、そして学術的概念を提示する。実務家教員は、自らの実務知を、事例・概念枠組み・演習課題へと具体化する。両者がこれらを共有し、正課授業に組み込める学習活動として共同で再構成する点に、本実践の特質がある。本実践では、実務知を担当教員が示した授業上の要請に即して学習活動へと変換する設計過程を明示した。

本稿でいうキャリア教育とは、就職情報の提供にとどまらず、自己理解、職業・仕事の理解、論理的思考・表現力の形成を含む広義の能力開発を指す（中央教育審議会、2011）。本稿でいう地域人材育成とは、福島大学の学生が、地域社会・地域産業を含む職業場面で価値を生み出す基盤的能力を育むことであり、地域内就職の促進に限定しない。また、本稿でいう学術知とは、授業科目に位置づけられた概念、既習内容およびアカデミックスキルを指し、実務知とは、職業経験を通じて形成された事例、判断枠組み、訓練技法を指す。

対象とするのは、福島大学経済経営学類において対面形式で実施された、実務家教員が参画した三つの正課授業である。本稿の研究上の問いは、次のように設定できる。

> 担当教員と実務家教員は、授業目標と受講者特性に即して、学術知と実務知をどのように接続し、学習活動として具体化したのか。また、各授業は受講者にどのように受け止められたのか。

本稿は、この協働設計の過程と、授業直後に把握さ

れた受講者反応を記述・検討する。なお、本実践で授業を担当した実務家は、当該授業に際して単発非常勤講師として教員会議の承認を得ていることから、本稿では実務家教員と表記する。

２．実践の背景と協働設計

本実践の実務家教員は、外資系コンサルティングファームにおいて、製造業・情報システム・リスクマネジメント等の分野で業務改革やプロセス改善に携わってきた実務経験を有するとともに、中小企業診断士・キャリアコンサルタント・産業カウンセラー等の資格を保有している。現在は経営学系大学院の博士課程に在籍しながら、現役のコンサルタントとして実務を継続している。この経歴は、本実践で扱うキャリアや技能の形成を具体的に語る実務的背景となった。

本実践は、担当教員が開講する三つの正課科目に、同一の実務家教員が参画して実施されたものである。三つの授業はいずれも2025年度後期に実施され、異なる正課科目と受講者を対象として、キャリア教育を構成する三つの相補的領域、すなわち「自分を理解すること」「仕事と技能形成を理解すること」「考えを構造化して伝えること」を、それぞれ具体化したものである。

本実践の核心は、担当教員が各授業のねらいと受講者の特性を示し、実務家教員がそれらを自らの実務経験と技法によって具体的な学習活動へと変換した点にある。この過程を回ごとに表１へ整理する。たとえば第３回では、担当教員が、１年生にも理解でき、かつアカデミックスキルがビジネスでも役立つと実感できる授業を要請し、実務家教員がこれをSCQAメモ、200字清書、５観点による自己点検からなる演習へと具体化した。表１は、担当教員が示した授業上の要請が、実務家教員の技法を通じて学習活動へと結実した過程を示すものである。

表１に示した協働の構造を、図１に図式化する。図１は、担当教員が提示する授業目標・受講者特性・既習内容と、実務家教員が持つ実務経験・事例・技法とが共同設計を経て、三つの相補的な対面授業の学習活動へと再構成される過程を示している。

３．三つの授業実践

本章では、表１に示した授業上の要請が、実務家教員の技法を通じてどのような学習活動へと変換されたのかを、各回ごとに述べる。各回の概要は表２に示す。

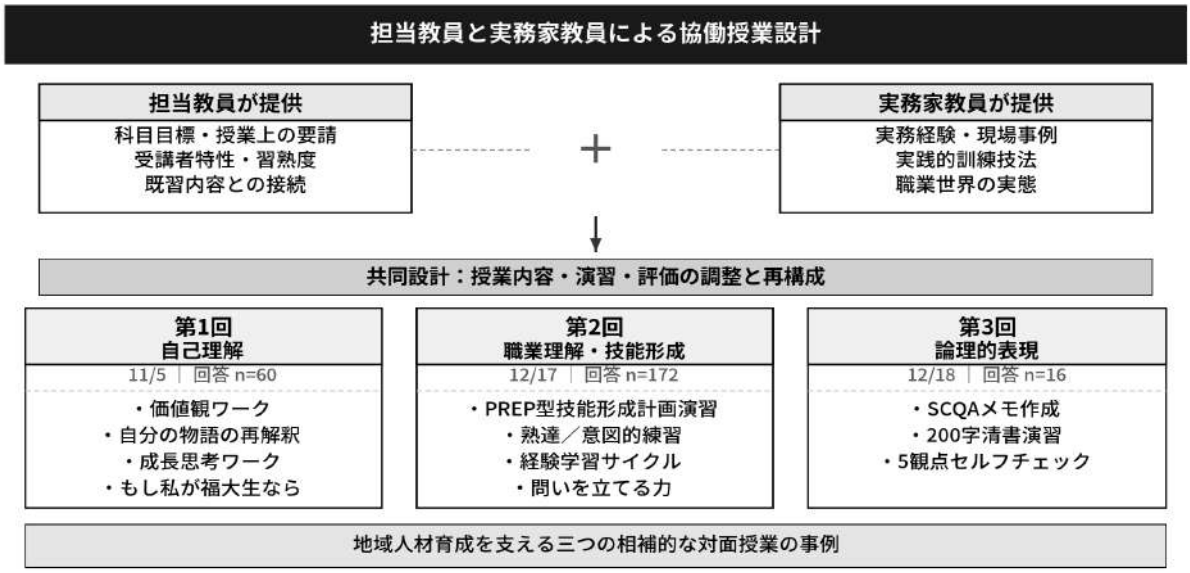
３．１　第１回：自己理解を促す技法群

第１回の組織行動論において、担当教員は、キャリアを将来の職業選択としてのみ捉えるのではなく、学生が自身の経験や価値観を言語化して自己理解から考える契機となる授業を要請した。実務家教員はこの要請を、キャリア理論で論じられる内的キャリア（Hall, 2002）の考え方を踏まえつつ、キャリアコンサルティングの実務で用いてきた複数の自己理解ワークとして具体化した。

表１　協働授業設計における役割と共同作業

回	担当教員が示した授業上の要請	実務家教員が具体化した内容	共同設計された学習活動
1	組織行動論のキャリアデザインを、学生が自己理解から考える契機とすること	価値観・経験・内的キャリアを扱うキャリアコンサルティングの自己理解ワーク	価値観ワーク、自分の物語の再解釈、福島大学の進路データに基づくキャリアパスの例示
2	職業紹介ではなく、専門職の技能が形成される過程を学生が理解すること	熟達・意図的練習・経験学習と、コンサルタント育成の自己診断技法	PREP 型を応用した、鍛える技能を 6 行で構造化する技能形成計画演習
3	1 年生にも理解でき、アカデミックスキルがビジネスでも有効であることを学生が理解すること	SCQA・ピラミッド原則・PEEL による結論先行型の文章作成技法	SCQA メモ作成、200 字清書、5 観点による自己点検からなる文章作成演習

図１　担当教員と実務家教員による協働授業設計の構造と各回の主な学習活動



注：各回の枠内に、共同設計された代表的な学習活動を示す。

表２　三つの授業実践の実施概要

回	実施日	授業名・対象	テーマ	位置づけ	回答数
1	11/5	組織行動論／受講者（学年混在）	キャリアデザイン	自己理解	60
2	12/17	基礎経営学 I／1 年生＋希望者	経営コンサルタントの人材育成・技能形成	職業理解・技能形成	172
3	12/18	スタートアップセミナー／ゼミ生＋希望者（少人数）	ロジカルシンキング基礎	論理的表現	16

注：実施日はすべて2025年である。PREP法はPoint（結論）・Reason（理由）・Example（具体例）・Point（再結論）、SCQAはSituation（状況）・Complication（問題）・Question（問い）・Answer（答え）、PEELはPoint（主張）・Evidence（証拠）・Explanation（説明）・Link（接続）の各頭文字による思考・表現の型である。

具体的には、10項目の価値観を評価して上位を選定する価値観ワーク、過去の印象的な出来事を３つ挙げて共通するテーマを抽出し未来の物語を描く「自分の物語の再解釈」、固定思考と成長思考を対比する成長思考ワーク（Dweck，2006）が用いられた。さらに、福島大学（2025）の卒業生進路状況を踏まえ、「もし私が福大生でコンサル業界を志望するなら」という形で、経済経営学類の学生という具体的な立場に即したキャリアパスを例示した。例示された経路は、情報通信業で経験を積んだ後に総合系ファームへ移る経路、調査･研究志向を生かしてシンクタンクを目指す経路、地域金融機関での勤務経験と中小企業診断士資格を組み合わせて地域企業支援に携わる経路である。これらは、福島大学の学生が現実的な出発点からキャリアを描けるよう、実務経験に基づいて構成されたものである。

３．２　第２回：PREP型を応用した技能形成計画演習

第２回の基礎経営学Ⅰにおいて、担当教員は、職業紹介にとどまらず、専門職の技能がどのように形成されるのかという過程を学生が理解できる授業を要請した。実務家教員はこの要請を、熟達モデル、意図的練習、経験学習サイクル、学習敏捷性、学習の転移といった概念を参照しながら（Dreyfus & Dreyfus，1986；

Ericsson et al., 2007；Kolb, 1984；De Meuse et al., 2010；Baldwin & Ford, 1988)、実務で求められる力を訓練可能な技能として説明する内容へと具体化した。

本回の中核は、PREP型を応用した技能形成計画演習である。図２に示すように､受講者は「鍛える技能」を、結論・理由・方法・測定・障害と対策・到達状態という６行のフォームに記入した。このフォームは、実務家教員がコンサルタント育成で用いてきた自己診断の枠組みを大学授業用に再構成したものであり、抽象的な「成長」を、測定・実行可能な計画へと具体化する点に特徴がある。実務家教員が日常的に用いる思考の型を、学生が自ら記入しながら体験する機会として設計された点に、協働授業の特質が表れている。

３．３　第３回：理解から適用への移行を組み込んだ演習設計

第３回のスタートアップセミナーにおいて、担当教員は実務家教員に対し、コンサルタントの新入社員研修の内容を題材としつつ、１年生にも理解でき、かつアカデミックスキルがビジネスでも役立つと実感できる授業を要請した。実務家教員はこの要請を、SCQA、ピラミッド原則、PEELによる結論先行型の文章作成へと具体化した。これらは、課題設定・結論先行・根拠提示という点で、ビジネス文書と大学のレポート・発表に共通する。重要なのは、型を説明して終えるのではなく、説明・演習・自己点検という一連の流れを授業内に組み込んだ点である。

受講者はまず、事実･解釈･行動を区別する「空･雨･傘」を確認したうえで、SCQA（Minto, 2002）を用いて自分のテーマについて思考を整理し、次にPEELの型に沿って結論先行型の200字の文章に清書し、最後に５つの観点で自らの文章を点検した。この一連の演習により、受講者は型を理解するだけでなく、自分の課題への適用を授業内で実際に試みることになる。第３回の学習活動の流れを図３に示す。

４．調 査 方 法

４．１　協働設計過程の記述資料

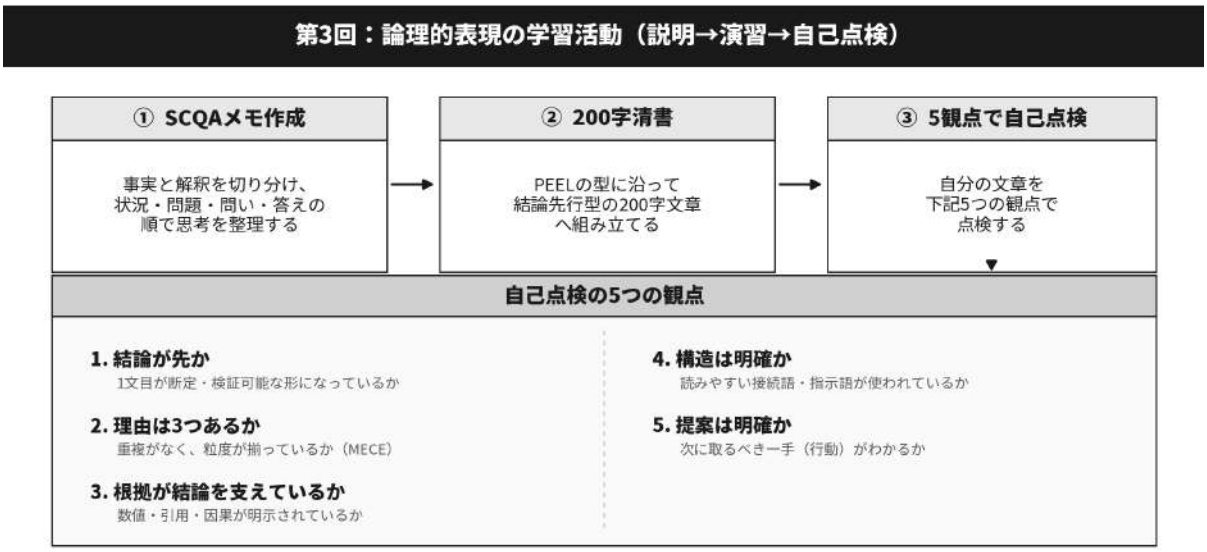
協働設計過程の記述には、授業実施前後の電子メール、共有された講義資料（スライド・配布資料)、および両著者間の実施確認記録を用いた。これらを授業ごとに、担当教員が示した授業上の要請、実務家教員が具体化した内容、共同設計された学習活動の三点に整理し、記述内容は両著者が相互に確認した。また、第１回の実施後には質問内容とアンケート回答状況を共有し、第２回以降では質疑応答時間、調査時間、資料配布方法等の運営条件を調整した。

図２　PREP型を応用した技能形成計画シート（第２回 実施）

PREP型を応用した技能形成計画シート	第2回で実施
Point	私は＿＿＿＿＿＿＿＿を鍛える。
Reason	価値に直結するのは＿＿＿＿＿＿だからである。
Example ① 方法	実践アクション＝〔頻度・所要時間・内容〕
Example ② 測定	測り方＝〔回数／通過率／所要時間〕
Example ③ 障害と対策	障害：＿＿＿＿＿＿→対策：＿＿＿＿＿＿
Point' 到達状態	1か月後の到達状態＝＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注：実務家教員がコンサルタント育成で用いてきた自己診断フォームを大学授業用に再構成したもの。受講者は授業内で本シートに記入した。

図３　第３回における論理的表現の学習活動



注：第３回スタートアップセミナーで実施した、SCQAメモ作成から５観点による自己点検までの一連の演習の流れを示す。５観点は実務家教員が作成した点検シートに基づく。

４．２　受講者アンケート

本調査は、各対面授業終了後に実施した受講者アンケートに基づく。回答件数は、第１回が60件、第２回が172件、第３回が16件であり、３回合計で延べ248件、自由記述は合計111件であった。各回は対象者、授業規模、参加条件および授業内活動が異なるため、本稿では回ごとの平均値差を講義効果の差としては解釈しない。また、同一学生が複数回参加している可能性を排除できないため、回答数は人数ではなく延べ回答件数として扱う。

アンケートは、研修評価の考え方を参考に設計した。研修評価においては、量的データである「数字」と、自由記述に相当する「物語」を組み合わせて受講者の反応を捉えることが有効である（中原ほか、2022）。設問は、関連性・有用性・活用可能性を問うＱ１からＱ３、各回の到達項目に対する自信を問うＱ４とＱ５、および自由記述のＱ６から構成される。Ｑ４では各回の到達項目に対する受講後の自信を尋ね、Ｑ５では同じ項目について受講前にどの程度自信があったかを回顧的に尋ねた。Ｑ４・Ｑ５は単一項目による自己申告である。

量的項目については、各設問の平均値を算出した。各項目は１から５の数値で記録され、値が高いほど肯定的評価を示す。自由記述については、111件を通読したうえで、研究目的に関連する反応として、概念理解、自己の経験･課題への適用、適用上の困難の認識、今後の練習意図という四つの反応に着目した。本稿では各反応の出現件数を比較せず、各授業を特徴づける代表的な記述を例示する。引用にあたっては、原文の趣旨を損なわない範囲で表記を統一し、省略した部分は〔前略〕〔中略〕〔後略〕で示した。明らかな誤記等については、原文の表記を併記する場合がある。

倫理的配慮として、本稿は教育改善を目的として実施した授業後アンケートを、個人が特定されない形で二次的に分析したものである。アンケートに含まれる学籍番号、氏名、タイムスタンプは分析対象に含めず、自由記述を引用する場合も匿名表記とする。なお、著者らはそれぞれ授業担当者および実務家教員であり、両者とも本稿の分析者でもあるという位置性を踏まえて結果を解釈する必要がある。

５．結　　果

５．１　アンケート結果

３回のアンケート集計結果を表３に示す。全体平均は、関連性4.33、有用性4.50、活用可能性4.39で、いずれも４点を上回った。これは、回答者が講義内容を学業・進路・日常活動に接続可能と評価したことを示す。

各回の到達項目に対する自信については、受講後の回答（Ｑ４）が、受講前を回顧した評価（Ｑ５）をいずれの回でも上回った。Ｑ４とＱ５は回ごとに測定内容が異なるため、回間で差の大きさを比較することはしない。各回の値は表３に示すとおりである。

表３　３回のアンケート集計結果

授業	回答数	Q1 関連性	Q2 有用性	Q3 活用	Q4 受講後	Q5 受講前	自由記述
第１回 組織行動論	60	4.75	4.75	4.73	3.75	3.03	34
第２回 基礎経営学Ⅰ	172	4.14	4.38	4.25	3.20	1.92	68
第３回 スタートアップセミナー	16	4.75	4.88	4.63	3.31	1.81	9
全回答平均（延べ 248 件）	**248**	**4.33**	**4.50**	**4.39**	–	–	**111**

注：Ｑ１～Ｑ５は１～５点で回答。Ｑ４・Ｑ５は各回の到達項目に対する自信を問う単一項目で、測定内容が回ごとに異なるため全回答平均は算出しない。Ｑ１～Ｑ３の全体値は延べ248件の回答を統合した平均である。

５．２　自由記述に表れた四種類の受講者反応

自由記述は３回合計で111件得られた。これらを通覧すると、概念理解、自己の経験・課題への適用、適用上の困難の認識、今後の練習意図という四種類の反応がみられた。以下、各回について代表的な記述を示す。

第１回では、自己理解と内的キャリアの言語化に関する記述がみられた。ある受講者は、「今回の講義を通して文字におこしてみることで実は自分はこう考えていたんだという新たな発見もあった〔後略〕」と述べている。また別の受講者は、「〔前略〕ぼんやりとしていた内的キャリア〔原文では「内向的キャリア」〕を、自分にとって印象深い経験を深掘りし明文化することで、はっきりと見ることができました」と記している。受講者は、経験を言語化することによって、自身の価値観や内的キャリアを具体的に認識したと記述している。

第２回では、職業理解が深まったとする記述と、特定職種を超えた汎用的技能への気づきがみられた。ある受講者は、「問いを立てる力や常に学び続ける姿勢といったコンサルタントに求められる力というのはコンサルタントだけでなく他の業種や企業でも求められる力だと思う〔中略〕内省し、次に生かすための方法としてPREP法はとても良い方法だと思いました。だから、日常生活でも活用していきたいです」と述べている。また、職業紹介を通じて、問いを立てる力や学び続ける姿勢への理解が深まったとする記述もみられた。

第３回では、論理的思考・文章表現の型の理解と、適用の難しさに関する記述がみられた。ある受講者は、「〔前略〕なぜ理由を３つ列挙するのか、なぜ結論が先に来るのかを今回の講義で理解できました」と述べている。とりわけ示唆的なのは、学習の転移意図が受講直後に表明された点である。ある受講者は、「〔前略〕明日の授業で、早速200字の感想を書く場面があります。事実と解釈を分けて、論理的な展開をしたいと思います」と記しており、受講直後に、他の授業ですぐに応用しようとしていた。一方で、「〔前略〕PEELの型を見ると出来そうだなと思ったが、実際に自分の課題に落とし込んでみるとなかなかうまく書けず、時間もかかってしまった。たくさん書いて他の人から意見をもらうことでこの能力も向上していくと知ったので、意識して書いていきたい」という記述もみられた。

この反応は、型を理解することと実際の課題へ適用できることとの間にある距離を受講者が認識し、反復練習と他者からのフィードバックの必要性を言語化したものと解釈できる。

６．考　　察

協働設計過程と受講者反応を照合すると、本実践の設計上の特徴は次の四点に整理できる。

６．１　授業目標から設計を始める

第１の設計上の特徴は、実務家の経歴や専門分野から出発するのではなく、正課授業の学習目標と学生の習熟度から出発した点である。３回の講義テーマは、いずれも担当教員が設定した各授業の目標に基づいており、実務家教員はその目標に沿って自らの経験を位置づけた。量的結果は、回答者が講義内容を自らの学業や進路に接続可能と評価したことと整合する。

６．２　実務経験を他の課題にも応用できる枠組みへと構造化する

第２の設計上の特徴は、実務経験を、他の課題にも適用可能な枠組みへと構造化した点である。実務家教

員の経験と技法は、単なる体験談としてではなく、学術的な概念枠組みや学生自身の課題と接続された。第１回では学生自身の経験を内的キャリアの理解へ、第２回ではコンサルタントの仕事を熟達・意図的練習・経験学習・学習転移といった技能形成の枠組みへ、第３回ではビジネスの論理的思考をSCQAやPEELといった大学での学びにも通じる型へと接続した。自由記述では、学生は「問いを立てる力」「学び続ける姿勢」「行動に移すことの重要性」など、職種を超えて活用可能な能力に言及していた。これらの反応は、実務経験を他の課題にも応用できる枠組みとして提示した授業設計と整合的である。

６．３　学生が手を動かす産出課題を組み込む

第３の設計上の特徴は、講義による説明にとどまらず、書く・計画する・清書するといった産出課題を授業内に組み込んだ点である。第２回のPREP型を応用した技能形成計画、第３回のSCQAメモと200字清書は、いずれも学生が手を動かして自らの理解を形にする課題であった。産出課題は、学生に型を自分の課題へ適用させ、その難しさを可視化した。第３回の自由記述にみられた、理解した一方で適用の難しさを認識した反応は、この適用の試みが授業内で生じたことを直接示している。

６．４　受講者反応を次回の運営に反映する

第４の設計上の特徴は、受講者反応を次回の運営条件に反映した点である。第１回後に質問内容とアンケート回答状況を共有し、第２回以降では質疑応答時間、調査時間、資料配布方法を調整した。この点は、協働が事前の授業設計にとどまらず、実施後の運営改善にも及んでいたことを示している。

本実践は、文部科学省（2024）が示す実務家教員の役割を、担当教員との協働によって具体化したものである。本稿の分析では、その具体化は、①学問と社会の接続、②学習と仕事の接続、③担当教員と実務家教員による共同設計という三つの側面に表れている。本実践の地域性は、福島大学の卒業生進路と受講者の学習状況を踏まえ、実務知を同大学の教育文脈に即して再構成した点にある。

７．限界と今後の課題

本実践には、いくつかの限界がある。第１に、アンケートは受講直後に実施されたものであり、長期的な学習定着や行動変容を測定していない。受講直後には講義への満足度や新鮮さが反映されやすく、学んだ内容がその後の学習行動やキャリア行動に転化したかは確認できない（Gessler, 2009）。第２に、Ｑ４・Ｑ５は単一項目による自己申告であり、Ｑ５は受講後に受講前を回顧した評価であるため、両者の差は厳密な効果量ではない。第３に、３回の講義は対象者、授業規模、参加条件が異なり、とりわけ第３回は回答数が16件であるため、回間の単純比較には慎重であるべきである。

今後の課題としては、事前事後で同一項目を測定すること、授業内の産出物をルーブリックで評価すること、一定期間後に追跡調査を行うことが挙げられる。たとえば、第３回で作成した200字の文章について、結論の明確性、根拠の妥当性、構成の一貫性、表現の簡潔性を評価すれば、自己申告だけでなく学習成果に近いデータを得ることができる。これらは、実務家教員との協働授業設計を、より精緻に評価していくための方向性である。

８．おわりに

本稿は、福島大学経済経営学類において担当教員と実務家教員の協働により設計・実施された三つの対面授業を対象に、その設計過程と受講者反応を検討した。本事例から、①授業目標から設計する、②実務経験を他の課題にも応用できる枠組みへと構造化する、③学生が手を動かす産出課題を組み込む、④受講者反応を次回の運営に反映する、という四つの設計要点が確認された。

本事例が示すのは、実務家教員を授業に招くこと自体ではなく、担当教員と実務家教員が正課授業の目標、受講者特性、既習内容を共有し、実務知を学習活動へと共同で再構成することの重要性である。本稿は、文部科学省（2024）が示す「学びと仕事、学問と社会をつなぐ」実務家教員の役割を、担当教員との協働によって正課教育に具体化する一つの授業設計の事例を提示した。長期的な学習成果の測定は、今後の課題である。

引用文献

中央教育審議会,『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）』, 文部科学省, 2011.
中原淳・関根雅泰・島村公俊・林博之,『研修開発入門「研

修評価」の教科書──「数字」と「物語」で経営・現場を変える』，ダイヤモンド社，2022.
福島大学，「令和６年度卒業生の進路状況」，2025，https://syushoku.adb.fukushima-u.ac.jp/Files/2025/07/R6_sinrojokyo.pdf（2026年６月23日閲覧）.
文部科学省，『高等教育における実務家教員の活用──学びと仕事、学問と社会をつなぐ実務家教員──』，2024，https://www.mext.go.jp/content/20240731-mxt_senmon02-100001178_1.pdf（2026年６月23日閲覧）.
Dreyfus，H. L.，& Dreyfus，S. E. *Mind over machine: The power of human intuition and expertise in the era of the computer*. New York：Free Press，1986.
Dweck，C. S. *Mindset: The new psychology of success*. New York：Random House，2006.
Hall，D. T. *Careers in and out of organizations*. Thousand Oaks，CA：Sage，2002.
Kolb，D. A. *Experiential learning: Experience as the source of learning and development*. Englewood Cliffs，NJ：Prentice-Hall，1984.
Minto，B. *The pyramid principle: Logic in writing and thinking*（3rd ed.）. London：Financial Times Prentice Hall，2002.
Baldwin，T. T.，& Ford，J. K. Transfer of training：A review and directions for future research. *Personnel Psychology*，41(1)，1988，63-105.
De Meuse，K. P.，Dai，G.，& Hallenbeck，G. S. Learning agility：A construct whose time has come. *Consulting Psychology Journal: Practice and Research*，62(2)，2010，119-130.
Ericsson，K. A.，Prietula，M. J.，& Cokely，E. T. The making of an expert. *Harvard Business Review*，85(7/8)，2007，114-121.
Gessler，M. The correlation of participant satisfaction，learning success and learning transfer：An empirical investigation of correlation assumptions in Kirkpatrick's four-level model. *International Journal of Management in Education*，3(3/4)，2009，346-358.

「原稿受付（2026年６月23日）、査読なし」

福島大学地域創造
第38巻 第１号 77～81ページ
2026年９月

Journal of Community Future Design Center, Fukushima University 38 (1): 77-81, Sep 2026

研究ノート

分散する教職志望学生をいかに支援するか

――非教員養成学部における面談予約システムと教職履修カルテ活用の実践――

福島大学共生システム理工学類　**岡　田　　努**

Supporting Dispersed Teacher Aspirants in Non-Teacher-Training Faculties: A Practice of an Interview Reservation System and Teaching Portfolio Utilization

OKADA Tsutomu

Ⅰ．問題の所在

１．福島大学の非教員養成系学類の教職課程の問題

教職志望学生は、従来、教育学部等の教員養成系学部に集中的に所属していることを前提とした支援体制のもとで指導が行われてきた。

福島大学では、教員養成を主たる目的とした人間発達文化学類に加え、行政政策学類、経済経営学類、共生システム理工学類及び食農学類において教職課程を開設している。そのため教職課程センターでは、学類を横断して教職履修学生への履修指導や相談支援を行っている。

しかし、令和７年度福島大学教職課程自己点検評価結果報告書によれば、教員養成系学部と比較して非教員養成系学部（一般学類）における教職課程履修登録者数は近年減少傾向にあり、さらに非教員養成学部(一般学類）においては、１年次末の教職履修登録段階における希望免許数と卒業時における希望教員免許取得に至る割合についても教員養成系学類（人間発達文化学類）は80％前後で推移しているのに対し、他４つの学類については令和２年度までは相対的に低い状況が顕著となっており（表１）、非教員養成学部（一般学部）に所属する教職志望学生に対する継続的な支援の必要性を示すものと考えられる。

表１．福島大学における教職履修登録者の希望免許取得割合

入学年度	卒業年度	教員養成系（％）	非教員養成系（％）
Ｒ４	Ｒ７	86.7	71.3
Ｒ３	Ｒ６	76.4	61.3
Ｒ２	Ｒ５	81.0	43.9
H31	Ｒ４	83.7	54.5
H30	Ｒ３	83.3	59.8
H29	Ｒ２	79.5	42.2
H28	H31	78.2	33.3

しかも対象となる学生は学内に広く分散して在籍しており、履修状況や進路希望も多様である。また、教職課程の履修は長期間にわたるため、継続的かつ個別的な支援が求められる。従来のメールや対面を中心とした運用では、面談日程の調整や履修状況の把握に相当の時間を要し、効率的な支援体制の構築が課題となっていた。

２．教職履修支援システム構築の必要性

上述のように、とりわけ、複数学類に分散する学生に対しては、情報提供や履修指導が行き届きにくく、結果として履修管理が個々の学生の自己責任に依存する傾向が見られる。こうした状況は、教職志望学生の減少のみならず、地域における教員人材の確保という

観点からも重要な課題である。

本研究では、このような状況を踏まえ、非教員養成学部に所属する教職志望学生に対する支援の在り方として、面談予約システムと履修カルテを連動させた支援体制を構築し、その運用実態と有効性について検討する。

Ⅱ．目　　的

本研究の目的は、非教員養成学部に所属する教職志望学生に対し、継続的かつ効率的な支援を実現する仕組みを構築し、その運用実態を明らかにすることである。

Ⅲ．方　　法

教職履修カルテを用いた非教員養成系学類の２年～４年生の履修登録全学生との面談指導についてその実践の詳細を述べる。

１．対　　象

本研究の対象は、福島大学の５つの学類のうち、教員養成系を主たる目的とした人間発達文化学類以外の、４つの非教員養成系学類（行政政策・経済経営・共生システム理工･食農学類:以下、「４学類」とする）に所属する学生である。これらの学生は複数学類に分散して在籍しており、履修状況や教職志向の程度も多様である。

２．システム構成

教職履修カルテを活用した学生面談はこれまでも実施されてきた。

全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられる教職実践演習が４年次後期の必修科目として2013（平成25）年度に４年生となる教職履修登録学生からスタートしたが、それに先立ちこの学年の学生は教職履修カルテの活用と教職面談がすでに2011（平成23）年度から実施していたのである。当時は、筆者が行政政策・経済経営・共生システム理工の３つの学類の教職実践演習の授業担当であり、それに先立ち教職面談も実施していたのであった。当時は３つの学類の教職担当教員をサポートする形で筆者が面談に参加した。そこでは15分の面談と当時は冊子体であった教職履修カルテへの教員からのコメント記入まで行い、その後学生のカルテを筆者が全て回収しPDFデータとして保管した。

その後、2025（令和７）年度に教職履修カルテの活用とそれによる教職面談の完全実施が中期目標・中期計画に記載されたこともあって教職登録学生全員の面談指導の実施が再確認されるに至った。

この時点で、かつての面談の際の問題点と有効な面談方法を再検討し、年度の後期に全学生に対して面談指導にあたることとなったのだがその際主に以下のシステム構築と運用が重要なポイントとなった。

⑴　学内の学習管理システム（LMS、本学はLive Campus＝LC）を保管する各種アプリ等の活用

かつての学生面談で筆者が問題と感じていたことは㋐３月中下旬など学生の長期休業期間の実施と㋑教職員の日程調整と学生への面接日程周知の遅さ、であった。それは分散する非教員養成系学類の教職志望学生を対象にしたケースに顕著であった。

これらの問題解決を解決し、分散する非教員養成系学類の教員免許取得希望学生に対する継続的支援を実現するために利用したのが以下のアプリ等であった。以下の３つのツールを組み合わせた支援システムを構築した。

①Googleカレンダーの予約機能、②Googleフォームによる学生面談記録作成、③Googleスプレッドシートによる面談実施記録の一覧作成。

⑵　各アプリ等の具体的な使用方法

①　**オンライン予約機能（Googleカレンダー）**：学生が個別に面談日時を予約できる仕組みとした。

ａ．URLまたはQRコードを読み込みGoogleカレンダーの予約画面へ進む。（図１）

予約可能な時間が表記されているので、その時間帯をクリックする。

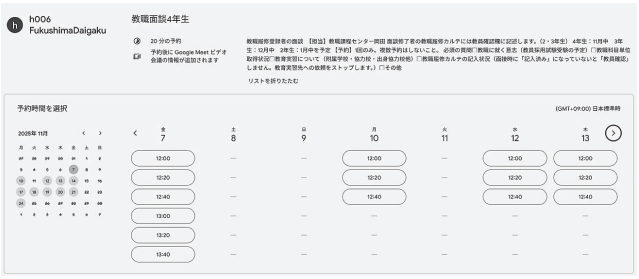


図１　Googleカレンダーの予約画面

氏名、メールアドレス、学籍番号を入力する（図２）さらに対面かオンライン面談を選択する。

予約が確定すると学生と教員に通知される。（図３）

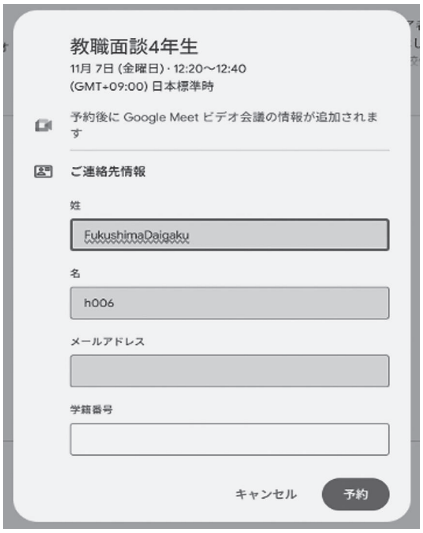


図２　必要項目の入力画面



図３　予約確定画面

②　Googleフォームによる学生面談記録作成

これは面談を行う教員が入力する。その際に面談で確認する内容（面談時間・方法、教職科目の単位取得状況、教員採用試験受験予定、教育実習参加要件等）等についてGoogleフォームへ回答する。それらのデータは後述のスプレッドシートにも記録される。

③　Googleスプレッドシートによる面談実施記録の一覧作成

面談内容を確実に入力するためには教員が面談時に入力する。面談時間・方法・教員採用試験受験予定等学年に応じて調整する。またMicrosoft Excelへ変換して、学生面談実施記録などのエビデンスとして容易に資料作成が可能となる。



図４　面談日時

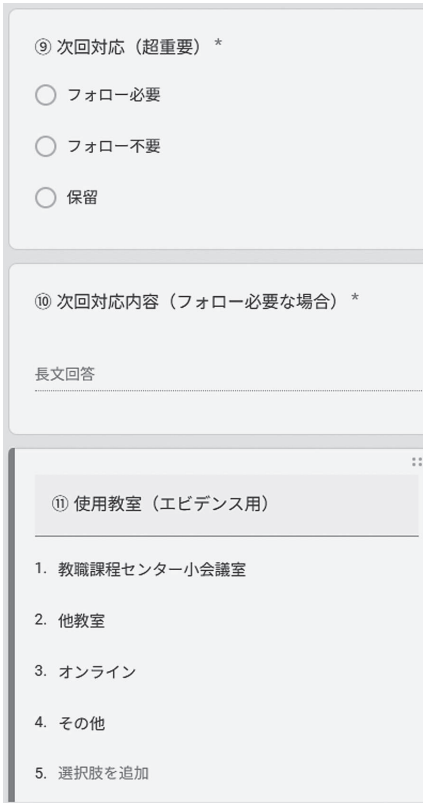


図５　面談方法の記録

以上①～③のアプリ等を活用するとともに、学内の学習管理システム（Live Campus）を用いることで、面談の予約・実施・記録・振り返りを一体的に行う仕組みを構築した。

⑶ 運 用 方 法

学生は事前にオンライン上で面談予約を行い、指定された日時に面談を受ける。面談では履修カルテを参照しながら履修状況や課題を確認し、その内容を面談記録として即時に記録する。その場で完結する仕組みであることが特徴と言える。

記録された内容は次回面談時の資料として活用され、継続的な支援に資するものとした。

また、予約の変更やキャンセルも学生自身が行うことが可能であり、教員による日程調整の負担軽減にもつながる運用とした。

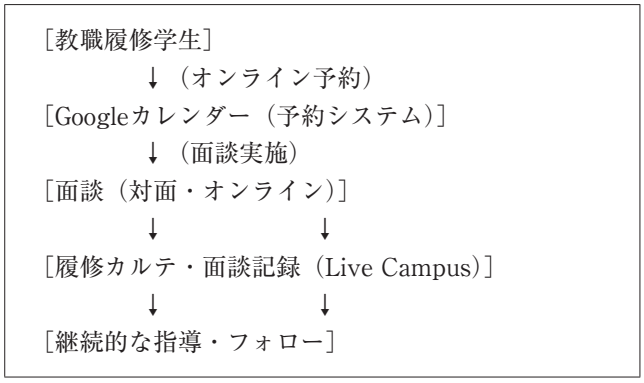


図６　面談予約・履修カルテ・記録を連動させた教職履修支援システムの構成

Ⅳ．結　　果

本システムを導入した結果、教職履修学生による面談予約が自律的に行われるようになり、導入初期においても複数の学生が継続的に面談を利用する状況が確認された。

対象：107名（行政政策･経済経営･共生システム理工･食農の４学類、２～４年次の教職履修登録学生全員に実施。）

面談期間：2025年10月～2026年１月下旬

特に、従来は日程調整と学生の春休み期間中に時間を設定していた個別面談について、オンライン予約の導入により､実施期間に制限はあるものの､学生にとって長期休業中に拘束されず、年度内に早めの相談が可能となった。

また､面談時に履修カルテと面談記録を同時に参照･更新することにより、学生の履修状況や課題をその場で把握し、具体的な助言を行うことができた。このことは、面談の質的向上とともに、指導内容の継続性の確保にも寄与したと考えられる。

さらに、面談記録の蓄積により、学生ごとの履修の経過や課題の変化を時系列で把握することが可能となり、単発的な指導にとどまらない支援の実現につながった。

Ⅴ．考　　察

本研究では、非教員養成学部に所属する教職志望学生に対する支援の在り方として、面談予約システムと履修カルテを連動させた支援体制を構築し、その運用実態を検討した。以下では、本実践の意義について３つの観点から考察する。

１．分散する教職志望学生に対する支援モデルとしての意義

本実践は､複数学類に分散する教職志望学生に対し、所属に依存しない支援を実現した点に特徴がある。従来の支援は、教員養成系学部を基盤とした集合的な指導に依拠する傾向が強かったが、本システムでは個別面談を軸とすることで、分散環境に適応した支援の枠組みを構築することができた。

とりわけ、履修カルテを用いた情報の可視化と、面談を通じた継続的フォローの組み合わせにより、学生一人ひとりの状況に応じた支援が可能となった点は重要である。このことは、非教員養成学部における教職支援の新たなモデルの一端を示すものといえる。

２．ICTを活用した支援の効率化と質的向上

本システムにおいては、オンライン予約機能およびデジタル記録ツールを活用することで、面談に関わる運用の効率化が図られた。特に、日程調整を学生自身が行う仕組みとしたことにより、教員側の負担軽減と迅速な面談実施が可能となった。

さらに、面談記録と履修カルテを一体的に運用することにより､学生の履修状況や課題をその場で把握し、継続的に参照できる環境が整備された。このことは、単なる効率化にとどまらず、指導内容の一貫性や質の向上にも寄与していると考えられる。

３．個別最適化された学習支援との関連

近年、大学教育においても個別最適化された学習支援の重要性が指摘されている。本実践は、面談を基盤とする支援を通じて、学生の履修状況や志向に応じた助言を行うものであり、このような個別最適化の流れと親和性を有する。

特に、履修カルテに基づく継続的な把握と面談記録

の蓄積は、学生の変化を踏まえた指導を可能とし、画一的な指導では捉えきれない課題への対応を可能にするものである。この点において、本システムは個別最適化された教職支援の一つの具体例として位置付けることができる。

非教員養成学部における教職支援では、学生を集団として把握することが困難である。本システムは、そのような分散環境において学生との継続的な接点を維持する仕組みとしても機能した。

４．本システム導入の組織的背景

福島大学教職課程センターは、全学の教職課程運営を担う組織として設置されているが、実際の学生支援業務は限られた教員によって担われている。

特に非教員養成系４学類に所属する教職履修学生については、履修指導、教育実習指導、教職履修カルテ対応等を含めた個別支援が求められている。

このような状況の中で、教職履修カルテを活用した面談指導を継続的に実施するためには、効率的な運用システムの構築が不可欠であった。

本研究で示した面談システムは、このような組織的背景のもとで構築されたものであり、限られた人的資源の中で学生支援を継続するための実践的方策として位置付けられる。

Ⅵ．おわりに

本研究では、非教員養成学部に所属する教職志望学生に対する支援の在り方として、面談予約システムと履修カルテを連動させた支援体制を構築し、その運用実態を検討した。その結果、継続的かつ効率的な支援を行うための一つの実践的方策となり得ることが示された。したがって本研究の成果は、教職志望学生の減少傾向が指摘される中で、地域における教員人材の持続的確保という観点からも意義を有するものである。

今後は、面談記録や履修データの蓄積を通じて、より精緻な分析を行うとともに、他大学への適用可能性についても検討していく必要がある。

参 考 文 献

福島大学教職課程センター編『令和７年度教職課程自己点検評価結果報告書』2026年。

「原稿受付（2026年７月１日）、査読なし」

福島大学地域創造
第38巻 第１号 83～91ページ
2026年９月

Journal of Community Future Design Center, Fukushima University 38 (1): 83-91, Sep 2026

調 査 報 告

立子山凍み豆腐の課題と展望

福島大学地域未来デザインセンター　**大　越　正　弘**

Challenges and Future Prospects for Tatsugoyama Frozen Tofu

OKOSHI Masahiro

１．はじめに

凍み豆腐は、豆腐を凍らせて乾燥させた伝統的な食品で、特に東北地方や山間部の日本の農村で作られてきました。その独特の食感と長期保存が可能で栄養価も高いことから、昔から煮物やみそ汁の具材として食されてきました。



図１　凍み豆腐の乾燥風景

福島市立子山地区における凍み豆腐つくりの起源は、江戸時代初期に信夫郡大森村（現福島市大森）の曹洞宗円通寺の住職が、京都方面に修行に出かけた際に精進料理（高野豆腐）に出合い､その後高野豆腐（凍み豆腐）を地元に持ち帰り、福島の気候に合わせた製法を編み出して地元の人々に伝えたことが始まりだとされています。

立子山地区の特産品となったのは大正時代。地元の農業者管野總治郎氏が、地域の農業経済に光をと凍み豆腐の研究を始め、立子山の気候が凍み豆腐の生産に非常に適していることを見抜きました。

そして300年前の製法を元にして研究を重ね、立子山凍み豆腐の製法を確立。その結果、地域の農閑期の重要な収入源として発展し、立子山の特産品になりました。

最盛期には60軒ほどで生産されていたものの徐々に減り､現在は４軒のみでの生産となっています。近年、立子山地区では、伝統食品である「凍み豆腐」が気候変動により安定した製造が出来なくなりつつあり、少子高齢化の影響により後継者不足が顕在化してきています。

このため、立子山と同じように凍み豆腐作りが盛んな地域（長野県、宮城県）を訪問し、後継者不足対策や凍み豆腐の製造方法、販路拡大に向けた取組みなどを調査し、その結果を踏まえ立子山凍み豆腐の課題を探り今後のあり様を展望しました。

１．全国的な凍み豆腐の生産者の現状

１．１　生産者の規模

凍み豆腐は一般的に小規模な生産者によって作られることが多く、これらの生産者は、豆腐を手作りしている小さな工房や地域の伝統的な加工所で製造してい

ます。多くは地域密着型の事業として運営されています。凍み豆腐の生産者の規模は、地域や伝統、そして市場の需要によって大きく異なります。

多くの凍み豆腐は、伝統的な製法を守る家族経営や地域密着型の小規模工房によって生産されており、これらの事業所では、年間生産量が数百キログラムから数トン程度というケースが一般的です。

一方で、凍み豆腐の人気が高まるにつれ、長野県内の大手食品メーカーや加工業者が市場拡大を狙って生産規模を拡大しており大量生産体制も確立されています。現在、凍み豆腐の年間の出荷額は150億円程度といわれていますが、95％以上を長野県内の３つの大手食品メーカーが占有しており関西方面へも出荷されています。

地域によっては、凍み豆腐が地元の特産品として位置付けられており、その場合は伝統や品質を維持するために、あえて小規模な生産体制を維持していることもあります。

１．２　生産方法と技術

凍み豆腐は、豆腐自体の製造工程に加えて、冷凍という工程を取り入れることで独特の食感や味わいを生み出す食品です。以下に、一般的な生産方法と技術の流れを示します。

表１　凍み豆腐の製造工程

1	原料準備	• 大豆の選別・洗浄 • 大豆の浸漬し、柔らかくする（約10時間）
2	豆乳の作成	• 浸漬した大豆をすり潰し、加熱して豆乳とおからに分離
3	豆腐作り	• 豆乳に凝固剤（にがり）を加えて豆乳を固め、カード（豆腐の原形）を形成 • カードを型枠に入れて圧縮し水分を除去
4	裁断・成型	• 適切な大きさに裁断（縦・横・高さ）
5	急速冷凍	• 急速冷凍機を用い温度（約-15℃）や凍結時間（約１～２時間）を精密に管理
6	熟成工程	伝統的方法：自然冷凍や、低温環境を利用してゆっくりと冷凍 近代的方法：冷凍機などを用い、短時間で均一に冷凍
		• 急速冷凍した豆腐を低温（－５～－８℃）で長時間（１週間程度）保持することで、氷結晶の大きさをコントロールし、解凍後のスポンジ状の独特な食感を実現
7	編み上げ	• 乾燥に適した形態とするため稲わらなどを用い複数枚の凍み豆腐を一連に編み上げる ※近代的方法では編み上げないで網容器に複数枚を並べて乾燥
8	仕上げ乾燥	伝統的方法：自然冷凍や、低温環境を利用してゆっくりと乾燥 近代的方法：冷凍機などを用い、短時間で均一に冷風乾燥 • 余分な水分をさらに抜くことで、雑菌やカビなどの繁殖が抑えられ長期保存可能
9	検査・包装	• 割れや変形、異物の有無などの外観検査を行い、出荷のため包装

このように､凍み豆腐は伝統的な豆腐製造の技術に、冷凍工程という新たな技術が加わることで、独自の風味と食感を提供する食品となっています。凍み豆腐の製造工程は、まず豆腐を冷凍し、その後乾燥させるという単純なものですが、この過程において手間と技術が必要となっています。また、自然な風味を守るために、保存料や添加物を一切使わずに製造する生産者もいます。

１．３　市 場 動 向

近年、凍み豆腐市場は健康志向の高まりや食文化の多様化とともに、以下のような動向が見られます。

１）健康志向と食の安全性の高まり

消費者の間で植物性たんぱく質や低脂肪食品への関心が増加しており、豆腐全般、特に凍み豆腐のような伝統的ながらも新しい食感が楽しめる製品に注目が集まっています。加えて、添加物の少ない自然派食品としての価値が評価され、安心して摂取できる食品として市場に支持されています。

２）伝統技術と現代技術の融合

伝統的な製法を守りながらも、急速冷凍技術などの先端技術が取り入れられることで、品質の安定性や生産効率が向上しています。

これにより、従来の地域限定生産から全国規模、さらには海外市場への展開が進む基盤が整っています。

3）製品バリエーションとマーケティング戦略の拡充

従来のシンプルな凍み豆腐に加え、各地域の特性を活かしたオリジナルレシピや加工品が開発され、消費者の多様なニーズに応えています。

グルメレストランやカフェ、さらには家庭料理のレパートリーとして凍み豆腐を取り入れる動きが広がっており、プロモーションやSNSを活用した情報発信が長野県を中心に進んでいます。

4）市場拡大と流通の強化

地域限定の伝統食品から、量産体制を整えた大手メーカーによる商品展開へとシフトしつつあり、消費者へのアクセスが向上しています。

凍み豆腐市場は、伝統的な製法と最新の冷凍技術の融合により、健康志向の消費者を中心に成長の可能性を秘めています。今後も製品の多様化やブランド戦略、流通ネットワークの強化が進むことで、さらなる市場拡大が期待されます。

凍み豆腐は、長期保存が可能であるため、災害時の食や登山用食料としての需要があります。また、最近では非常に健康志向の考え方や、ベジタリアン・ヴィーガンの必要性増加により、植物性食品として注目を集めています。

2．生産者の今後の展開

2．1　品質向上と新製品開発

今後は、消費者のニーズに合わせて品質向上や新製品の開発が進むと予想されます。例えば、より食感や風味にこだわった凍み豆腐の製造や、具材を加えたアレンジ品の開発が進み、また、健康志向の高い消費者向けに、低カロリーや高タンパクの特長を強調した製品が増える可能性があります。

2．1．1　品質向上への取り組み

1）原料の厳選と管理

現在、長野県の大手食品メーカーは契約栽培のアメリカ産大豆を使用し、福島県立子山ではカナダ産大豆を、宮城県岩出山では地元産大豆（ミヤギシロメ）を使用しています。

いずれも高品質な大豆の選定や、製造過程での徹底した衛生管理により、安定した品質と風味を実現する傾向にあります。

2）製造工程の最適化

豆腐の凝固から成形、圧出、そして冷凍工程に至るまで、各プロセスで温度・湿度・時間の精密管理を行い、氷結晶の大きさや分布を均一にすることで、解凍後の食感を向上させようとしています。

3）最新冷凍技術の導入

急速冷凍技術や専用の解凍プロセスを採用することで、従来の製法では難しかったテクスチャーの向上や風味の保持が可能となっています。

2．1．2新製品開発のアプローチ

1）製品バリエーションの拡大

2025年８月１日に長野県の旭松食品㈱や長野県凍豆腐工業協同組合を訪問し製品開発等に関するインタビュー調査を行いました。その中で、先進的な凍み豆腐製造企業にあっては、現代風にアレンジしたフレーバー展開を進めており、ハーブ、スパイス、漬物風味など、従来のシンプルな味わいからバリエーションを加え、若者や消費者の好みに合わせた新たな味を提案する動きも出てきているとのことでした。また、旭松食品㈱においては、用途別製品として冷菜、鍋料理、軽食用など、さまざまなシーンに適した製品のラインナップの開発を進めていました。



図２　用途別製品の例

2）健康志向対応

オーガニック大豆や無添加製法を採用することで、健康や美容に敏感な消費者向けのプレミアム製品を展開するとともに、機能性成分を加える試みも進めています。

3）包装・保存技術の革新

冷凍状態での長期保存を可能にする新たなパッケージング技術や、使いやすいサイズ・形状の開発により、家庭用や外食産業向けのニーズにも対応しようとしています。

２．１．３　市場との連携と技術革新

１）消費者フィードバックの活用

SNSや市場調査を通じて得た意見を反映し、実際の利用シーンや好みに即した改良を行うことも重要です。

２）共同研究と技術導入

食品研究機関や大学との連携により、最新の食品工学技術を取り入れ、品質の向上や新たな製造プロセスの開発に取り組んでいる企業もあります。

凍み豆腐は､その独特な食感と風味が魅力ですが､今後は品質向上と新製品開発を通じて、健康志向の消費者や多様な食体験を求める市場により一層訴求していくことが期待されます。伝統と革新を両立させることで、凍み豆腐の新たな可能性が広がり、今後の成長に寄与すると考えられます。

２．２　新たな販路の開拓

凍み豆腐の販路拡大が今後の重要な課題です。地域限定の販売から、都市部や海外市場への進出を視野に入れる生産者も増えてきています。このため、百貨店や健康食品店、オンラインマーケットの幼児向け販路拡大が期待されます。また、外食産業や加工食品業界への供給も大きな可能性の一つです。

１）オンライン販売の強化

自社ECサイトや大手ネット通販プラットフォームを活用し、全国の消費者に直接アプローチ。SNSやインフルエンサーを通じたプロモーションで、若年層や健康志向の消費者への認知度向上を狙う。

２）フードサービス市場への展開

レストラン、カフェ、ホテルなどの業務用食材としての採用を促進するとともに、メニュー開発や調理方法の提案を通じて、料理の幅を広げる素材としての魅力をアピールする。

３）地域・海外市場への進出

地方の特産品としてのブランディングを活かし、地域外への販路拡大を目指す。海外のアジア市場や健康志向が高い欧米諸国への輸出を検討し、国際的なマーケットにも対応する。ただし、海外では凍み豆腐に関する知識が希薄なことから調理の仕方をはじめレシピまでを解説した冊子などを配布する必要がある。

４）パートナーシップの構築

大手スーパーやコンビニエンスストア、食品専門店との協業による販路拡大や、地元自治体や観光施設と連携し、地域振興や観光資源としての価値を高める。

５）製品ラインナップの拡充

従来の凍み豆腐に加え、スナック感覚で楽しめるサイズや調理済みのアレンジ製品など、消費シーンに合わせたバリエーションを開発するとともに、健康志向やダイエットニーズに合わせた無添加・低カロリー製品を提供する。

これらの施策を組み合わせることで、従来の伝統的な市場だけでなく、新たな顧客層や販路の開拓が期待でき、凍み豆腐の魅力をより広い層に伝えることが可能となります。

２．３　環境配慮と持続可能な生産

環境問題への意識が高まる中で、凍み豆腐の生産においてもエネルギー効率や廃棄物削減が求められるでしょう。再生可能なエネルギーの活用や、持続可能な素材の利用など、環境に配慮した生産方法が導入される可能性があります。

２．３．１　原料の持続可能な調達

１）地元産大豆の活用

地産地消の観点から、地元で栽培された大豆を使用することで、輸送距離を短縮し、CO_2排出の削減に貢献することも重要です。

２）有機栽培や低農薬の推進

化学肥料や農薬の使用を最小限に抑えた大豆を調達することで、土壌や水質の保全を図ります。

２．３．２　エネルギー効率の向上

１）省エネルギー型設備の導入

製造工程や急速冷凍プロセスにおいて、エネルギー効率の高い機器を導入し、無駄なエネルギー消費を抑制します。

２）再生可能エネルギーの活用

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを積極的に取り入れることで、製造時の環境負荷を低減します。

２．３．３　地域社会との連携

１）地域循環型経済の推進

地元農家や流通業者、自治体と連携することで、地域全体での環境負荷低減や経済活性化を実現します。

２）環境教育と情報発信

消費者への環境配慮の取り組みを積極的に発信

し、持続可能な消費行動の普及を促します。

これらの取り組みを通じて、凍み豆腐の生産は、環境負荷を最小限に抑えながらも、高品質な製品を安定的に供給できる持続可能なモデルへと進化します。消費者にとっても、環境にやさしい食品として安心して選んでいただける製品作りが期待されます。

２．４　海外市場の開拓

凍み豆腐は日本国内だけでなく、海外市場でも需要が高まる可能性があります。特にアジア諸国や欧米の植物ベース食品市場では、ビーガンやベジタリアン向けの製品として注目されています。

凍み豆腐の海外展開においては、現地市場の特性を踏まえた戦略と、品質・伝統を維持しつつ現代の消費者ニーズに対応する柔軟なアプローチが求められます。

２．４．１　市場調査とターゲット市場の選定

１）市場ニーズの把握

健康志向やベジタリアン、ビーガン層が多く、健康食品、植物性食品、オーガニック製品等の健康志向食品や製品に関心を持つ層が増えているシンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナムなど東南アジアでの需要調査を実施する必要があります。

2026年３月16～18日にはマレーシア・クアラルンプールを訪問し、現地の大型スーパーマーケット（Mydin Sinar Kota、NSK Grocer、Jaya Grocer、Cold Strage）でハラール食材としての凍み豆腐の市場性を検討するための調査を行いましたが、穀物類をはじめ乾物、豆腐や麺類、調味料、菓子類に至るまで多くの食材がハラール認証を取得し、かなりの面積を有する専用コーナーに陳列されていました。また、店員へのインタビューを通じて、世界人口の１/３を占めるイスラム圏においてはハラール食品の需要が急増しており、凍み豆腐の販路として有望であることを改めて実感できました。



図３　Mydin Sinar Kotaでのインタビューの様子

２）消費者嗜好の理解

各国の食文化や嗜好に合わせ、味や食感、調理方法などの改良余地を探ることも必要です。

２．４．２　製品の現地適応と差別化

１）フレーバーやパッケージのローカライズ

現地の味覚に合ったバリエーションや、パッケージデザイン、ラベル表示の現地語化を実施するとともに、調理方法などを明示すべきです。

２）健康・オーガニック志向の訴求

無添加やオーガニック大豆の使用、環境配慮型の生産プロセスなどを強調し、健康食品としての魅力をアピールするのも一考です。

２．４．３　流通チャンネルの構築

１）オンラインとオフラインの融合

ECサイトや大手オンラインプラットフォームに加え、現地スーパー、健康食品店、レストランなどとの提携の検討が求められます。

２）現地パートナーとの協力

信頼性の高いディストリビューターや現地代理店との連携により、効率的な物流体制と市場浸透を図る必要があります。

２．４．４　マーケティングとプロモーション戦略

１）SNSやデジタルマーケティングの活用

インフルエンサーや健康食品専門のメディアと連携し、SNSでの情報発信を強化します。

２）展示会や試食イベントの開催

国際食品展示会や現地イベントでの試食会を通じ、凍み豆腐の独自の食感や風味を実際に体験してもらいます。

２．４．５　品質管理と認証の取得

１）国際基準の遵守

HACCP、ISO22000、ハラールなどの国際的な食品安全認証の取得により、品質と安全性を保証する必要があります。

２）現地規制への対応

各国の食品表示法や輸入規制に対応するための体制を整備し、安心して提供できる仕組みを構築します。

凍み豆腐の海外展開は、伝統的な製法と最新の技術を融合させた高品質な製品として、健康意識の高い海外市場での差別化が鍵となります。現地の嗜好や規制を十分に理解し、現地パートナーとの協業や柔軟なマーケティング戦略を展開することで、持続可能なグローバルブランドの確立が期待されます。

３．全国的な凍み豆腐の生産者の課題

３．１　生産者の高齢化

中小の凍み豆腐の生産者の多くは高齢化が進んでおり、後継者不足が深刻な問題となっています。このために、若手農家や企業との連携を強化し、技術継承や効率化を取り組むことが重要です。また、地方自治体や農業団体が支援策を行うことが必要となります。

３．１．１　高齢化の背景

１）地域の人口減少と高齢化

地方に根付いた伝統産業では、若年層の流出が進んでおり、後継者不足が顕著です。

２）労働環境の厳しさ

従来の製法は手作業や体力を要する工程が多く、若い世代には魅力的に映りにくい現実があります。

３）知識・技術の継承の難しさ

長年にわたって培われた伝統技術が、言葉や作業を通じて非公式に伝承されることが多く、体系化・共有が困難な点が問題です。

３．１．２　対応策と今後の展望

１）技術革新と自動化の推進

生産工程の一部を自動化することで、労働負担を軽減し、作業の効率化を図るとともに、若い人材の参入障壁を下げる取り組みが求められます。

２）後継者育成と研修プログラムの充実

地方自治体や食品業界団体が連携し、伝統技術を体系的に学べる研修プログラムやインターンシップの導入が有効です。

３）ブランド力の強化と市場拡大

凍み豆腐の独自性や健康志向を前面に打ち出すことで、消費者からの需要を喚起し、生産者の収益基盤を強化することで、若手の参入を促す効果が期待されます。

４）地域連携と共同経営モデルの検討

地元の農家、他の伝統食品生産者、自治体などと連携し、共同で生産・販売体制を構築することで、経営基盤を安定させることも有効な手段です。

凍み豆腐生産者の高齢化は、伝統と地域経済を守るための大きな課題ですが、技術革新、後継者育成、ブランド戦略、地域連携など多角的な取り組みを進めることで、持続可能な生産体制の実現が期待されます。これにより、伝統技術の継承と新たな市場展開が両立できる未来を目指すことが可能となります。

３．２　コストの削減

手作業や伝統的な製法に依存する部分が多いため、コストが高くなる傾向にあります。生産規模を拡大したり、機械化を進めたりすることで、生産効率を向上させ、価格競争力を強化する必要があります。凍み豆腐の生産コストを削減するためのポイントをいくつか挙げます。

１）原料コストの削減

大豆の仕入れ先の検討：輸送コストのかからない地元産の大豆を使用する。

歩留まり向上：豆腐の原料となる豆乳の抽出方法を改善する。

２）製造工程の効率化

冷凍プロセスの最適化を図るため急速冷凍機や冷風乾燥機の導入が必要です。また、伝統的な自然乾燥は労働コストが高く天候に左右されるため、エネルギー効率の高い冷風乾燥機の導入を進める。

３）エネルギーコストの削減

工場の省エネ化としては、エネルギー効率の高い機器の導入と工場レイアウトの改善を図るとともに、太陽光発電や地中熱エネルギーなどの再生可能エネルギーの活用も検討する。

４）人件費の削減と効率化

作業マニュアルの作成により作業標準化を図り後継者教育にも活用し、現在も行われていますが、繁忙期だけのパート・アルバイトの活用も更に進めます。

５）廃棄物の活用と副産物の販売

おからの有効活用としては、食品原料や肥料、バイオ素材の活用を検討するとともに、規格外品の販売：割れや変形などの規格外品についてもスナック菓子等に加工し販売する。

４．福島県、宮城県、長野県の凍み豆腐の特徴比較

凍み豆腐は、日本の寒冷地で作られる伝統的な保存食品で、各地で特徴が異なります。

福島県、宮城県、長野県の凍み豆腐の特徴を比較すると、以下のようになります。

立子山の凍み豆腐は１社を除き伝統的な寒冷地の屋外製法が特徴的で、長野県や宮城県の凍み豆腐はより機械化され管理された製法で均一な品質になっています。

１）福島県の凍み豆腐の特徴：



図４　立子山凍み豆腐

- 大豆はカナダ産を使用
- 大きさは横６㎝×縦６線×厚７㎜程度
- 色は薄い褐色
- 冬の寒さを利用し、屋外で凍結・乾燥させる伝統製法。
- ボストンや厚みのある形
- もちもちした食感
- 味がしみ込みやすく、煮物や味噌汁の具材として使える。
- 製造メーカーは４社で、３社の製品は立子山凍豆腐㈱が販売し、１社は独自に販売している。

２）宮城県の凍み豆腐の特徴：



図５　岩出山凍み豆腐

- 大豆は地元産（ミヤギシロメ）を使用
- 大きさは横５㎝×縦４㎝×厚４㎜程度
- 色は２度の冷凍・乾燥を行うことによって白色
- 冷凍・乾燥は機械化されている。JAの冷凍乾燥設備を使用している。
- 食感はしっかりしていて、出汁をよく吸う。
- 煮物や炒め物、すき焼きの具材として使われる。
- 浸漬・煮沸・豆乳作り・絞り・カット・冷凍まで行った中間品を製造している農家は６軒で、それをJAみやぎ「いわでやま凍み豆腐事業所」が買取りJAブランドで販売している。

３）長野県の凍み豆腐（高野豆腐）の特徴



図６　長野県凍み豆腐

- 大豆はアメリカ産を使用
- 大きさは、横５㎝×縦５㎝×厚１㎝
- 色は卵の黄身色に近い褐色
- 機械冷凍・機械乾燥で自動化、年中生産可能
- 口当たりが柔らかく、均一な食感。
- 口溶けを良くするため重曹代替品としてCaCo３やNa２CO３を入れ膨難加工する。
- 煮物や味噌汁、和え物、揚げ物など幅広く使用される。
- 若者を意識したカップ麺風の凍み豆腐、粉末状のてんぷら粉などの商品開発も行っている。
- 大手食品メーカー３社で国内需要の95％以上を賄っている。
- 関西方面や高尾地区にも出荷している。

４．立子山凍み豆腐生産者の課題

１）立子山凍み豆腐㈱の出荷額の推移

立子山凍み豆腐㈱は立子山地区の生産者の生産組合的な組織として40年前に誕生し､大豆や袋･段ボール等資材の共同購入、凍み豆腐完成品の冷蔵保管、福島市中央卸売市場への出荷などの業務を担っています。1992年当時の会員企業数は９社で販売額も約１億８千万円の売上となっていたが、年々会員企業数が減少し2024年には３社で５千万円程度の売上となっている。現在、売上の25％程度は手数料ということで立子山凍み豆腐㈱に留保し、冷凍保存倉庫の維持経費や事務職員２名（１名は非常勤）の人件費などに充てているが、会員企業数や販売額が減少し諸物価が高騰する中で運営も年々厳しさを増しています。

表２　立子山凍み豆腐㈱出荷額の推移

年	出荷額（円）	会員数
1993	179,900,000	9
2015	70,250,000	4
2016	67,900,000	4
2017	64,040,000	4
2018	52,080,000	3
2019	44,820,000	3
2020	37,490,000	3
2021	38,570,000	3
2022	49,700,000	3
2023	53,700,000	3

２）気候変動による影響

凍み豆腐は寒冷な気候を利用して作られる伝統食品ですが、温暖化や異常気象により、安定した寒冷環境が確保しづらくなっています。また、十分に乾燥せずに品質の低下につながる可能性があります。

３）生産者の高齢化と後継者不足

伝統的な凍み豆腐製法を承継する生産者の高齢化が進んでおり、後継者不足が深刻な問題となっています。

４）作業の負担と生産コストの問題

凍み豆腐作りは、厳しい寒さの中での作業が必要であり、手間と時間がかかるため、労力的な負担が大きく、人件費の上昇などにより製造コストが大きくなってきています。

５）市場の縮小と販路の確保

凍み豆腐の需要が減っていることや、スーパーなどで安価な代替品が流通していることにより、伝統的な手作り凍み豆腐の市場が縮小しており、販路の確保やブランド化が求められています。

６）製造環境の衛生管理と規制対応

食品衛生に関する規制が厳しくなっており、従来の製法を維持しながらも、衛生基準を満たすための設備投資が必要になる場合もあります。特に、排水処理に関する設備の更新は喫緊の課題となっています。

５．立子山凍み豆腐生産者の課題解決方策

１）気候変動対策としての新技術導入

伝統的な製法と組み合わせ、冷凍乾燥工程の機械化を進める。

２）後継者育成と働きやすい環境作り

地元の若者やターン希望者を対象に、研修プログラムを整備するとともに、作業の効率化を進め、負担を軽減するための機械化を一部導入。

３）市場拡大とブランド化

健康食品としての魅力を強調し、現代のライフスタイルに合わせた商品開発を行う必要がある（スナックタイプやアレンジレシピの提案)。

SNSやECサイトを活用して全国・海外市場への販路拡大を進めるとともに、地域ブランド化を推進し、観光や体験イベントと連携させます。

４）製造効率の向上

一部工程の機械化により､作業負担を軽減します。また、共同作業場を設け、地元生産者同士の協力体

制を築くことで効率化を図る必要があります。

5）製造の持続可能性

立子山の凍み豆腐作りは、地域の伝統文化を支える重要な産業です。持続可能な形で継続させるためには、新しい技術や販売戦略を取り入れながら、伝統の価値を守り製造するというバランス感覚が求められています。

6．ま と め

最後に、立子山凍み豆腐製造業者の今後のあり方について考えをまとめてみると以下のようになります。

1）伝統的な製法の継承と革新

立子山地域での凍み豆腐作りは、昔ながらの伝統的な製法を守り続けている貴重な産業です。しかし、技術を後世に伝えることが課題となっているため、若手の技術者の育成や教育プログラムの伝統を守りながらも、新しい製法（急速冷凍・乾燥機）の導入や効率化技術の導入により、品質を重視しながら生産性を向上させることが必要です。

2）品質向上とブランド化

凍み豆腐はその独自の製法と風味が特徴ですが、今後さらに品質を向上させ、ブランド化を進めていくことが重要です。地域の特色を活かしたパッケージデザインやストーリーテリング、消費者に対して「立子山の凍み豆腐」としての価値を訴えることが大切です。また、地域内外での認知度を高めるために、推進活動も強化する必要があります。

3）環境に配慮した持続可能な生産体制

今後の凍み豆腐作りでは、環境に配慮した生産手法が重視されることになります。特に、自然環境に依存する製法においては、気候変動などの影響を受けやすいため、持続可能な生産体制を構築することが重要です。これには、エネルギー効率の良い製造方法の導入や、環境負荷の少ない生産設備の導入などが必要になります。立子山地区の製造企業は、小規模零細であることから、設備導入に際しては自治体からの補助や農業団体（JA）と連携した共同加工場の運営などを検討する必要があります。

4）ニーズの多様化と市場開拓

近年、健康志向やビーガン、植物ベースの食文化が注目されています。これに合わせて、凍み豆腐の需要はさらに広がる可能性があります。冷凍やレトルト加工品、スナック類などの新商品開発や、新しい市場への発展（例えば海外市場など）を見据えた取り組みが今後の成長に繋がると考えられます。

5）観光資源としての活用

凍み豆腐をその地域ならではの特産品として紹介し、観光客に対して地域の食文化を体験させることができます。観光地での試食会や、地元の特産品を使った料理の提供が効果的であると考えられます。

7．謝　　辞

本調査は、福島市商工観光部企業振興課との共同研究「凍み豆腐の事業承継に関する研究」の一環として実施したものであり、本研究の実施に際し福島市役所の方々に多大なるご支援とご協力を賜りましたことに深く感謝申し上げます。また、本調査を共同研究員としてサポートしていただいた福島市地域おこし協力隊員 原中慎太郎氏に感謝申し上げます。最後に、インタビュー調査にご協力いただいた㈲清水食品、㈲高橋食品、㈲斎藤吉光食品、㈲三本杉食品、JAいわでやま凍み豆腐事業所、旭松食品㈱、長野県凍豆腐工業協同組合に感謝申し上げます。

参 考 文 献

市民フォト.「冬の食卓に欠かせない立子山の凍み豆腐」. ふくしま夢通信. 2017年1月. P3

JAふくしま未来ホームページ.「凍み豆腐作り大忙し」. https://ja-f-mirai.or.jp/topics/?id=400

みやぎ生協ホームページ.「弾力に富んだ歯ざわりが魅力「めぐみ野」岩出山凍り豆腐」. https://www.miyagi.coop/products/megumino_new/products/other/iwadeyama_kooritofu/

旭松食品㈱ホームページ.「こうや豆腐年代記」. https://www.asahimatsu.co.jp/chronicle.html

酒井宣昭. 宮城県岩出山町における凍り豆腐製造業の特性. 季刊地理学. Vol 56（2004）. P106-109

「原稿受付（2026年6月29日）、査読なし」

福島大学地域創造
第38巻 第１号 93～108ページ
2026年９月

Journal of Community Future Design Center, Fukushima University 38 (1): 93-108, Sep 2026

調 査 報 告

地方謡曲の発音と方言音韻体系の並存

―― 鶴岡上山王社鍛冶町の謡の限定的ダイグロシア ――

東京外国語大学　井　上　史　雄
福島大学人間発達文化学類　半　沢　　康

The Coexistence of Regional Yōkyoku Pronunciation and a Dialect Phonological System: The Noh Chant of Kajimachi at Kamisannō Shrine, Tsuruoka and restricted diglossia

INOUE Fumio, HANZAWA Yasushi

要旨：本稿は、山形県鶴岡市の上山王社（日枝神社）鍛冶町当屋に伝承される神事謡を対象に、その音韻的特徴と社会言語学的意義を検討したものである。録音資料の分析から、現代庄内方言の日常会話ではほぼ失われた入り渡り鼻音、イェ・ウォ・シェ・ジェなどの古風な音韻特徴や連声が確認された。一方、東北方言的な中舌母音は認められず、ハ行唇音や四つ仮名の区別も保持されていないことから、古い音韻体系が全面的に保存されているのではなく、一部の特徴が選択的に継承されていることが明らかとなった。

さらに、『荘内方音攷』『庄内論語』などの歴史資料を参照した結果、庄内藩では少なくとも19世紀前半までに、日常方言とは異なる規範的な「正音」が知識人層に共有され、その実践の場として謡曲や漢籍素読が機能していたことが確認された。神事謡にみられる共通語的発音と古音の併存は、この歴史的背景を反映するものと考えられる。

本稿では、この発音体系を単なる古音保存ではなく、儀礼場面で用いられる「並存音韻体系」として捉える。上山王社の神事謡は、能楽伝承、庄内方言の古層、知識人層の規範的発音意識が交差して形成された音韻レジスターであり、日本語史・方言学・社会言語学の接点を示す事例として位置づけられる。今後は他地域との比較を通じて、その実態をさらに解明する必要がある。

１．はじめに

地方の伝承芸能には、その地域の日常方言とは異なる発音体系が保持されている場合がある。とりわけ能楽や謡曲は、師弟伝承を通じて継承されるため、日常言語では失われた古い発音を保持している可能性が高い。しかし、その実態については、中央の能楽資料に比べて地方伝承の調査が十分とはいえない。

本稿は、山形県鶴岡市の上山王社（日枝神社）鍛冶町神宿（当屋とうや）に伝承される神事謡を対象とし、その音韻的特徴を分析するものである。分析資料は、2026年４月に後藤善晃氏の保存資料より借用した録音資料、譜本および関連資料である。録音はI.S.氏による吹込みであり、地域祭礼の中で継承されてきた謡を模範として記録したものである。録音資料の試聴からは、現代庄内方言とは異なる発音が多数確認された。なかでも、イェ・ウォなどの古風な母音系列、入り渡り鼻音、鼻濁音の体系的保持などは注目に値する。一方で、母音体系や四つ仮名の扱いには共通語的特徴も認められた。

本稿の目的は、神事謡に残存する古音を記述するとともに、それらを庄内方言および近世以来の謡曲伝承との関係から位置づけることである。さらに、それらを地域方言との関係から位置づけ、こうした発音体系を「並存音韻体系」として捉え直し、伝承芸能が古音保存の媒体として果たしてきた役割を考察する。これらの発音が日常会話とは異なる場面限定的な音韻体系として機能していることを指摘し、「限定的なダイグロシア（restricted diglossia)」の観点から考察を試みる。

２．資料と方法

上山王社祭礼における謡の役割

後藤氏[1]保存資料によると、鶴岡の江戸時代主要３社のうち、社領の規模でいうと上山王社は２番目である。氏子地域を３分割し、江戸時代に一部の職人町の郊外への集団移住があったが、神社との関係は維持したので飛び地になった。昭和の新住居表示も、氏子地域に影響を与えなかった。町方（まちかた）四か所、郷方（ごうかた）八か所で順に当屋を引き受けていた。以下の表の「上山王社」参照。

下山王社　大宝寺　社領98.179石
　荒町　下肴町　八間町　七日町　上肴町
　大宝寺　文下　茅原　本　荒井京田
　覚岸寺
上山王社　小真木　社領68.085石
　鍛冶町　一日市町　檜物町　八日町
　新町　番田　柳田　小真木　海老島
　布目　大淀川　小淀川
春日明神　天神町　社領44.410石
　五日町　三日町　十日町　南町

過去の祭礼については､鍛冶町公民館に資料があり、後藤氏が一部保管して読みとった。明治36（1903）年の記録に謡（うたい）が出ている。大正・昭和のも記録がある。江戸時代の文書はあるが、未解読。

上山王社の氏子は４町（町方）８村（郷方）があり、それぞれで独自に選曲・伝承した。2020年代にも若い（と言っても中年）伝承者はいる[2]。鍛冶町は４年ごとに順番がくるが、担当の年に謡方数人は数か月前から車の運転中に模範の音声を流すなどして、練習するそうである。郷方は８年ごとに番が来るので、伝承がおぼつかない。数年前に民田（みんでん）（郷方）が当屋を務めたときのを後藤氏が聞いたが、御詠歌のようだったという。

データ１　I.S.氏模範録音

今回の中心的分析資料は次の４種である。
ａ．鍛冶町神宿伝承の神事謡録音CD
ｂ．謡本・譜本（**写真１**）
ｃ．ワープロ化された冊子資料
ｄ．録音内容の文字起こし資料[3]

ａ．神事謡伝承の系譜については、後藤氏によると以下のようである[4]。

吹き込んだI.S.氏は、戦前生まれで、数年前に亡くなった。子供二人とお婿さんがいたが、同じ年（２年前)に亡くなった。従ってどこかで謡を習ったかは、不明。同じ鍛冶町の、１世代上のＩ氏から習った可能性がある（鍛冶町Ｎ氏の情報)。なお同じ鍛冶町の郷土研究家､文化人のH.B.氏も謡をやったが､宝生流で、謡い方が違っていたという。

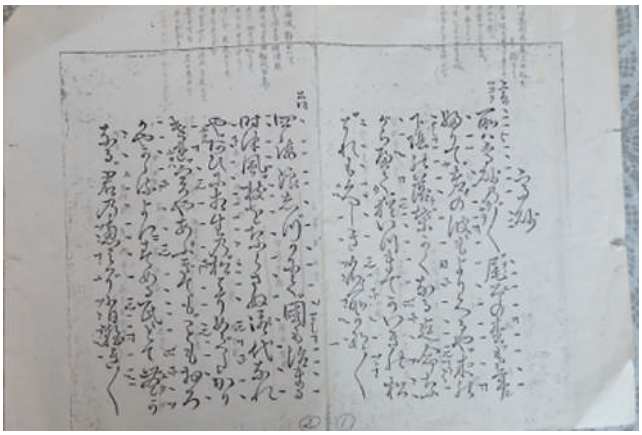


写真１　謡本「高砂」

データ２　DVD上山王日枝神社祭礼

鍛冶町記録DVD、後藤氏保存（**写真２**)。写真と謡の一部が収録されている。(書誌)情報は以下のとおり。
「上山王日枝神社祭礼　鍛冶町神宿（当屋）の記録」
昭和38年５月
製作　鍛冶町　写真撮影　富樫啓作　ナレータ　富樫栄子
2007年　DVD化企画　富樫順介　DVD製作　高橋徹

冒頭の以下の字幕が､昭和38（1963）年の（危機的）状況を示す。　00：48～　字幕。
「しかし、戦後の社会情勢と時代感覚は急激に変転し、

三百年来の民族【ママ】行事を維持すること極めて困難になりましたが、各町苦心ながらも細々と続けてまいりました。昭和38年は鍛冶町が当屋の番でありました。

町民の間にはこの行事を持続することの可否が激しく論議されましたが、時代の発展と経済情勢は伝統を持ちこたえることが不可能である、むしろ時代の進展に即応した町民の福祉を考えるべきであるという結論に達しこのたびの神事をもって最後とすることとし、出来るだけ古式を再現して最後の花を飾ることに決定したのであります。

このスライドを作る原因にはそのような亡びゆくものへの惜別と新しく生まれ替る決意が込められているものでありますが、制作態度としては、そういう意図は出さず、有りのままの姿を率直にとらえ、消滅する伝統の姿を正しく記録し、子孫に残そうとして作ったものであります。」

謡が録音された部分を聴いたところ、数人の声が重なり、聞き取り困難だった。謡の母音は共通語的で、「シ」も共通語的だった。イェなどの古音とも思われる発音は、聞き取れなかった。つまりこの段階で、I.S.氏の伝統的な発音の伝承は滅びようとしていた。



写真２　鍛冶町神宿（当屋）の記録DVD

データ３　鶴岡上山王社祭礼2026年

2026年６月３日夕方からの祭礼を、後藤氏の案内で見学した（**写真３**）。一日市が居住者減少により当屋から脱退し、他の町方３か所で役割分担を引き受けることになったが、これまでも数回あった開催形態である。データ２の記録DVDの画像に比べると、見物客の数、神社境内の露店など、見る影もない。様々な神事のうち、重要な部分が残ったと見るべきだろう。

謡は2026年には新町が担当した。謡は、３か所で繰り返し謡われる。(1) データ２のDVDでは、当屋の「おほこさま」を迎える行事で、子どもたちが三々九度の身振りで、酒をいただくまねをする際に[5]、高齢者が「高砂や」を謡っていた。今回は当屋の代わりに上山王社拝殿を会場にして、高齢者が酒をいただくまねをする際に、高齢者による「高砂や」が繰り返し謡われた。(2) 当屋から神社に歩いて近づくときに、謡われる。例年は当屋から神社まで４㎞だが、2026年には神社近くの小真木（こまぎ）公園からの数百メートルだった。(3) 最後に二の鳥居の下で長く謡い、終えたら「おー」というかけ声とともに拝殿に走る。昔は長く、多くの曲を謡ったという。



写真３　祭礼2026年

二の鳥居に白い棒の「おほこさま」が近づくところ。この付近で当屋の謡方が謡い、終わったら掛け声とともに拝殿に走る。

2026年には、(1)でも(2) (3)でも、近くから気を付けて聞いたが、古音は聞かれなかった。郷方の氏子集団は手元のメモ書きを読み上げようとするが、夕方で暗くなって苦労していた。データ１の録音がなければ（また私蔵されていたら）、謡の特別な発音は気づかれないで終わった可能性がある。

３．鍛冶町神事謡の発音の特徴

本稿では、データ１のI.S.氏模範録音を分析する。文字起こしや国際音声字母IPAによる表記は、本稿後半付録資料として掲げる。内容的には、高砂の松を中心にして、神徳の叙述、神話、天下泰平を謡っている。

本稿では録音資料の特徴を示すため、次のような表記を用いる。表の形にすると、以下のようである（付録資料表記凡例　参照）。

表記	内容
ン	入り渡り鼻音
イェ	［je］ 中世的エ系列音
ウォ	［wo］ 中世的オ系列音
シェ・ジェ	セ・ゼに対応する中世的拗音
カ゜キ゜ク゜ケ゜コ゜	［ŋ］ 語中ガ行鼻音（鼻濁音）
ワ・オ	助詞「は」「を」の発音
ー	謡としての長音化
k	キの母音を省いた発音
	理由不明 「呑む」か？

また、譜本に記載されていても実際の歌唱では発音されない音については適宜注記する。

３．１　共通語的母音とサ行音

理論的位置づけとして重要なのは、母音が共通語的なことであり、東北方言の特徴とされるイとウの中舌母音と狭いエ段母音が出ない。シス・ジズの発音も共通語的で、区別され、いわゆる「ズーズー弁」でなく、「二つ仮名」である。後述（第５節）のように、並存音韻体系として、レジスター論の中で再考されるべきである。

３．２　古音の残存

その中で以下のような謡特有の古音が観察された（岩淵1977）。

入り渡り鼻音

録音には「ナランズヤ」「カンズラ」などの濁音の入り渡り鼻音の例が認められる。ただし、徹底的・網羅的に適用されるわけではなく、伝承と記憶の際にもれた可能性もある。この特徴は庄内方言では20世紀中頃まで分布していたことが知られており、著者の一人による方言分布調査でも確認されているが、個人差があった。この発音は能楽固有というより、庄内方言の古い音韻層が神事謡の中に保存されたものと考えられる。

イェ・ウォ・シェ・ジェ

録音にはイェ、ウォ、シェ、ジェ［je］［wo］［ɕe］［ʑe］などの発音が認められる。これらは中古日本語から近世初期日本語にかけて存在した音価を想起させるものであり、現代共通語では消滅している（が外来語音として使われる）。庄内地方でも20世紀後半までの方言調査で記録されているが、日常会話ではほぼ消滅している。

なお坂本清恵氏私信には、以下の指摘があった（岩淵1977）。

「宝生九郎はシェを発音するとして、劇評に書かれたことがありますが、観世流では早くからやめていて、流儀による違いは大きいようです。」

イ・エ・イェ

興味深いのは「相生」に相当する部分であり、二通りに実現している。

「アイウォイノ　マツゾ」
「アイェウォイェノ　マツカンゼ」

他にも「イ」に対して「イェ」の発音が現れており、イとイェの対立が失われた結果なのか、あるいは伝承過程で複数の発音形が併存した結果なのかは今後の検討課題である。新潟県や東北地方各地で語頭のイがエに融合していることとの関連を見る必要がある。

庄内地方は歴史的に北陸・越後との交流が深く、この発音体系の系譜を解明するためには周辺地域の能楽・謡曲資料との比較が必要である。ただし、黒川能の謡の指導を受けた可能性もある。

カ行合拗音kwa

クヮ kwa（グヮ gwa）で表されるカ行合拗音は、

十八公　ジウハックォウ
［dʑiɯhakkwoː］（３　シカルニ）

があるので、継承されていたと見られる。後述『荘内方音攷』が記すように江戸の謡曲でも伝えていた。しかし20世紀後半の方言調査では、確認できなかった。

長音を割る発音

同じジウハックォウ［dʑiɯhakkwoː］には、現在の拗長音を長母音でなく二重母音に「割る」発音が聞かれる。中世以来の発音だが、東北方言では「きゅうり」が（民間語源意識もあり）「きうり」と発音されていたので、謡だけの発音ではなかった。

鼻濁音（語中ガ行鼻音）

録音には「タカサコ゜ノ」「メク゜ミゾ」のような語中ガ行鼻音が明瞭にかつ系統的に認められる。鼻濁音は庄内方言においても広く分布していた。本資料の鼻濁音は近代以降の中央能楽の影響というより、東北方言に広く共有された発音がこの神事謡にも反映した可能性が高い。なお新潟県では早くから鼻濁音を失っていたと思われ、謡の伝承には苦労したはずである。一

方、インターネット上で公開されている現代能楽師の模範音源では体系的に維持されていないこともある。

鼻的破裂音

録音では、ツかチで終わる漢字音（中国音では入声（にっしょう）t）が、鼻に息を抜く発音になる例が聞かれた。付録　3　シカルニで、以下の表記をした。

萬物の　［bambɯt no］

現行謡曲でノムとかフクムとして伝承される発音である。室町時代キリシタンのローマ字文献ではtで綴られ、謡曲では後世まで継承された。

橋本進吉は鼻的破裂音Faukallautと呼び、石黒魯平は、次のように記述した（岩淵1977）。

「舌先と歯茎の上との閉鎖をして、その閉鎖を破らないで、［u］を出そうと企てて息を鼻に出す」「鼻がこそばゆくてクンクン云う時の様に」

この発音は、福井県三国町などで「〜てしまった、〜てもた」の変化音として（仮名で書けない発音またはトゥンタと書いて）使われていた。現在は「〜ツンタ」という発音で若年層に広がっている（井上・吉岡2004）。

助詞「は」「を」

助詞「は」はワとして発音され、助詞「を」は多くウォとして発音される。これは歴史的仮名遣いに対応する古い発音を反映するものであり、現代の共通語とは異なる体系である。能楽固有の特徴と断定することはできない。ただし、20世紀の庄内方言ではウォは聞かれなかった。

連声

連声（れんじょう）は、漢字音のン［n］のあとの助詞「は」「を」が「ナ」「ノ」に発音される現象で、中古・中世日本語に広く見られたが、近世以降の日常語では衰退した。しかし、一部の方言に残り、固定化した芸能テキストの中では長く保持されることが知られている。本資料の録音には「臣は」に相当する連声現象「臣な」が認められ、その一例とみることができる。

3.3　古音の衰退

古音が残る一方で、保存されなかった古音（中世音）的特徴もある。

ハ行唇音

庄内地方では1970年代の方言調査において、ハ行音に /ɸ/ 系統の発音が記録されている。例えば1970年代の「庄内方言地図」の面接調査では[6]、温海地方の「ビッキノファ」（蛙の葉＝オオバコ）などが記録されており、また「葉」「歯」の対立に /ɸ/ 系列発音が一部地点で記録されている。しかし、今回の録音資料ではこのようなハ行唇音は確認されなかった[7]。

オ段開合

オ段長音の開合（アウ対オウ）の区別は、室町時代の中央語で保たれていた。20世紀には新潟県中央部や庄内地方南端大鳥方言で知られていたが、謡ではオ段開合の区別が認められない。新潟県長岡市などの謡曲で伝えていたかは、未詳である。

四つ仮名

ヂ・ジ、ヅ・ズの四つ仮名の区別は室町時代までは保たれていた。しかし江戸時代の中央語は区別を失って「二つ仮名」になった。東北方言の多くはさらに、区別をなくし、「一つ仮名」つまり「ズーズー弁」になった。庄内地方でも高齢者には「一つ仮名」の人がいる。母音は中舌母音である。そんな人は謡で苦労したはずである。

録音資料には「ナランズヤ」「カンズラ」など入り渡り鼻音の例がみられる。坂本氏（私信）の指摘するように、ダ行系列のみならずズ系列にも鼻音が現れることから、四つ仮名のヂ・ジ、ヅ・ズの区別は保持されていないと考えられる[8]。従って、本録音資料は中世音韻を全面的に保存したものではなく、一部の特徴が選択的に継承された体系である。

4．謡の「正音」 鶴岡伝承の共通語的発音

本録音資料には古音だけでなく共通語的特徴も認められる。このことは江戸時代庄内藩における知識人層の発音観と深く関係している。近代以前に地方で方言的発音と共通語的発音が並存していた可能性は、これまで正面から論じられることがなかった。事実・現象として重要であるのみならず、社会言語学的理論の精緻化からいっても興味深い。以下で、庄内方言での発音についての、江戸時代以来の記録を再検討する。

『荘内方音攷』

氏家剛太夫（ca.1830？）『荘内方音攷』には以下のような記述がある（常用漢字にした）。「方」は方言（音）のことで、士大夫や謡と別扱いにしている。

p.67 「方音とは一方の音韻の事を云ふなり。天下の正音に対して是を方音と云へるなり。この考は即ち我荘内の音声の説なり。此方の音、もとより士大夫の上には有ることなし、只庶人の訛音の事と知るべし」。
p.68 「荘内にて士以上の人は何ほど不学文盲なる者もユヨを混じて呼ぶ者一人もなし」
p.69 「され共謡にてもうたふ時は必ずハワと唱ふべしと教ふることなり。」【母】
「謡などうたふ人は必ず正音に呼ぶべきことなり」
p.72 「仮に中濁と名く[9]。此方音は士大夫と雖も免れず。」
p.74 「此中濁は、荘内にては謡などうたふ人は殊の外に吟味するなり。」
p.75 「藩の五十嵐又平は江戸生れにて謡を善くする人なり。廻国クワイコクの僧にて候、観音クワンノン薩埵などうたへど共、カイコク　カンノンとは言はず。」

これらの記述は、庄内藩において少なくとも19世紀前半までに、方言とは異なる「正音」が知識人層に共有され、その実践の場として謡が機能していたことを示している。謡が発音教育の役割を担っていたことがうかがえる。

庄内論語（荘内論語）

この共通語的な発音の使い分けは、漢籍の素読でも伝承されていたと思われる。荘内藩は享保期（1716-1736）から荻生徂徠古文辞学派を奉じており（石川2010）、江戸時代を通じて変えなかった。藩校致道館は、文化２年（1805）に藩主・酒井忠徳ただあり によって創設された。明治６年（1873）の廃校後も、素読は21世紀まで続いており、石川（2010）は2010年に酒井忠治ただはる[10]の素読の録音を分析し、論文化した。漢語として、返り点を使って和語の語順で読むかなどを論じる。ただし、発音については言及がない。

幸いにして『庄内論語＜学而篇＞＜為政篇＞』のカセットテープ録音があり[11]、確認できる。母音などは共通語的発音であり、謡曲と違って古音を留めることもないので、発音について言及がないのは、不思議ではない。

石川（2010）の現地調査のときには現物が売り切れて、無かったのか。酒井忠治氏の音声データが得られたのは、幸いだった。

藩で漢籍版本を印刷販売した。先輩の書き入れを写したという（石川2010）から、次項の角筆の必要はなかった。素読したとしたら、共通語的な母音・サ行子音を発音しただろう。

鶴岡市三井家角筆資料

小林（1996, 2004）は、鶴岡市の豪商三井家に残された角筆かくひっ資料を調査し、方言音韻の混同が反映されていると、指摘した。藩校は原則として士族（士大夫）のためだった。三井家は町人ではあったが、致道館で学んだ可能性がある。ただ、角筆の言及はない。素読には必要がなかったのか？

黒川能　荘内日報記事

庄内地方の謡の伝承については、以下のような新聞記事がある[12]。上山王社鍛冶町の謡と、黒川能との関係を述べる。誤記は（ママ）と記す。漢字の字体などは現代風に直した。

「無形文化財の粋　黒川能（能楽）①」渡部利美　荘内日報　昭和26年10月29日
【筆者…大泉中学校教官】
九、謡をきくと、発音がはつきり解らないが、なんとかならぬものか

「無形文化財の粋　黒川能（能楽）③」渡部利美　荘内日報　昭和26年11月１日
９．隣村の小謡練習の刺戟か庄内一円と言っては誇張になるかも知れぬが、至る所で黒川流の祝言謡をきくのである。昔はもつと隆盛であつたかも知れぬと思う節もあるが、各方面でこの黒川流を好み、黒川の地元から師匠株の人が出て行つて希望者を集めて謡い方を教えている様である。山五川（ママ）と越後では番能を一応共脈に（ママ）やつている所もあるが、大方は祝言用の小謡だけ習い覚え聞き伝えて今も尚つづいている所が多いのであり、この様な周囲からの刺戟も一つの御陰とみてよいかと思う。

黒川能は演技、面、衣装に古風を伝えるとされているので、佐渡や北陸系の謡を伝えているとは考えにくい。将来の課題である。ドキュメンタリー映画「王祇様と暮らす」（監督伊藤桃与、プロデューサー伊藤卓朗）のデータは貴重である（荘内日報2025（令和７）年10月17日）。

宝生流と鶴岡市

一方で、以下の記述が『鶴岡が生んだ人びと』（鶴

岡市教育委員会2008）にある。

三川扇太郎さんがわせんたろう

「庄内藩の能楽師の子として生まれました。／　自分も能楽師を志こころざして東京に行き、宝生流ほうしょうりゅうの弟子となり、厳しい修業に耐えて有名な能楽師になりました。鶴岡にもよく来て多くの弟子を育てました。別名を寿水といいます。／　今も日枝ひえ神社や春日神社の祭りの時にうたわれる謡曲ようきょくは、彼が、自分で書いた「御神事謡」ごじんじうたいという本によって行われています。四男の泉いずみも人間国宝の能楽師になっています[13]。」

この線で発音についても再考する必要がある。後藤氏所蔵の譜本コピーの原本が、三川扇太郎編『御神事謡』なのかは、調査中である。

方言調査インフォーマントの発音

庄内方言のNORM（Non-mobile Older Rural Male）つまり生え抜きのおじいさんの発音については、古くから記述があり、調査資料もある。そのうち、現代の若い世代まで含めた状況を示すものとして、『日本海沿岸グロットグラム調査』のデータがある（半沢・武田2008）。そのうち、以下の項目でシの発音（中舌母音）が分かる。録音テープが保存してあるので、確認できる。

例　3006知らない　（p.99）

北海道から新潟県北部にかけて凡例ではカナ書き「シラネ（ー）」が使われていた。音声としては中舌母音による中舌母音の［si］で、つまり［sɨrane］である。

謡曲のことばで話したという伝説

謡曲と方言に関しては、徳川（1994）の「方言差を謡曲で克服した話」が興味を引く。江戸時代には能楽が武家の教養として重視され、とくに徳川家は能を保護した。徳川家康以来、能は武家儀礼の中心的芸能となり、武士たちは謡本を読み、謡を習い、日常的に能の文句に親しんでいた。そのため、「左様に候」「いかにも」「さてまた」「げにげに」など、能や狂言に頻出する言い回しを武士が好んで用いたことがあった。

戊辰戦争の際に謡曲のことばで話したという伝説を通して、「古音が残っている」ではなく、謡曲を「超地域的な共有言語」または一種のリンガフランカととらえることができる。従来の方言研究が、NORMとされた基層の話し手の単一の体系をとらえようとしたのに比べ、社会言語学的な複層性を考慮に入れた視点と位置づけられる。

発音についても改めて位置づける必要がある。鶴岡上山王社鍛冶町の謡は、日常方言とは独立した（別の母音を使う）「並存音韻体系」を形成しており、その中に近世以前の能・謡曲の発音が部分的に保存されている。

仙台浄瑠璃などの方言色

東北方言の芸能のことば（発音）に関しては、黒森歌舞伎、秋田万歳、南部の説経・門付芸など、参照・対照すべきものは多い。そのうち、式亭三馬『浮世風呂』に見える仙台浄瑠璃については、長崎（2022）がある。「実際に語られていたものに基づいて描かれた」という説をとっている。カタ行の有声化、濁音の入り渡り鼻音、ハ行の唇音などが表記されており、方言を写しており、謡曲と違って中央語の発音を継承していたのではない。

また、黒森歌舞伎のせりふは、江戸歌舞伎の台詞を基礎としながら、庄内地方の話者が代々伝承してきたために、庄内方言の音韻的特徴が重なった発音になっている。「どのような発音で語られているのか」を音声学・方言学・日本語史の観点から精密に記述した研究は極めて少ない。なお「イタコ」により行われた下北半島恐山の口寄せや語りでも、方言色が豊かだった。死者の憑依として、民衆に受け入れられる必要があったからである。

これまでの研究は、歴史的変遷や祭礼・芸能の継承、演劇史的価値の解明に重点が置かれてきた。一方、実際の演唱を録音資料から分析し、その発音・音韻体系を記述した研究はほとんど存在せず、地方芸能に保持された古音的特徴および地元の方言の影響については、未解明の部分が多い。

5．限定的ダイグロシアと並存音韻体系

5．1　並存音韻体系としての神事謡

社会言語学的に最も興味深いのは、上述の謡や素読における発音が日常会話に拡張されないことである。神事謡の発音体系は、日常会話で用いられる庄内方言とも、のちに学校教育を通じて習得される共通語とも異なる特徴を示している。

一方では、イェ・ウォなどの古風な音韻、入り渡り鼻音、鼻濁音の保持といった古層的特徴が認められる。他方では、（中舌母音がなく、アイ連母音融合による

エァがない）五母音体系、四つ仮名の共通語化、現代的な子音体系など、共通語に近い特徴も存在する。すなわち、この神事謡は古い日本語をそのまま保存したものではなく、伝承の過程で時代ごとの音韻変化を部分的に受容しながら継承されてきた体系であると考えられる（岩淵1977）。

これは井上（2000）のいう「並存体系」の考え方を音韻面に適用したものとして理解できる。話者は日常生活では庄内方言（あるいは共通語）を使用しながら、祭礼という特殊な場面では別の音韻体系を伝承しているのである。

本資料が示す重要な事実は、これらの発音が日常会話には適用されないことである。これは二言語使用や方言・共通語の使い分けとは異なり、特定の儀礼場面に限定された音韻体系の運用である。鍛冶町の伝承者は、神事謡においてはイェ、ウォ、入り渡り鼻音などを用いるが、日常会話で同じ音韻体系を使用しているわけではない。これは、俳優が一時的に方言指導を受け、または外国語を暗記して、演じるのと似る[14]。習得には個人差があるし、長期間記憶して保つわけではない。ドイツ歌曲の歌手（または「第九」の年末だけの合唱者）がウムラウトを発音できても、「ダンケシェーン」と言うときは日本語的発音である。シャンソン歌手が鼻母音を歌唱に用いても、日本語のあいさつ「ボンジュール」に応用するわけではなく[15]、「ボジュ」ととらえる人さえいる。

これと同様に、神事謡の発音は芸能実践の中で保持された特殊なレジスターregisterとみることができる。鶴岡上山王社鍛冶町の謡は、近世以来の能楽伝承と庄内地方の社会階層的言語文化が重なり合って成立した音韻レジスターであり、日本語史・方言学・社会言語学の接点を示す貴重な事例である。

共通語的発音の習得は、常識と違って、明治以降の学校教育で突然始まったわけではない[16]。寺子屋での読み書き算盤のうちの「読み」において、『実語教』などの素読があったという。師匠が読む（唱える）ときには方言的発音は使われなかったと考えられる。

江戸時代にすでに２方言使用、バイダイアレクタルbidialectalの状態が一部の階層にあったことは、理論的にも重視されるべきである。東北地方、北関東、島根県などの母音体系が違う方言では、中舌母音や狭いエ母音などを音声的に使い分けることになる。また語中のカタ行子音の有声化規則を適用するかの使い分けが必要になる。

５．２　限定的ダイグロシア

本稿ではこのような現象を「限定的ダイグロシア」restricted diglossiaあるいは「並存音韻体系」coexisting phonological systemsと位置づける。二言語併用＝ダイグロシアdiglossia（ギリシャ語源、２＋舌）の典型は、アラビア語で、コーラン暗唱に近い文体フスハー「正則アラビア語」と（方言差のある）「口語アラビア語」アンミーヤを、場面によって使い分ける。日本語にあてはめるなら、話すときに候文と俗語方言を使い分けるような現象である。

「神事謡は庄内方言の一変種ではなく、地域方言の上位に重なる儀礼的・超方言的な発話体系である」と表現でき、対応関係を以下のように表示できる。

アラブ世界	庄内神事謡
フスハー（高位変種）	謡曲・神事謡の伝承語
アーンミーヤ（低位変種）	日常の庄内方言
教育・宗教・儀礼で維持	神事・祭礼で維持
地域差を超える共通規範	方言差を超える共通発音
古い音韻要素を保持	近世能楽音・古音を保持

庄内地方ですでに江戸時代に、謡曲や漢籍と寺子屋の実用書の素読の発音とふだんの東北方言の発音が使い分けられていたのは、まさにダイグロシアdiglossiaにあたる。ただ「士大夫」など謡曲や漢籍に親しむ社会階層に限られていたので、「限定的」とした。「役割語」に近い概念だが（金水2003）、語彙文法でなく、発音が重要な手がかりになる点が違う。なお聖典をどんな発音で読むかは、宗教・宗派によって違う。また芸能でも伝承の忠実さが違う。能楽、歌舞伎、落語、歌謡は、師匠の伝統（ことば）を忠実に受け継ごうとする傾向がある。和歌、俳句は、近代以前は口語・俗語を避ける傾向があった。

本居宣長や賀茂真淵は「古語は方言に残る」と指摘したが、地方の庶民の日常語に着目したものであり、地方の謡曲や素読という場面・文体・レジスターの違いを考慮に入れたものではなかった。近代の方言研究も、基層のことばの追究に精一杯だった。

方言の社会言語学的位置には、長期的変化があった。(0) 近代以前に、母語として、有力な体系として、確固たる地位計画上の位置を占めていた時期から、(1) 近代以降、国家語としての標準語に追放されて、撲滅対象になり、(2) 戦後には共通語と使い分けが推奨さ

れた時期を経て、(3) 娯楽、アクセサリー、コスプレとして楽しまれる段階、つまり場面差による使い分けの対象になり、レジスター論で扱われるようになった。(4) さらに地域によっては、衰滅し、危機言語、危機方言として扱われるようになりつつある（井上2008）。使用場面が、縮小する動きである。

5．3　方言の共通語化と祭礼の共通点

祭礼とことばには共通点がある。共通語化＝方言衰退では、子どもが方言を知らないから消えるのではなく、方言を使う共同体への参加が弱まるから消える。庄内地方でも、高校進学、テレビ、SNS、都市部進学によって、同世代集団の規範が共通語化した。すると、祖父母世代との会話では方言を聞いていても、自分では使わなくなる。

方言と祭礼では、継承の単位が実践共同体community of practiceであるという点でも共通している。一方で重要な違いもある。庄内方言は、家庭、地域、高齢者が残れば部分的に維持される。しかし、祭礼そのものや神事謡は、特定の場面に限定される。そのため、参加者数が減ると、急速に消滅する。これは社会言語学でいうドメイン喪失に近い現象である。

神事謡衰退と高校生共通語化には、「権威ある上位変種への収斂」という共通メカニズムが働く（半沢・井上2026、井上・半沢2026）。

高校生の場合

庄内方言 → 共通語への収斂

神事謡の場合

伝統発音 → 共通語的発音への収斂

つまり謡の変容は単なる祭礼衰退ではなく、地域社会における並存音韻体系coexisting phonological systemsの崩壊として捉えることができる。この観点から見ると、鍛冶町当屋の謡は単なる民俗芸能ではなく、「庄内地方でかつて共有されていた上位レジスターの音韻体系を保存する文化装置」であり、その継承問題は庄内高校生の共通語化研究と同じ社会言語学的枠組みで分析できる。

これに対し、鶴岡市黒川の春日神社では、黒川能が500年以上にわたり氏子によって継承され、現在も子どもから長老までを含む伝承組織が維持されている。また王祇祭（おうぎさい）では、地元の男児が「大地踏」を勤める。つまり子どもは、祭礼の担い手として組み込まれており、京都の祇園祭と同様である。

社会言語学的には、これは方言継承と似ている。庄内地方の高校生が方言を維持する場合、家庭で聞く、同世代でも使う、地域活動に参加するという複数の接触機会がある。逆に、子ども時代に使わない、同世代が使わない、必要な場面がないと、共通語化が進む。「社会化過程」が重要で、祭礼の衰退と庄内高校生の共通語化は、「子どもがそのレジスターを使用する共同体へ参加しなくなる」という共通メカニズムで説明できる。

「並存音韻体系」の発想を発展させると、「並存儀礼レジスター（coexisting ritual registers）」という上位概念を設定し、その中に神事謡・イタコ祭文・黒川能・盲僧琵琶などを位置づける比較研究へ展開できる可能性がある。これは社会言語学・民俗芸能研究・音声学を横断する新しい比較枠組みとして機能しうる。

6．結論　将来の課題　他の音源

鶴岡上山王社鍛冶町の神事謡には、現代の日常方言からは失われた古音が複数保存されていた。入り渡り鼻音、イェ・ウォ系列の発音など、現代の日常会話では失われた古音が保存されていた。一方で、四つ仮名の区別やハ行子音の古音は保持されておらず、古い音韻体系がそのまま継承されたわけではない。また、本資料には共通語的特徴も認められ、『荘内方音攷』にみられる「正音」観との対応が示唆された。すなわち、この神事謡は庄内方言、近世以来の謡曲伝承、知識人層の規範的発音意識という複数の要素が重なって形成された音韻体系と考えられる。

地方伝承芸能は単なる文化遺産ではなく、日本語史研究にとって重要な資料であることを改めて示している。古音保存の媒体であり、また複数の音韻体系が共存する社会言語学的現象を観察できる場でもある。今後は黒川能、黒森歌舞伎、民謡など周辺芸能との比較を進めることで、庄内地方はじめ各地における伝承音韻体系「並存音韻体系」の全体像を明らかにする価値（必要）がある。

近代言語学はソシュール以来文字表記を文献学philologyに譲り、脳中にあるはずの言語langueを研究の主題とした。アメリカ言語学は人類学の影響を受けて、無文字言語の日常語を研究主題とした。語り物や、民話・神話などは、日常語と別次元の儀礼的言語として扱われた[17]。

その影響があり、芸術作品の中の言語は、補助的な扱いを受け、視覚では、絵画の中の文字は読めないまま展示される（訳を傍らに示すこともあるが[18]）。絵の理解、鑑賞に必要な一体的要素ではなく、補助的情

報と扱われる。聴覚では、能の謡や歌舞伎のせりふは聞き取りにくいまま演じられ（舞台に字幕を出すこともあるが）、外国語の声楽のせりふは翻訳されないことが多い。民俗芸能のことば（ことに発音）も、十分な分析を受けることは少なかった。芸術・芸能の言語研究は、境界領域として、確立することがなかった。

しかし現在は社会言語学の研究が深まり、守備範囲が広がった。「並存音韻体系」を発展させた「並存儀礼レジスター」の研究が期待される。

【参考文献・alphabet順】

遠藤嘉基他（1961）『方言学講座１～４』東京堂

半沢康・井上史雄（2026）「山形県庄内方言の実時間変化――高校生とその保護者を対象とした３回の調査の比較――」『地理言語学研究』６

半沢康・武田拓（2008）「日本海グロットグラム（東日本編）」井上史雄編『日本海沿岸地域方言の地理的・年齢的分布（日本海グロットグラム）』（科学研究費報告書）

飯豊毅一（1988）「特殊方言音の地域差・年齢差」国立国語研究所『方言研究法の探索』（のち飯豊毅一（1998）『日本方言研究の課題』国書刊行会に再録）

井上史雄（2000）『東北方言の変遷』秋山書店

井上史雄（2008）『社会方言学論考――新方言の基盤――』明治書院

井上史雄（2009）『庄内方言地図』http://www.urayasu.meikai.ac.jp/japanese/inoue/LASD目次.htm

井上史雄（2011）『経済言語学論考』明治書院

井上史雄・半沢康（2026）「山形県庄内方言の地域差衰退――高校生と保護者対象３回の調査――」『地理言語学研究』６

井上史雄・吉岡泰夫（2004）『中部の方言――調べてみよう暮らしのことば』ゆまに書房

石川洋子（2010）「庄内藩『致道館』における『論語』の訓読について」『閲蔵――同朋大学大学院文学研究科研究紀要』６

岩淵悦太郎（1977）『国語史論集』筑摩書房

金水敏（2003）『ヴァーチャル日本語　役割語の謎』岩波書店

小林芳規（1996）「近世の角筆文献研究の課題――（坤）庄内方言の角筆文献の解明と方言史の開拓――」『文学・語学』152（のち小林芳規（2004）『角筆文献研究導論　中巻　日本国内篇（上）』汲古書院　に再録）

長崎靖子（2022）「『浮世風呂』に見る仙台浄瑠璃に関して」『国文目白』61

酒井忠明（1993？）『庄内論語＜学而篇＞＜為政篇＞』山形県羽黒町松ヶ岡東北振興研（カセットテープ）

酒井忠治（1995）『庄内論語　縮冊版』庄内論語刊行会

坂本清恵（2002）「近代語の発音――謡曲伝承音との関係――」『国語と国文学』79（11）

柴田武（1969）『言語地理学の方法』筑摩書房

柴田武（1978）『社会言語学の課題』三省堂

徳川宗賢（1994）「方言差を謡曲で克服した話」『日本語研究と教育の道』明治書院

鶴岡市教育委員会（2008）『鶴岡が生んだ人びと』鶴岡市教育委員会

氏家剛太夫（ca.1830？）「荘内方音攷」（三矢重松（1930）『荘内語及語釈』（刀江書院）所収）

謝辞

本稿をなすにあたっては、旧鍛冶町在住の後藤善晃氏の資料提供が重要な役割を果たした。また本稿下書きを坂本清恵氏（日本女子大学）にお送りしたところ、懇切丁寧なご指導をいただいた。CDの聞き取りについて、中世日本語や他の謡曲資料からみて注目すべき箇所の指摘があり、改めて注意深く聞いたところ、興味深い発音に気づいた。心から感謝申し上げる。本稿はJSPS科学研究費24K03915「公共用語近代史の社会言語学的研究」による研究成果の一部である。

注

1　後藤善晃よしあき。1943年鶴岡市鍛冶町生。著書『後藤三惣』（自家出版）などがある。

2　敬語については、成人後採用late adoptionが報告されているが、謡の伝承はさらに遅く、中年以降のことも多い。その段階での古音の習得は、注意力・努力を要したと思われる。

3　dの録音資料の文字化には音声認識ソフト Nottaを利用した。しかし、講演や会話では高精度を示す一方、謡曲のような旋律的発話に対しては認識率が著しく低く、実用上十分な結果は得られなかった。特に後舌寄りの母音がオ段母音として誤認識される傾向がみられた。これは謡特有の発声法による可能性があり、今後の音響分析の課題である。

4　録音CDは、関係者の承諾を得た上で個人的に配布し、さらに公開することを考えている。

5　かつて子どもは祭礼に参加したが、謡は聞くだけだった。今は高齢者が子どもの代わりを務める。子どもは参加の機会さえない。父母も祭礼への関心を失った。

6　1970年代の方言調査で（井上2009)、カセットテープが保存してある。

7　石川県小松市の子ども歌舞伎では「ファワサマ」（母様）と言っていたが単語として伝承したのだろう。

8　『蜆縮涼鼓集』は、「しじみ、ちぢみ、すずみ、つづみ」を例に、じぢずづの四つ仮名の区別を論じた書で、日常語で失われた区別を、謡曲では保とうという動きを顕現する。

9　東北方言などの語中カタ行子音の有声化を指す（井上2000)。

10　酒井忠治氏は次男、酒井忠明氏は長男。酒井忠明氏は「写真では『殿さまカメラマン』として、鶴岡の自然や農業風景等、見る人の心が温まる写真を多く残し、広く市民から「殿はん」と慕われました」（鶴岡市教育委員会2008)。被写体になる人に対しては方言を使ったと推測される。つまり方言・共通語のバイリンガルだっただろう。著者の一人が中学生、大学生、30代のときに話したが、互いに共通語を使った。当時士族の住んだ家中新町で世代ごとにグロットグラム調査を行ったときは、調査者もインフォーマントも方言を使った。当時の70代インフォーマントは、シス・ジズの区別が聞き取りにくいことがあった。素読について当時は、確かめなかったが、インフォーマントの家格と当時の鶴岡市・致道館の勢力からいって、素読経験があっただろう。日常語の発音には影響を与えなかったと思われる。

11　市販カセットテープ：素読酒井忠明先生。山形県羽黒町松ヶ岡　㈶東北振興研究所。筆者の一人の手元のは「1993.8.16致道博物館にて」と書いてある。藩主の子孫、酒井忠明ただあきら（1917-2004）吹込み。母音は東日本共通語的。「勇なきなり」を「ようなきなり」と読むのは、漢音・呉音の差と言われ、「荘内方音攷」で言及のあったユヨの混同の反映ではない。

12　荘内日報の過去記事は、鶴岡市立図書館２階の鶴岡市郷土資料館で見られる。昭和21年から48年まではパソコン画面で読めるし、それ以降の分は紙媒体で閲覧できる。また「荘内日報」ホームページ（2006年開設）のインターネット検索で、以降の主な記事を読める。電子版は2020年開始。

13　『新撰 芸能人物事典』などでは三川寿水ミカワジュスイとして出ている。みかわいずみと呼ばれている。　／　は行替え。

14　方言リアリズム、舞台方言などがキーワードになる。井上（2008）参照。

15　CAが機内の英語アナウンスに慣れても、日常会話が不自由な例、昔のバス車掌が定型アナウンスは標準語でも、おばあさんには「気ー付けでの」と方言音で声をかけていた例も並行的である。

16　遠藤他（1961）『方言学講座』では共通語化を取り上げているが、江戸期以前の教育への言及はないようである。

17　昔話・伝説・民話は、よく記録され、研究されてきた。幼いときに聞いたあらすじが記憶され、その後相手に合わせて語られるので、ふだんのことば（の変化）を反映することが多く、謡とは両極をなす。方言研究は基層のふだんのことばに焦点をあてたが、地域社会の上層の儀礼的なことばにも関心を持ち、必要ならば音声表記を行うと、役立つだろう。

18　古文書を読み慣れた人が協力する体制が整うことが望ましい。

「原稿受付（2026年７月４日)、査読なし」

付録資料
鶴岡山王社鍛冶町の謡模範録音

表記凡例

黄色が古い時代の発音を留めている部分。

発音用　カナ表記　［　］　IPA
ン　　［~］　濁音の入り渡り鼻音
イェ　ウォ　シェ　ジェ
　　［je］［wo］［ɕe］［ʑe］中世的な発音
カ゜キ゜ク゜ケ゜コ゜　　［ŋ］　ng 鼻濁音
ワ　オ　　助詞「は」「を」の発音
k　k ç　　キの母音を省いた発音
ー　　謡としての長い発音
═　　譜本に書いてあっても省かれた発音

「呑み込む」という指導があったというが、実体は未詳。坂本（私信）によれば、「呑む」は「万物の」「物」の読みに伝承されていたもの。

CD発音聞き取り　カタカナ・IPA表記

P1021015写真高砂

1　トコロハ　タカサコ゜ノ

所は　高砂の
トコロワ　タカサコ゜ノ
［tokorowa takasaŋono］
尾上の松も　年ふりて
オノイェノマーツモ　トシフリテー
［onojeno ma:ʦɯmo toɕi ɸɯrite:］
老いの波も　よりくるや
オイェノナミーモ　ヨリクルヤ
［ojeno nami:mo joɾikɯɾɯja］
木の下影に　落葉かくなる迄
コノー　シタカーケ゜ニ　オチンバ　カクーナルマデ
［kono:　ɕitaka:ŋeni otɕi~ba kakɯ:　naɾɯmad ］
命長らえて
イノーチ　ナカ゜ラエテ
［ino:tɕi naŋaraete］
なおいつまでか　いきの松
ナオ　イツマデカ　イキノマツ
［nao itsɯmadeka ikino matsɯ］
それも久しき　名所かな
ソレモ　ヒサシーk+キ　メイショ　カナ
［soɾemo hisaɕi:kç meiɕo kana］
それも久しき　名所かな
ソレモ　ヒサシーkキ　メイショ　カナ。
［soɾemo hisaɕi:kç meiɕo kana］

P1021016写真四海

2　シカイ　ナミ　シンズカ

四海波静かにて
シカイ　ナミ　シンズカニテ
［ɕikai nami ɕi~zɯkanite］
国も治まる時津風
クニモ　ウォサマル　トキツカンジェ
［kɯnimo wosamaɾɯ tokitsɯka~dʑe］
枝をならさぬ御代（みよ）なれや　ア
エンダウォ　ナラサヌ　ミヨ　ナレヤ　ア
［e~dawo naɾasanɯ mijo naɾeja a］
相に相生（あいおい）の
アイェニ　アイェオイェノ
［ajeɲi ajeoje no］
松こそめでたかりけれ
マツコソ　メンデータカリケレ　　エー
［matsɯkoso me~de:takaɾikeɾe e:］
げにやあおぎても
ゲニヤ　アオキ゜テモ
［genija aoŋitemo］
事もおろかやかかる世に
コトモ　オロカヤ　カカル　ヨニ
［kotomo oɾokaja kakaɾɯ joni］
住める民とて　豊かなる
スメル　タミトテー　ユタカナール
［sɯmeɾɯ tamitote:　jɯtaka na:ɾɯ］
君の恵　ぞ　有難き
キミノ　メク゜ミ　アリカ゜ターキ
［kimino meŋɯmi aɾiŋata:ki］
君の恵ぞ 有難き
キミノ　メク゜ミーゾ　アリカ゜ターキ
［kimino meŋɯmi:zo aɾiŋata:ki］

３　シカレンドモ　00:00

然れども　この松は
シカレンドモ　コノ　マツワ
[ɕikaɾe~domo kono matsɯwa]
其の気色　とこしなえにして
ソノ　ケシキ　トコシナエニ　シ テ═
[sono keɕiki tokoɕinaeni ɕit]
かよう（花葉）　時をわかず。
カヨー　トキヲ　ワーカンズ。
[kajo: tokiwo wa:ka~zɯ]
四つの時　至りても
ヨツノトキ　イタリテモ
[jotsɯnotoki itaɾitemo]
一千年の色　雪のうちに深く
イッセンネンノ　イロ ユキノ　ウチニ　フカク
[issennenno iɾo jɯkino ɯtɕini ɸɯkakɯ]
または　しょうか（松花）の
マタワ　ショウォカノ
[matawa ɕowoka no]
いろとかえりともいえり。
イロトカイェリトモ　イーイェリー。
[iɾotokajeɾitomo i:jeɾi:]
かかるたよりを　まつがえ（松枝）の
カカル　タヨリウォ　マツガイェノ
[kakaɾɯ tajoɾiwo matsɯgajeno]
ことの葉ぐさの　露の玉
コトノハクサノ　ツユノ　タマー
[kotonohaŋɯsano tsɯjɯno tama:]
心を磨く　種と成りて
ココロウォ　ミカク　タネト　ナリーテー
[kokoɾowo miŋakɯ taneto naɾi:te:]
生きとし　生ける　ものごとに
イキトシ　イケルーモノノ　ゴトニー
[ikitoɕi ikeɾɯ:monono gotoni:]
敷島の　かげに
シキーシマノ　カケニー
[ɕiki:ɕimano kaŋeni:]
よるとかや。
ヨルトカーヤ。　アーー
[joɾɯtoka:ja a::]

３　シカルニ　02:42

然るに　ちょうのう（長能）が　言葉にも
シカルニ　チョウォノオカ　コトンバニモ
[ɕikaɾɯni tɕowo:nooŋa koto~banimo]
有情　非情の　その声
ウンジョオ ヒンジョオノ　ソノ　コイェ
[ɯ~dzo: hi~dzo:no sono koje]
皆　うたに　もるること　なし。
ミナ　ウタニ　モルルコト　ナシ。
[mina ɯtani moɾɯɾɯkoto naɕi]
草木　土砂　風声　みずおと（水音）まで
ソウォーモクンドシャ フーシェイ　スイェウォンマデ
[sowo:mokɯ~doɕa ɸɯ:ɕei sɯjewoN made]
萬物の　こもる　心あり。
バンブッ ノ　コモル　ココロアリー。
[bambɯt no komoɾɯ kokoɾo aɾi:]
春の　はやしの　とうふう（東風）に動き
ハルノ　ハヤシノ　トーフーニ　ウコ k キ
[haɾɯno hajaɕino to:ɸɯ:ni ɯŋok ç]
秋の　虫の　北露になくも
アキノ　ムシノ　ホークロニ　ナクモ
[akino mɯɕino ho:kɯɾoni nakɯmo]
皆　和歌の　すがたならずや。
ミナ　ワカノ　スカタ　ナランズヤー。
[mina wakano sɯŋata naɾa~zɯja:]
中にも　この　松は
ナカニモ　コノ マツワー
[nakanimo kono matsɯwa:]
萬木に　すぐれて
バンボクニ　スクレーテ
[bambokɯni sɯŋɯɾe:te]
十八公のよそおい
ジウハックォウノー　ヨソウォイ
[dziɯhakkwo:no: josowoi]
千秋のみどりをなして
シェンシュウノ　ミンドリオー　ナシテ
[ɕe~ɕɯɯno mi~doɾio: naɕite]
古今の色を見ず。
ココンノ　イロウォ　ミズー。
[koko~no iɾowo mizɯ:]

３　シコウノ　05:30

始皇の　おんしゃく（御爵）に
シコーノ　オンシャクニ
[ɕiko:no oNɕakɯni]
あずかる程の　木なりとて
アズカル　ホンドノ　キ ナリート
[azɯkarɯ ho~dono ki nari:to]
異国にも　本朝にも
イコクニモ　ホンチョウォニモー
[ikokɯnimo ho~tɕowo:nimo:]
万民　これを　賞観す。
バンミン　　コレウォ　ショウカンス。
[bammiN korewo ɕo:kaN sɯ]

P1021017写真高砂

４　タカサコ゜ノ　00:01

高砂の
タカサコ゜ノ
[takasaŋono]
御内の　鐘の　音すなり。
ゴナイェノ　カネノ　オトスナリ。
[gonajeno kaneno otosɯnari]
暁かけて　霜は　行けども
アカツキ　カーケテ　　シーモワ　ユケンドモ
[akatsɯki ka:kete ɕi:mowa jɯke~domo]
松がえの　葉色は　おなじ　深緑。
マツカ゜イェノ　ハイロワ　ウォナジ　フカミンドリ。
[matsɯŋajeno hairowa wonadʑi ɸɯkami~dori]
とある　蔭の　朝夕に
トーアル　カケ゜ノ　アサユーウニ
[to:arɯ kaŋeno asajɯ:ni]
かけども　落葉の
カケンドモ　ウォチンバーノ
[kake~domo wotɕi~ba:no]
尽きせぬは　誠なり。
ツキセヌワ　マコトナリ。
[tsɯkisenɯwamakotonari]
御松の葉の　ちり失せずして　色は猶
ミマツノ　ハノ　チリウセンズシテ　イロワ　ナオ
[mimatsɯno hano tɕiriɯse~zɯɕite irowa nao]
そのかずら　長き世の
ア　アサジノ　カンズラ　ナカ゜キヨノ
[a asadʑino ka~zɯra naŋakijono]
たとえなりける　常盤木の
タトエナリケル　トキワキ゜ノ
[tatoenarikerɯ tokiwaŋino]
そも　名は　高砂の
ア　ソモー　ナワー　タカサコ゜ノ
[a somo: nawa: takasaŋono]
ものの　ためしにも
オン　モンドーノ　タメシニモ
[oN mondo:no tameɕinimo]
相生の　松ぞ。
アイウォイノ　オマツゾ。
[aiwoino omatsɯzo]
めでたき。
メデターkɕ。
[medeta:k ɕ]

５　タカサコ゜ヤ　00:00

高砂や
タカサコ゜ヤ
[takasaŋoja]
この浦舟に　帆を上げて
コノ　ウラブネ　ニ　ホオ　アケ゜テ
[kono ɯrabɯne ni ho:o aŋete]
月　もろ共に　いでしほ（出汐）の
ツキ　モロトモニ　インデシウォノ
[tsɯki morotomoni i~deɕiwono]
波の　淡路の　島影や
ナミノ　アワンジノ　シマカケ゜ヤ
[namino awa~dʑino ɕimakaŋeja]
遠く　鳴尾の　沖　過ぎ　そ
トオク　ナルウォノ　オキ　スキ゜
[to:ku narɯwono oki sɯŋi]
早や　住の江に　着きにけり
ハヤ　スミノイェニ　ツキニケリ
[haja sɯminojeni tsɯkinike: ɾ]
早や住の江に着きにけり
ハヤ　スミノイェニ　ツキニケーリ
[haja sɯminojeni tsɯkinike:ɾi]

P1021018写真鶴亀

6　ニワノ　イサコ゜ノ　00:00

庭の砂子の　金銀の
ニワノ　イサコ゜ノ　キンキ゜ンノ
[niwano isaŋono kiŋŋiɴno]
玉を連ねて　しきたえ（敷妙）の。
タマウォ　ツラネテ　シキタエノ。
[tamawo ʦɯranete ɕikitaeno]
いおえ（五百重）の　錦や　るり（瑠璃）の　とぼそ。
イワエノ　ニシキヤ　ルリノ　トンボソ。
[iwaeno niɕikija ɾɯɾino to~boso]
しゃこう（車渠）の　ゆきげた（行き下駄）　めのう（瑪瑙）の橋。
シャコーノ　ユキケ゜タ　メノーノ ハシ。
[ɕako:no jɯkiŋeta meno:no haɕi]
池の　汀の　鶴亀は
イケノ　ミキ゜ワノ　ツールカメワ
[ikeno miŋiwano ʦɯ:ɾɯkamewa]
蓬莱山も。よそ（余所）ならず
ホーライェサンモ　ヨソナラズ
[ho:ɾajesammo josonaɾazɯ]
君の　恵みぞ　有難き。
キミノ　メク゜ミゾ　アリカ゜ターk~~キ~~。
[kimino meŋɯmizo ariŋata:k ç]
君の　恵みぞ　有難き。
キミノ　メク゜ミーゾ　アリカ゜ーターキ。
[kimino meŋɯmi:zo ariŋa:ta:ki]

弓やはた（八幡）ユミヤハタ

7　マツ　タカキ　00:00

松高き　枝も　連なる　はと（鳩）の嶺
マツ　タカキ エンダモ　ツラナル　ハトノミネ
[matsɯ takaki e~damo ʦɯɾanaɾɯ hatonomine]
曇らぬ御代は　久方の
クモラヌ　ミヨワ　ヒサカタノー
[kɯmoranɯ mijowa hisakatano:]
月の　かつらの　男山
ツキノー　カツラノ　オトコヤマ
[ʦɯkino:　katsɯɾano otokojama]
げにも　さやけき　影にきて
ゲニモ　サヤケーk~~キ~~　カケ゜ニ　キテー
[genimo sajake:k ç　kaŋeni kite:]
君　万勢と　祈るなる
キミ　バンゼイェト　イノルナル
[kimi ba~zejeto inoɾɯnaɾɯ]
神に　歩みを　運ぶなり
カミニ　アユミウォ　ハコンブナリ
[kamini ajɯmiwo hako~bɯnaɾi]
神に　歩みを　運ぶなり
カミーニ　アユミウォ　ハコンブナーリ
[kami:ni ajɯmiwo hako~bɯna:ɾi]

P1021019写真桑の弓

8　クワノ　ユミトルヤ　00:01

桑の　弓　とるや　よもぎ（蓬）の　八幡やま。
クワノ　ユミ トルヤ　ヨモキ゜ノ　ヤワタヤマ。
[kɯwano jɯmi toɾɯja jomoŋino jawatajama]
ちかい（治海）の　海を　ゆたかにて
チカイノ　ウミワ　ユタカニテ
[ʧikaino ɯmiwa jɯtakanite]
君は　船　臣な　水穂の　国々も
キーミワ　フネ　シンナ　ミズホノ　クニク゜ニ~~モ~~
[ki:miwa ɸɯne ɕinna mizɯhono kɯniŋɯni~~mo~~]
残りなく　なびく　そうもく（草木）の
ノコリナク　ナビク　ソウォモクノ
[nokoɾinakɯ nabikɯ sowomokɯno]
恵みも　いろも　あらたなる。
メク゜ミモ　イロモ　アラタナル。
[meŋɯmimo iɾomo aɾataɴaɾɯ]
御神託ぞ　めでたき
ゴシンタクゾー　メデタk~~キ~~
[goɕintakɯzo:　medetak ç]
神託ぞ　めでたかりけり。
シンタクゾー　メデタカリー　ケリ。
[ɕintakɯzo:　medetakaɾi::keɾi]

9　ナニワヅニ　00:00

浪速津に
ナニワヅニ
[naniwadzɯni]

咲くや　この花
サクヤ　コノハナ
[sakɯja konohana]
冬ごもり
フユコ゜モリ
[ɸɯjɯŋomoɾi]
今は　はるべに
イマワ ハルベーニ
[imawa haɾɯbe:ni]
匂い来て。
ニウォイェ　キテ。
[niwoje kite]
吹けども　梅のかぜ
フケンドモ　ンメノ　カンジェ
[ɸɯke~domo mmeno ka~dʑe]
枝を　ならさぬ　みよとかや。
エンダオ　ナラサヌ　ミヨトカーヤー。
[e~dao naɾasanɯ mijotoka:ja:]
げにや　津の国の
ゲニヤ　ツノ クニノ
[genija ʦɯno kɯnino]
浪速の　事に　至るまで
ナニワノ　コトニ　イタルマーンデ
[naniwano kotoni itaɾɯma:~de]
豊なる　世の　ためしこそ
ユタカナル　ヨノ　タメシコソ
[jɯtakanaɾɯ jono tameɕikoso]
げに　道　広き　治め　なれ。
ゲニ　ミチヒロk〜　オサメナレ。
[geni mitɕi hiɾo:k ç osameɲaɾe]
げに　道　広き　治め　なれ。
ゲーニ　ミチヒローk〜　オサメナーレ。
[ge:ni mitɕi hiɾo:k ç osamena:ɾe]

10　サス　カイナニワ　00:00

さす　かいなには　悪魔を　払い
サース　カイナニワ　アークマウォ ハライ
[sa:sɯ kaɪ̯naniwa a:kɯmawo haɾaɪ̯]
おさむる　手には　壽福を　いだき
オーサムル　テニワ　ジュフクオ　オインダキ
[o:samɯɾɯ teniwa dʑɯɸɯkɯo oi~daki]
千秋楽は　民を　なで
センシュウラクワ　タミウォ ナンデ
[se~ɕɯ:ɾakɯwa tamiwo na~de]
万歳楽には　命をのぶ。
バンザイラクニワ　イノチウォ ノーンブ。
[ba~zaiɾakɯniwa inotɕiwo no: ~bɯ]
相生の　松風
アイェウォイェノ　マツカンゼ
[ajewojeno maʦɯka~ze]
さっさん（颯々）の　声ぞ　楽しむ。
サッサŋノ　コイェゾー　タノシム。
[sassaŋno koezo: tanoɕimɯ]
さっさん（颯々）の　声ぞ　楽しむ。
サッサŋノ　コイェーゾ　タノシム。
[sassaŋno koe:zo tanoɕimɯ]

資料中の緑の「P1021015写真高砂」などは、謡本の画像を示すが、本稿には提示しない。『御神事謡』の現物が確認できたので、今後はその頁を利用する。

福島大学地域創造
第38巻 第１号 109～121ページ
2026年９月

Journal of Community Future Design Center, Fukushima University 38 (1): 109-121, Sep 2026

調 査 報 告

東日本大震災前の帰還困難区域を含む市町村または地区（南相馬市小高区、飯舘村、葛尾村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町）および福島県海岸部における植物や景観等の状況(8)

あぶくま生物同好会　櫻井信夫
福島大学共生システム理工学類　渡部則子
福島大学共生システム理工学類　黒沢高秀

Plants and landscape before 2011 Great East Japan Earthquake in coastal area and the evacuation zone of the nuclear disaster in Fukushima Prefecture, Japan（8）

SAKURAI Nobuo, WATANABE Noriko, KUROSAWA Takahide

『福島大学地域創造』第37巻第１号よりつづく。本稿掲載分は『植物観察と採集日記 No.2（平成９年12月～平成19年６月11日）』の一部である。

2006年４月２日（南相馬市原町区馬場、浪江町南津島、川房）

午後でかける。原町横川ダムサイトの路傍の側溝と土止めの山斜面のコンクリートの垂直に交わる、わずかなすき間に群生しているアカネスミレの観察。ちょうど花が咲いている。すき間のために横に混み合って咲いている。昨年もここで花を眺める。

原浪トンネルを抜け、津島の下冷田の親和部落の山へ行く。コセリバオウレンの写真撮り。ちょうど３本咲いていて盛時で写真に収めてくる。アカネスミレは雨後のためか葉に泥がついているので写真にとらないでくる。

帰り矢具野で庭をながめてくる。エゾツツジ咲いている。

2006年４月４日（南相馬市小高区金谷）

小畑林道へ。この林道は原浪トンネルを浪江側から抜けたところから右に入る。浪江側から原浪トンネルを抜けるとすぐに右に入る林道がある。左側の広場へ車を置く。150mくらい進むと二岐になり、直進と左折になる。左側が広いのでその方に行くことにする。この林道の入口は橋から始まっている。野中沢一号線という名が付いている。そして隣に林道名の書いたコンクリートの碑がある。それによると「小畑林道」となっている。方角からいうに小高区の小畑の方に伸びているので、この辺の一帯の山地を小畑と呼ぶのかも知れない。沢沿いにトロ登りの林道である。橋を渡るとすぐにゲートがある。この近くに休憩小屋がある。昨秋来たときこの近くにキクタニギクが咲いていた。小高ではここにだけ生育している。少し行くと砂防堤がある。このところにヤナギの花穂のついた株あり。調べるとイヌコリヤナギ（FKSE35675）の雄株のようである。採集してくる。まだ葉が展開していないので、もう一度来て葉を調べてみたい。この林道はＶ字谷のような渓側に沿って走っているような感あり。支流の谷もすべてＶ字谷の山容を示している。ところどころ山腹には露出した岩場もみられるがめずらしくイワウチワはみられない。フキノトウが伸びたもの、つぼみのもの、入りまじっている。山足湿性地にネコノメソウも花を咲かせている。他にはまだ花らしい花はみられない。林道を横切って相福幹線の標識のある送電線がある。自動車の直行できる良い道路であるが、２㎞くらいから悪路になる。３㎞くらい進むと道もなくなり、山足になり、二岐に分かれて沢になる。この辺は伏流水で渓流もなくなる。尾根まで登らないでここからもどることにする。この道でキクザキイチゲの花１個みつける。あと花といえばバッコヤナギである。花にはまだ早いようである。でもチョウは飛んでいた。そろそろ暖かくなってきたので飛来するようになってきた。

2006年４月６日（南相馬市原町区馬場）

馬場林道へ行く。一昨年２回入ったが、今日は自動車でかなり奥まで入る。この沢もまた花らしいものはみられない。花といえばフキノトウぐらいである。樹木で確認できたのは、ミズナラ、ミズメ、ウダイカンバ、コナラ、カツラ、ヤマハンノキ、ミズキ、ウリハダカエデ、イヌブナ、チドリノキ、アカマツ、フサザクラ、ヤマザクラ。この林道はまだまだ先へ伸びているらしいが、私は午後から市史へんさん協があるので途中から引き返すことにする。途中の自動車までもどる。この林道からも五台山に登ることができる。登山口

の標識あり。10年くらい前キノコ取りに行き、道に迷って出たところがこの林道である。

2006年４月７日（南相馬市小高区金谷）

小畑林道近くから直進する林道へ入る（この前は左に入る）。野中沢第一号橋を渡って左へ伸びているのが小畑林道である。この林道に入らず、直進する林道へ入る。この沢もややV字形に近い沢で、この渓流に沿って伸びている。沢沿いは主にスギの植林が多くみられる。岩場のような急峻な山崖もあるが、イワウチワはみられない。尾根の方はアカマツの巨木やミズナラ林になっている。この林道入口の右の岩場にミツデウラボシが着生状に生えている。かなりの数である。道路もほぼ垂直で手入れされているので良好である。やや進むと砂防堤がみられる。この林道は登りがわりあい急である。とくにこの砂防堤のすぐ側を通って越すように道がついているためにかなり登りにある。コンクリートの堤にスギの丸太で囲んでいるダム堤であり、丸太で作った堤のように見える。この左の沢の支流にも作られている。ここを越えていくと、もう一つの堤あり。ここを越えると道は手入れされずバラや笹でヤブ道になる。沢も狭くなり、やがて沢沿いに尾根に通じるらしいが、時間もないのでもどることにする。尾根まで登ると、たぶん金谷峠の峰越林道に出るのではと思われる。まだ時期が早いので花らしいものはみられなかった。ネコノメソウがわずかに咲いていた。渓流にはヤマメらしい魚が少し生息がみられた。ミズメの幼木あり。

2006年４月９日（浪江町川房、南津島）

矢具野でヒラタケの菌植えつけ午後から行う。終わって大宮地区のフクジュソウを見に行く。花の盛時は終わって色があせている。キクザキイチゲがようやく咲き始め、バイケイソウの青い緑の葉の芽出しがみられた。他に花はまだ見られなかった。

2006年４月10日（南相馬市原町区馬場）

国見山へ登る。横川ダムサイトから国見山～高ノ倉線の林道を入り、展望台のある公園へ向かう。途中サルの群れに逢う。写真を撮っている人に会う。公園で自動車を下り、頂上をめざす。風が冷たく木々の花はまだだが、イワウチワの花がきれいに咲いている。道々ツツジを見ていく。まだ花も葉も展開していないのでふくらみかけた冬芽の観察する。アブラツツジ、ヤマツツジ、トウゴクミツバツツジ、ホツツジなどがみられる。雑木林の林床をロープで囲っているところあり。カタクリが群生している。葉が展開しているが蕾や花はまだ見られない。花が咲いたらさぞきれいだろうと思われる。この近くにケンポナシ１本あり。下に実が落ちている。昨年は相当成ったらしい。赤根沢登山口からの道と合うところに出る。休憩小屋もあり。ここから最短距離の登りと、ぶらぶらコースの回り道が分かれる。胸つき八丁の最短の登りを行くことにする。階段はあるもののきつい登りである。それにヒノキの植林であるので風情がなく、林床植物もみられない。また時期が早いこともある。山頂近くの尾根に出る。山頂からは原町市内、小高、鹿島の方面が一望できる。今日は少しかすんでいたので海は見えなかった。下りはぶらぶらコースをとる。頂上近くはやはり急峻であるが、すぐに傾斜がゆるくなる。尾根を下るのである。下ったところに神社があり、ここで左へ下ると赤根沢道への出合いに行く。右には広くてりっぱな林道が通っている。車の跡がみられることから、車が通行できることがわかる。どこから入ってくるのかさっぱり解らない。多分助常林道の方から登ってくるものと思われる。下の方に道が見える。この林道を少し散策することにして歩く。林道の尾根側の斜面は落葉広葉樹林と松の巨木の混成林で、シロヤシオの太い木もあり、ツツジ類も多くみられる。ブナの径木も何本もみられる。花の頃くればツツジの美観が待っていると思われる。今日はあまり先まで行かないで引き返す。赤根沢登山道との出合いまでは600mくらいある。ここから登ってきた道をもどることにする。

2006年４月14日（南相馬市原町区高倉）

10時半頃原町区高の倉日面沢林道を散策する。高の倉ダムを過ぎ、高の倉山への林道入り口より少し行くと、左に入る林道あり。この林道は手入れも行き届いている道で、奥が大分深いらしい。渓側に沿って道は続く。渓側はスギの植林もみられるが、渓側林も発達、林道の反対側の渓側は落葉樹の林床がきれいである。トロ上りの林道沿いには、キクザキイチゲ、これに混じってアズマイチゲ、ニリンソウ、カタクリなどがみられる。ユリワサビ、ミヤマキケマン、ニッコウネコノメ（FKSE35676）、タチツボスミレ、オオイトスゲ（FKSE37417）、カンスゲ、ヒナスミレなどもみられた。樹木では渓側、河畔林特有のフサザクラ、ミズメ、それにケヤキ、カツラの巨木、トチノキ、イヌブナ、コナラ、イタヤカエデ、チドリノキなどがみられる。ヒナスミレ、ニッコウネコノメを採集してくる。橋があり、それを渡って右の渓側（反対側）へ行くと、カーブになって、つづら折りになるところまで行き、そこからもどってくる。キツネノカミソリ、タマブキ、ヤマエンゴサクもあり。

2006年４月16日（浪江町室原大家老、川房、津島）

今日は川俣の女神山開きに行く予定だったが、朝雨が降っていたので中止する。水境にカタクリの花を見に行くことにする（雨が止んだ）。賀老まで行ったら古峯神社の祭礼の幟あり。お参りしてから行くことにし、さっそく参道を登る。距離は短いが急な道でつづら折りあり。拝殿とすぐ右の尾根の岩場に奥の院鎮座している。参道林縁にはヒナスミレが群生状態に生育。今が花盛りである。斑入りの種もある。先日日面沢林道で採集したのもこのヒナスミレである。以前この参道のスギの木にカヤラン着生していたが、今はみられないので消えたものと思われる。奥の院の岩場周辺にはシロヤシオとトウゴクミツバツツジが生育している。

参拝後矢具野からヤマボウシの木を運ぶ。昼食を駅前の長寿で食べる。

午後は水境へ。近くの農家の裏のカタクリの花を見に行く。このカタクリは川上の林地に群生地があるために、谷川を種子が流れてきて殖えたものと考えられる。川筋にはカタクリが川上より生育しているのがみられる。

2006年４月18日（浪江町昼曽根～南相馬市小高区金谷～川房八丈石山・ザルカブリ山～浪江町室原）

八丈石山からザルカブリ、国道114号線の仙人沢まで縦走する。四人で出かける。自動車は仙人沢トンネルの前におき、別の自動車で八丈石へ向かう。初めここから近い出水林道を登ったが、八丈石近くの出口のゲートの鍵が開かないので、仕方なくもどり、昼曽根から小畑街道の林道を登る。八丈石登山口に自動車を置き登る。八丈石頂上近くの鉄塔から南へ下る尾根道がザルカブリへの道である。ここからザルカブリへの途中までは初めて歩く道である。わりあい急峻な道である。少し下ると岩場のような松の大木が折れているところあり。そこからまた下るとザルを思わせる岩場（岩の重なり）がある。その側面の林は急峻で危険な斜面である。そこを通過してなおも下ると、また小さな岩場がある。ここが秋に道路整備に参加したときに八丈石から下ってきた組と出会ったところである。ここまでは昨秋にザルカブリから登ってきたところである。八丈石からザルまでの下り稜線上には３ヶ所の岩場に似たところがあり。そのうち２番目の岩場が大きく、その側面下りの斜面は急峻で危険である。ザルカブリからの仲入林道までは危険なところは下り口のところに多少みられる。八丈石から第三の岩場を過ぎるとアカヤシオが出現してくる。花が咲き始めであり、開花したものや、つぼみの株など多数見られる。今年は昨年よりも花着きが悪いようである。主に西側斜面に多く自生している。

ザルから下り切って、仲入林道からの稜線の道に出る。西側斜面にはアカヤシオが多く咲いていた。まだシロヤシオの花はみられない。この稜線を西に進み、送電線の管理道路が右にある。これを下ると仙人沢トンネルのある114号線へ出る。一見谷まで下るのだが、

全行程急峻な道である。途中に鉄塔があって見晴らしがよく、眼下に大柿ダムが見え､遠く太平洋を望むことができ景観すこぶるよい。下る途中アカヤシオの花が咲き、早春の山を飾っている。途中イヌブナの芽生えが数多くあり、初め何の芽生えかと好奇心をふくらませる。そろそろ木々の芽もふくらみ、葉を展開し始めているものそれぞれである。

谷に下ると渓流沿いにミチノクネコノメソウ、ヒナスミレ、ツルネコノメソウが咲いている。下る途中の向陽の地にはマキノスミレも多くみられた。イワウチワは花期も過ぎ､色もうせて白く見える。谷からまたひと尾根を越すが、これは低いので苦にならず、これを越すと114号線の仙人沢トンネル入口である。尾根の上に赤白の鉄塔あり。この尾根の谷川斜面にイワウチワ群生。無事114号に出る。矢具野へ行き昼食をとり､昼曽根から八丈石へ自動車を取りに行き、金谷へ出て帰る。

2006年４月21日（南相馬市小高区岡田、双葉町山田、両竹）

午後桜の巨木の散策をする。初めに岡田北ノ内の墓地にあるエドヒガンの巨樹を見る。今が見頃で遠くからも目に映る。樹形は根元から二岐に分かれ、各樹幹とも通直で、太さといい申し分のない巨樹である。二岐の各１本を見ても、小高神社のエドヒガンよりはるかに太い。樹高､枝張りといえ天然記念物に指定しても当然である。もっと早く気がついていれば神社の申請をはずして、この樹を候補として申請していたはずである。

双葉町富沢のたね蒔き桜（ヤマザクラ）の巨木を見る。目通しを測る（５m近くある)。枝張りは広がりはないが、樹幹のたくましさにははく力が感じられる。天然記念物に指定されるべき巨木である。花も見頃であった。

双葉町両竹の墨染め桜｡県の緑の巨木に指定されたものであるが、柵や標柱は倒れ、予算がなくて整備できないとのこと。枝も枯れが目だち、このままでは消滅のおそれあり。

双葉町両竹の八幡神社のモッコク。目通し1.8mくらいあり。この樹林にはこの他にアカガシなど暖温帯の樹木多数あり。

2006年４月22日（南相馬市小高区岡田、飯崎、大井～東町）

桜の写真撮り。午前、昨日見に行った岡田北の内の墓地にあるエドヒガンの写真を撮る。少し満開は過ぎていたが、青空にくっきりときれいに映っていた。

飯崎のシダレザクラ（町指定の天然記念物)、こちらも盛りが少し過ぎていたがまだきれいに咲いていた。

午後大国様まで歩き、帰りがけ善丁橋（ゼンチョウバシ）を渡ってすぐ右にある廃田の側溝辺りにある柳の雄株を採集してきて調べる。タチヤナギ（FKSE35672）である。雄蕊３本離生、腺体２、花糸の下半分に長軟毛など区別点明らか。

2006年４月23日（南相馬市鹿島区橲原～小山田、原町区牛来）

鹿島区の橲原（八木沢街道へ出る道）へアカヤシオの確認へ行く。八木沢道へ抜ける中間点あたりの左側の山頂近くにアカヤシオの花を確認する。この山の中腹以上に生育。ここに集中してかたまっているが、ここから先は２本くらい確認する。路傍にヒナスミレ咲いている。サワグルミの巨木が渓側に１本みられる。この流れを南真野川というとのこと。この橲原道の少し手前に私有の林道あり。入ると間もなく右に渓谷がみられ、南真野川の支流らしい。渓側には岩上にイチリンソウが花を咲かせている。周辺にはトリカブト、ユリワサビ、カタクリ、タチツボスミレなどが生育していた。

橲原～小山田線という林道に入る。途中に溜池あり。水面近くの斜面に小低木のヤナギあり。調べるために採集してくる。ここから進むとＴ字路があり、左へ行くと溜池あり。すり鉢で周辺に湿地がないような溜池である｡この道路沿いに化石の出る発掘現場がある。泥岩層が斜傾している。Ｔ字路へ出て右へ進むと小山田である。小山田の奥がベコ湯である。ベコ湯から山ろく線に出て原町へ帰る。

帰り、南相馬市博物館へ寄る。今日から特別展「南相馬市の生き物～ふるさとの植物と動物」を見学する。ちょうど稲葉学芸員と薄葉先生も来館している。話を伺いながら一緒に見学する。イセウキヤガラについて話される｡小高川河口に生育していないかとのこと。生育時期に調べてみたい。ノウルシの花の盛時に電話することにする。

2006年４月28日（浪江町川房、南相馬市原町区大町、矢川原、小高区塚原～村上）

東北緑化環境保全の昼食会と今後調査の進め方について。

会議は正午からのために、午前矢具野でコゴミ、イラクサ採りをする。コゴミは少し時期が遅く伸びている。イラクサも少々小さい。

正午原町五月寿司へ行く。昼食をとってから資料に基づいて（昨年の調査のまとめ）話し合い。反省をふまえてこれからの調査の方法を話し合う。大すじでは昨年と同じ方法で、昨年は９月からの調査だったので本年度は５月から８月までの期間である。昨年の調査に今年度の新しい確認種をつけ加える。貴重種については写真をつける。調査中に概要を報告する。

帰り矢川原の墓地の近くにアズマギクがあったので写真撮りに行く。ちょうど花が咲いていたので収める。この近くの土手や伐採地の向陽地にサクラスミレ生育。フモトスミレと思って採集したが、図鑑で調べてみたらサクラスミレ（FKSE35648）である。他にマキノスミレ（FKSE35662)、ニオイタチツボスミレがあった。

塚原のクリーク周辺田んぼのノウルシを見る。この周辺は圃場整備が始まっているために、昨年ほど花が咲いていない。それでも盛りに近いものもみられる。前河浦周辺にもみられ、小高町のこの辺一帯に広く自生しているものと思われる｡海岸林の中にもみられる。薄葉先生にこの旨連絡する。クリークの両側のヨシ群落の中にもあるが、圃場整備によって大部分が失われるのは残念である。花盛りには菜の花畑のように側溝辺りに咲いている。

2006年４月30日（南相馬市原町区馬場）

横川ダムサイトから国見山赤根沢登山道を入り、名水湧出場がある。その少し先から左に入る林道が赤根沢林道である。昨年はゲート前に自動車を置いて歩いて１㎞くらい入ったが、今日は鍵があるのでゲートを開け車で入る。1.5㎞くらい進むと右へ入る林道あり。直進しないで右折してこの林道を入る。今日の目的は、この林道が先日来た国見山の裏の林道へ出るかを確かめるためである。急な曲折道路を登り尾根を越えると下は高ノ倉の上流である。道は下りになる迂回しながらやや進む。広場があったので車を置いて歩くことにする。チョウや草花を散策するには歩かないと意味がない。山腹を平坦な道を進むと上の方に上がっていく道がある。これが国見山の裏を通っている林道であると思われたが､今日はそこには行かず、この道を進むことにする。やがて迂回しながらつづら折りの坂道になる。下の谷底に下っていく。支流と思われる渓流沿いに下る。砂防堤があちこちに作られている。この工事月日を記した銅板のはめ込みをみると、この沢は七曲沢ということがわかった。稜線からのひだ毎にある支流の一つである。渓流沿いと渓流の中（湿性地）でみられる草本類。ヤマエンゴサク、ツルキンバイ、トウゴクサイシン、ヘビイチゴ、ヒゲネワチガイソウ、タチツボスミレ、ネコノメソウ（FKSE35667)、ミチノクネコノメソウ（FKSE35666, 37423）（図１Ａ)、ツルネコノメソウ（FKSE35665)、フキノトウ（フキ)。ずい分下ってきたので､最後まで見とどけないでもどることにする。おそらく高の倉の上手に出るものと思われるが、現在ではこの林道は使われていないようである。だんだん下るにしたがって道が悪くなっていく。樹木はケヤキ、カジカエデ、クロモジ、アサダ、イヌブナ、イヌシデ、アカシデ、ハウチワカエデなどがみられた。

赤根沢林道の本線に出る。この林道の終点を確かめるために直進する。いくらか迂回しながら進む。まだ途中のエドヒガンはツボミが多く、咲き始めというところである。深山のために寒いのかも知れない。林道沿いにはタチツボスミレ、エイザンスミレ、ニリンソウ、キクサキイチゲなどが咲いている。この赤根沢林道はどこにも



図１．東日本大震災前の帰還困難区域を含む市町村および福島県海岸部の植物や景観等１．
Ａ：渓流沿いのミチノクネコノメソウ（南相馬市原町区馬場、2006年４月30日撮影）.
Ｂ：クリーク周辺のノウルシ（南相馬市小高区塚原、2006年５月５日撮影）.
Ｃ：クリーク周辺のサデクサの芽生え（南相馬市小高区塚原、2006年５月５日撮影）.
Ｄ：サデクサのビオトープへの移動（南相馬市小高区塚原、2006年５月15日撮影）.
Ｅ：岩場斜面のコモウセンゴケ（富岡町小良ヶ浜、2006年９月26日撮影）.
Ｆ：クリークの埋め立て（南相馬市小高区塚原、2006年11月10日撮影）.
Ｇ：洞窟入り口のミツデウラボシ（南相馬市小高区蛯沢、2006年11月10日撮影）.
Ｈ：フチゲオオバキスミレ（南相馬市小高区大富、2007年５月５日撮影）.

抜けることができず終点にくる。終点の標識が立っていて道は行き止まりである。入口のゲートから約４㎞くらいである。この林道は手入れがされていて林道としては良好である。渓流沿いにはチャルメルソウの花盛り、クリンユキフデの群生はまだ葉のみである。花は咲いていない。ケヤキの巨木もみられる。

2006年５月５日（南相馬市小高区塚原、村上前河浦）

塚原クリーク周辺の植物調査。分類学を研究（特に水生植物を研究）されている、いわき市の薄葉満先生来町されたので一緒に散策（案内しながら）する。かねてからノウルシの生態を見たいということで、今が花盛りなので知らせたので今日来たわけである。ちょうど花盛りで今が見頃なので、たんねんにその生態や形態、分布状況を調べていた。クリーク両側の田んぼや水路辺りに群生、クリークのヨシ谷地にも生育している（図１Ｂ）。

ここから前河浦の周辺に行く。浦近くの道路の東側にも、浦のすぐ北や南の方にも断続して分布､小高ではこの浦をはじめクリーク、海岸林と一帯に分布域を広めていることがわかる。前河浦の海岸よりの南北に走る道路の東（海より）に、もとは前河浦であったと思われる低地の谷地にオオクグらしきもの生育している。薄葉先生は同定するために採っていったが､カサスゲにも似ている｡小生もとってきて同定してみることにする。ここに小高では今ではめずらしいセンダイハギが花を咲かせている。７～８本である。昔は塚原と村上の海岸林の道路の側辺にたくさん生育していたが、道路拡張のために消滅。角部内海岸の湿地にもみられたが、今ではその姿を消している。ここにあるのは当時からあったものの残存と考えられる。今まで気がつかなかった。この辺の海岸一帯に生育しているのはメダケと思ったが、薄葉先生はヤダケという。同定の決め手は、ヤダケは各節から枝が１本ずつ出るという。これも１本である、ただ枝分かれしているので何本も出ているように見える。上部は２出ているのもここではみられる。メダケは各節から少なくとも２～３本ずつ出るという。しかし鈴木貞雄氏の『日本タケ科植物総目録』には枝のことは書いていない｡他に海岸特有の植物としてカジイチゴ(花がある)､ツルグミ（実がついている)､オオバイボタ､イボタノキ（海岸特有ではない)､モチノキ（今が花）（特有ではない）がみられる。

クリークに挟まれたサデクサの自生地で芽ばえを見ることにする。昨秋採った種子を４月に蒔いたら発芽し、本葉があの特有の剣形になったので、今頃が発芽して本葉の出る頃と思われたから、それを確かめに行く。まちがいなく家のプランターで発芽した形と同じものが、発芽して本葉も１～２枚と伸びていた（図１Ｃ）。サデクサは発芽は良好であることがこれで確認された。ここにはちょうどベニシダの群落もあり。紅い色をしたまだ伸びきらない若芽の葉が30㎝くらいに伸びている。

2006年５月15日（南相馬市小高区塚原）

サデクサの移動作戦。塚原地内、クリークのヨシ谷地に生育するサデクサを、東の方の小高川堤防近くの特別に設けられた地に移動する（ビオトープ)。請戸川土地改良区から１名、区役所から３名、県農林事務所から５名、塚原・大井地区民多数参加する。サデクサの特性や移動の注意事項などを話す。移動先が人工的に作ったもので、生育環境は良好とは言えない。しかしここ以外にどうすることもできないので、サデクサといっしょにヨシや自生地の雑草もいっしょに移植することにする。そうでないと、太陽光が強すぎることと、成長にしたがってもたれかかるものがないからである。それに植物は他の植物と共生する（生態系）からである。サデクサを移植する班とヨシなどを移植する班に分かれて行う（図１Ｄ)。作業は約１時間半くらいで終了する。

移動を試みたが、その活着については必ずしも保障はできない。環境が大きく違うからである。サデクサは（他の草もそうだが）生育地がその生育に大きく関係していることは事実である。周辺に同じような環境があっても、そこには生えないで、ただあの一角にだけ生育している。雑草というものは強いようではあるが、案外忌地現象をもっているように思えてならない。種子をまいてもよく発芽しないのに植木鉢などやコンクリートの割れ目などにひょっこり芽を出していることがある。実に不思議である。

2006年５月17日（南相馬市鹿島区上栃窪）

鹿島区の梵天岩と梵天（ボンテン）の滝へ行く。４人で同道する。八木沢峠を越えるとすぐのところから右に入る林道あり。植畑林道である。この林道は鹿島区の立石・栃窪へ抜ける。途中に助け観音様もある。林道を入ってしばらく行くと左に入る林道あり。この林道は通り抜けはできないが、立石鍾乳洞への道でもあり、洞の手前で終わっている。これを入っていって途中に梵天の滝の入口標識がある。ここに自動車をおき尾根道を歩く。滝は飯舘村との境（八木沢峠）の方から流れてくる水流であるとのこと。したがって滝もその方向にある。尾根は雑木が主で植物散策には良い。ミズナラ、イヌブナの巨木などもみられる。この山地一帯は滝の方も含めてシロヤシオが生育している。途中から右へ入る尾根道がある。ここを進むと梵天岩である。尾根の突端に近くなると馬の背のようになり、大きな石が露出し突端に出る。ちょうど手倉山の環境に似ている。植生もハナヒリノキ（FKSE31087)、シロヤシオ、オノオレカンバ（FKSE31089)、トウゴクミツバツツジ、ネジキ、コメツツジ(FKSE31088）が生育している。コメツツジは手倉山でしか見たことがなかったが、ここにも生育している。イワタケもへばりついていた。

滝への道へともどる。この辺一帯には特にシロヤシオの巨木がみられ、花をつけているのもみられるが、今年は不作でほとんど花をつけていない。トウゴクミツバツツジはいくらか花をつけている。滝への道は尾根から斜面を急峻な道を下りになる。ロープをはってあるところもあり、道なき道といった感じである。谷底に向かって下ると山腹を滝に向かっていく。ここもロープにつかまっていく。やがて滝ツボの上に出る。下までは特に急峻なためここから眺めることにする。滝は斜めに滑るように落下している。水量もあり音を立てている。滝ツボの両岸は垂直岩場になっている。この支流の沢でトウホクサンショウウオの卵をみつけた。ここで弁当を食べる。降りるときは急峻だったので上りが心配されたが、胸つき八丁の方が私には楽である。山登りは上るより下りの方が疲れる。この斜面の植生はシロヤシオの巨木、ミズナラ、イヌブナ、ブナなどの落葉樹の巨木が多く、まさに極相林である。シロヤシオも200年くらいはすぎていると思われる。この自然をこのままいつまでも残していきたいものである。

尾根に上り、帰りも植物散策しながら、ミズメの樹液の香をかいだり、展望したりリラックスして帰る。滝入口の本道に出る。この林道を終点まで下ってみることにする。道路は舗装されていて、この道が通り抜け出来ないとは思われない道である。何かいもカーブしながら谷底へと急な道を降りていく。やがて谷底近くになると道は終わりである。砂防堤が築かれている。ここから鍾乳洞まではかなり歩くらしい。今日はここから引き返すことにする。抜けられると思ってここまで来る自動車がある。私たちが居る間にも２台の車がもどる。入口に通り抜けできないの標識を立てておけばよいのにと思った。

2006年５月24日（南相馬市鹿島区橲原、小池）

午後鹿島方面へ行く(チョウ､トンボの調査)。橲原。カラスビシャク。

風穴の溜池。ウスベニチチコグサ（FKSE39270）（帰化)。つつみの下に湿地帯あり。ヤチカワズスゲ（FKSE31098)。

小池・安養寺の前の溜池。

2006年５月26日（南相馬市原町区高倉）

国見山へ登る。高の倉側から自動車で林道へ入る。公園まで行かないで手前の沢道を登る。この沢道は以前登ったコースである。路傍山縁にギンラン（FKSE31147）が生育している。ササバギンラ

ンもみられる。ギンランは福島県レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類になっている。植物、チョウを観察しながら登っていく。ギンランは最近目にしたことはなかったが、こんなところに生育していた。花の時期に歩かないと見落とすことが多く、知らないで見過ごしてしまう。赤根沢登山口からの合流点近くから､急峻な近道を選んで登る。ヒゲネワチガイソウが群生している。山頂で昼食をとる。原町市内が一望できる。少し霧がかかっている。下山は北側の尾根・山腹を下ることにする。特に道はなく、ここを下ると駐車場に出るとのことであった。山腹はせまり、沢になっていく。マルバダケブキ、シドケ（モミジガサ)、ヒゲネワチガイソウ（FKSE31146）など群生している。この沢をそのまま下ればよいと思ったが、左へ左へと歩いた。尾根に出たり、また山腹を横切ったりして、国見山の北側をまいて歩いた。方向が定まらず沢へ下ろうとしたが、これでは危険なのでまた見通しのきく尾根へ登ることにする。ようやく先に下った国見山頂へ行く尾根に出る。振り出しにもどり、ブラブラコースを降りてくる。山頂は一つでも裾は広がっていて、ひだのような尾根は頂上からいくつも伸びている。一つひだを越せば反対の方向へ行ってしまうおそれがある。山は危険である。慎重に行動しなくてはならない。

2006年６月23日（川俣町山木屋）
あぶくま生物同好会総会を山木屋の水境で開催。始める前に水境周辺でチョウの観察と植物散策をする。シオデ（FKSE31107）とクロウメモドキ（FKSE31106）を採集してくる。会場の「ひなた」の西に湿地帯あって、以前に植えたミズバショウが葉を伸ばしていた。

2006年６月27日（相馬市磯部松川浦）
相馬の教育会館へ行った帰り、松川浦へまわる。ちょうど霧雨になり、思うように散策することができなくて、残念だった。ナガミノオニシバが花盛りであったので、写真に収め、数束採集してくる。ハママツナなど若芽が伸びていた。ハマサジのロゼット葉が大きく広がっていた。

2006年８月３日（南相馬市小高区村上前河浦、浦尻、原町区小浜、鹿島区烏崎、原町区益田）
知人と海岸散策。前河浦のサデクサの群生地散策。
浦尻海岸のハマナデシコやその他の海岸植物散策する。昨日行って写真を撮ってきたので今日は案内だけ。
原町の小浜海岸のハマギクの自生地を案内してもらう。海崖とその下の海辺道路まで群生状。以前は消波ブロックもなく、海岸の道路もなかったので、ここに来ることができなかった。それでハマギクの自生地は相双地方にはないと思っていた。ハマボッス、ハマゼリなど生育。オカヒジキ。
鳥浜へ行く。広い砂浜があり公園化されていて、海浜植物でも植栽されたものがある。自生しているもの。シロヨモギ、オニハマダイコン、ウンラン、ハマボウフウ、マルバアカザ、テンキグサ、コウボウムギ、ケカモノハシ、ハマヒルガオ。植栽されたもの。トベラ、ハマナス、シャリンバイなど。
太田益田地区の用水路に咲くコウホネを見る。リボン状に流水になびくミクリもみる。

2006年８月23日（双葉町上羽鳥、下羽鳥、新山）
双葉町上羽鳥、下羽鳥の溜池散策。
上羽鳥の沢入溜池。昨年ナガエミクリを採集したので、もう一度周辺を調べるために行く。しかし今年は水量が多く平地が全然なく水没し、ナガエミクリは１本もみられない。ミズユキノシタも水没している。ただ水面に浮遊していたイトモ（FKSE34358，37106）を採集してくる。ヒルムシロとヒツジグサ生育。
山田迫（下羽鳥）の溜池周辺。水草なし。周辺の水辺にショウブ多い。辺りの草むらにコバノカモメヅル（FKSE35224）あり。
下羽鳥の川原迫の溜池。ヒシ群生。花を咲かせている。溜池下の畦にハシカグサ（FKSE35229）あり。採集してくる。
午後陳場沢の湿地帯へ行く。確認した湿地植物。サギソウ、トキソウ、ムラサキミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、コアナミズゴケ、コマツカサススキ、コオニユリ、サワギキョウ、カモノハシ、シカクイ、コイヌノハナヒゲ、カキラン、アブラガヤ、トンボソウ、ヤマラッキョウ。

2006年９月26日（富岡町小良ヶ浜）
小良ヶ浜に行く。小良ヶ浜の旧漁港近くの岩場斜面にコモウセンゴケ（FKSE33714，37196）自生している（図１Ｅ)。届くくらいは限られた範囲に生育。大小さまざまである。時期が少し遅いので花穂はどうかと思ったのだが、長く伸び種子がついている。それでも巻散花序の先の方にまだ開かない蕾があり、花弁はピンク色をしているのもあり。花が紅色ということで、まさしくコモウセンゴケであることが確認できた。日かげになっているところのものは、葉が緑色をしている。他は赤褐色をしている。『福島県植物誌』では北限は宮城県亘理郡とあるが、県内では四倉町とあり、それより北では見られなかった。

2006年10月29日（南相馬市小高区大富）
午後大谷口林道（大富東畑）にきのこ取り。大谷口のミドリシメジ取りに行く。林道を入ってから500ｍくらい、右に送電線への管理道を登る。途中に左へ登る。ミドリシメジの城である。昨年は11月１日に来たが、ちょうどよかった。今年はやはり出ていたが、少し遅く流れる手前であった。それでも三人で取ってくる。帰り犬塚林道へ入る。雑木林に入ってみるが、きのこは取れない。ここで斑入りのアセビを採集してくる。斑入りは大変にめずらしい。鉢植えにする。この山にイカリソウみられる。

2006年10月30日（葛尾村葛尾、浪江町小丸）
葛尾にきのこ取り。葛尾地区は杉林が少なく雑木林が多くあり。今頃の節はクリタケ（ヤマドリモタシ（アカンボ））が盛期、しかし本年は流れ気味のものが多くみられる。雨が多かったからか、温暖のためか？　いくらか取ってくる。
高瀬川（紅葉はまだ早い）の神鳴り近くのモミ林からアカハツ少し取ってくる。

2006年10月31日（南相馬市小高区金谷）
小畑林道。金谷部落から間もなくのところから左に入る林道へ入る。この林道は以前からよく行っていたところで、入るとすぐの杉林から登る道と、直進して２つの沢に入る林道があった。現在は直進して上の２つめの沢から、もとの杉林の道路に出る新しい林道ができている。今日はその林道を上る。杉林から登る合流点まで行く。先日きたときセンブリが多くあったので、それを採集しながら行くことにする。センブリは時期が過ぎたのであまり予想より採れなかった。先日（７日）の風雨で傷んだためもあり。午後出かけたので山中には入らず林道だけを歩く。花はサワアザミ、オヤマボクチの枯れかかったもの、センダイトウヒレン、ヤクシソウ、キッコウハグマの花もわずかにあり。イヌガンソク（FKSE34602，34603）を採集してくる。

2006年11月10日（南相馬市小高区塚原、蛯沢）
塚原・蛯沢平五郎の溜池へ。塚原のクリークと周辺を散策。ブルドーザーが何台も稼働し､いよいよクリークは姿を消すことになる。最後の状況を写真に撮ってくる（図１Ｆ)。周辺休耕田のミズアオイの群生地を見る。ほとんど枯れかかり､種子も落ちたが､少し残っているものを写真に撮る。種子を少し採集してくる。10月に移動作戦で移植したミズアオイの状況を見る。植物体は枯れかかっていた。種子は落下したと思われるが、移植時に弱っていればどうか心配である。来春の発芽を待ちたい。

平五郎の溜池（三つあるまん中の溜池）に行く。溜池近くの洞穴入口にミツデウラボシ（FKSE30499）の写真撮りに行く。３裂したものから小さいものまで群生している（図１Ｇ）。近くにオヤマボクチとツルリンドウがあったので写真に撮る。この溜池にはキンランも生育していたところである。この池の下の山縁にリュウノウギクの花が少しみられた。リンドウの花がきれいに咲いていたので数本採集してきたので花びんに活ける。ミツデウラボシは砂岩などに付着して生育しているが、３裂（ミツデ）した葉のものはほとんどなく、小さな楕円形のものが大部分である。しかしこの洞穴の入り口にあるものは小さいのもみられるが大葉も多く、３裂している葉もみられる。洞穴で暖かいためだろうか。大変めずらしい。

2006年11月14日（南相馬市小高区塚原）
塚原クリーク林のサデクサ移動（ミズアオイも）について現場確認に行く。朝、請戸川水土里ネットワークから電話あり。工事関係者と移動地（自生地）と移動先の現場を確認する（請戸川水土里ネットワークと工事関係者３人）。移動方法は、種子が落下しているので、その表土を削り取って、移動先まで運び、その土を散らすようにして、土ごと種子を蒔くようにする。伐採されたクリーク林（自生地）を写真に撮ってくる。表土をはがしている様子も写真に写す。移動先は春にサデクサ、10月にミズアオイを移動したところで、人工池（ビオトープ）のそばである。

2006年11月25日（南相馬市小高区金華山）
シダ植物を観察しながら金華山へ登る。ほとんどが夏緑性のために個体類も種数も少ないので見ることができなかった。シシガシラだけは実葉が残っているし、裸葉も常緑のために多く生育していた。夏緑性シダは殆ど枯れている。散策道にタツミナソウの茎葉がまだ残っていた。花のがく片が２個ずつ並んでいた。茎葉に毛が密生している。来年観察に行ってみたい。鳥が散布したと思われるが、カクレミノの幼木あり。めずらしいので採取して来て鉢植えにする。イヌツゲと思われるが、幼生か萌芽枝か葉が大きいものが地面を這うように生育している。ちょっとみるとツルマサキのようにも思われる。採集してきたので調べてみたい（イヌツゲである。葉の裏に油点あり）。体調が思わしくないので頂上の少し先まで行ってもどってくる。遊歩道や頂上付近に樹木を植えてある。自然の環境では自生地以外の木の植樹は違和感を覚える。枯れかけているシダを採集してきて調べる。ハリガネワラビである。裂片の下部に胞子のうがついている。

2007年４月10日（南相馬市小高区大井）
善丁橋の北側たもとの側溝からヤナギ採集してくる。雄蕊３本・腺体２でタチヤナギ（FKSE30864）の雄株である。葉がまだ展開不充分なので、成葉になってから葉を採集して観察をしたい。

2007年４月11日（南相馬市小高区小高、大井）
浮舟橋のすぐ西側からヤナギ採集してくる。何本か生育していたが、いちばん西よりにある花穂が小さいものを採集してくる。調べた結果、シロヤナギかコゴメヤナギらしい。コゴメヤナギに近いようでもあるが、成葉になってからもう一度同定したいと思う。標本には13日にする（びんにさしておいたもの）。
浮舟橋の東側河川敷からバッコヤナギ（FKSE33718，33734）の雌株採集してくる。標本にする。

2007年４月12日（南相馬市小高区小高）
昨日採集した浮舟橋の西側から３種採集したが、バッコヤナギ（FKSE30865，30866，33731）の雌株と雄株であった。13日標本にする。成葉時にまた採集したい。
11日採集したシロヤナギ（FKSE33732）の写真を撮る。
幼植物の同定依頼。自宅の後の河川敷から採ったとのこと。二葉と種子のからが付いていたのですぐに同定できた。オオブタクサ（クワモドキ）である。河川敷には最近オオブタクサの群生がすごい。いって確かめたら幼生がいっぱい生えていた。夕方自宅を訪問して図鑑で説明する。庭には野草がたくさん植栽されている。山野草が大好きとのこと。

2007年４月13日（南相馬市小高区東町）
小高市立病院のまっすぐ北の河川敷からヤナギ採集してくる。同定の結果タチヤナギ（FKSE33733）。雄蕊３本。雄蕊３本のヤナギは少ない。

2007年４月14日（南相馬市小高区村上前河浦、塚原、浪江町津島、赤宇木、南相馬市小高区羽倉～北鳩原）
前河浦に行く。昨年薄葉さんと散策したときコゴメヤナギらしいとのことだったので、花を調べようと思って行った。しかし切り倒されたのか見つけることができなかった。サデクサはまだ芽が出ていない。ノウルシが葉を伸ばしていた。
昨秋移動作戦でサデクサの移動地を見る。この移動は植物体を移動したものではなく、秋に種子が落下したので、その表土をはぎ取って運び、その土を蒔くように表土を敷いたもの。そのときノウルシもいっしょに根が運ばれたと思われる。もうノウルシの花が咲いていた。まだサデクサは確認されなかった。ミズアオイも表土の移動をしたが、よく確認できなかった。芽だしの頃によく観察したい。あのクリークはすっかり耕地にされ、クリークがあったことなどうそのように変わっていた。人間の自然破壊はすさまじいものを感じた。
帰りがけ小高川でヤナギ採集してくる。荒町踏み切りを越えた左側の家の３軒目の後ろの川辺りから２種、オノエヤナギ（FKSE37526，37527）の雌株らしい、開花が他のヤナギより早いようで、花柄が枯れかかっている。雌花穂も色が変わっている。成葉の時季に採集してまた調べてみることにする（標本にする）。
午前中水境の知人宅まで行く。チョウの情報をきくため、カタクリは盛りが終わったとのこと。里の方より半月くらい気候が遅れてサクラは咲くが、カタクリは根が深いために気温の影響を受けないので早いとのこと。これは林床植物に共通することと思われる。山ではコブシが咲き始め。
小阿久登をまわり帰るが、手七郎に抜ける道路沿いのエドヒガンは無残にも南半分が根元から倒れている。原浪トンネルを抜け、羽倉から北鳩を経由して帰る。

2007年４月22日（南相馬市小高区大井、小高）
小高堤で植物写真を撮る。昨日は小高堤を歩きコゴミ取りをする。今年は遅いのか毎日見て歩いたが、コゴミの芽出しが見られなかった。それがたまたま伸びているのが目に入ったので、河川敷に下りてよくみたら伸び過ぎたものや、芽出しのものなど多く出ていた。今日は今まで寒かったのがうそのように暖かいので急に伸びたものと思われる。最近気がついたのだが、ムラサキケマン（FKSE30879）に交じって花色が白く、先だけが濃い紫色のムラサキケマン（FKSE30645）あり。大変きれいな花である。それで今日写真を撮りながら採集に行く。ムラサキケマンと同居したり、その周辺に自生している。今のところ浮舟橋と妙見橋の間に多い。ムラサキケマンも最近群生して到るところでみられるようになった。今日写真に撮ったのはムラサキケマン、シロヤナギ（FKSE31496）（浮舟橋のすぐ西にあったもの）である。ヒメオドリコソウも到るところに群生しているのがみられるようになった。

2007年４月23日（南相馬市小高区大井、小高）
小高堤でヤナギ採集。善丁橋のすぐ西にあるヤナギはタチヤナギ（FKSE30878，33715）の雌株である。同定のポイントは子房に柄があり、花柱はほとんどなく、柱頭は２岐、長三角錐のようなへん平、腺体１。そのすぐ西にある株は花盛りでよく目だつ。これは雄株である。ポイントは雄蕊が３本で腺体は２本、花糸の下部有毛、苞は

長楕円形有毛。浮舟橋のすぐ西にある株のうち、きれいに咲いているヤナギは初めコゴメヤナギと思ったが、花穂が２㎝以上と長いこと、苞や花糸の有毛などからシロヤナギと同定する。『福島県植物誌』には会津と中通りには普通とあるが、浜通りには記載がない。浜通りではめずらしいらしい。

2007年４月26日（双葉町新山、中浜、山田、鴻草、浪江町藤橋、室原、川房）

郡山から昆虫関係の研究家、三田村博士が双葉・浪江の生息状況を確認に来る。

双葉町民俗資料館で新しく就任した館長に会う。そのうち三田村先生来館したので出掛けることにする。目的はイラクサ科を食草とする「ガ」の幼虫を見つけることである（ガの名は専門外のため忘れる）。

前田川鉄橋下の堤防を見るが、食草とするカラムシ（クサマオ）がみつからないので、茗荷沢林道（双葉バラ園の西から入る）に行く。入って500ｍくらいのところのクワ畑の荒地に幼生が花柄とともに多く自生。これは葉の欠刻などからヤブマオらしい。幼生のためまだ判別がむずかしい。これに幼虫がいるのが確認された。幼芽の葉をまるめ、その中に入っている。長さ２㎜、太さ0.5㎜くらいの小さいものである。三田村先生は採集したが、これが果たして目的の幼虫かどうか、帰ってから調べてみないとわからないと言う。ここの畑地にヒメイズイが伸びていた。花はまだ咲いていない。

鴻草（双葉町）の山下地内の田んぼにメダカの採集に行く。部落から東の方へ入ったところで、常磐線の近くである。メダカは多く生息している。線路近くの斜面にスミレ（マンジュリカ）が花茎を伸ばしている。

浪江町藤橋国道６号線の橋下近くの田んぼの土手。カラムシ多く生育。幼虫も多くみつかる。

室原。旧用水跡のある右側に上る途中にカラムシあり。幼虫みつかる。

矢具野でミヤマイラクサを見る。今年はまだ出ていない。コゴミも遅れたようである。

2007年４月28日（浪江町権現堂、西台）

藤越の裏の堤防散策する。ショカツサイ（FKSE33690，39494）が野生化、これは角果である。もう一種果実が円いうちわ形になるものあり。あれがショカツサイと思っていたらゴウダソウという別種である。今まで花だけまんぜんと見ていたので混同していた。西台側の川辺りのハチク林にカテンソウ（FKSE33720）群生していたので採集してくる。

2007年４月30日（南相馬市小高区大富）

晴れて暖かいので大富東畑の大谷口林道へ行く。送電線への支流でなく、その次に右に入る林道あり。この林道は以前からよく行っていたところで、最近伐採したところである。入口に作業の危険を防ぐために普通の日はロープを張ってある。ここにバイクをおいて山道へ入る。200ｍくらい進むと、昨年道に迷って下った沢（支流）が左側にある。そこから少し進むと右へ折れる林道あり。これは、この林道を登っていくとすぐに分水嶺に出て、この尾根の右側は上の方までほとんど皆伐されている。そこは板木沢林道から入ってくると左側の斜面になる。昨年も来たが、板木沢林道からも何回か来たところである。今日はこの林道を右へ折れないで直進する。この沢道は17年くらい前板木沢林道から入って先ほどの分水嶺を越えて下った沢であるが、現在では昔の面影はなく、ほとんど様子が一変してわからない。この沢はそんなに深くない。すぐに伐採された山に出る。伐採のときの道を登っていくと頂上で行き止まりの状態である。先は今登ったところより上の方へ出る。つまり直進してきた道の上の方につながっている。

今きた道を下る。沢道に出たので更に直進する。今登った頂上からの下り道と合う。この先はやぶで行き止まりらしく斜面を谷を登ることになる。やぶをこぎ、右の斜面を登ると板木沢林道からも入れる。先ほど挙げた伐採地の尾根に出る。この尾筋を下って直進した沢の林道に出る。今咲いていた花。タチツボスミレ、マキノスミレ、ヤマブキ、ヘビイチゴ、ミヤマシキミ、カキドオシ、オオバタネツケバナ、モミジイチゴ、マルバスミレ、ヤマザクラ、ラショウモンカズラはつぼみ、ヤマツツジ。イノシシの足跡多数あり。

2007年５月３日（相馬市初野～宮城県丸森町大内、相馬市初野、坪田）

相馬市天明高原ゴルフ場近く道路周辺散策。ゴルフ場へ行く道を入り、旗巻峠の道へ出て帰る。ゴルフ場の少し手前の道路沿い。マキノスミレ（FKSE30867）、キジムシロ、タチツボスミレ、ニオイタチツボスミレ（FKSE30882）、フデリンドウ、ヤマザクラ（FKSE33493）、モミジイチゴ、クロモジ、コブシ、セイヨウタンポポ。

旗巻峠近くの山の上に羽黒神社あり、ここに登る。この神社は相馬民謡の発祥の地とされている。ソウマソウマと草木もなびく～。ヒトリシズカ、マキノスミレ（FKSE30883）、タチツボスミレ、エイザンスミレ、チゴユリ。

行くとき八幡の涼ヶ岡八幡神社へ参詣する。参道。セイヨウタンポポ、エゾタンポポ、シロバナタンポポ、ハナイバナ、ヤブタビラコ、オオイヌノフグリ。境内林。ウラシマソウ。

庭のチューリップの写真とる。

2007年５月４日（南相馬市小高区大井～東町）

大国様の帰り、善丁橋近くの側溝からタガラシ（FKSE32848）採集してくる。

2007年５月５日（南相馬市小高区大富）

大富東畑大谷口林道支流のフチゲオオバキスミレの生息地に行く。フチゲオオバキスミレは昨年見つけた場所に咲いていた（図１H）。今が盛りで、まだ散ったのがない。30本くらい生育している。今日はここからさらに渓流に沿って上流までいく。森林管理署の杉苗植えを目印の標柱立ててあり、ここより先はやぶに近い道なので引き返すことにする。去年見たクワガタソウは葉だけで花はまだ咲いていなかった。この沢沿いの道でシドケ取る。昨年迷ってこの道（沢）に出たところより上流まで行き、上記の標柱のところから引き返す。９月の大雨でこの辺は石がゴロゴロと転がっていて、昨年と様子が一変しているところもある。幸いにしてフチゲオオバキスミレの生息地は異状なかったのでほっとした。上流に行く沢と左に入る沢もあり、いつかこの沢に入ってみたい。

2007年５月７日（南相馬市小高区塚原白金田）

塚原白金地内のサデクサの移動地に行く。自生地の表面を削り取って移動したところにサデクサが多く発芽し、５㎝くらいに生長していた。この方法が植物移動には大変有効である。一年生草本は種をまくか、種の散ったあとの表土を移動した方が効果的であると思われる。ノウルシも混生していたので一緒に運ばれ花を咲かせていた。これは太い根茎があるので、湿性地であれば100%活着する。

2007年５月８日（南相馬市小高区大富）

フチゲオオバキスミレの生息地案内して、大谷口林道へ行く。５日のときよりも花がしぼんでいるものもあったが、まだ盛りに咲いている。５日に採集したので今日は採集しなかった。以前は川房地内の林地でもよくみられたが、今では幻の花となる。この生息地は貴重である。30本くらい生育している。帰路アカネスミレ（FKSE30500）採集してくる。支流の沢沿いの渓流の水溜りにトウホクサンショウウオの産卵あり、カエルの卵に似た細長いつながりのある卵がもりもりとかたまっていた。

2007年５月14日（相馬市山上～宮城県丸森町筆甫、相馬市玉野～東玉野）

相馬市山上、玉野方面へ行く。行くとき相馬市役所で地図を買っ

ていく（２万５千分の１）。山上地内にある松ヶ房ダムに行く。チョウの観察が主のために山には入らないで道路沿いを主に歩く。咲いている花はアオダモ、ヤマツツジ、タチツボスミレ、ミツバツチグリ。ヤマツツジは多くあるが花つきが悪くてあまり咲いていない。ダムサイトの路傍にスカシタゴボウ（FKSE33695）が咲いていたので採集してくる。林道へ入る。ミヤマガマズミ（FKSE31319, 38047）採集してくる。

玉野へ行く。トンネルをくぐって副霊山へ行き、溜池周辺でチョウの観察、小生は山へ入る。雑木山だがこれといった珍しい植物はなかった。この辺にはクロウメモドキ、クロモジが多くみられた。溜池の浅瀬に水草らしいもの群生。この次に来てみることにする。アカネスミレ（FKSE37212）採集してくる。

2007年５月15日（南相馬市小高区大富）

大谷口支流のフチゲオオバキスミレの自生地へ行く。大谷口林道直進して、上りカーブの曲がったところから入る沢あり。この沢にコゴミ、フキが多くあり、コゴミは大きく伸びている。連休のころが適季か。フキは食べごろ、取ってくる。フチゲオオバキスミレの写真撮ってくる。花期が過ぎたものや、これからのものもあり。トウホクサンショウウオの卵まだかえっていない。

2007年５月16日（南相馬市小高区金谷）

小畑街道から左の林道に入る。金谷から入り、中間点のカーブに右に入る林道あり。これを過ぎて小畑にやや近くなったとこに左に入る林道が２つある。１つめを越し次の２つめの林道を入る。ここは昨年も２回行ったところ。入口にバイクおく。林道に入ると道のまん中にクリンソウ何株もあり。つぼみをもっている。昨年は気づかなかった？　路傍、山縁にヤマブキソウ（FKSE30518）開花盛り（図２Ａ）。この株は葉が広く、きれ込みのあるものなど、ヒロハヤマブキソウでも特別なもの。先に行くとやや上りでカーブになる。その右上の林下にシドケ生育。昨年も取る。今年は時季が遅く伸びている。それでも先の方を折って取る。すこし先に進むとカーブになり、その左の山縁に湿地あり。クリンソウ咲いている。ゼンマイは伸びている。今月初め頃が採取の好期か。更に上の杉林下の斜面、ツルアジサイ、トウゴクサイシン（FKSE30874）が多い。この下の方の谷に湿地あり、クリンソウ咲いている。この林道はそう長くなく入口から500ｍくらいと思われる。終点近くになると昨年下ってこの道に出た谷がある。この入口にトチバニンジンが数本自生している。終点近くの林縁や斜面にヤマブキソウ群生している。マルバスミレ採集して写真を撮る。終点は八丈石からの尾根で急に登りになる。八丈石への尾根道へ出る沢を登る。少し上り右のなだらかな斜面に出る。ここはシドケやルイヨウボタン、レンゲショウマが群生している。シドケは伸び時期が遅かった。少し取ってくる。ルイヨウボタンは花が咲き始め。どうしたことかレンゲショウマの芽出しが１本もみられなかった。家で植栽しているのは長く伸びて二岐の枝が出ているのに、山地なのでまだ早いのだろうか？　ここにトチバニンジンも太いのや細いものが生育していることがわかった。中央からつぼみが出ているものあり。イカリソウ数本自生している。ヒトリシズカの写真撮る。

2007年５月17日（南相馬市小高区大井）

大国様の参道辺りのやぶ地からヒメコウゾとカジノキの雑種のコウゾ（FKSE33703, 37017）採集してくる。実がついている。

2007年５月18日（相馬市蒲庭）

相馬市（磯部地区）蒲庭方面へ行く。磯部の立切南を散策する。三星化学工場の下にある溜池の堤防下の側溝（ノウルシも群生。花を咲かせている。この近くの田んぼでミゾハコベ採集してくる）辺りと林縁にルリソウあり、最近はどこでも見られなかったので大変めずらしかった。採集してくる。群生状に生育。ここから400ｍくらい北の立切南の低山林縁・林中にルリソウの群落あり。この辺ではめずらしくないようである。またこの近くの農道辺りの草地にこれまためずらしいトウダイグサ（FKSE37030）あり（数株）。私も初めて見る草である。すぐ近くに人家あって屋敷林で多少陽光がさえぎられるような環境のところである。２本採集して標本にする。

蒲庭地内の道路から海側と反対の西側の低山丘陵といった山野に入る。山は伐採されているところが多い。道路も通り人家も点在している。帰化植物のユウゲショウがピンクの花を咲かせ、群生状に路傍にあり。この地の奥まったところに溜池あり。その土手に行く。ここにワラビ、ゼンマイ多く、また堤防（土手）の裏側にワラビとともにルリソウ（FKSE37031, 37032）が群生していた。原町区や浪江の方では幻の草だと思っていたら、ここではめずらしくないようである。

『福島県植物誌』ではルリソウは浜通り、中通りにややまれ、会津は記載なし。トウダイグサはまれとあり、浜通りに生育の記載なし、会津も記載なし。つまり中通りだけに生育。しかし浜通りでも確認されたことになる。でも東北緑化環境の調査では原町区で確認されたことが記載されている。なお福島県レッドデータでは「希少」になっている。

2007年５月20日（南相馬市小高区羽倉小荷駄懸の森山）

懸の森山開き。例年の通り小荷田の登山道入り口より、集落の終わりから奥に林道を入り、左手に沢に入る道あり。この左の沢道に入る。入り口にバイクをおき登る。今までは４月29日だったので、今年は５月20日と時期が遅れたのでシドケなどの山菜は伸びているので、渓側の山には入らないで上って行く。クワガタソウ（FKSE30868）が渓側に盛りと咲いている。昨年は時期的に花はなく気づかなかった。渓側にシラコスゲ（FKSE30869）が大株状に群生している。直進していくと渓側道にシドケもみられるが伸びすぎている。やや上ってから右側の沢に沿って上っていく。シドケいくらかあり、イノシシのケモノ道がついている。ここはまたもどって沢道に出る。また少し上ってから、また右の沢部（谷すじ）を登って尾根に出る。しかし裏側は急な下りで谷が深く見えるので、まだ登山道に出るには早いのではと思って、下ってもとの渓流沿いに出る。しかしこの尾根で意外な発見をする。ギンランが１本雑木林に自生していた。探せばもっとあるのではと思われたが、先を急ぐので写真を撮り採集してくる。もとの渓流沿いを直進して、流れも終わり尾根に向かって斜面になる。この終点辺りにシドケもある。上りの斜面にギンリョウソウのまだ完全に伸びない群生あり。ギンリョウソウは道すがらよく目にした。登山道でみられた花はヤマツツジ、コツクバネウツギ、オトコヨウゾメである。ギンリョウソウもあり。帰りは途中で昼食（神社参拝して、またもどる）。朝合流した沢は下らないで、もっと下まで下る。途中吉名の老人会長と同道する。昨秋トチバニンジン取りに来たとき下ったところ、ここにはトリガタハンショウヅルが多くみられる。しかし花はまだ見ていない。ここを下ると朝登ってきた沢の入り口近くの方に出る。シラコスゲを採集してくる。

2007年５月21日（南相馬市鹿島区上栃窪、西町、相馬市赤木）

鹿島、相馬市（日立木）方面へ行く。新緑がいちばんきれいな時期である。植物観察へ行く。

鹿島上栃久保から大柿民有林道へ入る。その先栃久保～大倉線林道と行く。この線は途中までで全線開通していない。堂六神登山道入り口の少し先から工事車があるのでもどる。ここまでの途中で（登山道入口に近いところ）ヒメシャガ、ウラジロノキ、センボンヤリ、シダを採集する。ウラジロノキ、ヒメシャガの写真撮る。

鹿島の藤越で弁当を買い、途中のつつみの土手で食べ、つつみのまわりを少し散策する。

相馬市の日立木地区、赤木字二宮地内（日立木駅の南１㎞くらいのところ）のつつみを中心に散策。山縁でギンラン（FKSE37002）採集。ギンランは希少種であり、昨日も１本採集してくる。10㎝くらいの小さいものだったが、この個体は20㎝くらいと大きかった。



図２．東日本大震災前の帰還困難区域を含む市町村および福島県海岸部の植物や景観等２．
Ａ：ヤマブキソウ（南相馬市小高区金谷、2007年５月16日撮影）.
Ｂ：サデクサ自生地のノウルシ（南相馬市小高区村上 前河浦、2007年５月22日撮影）.
Ｃ：溜池の土手に群生するツルカコソウ（南相馬市小高区蛯沢、2007年５月22日撮影）.
Ｄ：シオクグ（南相馬市小高区村上、2007年６月４日撮影）.
Ｅ：トキソウ（双葉町郡山 陳場沢湿地、2007年６月８日撮影）.
Ｆ：ワダソウ（南相馬市小高区大富、2007年６月９日撮影）.

次に日立木駅の西の方の溜池へ行く。この溜池は遠くから見ても堤が長く大きいことがわかる。溜池の下まで自動車で入ることができない（棒で侵入をできないようにしている）ので入口に自動車を置く。農道を歩いていく。路傍にオヘビイチゴ（FKSE32831）群生している。採集してくる。堤は150mくらいありそうな溜池である。上にあがっていくと（堤の少し左より）説明板あり。「中富ため池」とあり、このため池の由緒など書いてあり、相双ため池めぐりの１つらしい。歴史的にも古く取水口の様式が特殊なことなど書いてある。中に水草はないようだが、周りには湿地や浅瀬などもある。もちろん屈曲している。右のはしからおりて堤の下を登った左側へと歩く。ここでおどろいたのは堤の裏、いわゆる登った側の斜面にルリソウが群生していた。登ったのは左の方だったので、ここには生えていなかったので気づかなかった。５月18日に相馬市散策のときもルリソウが多くみられた。相馬市ではルリソウはめずらしくないようである。この溜池は相馬地方で２番目に大きいとのことである。この地域は溜池が多いようである。鹿島も多い。

2007年５月22日（南相馬市小高区塚原、村上前河浦、蛯沢、福岡）
塚原白金地内・前河浦・蛯沢平五郎・有山溜池散策。
サデクサの移動地を見る。表土をはがして、種子の落下が入っているので、種子埋没土を運ぶ。そのためサデクサや他の種子や根茎も運ばれる。土ごと運んだのでサデクサの発芽がよく、大変良好である。そこにはノウルシもあったので、十数株芽を出し花を咲かせている。その他の雑草も芽だしがみられるので、サデクサの生育にはよい環境になると思われる。
前河浦のサデクサの自生地をみる。10㎝くらいに伸びている。こ

こにあったオオググは少なく、代わってノウルシが大群落をつくっている(図２Ｂ)。道路側にはセンダイハギの群落あり、花盛りであった。

平五郎の①溜池に行く。ツルカコソウの群生が、溜池の土手にあり（図２Ｃ)。平五郎②溜池に行く。キンランの自生地だったが、この溜池に何の目的か道を新設し、しかも裏側から斜めに左から右端へと道をつけ、右端から土手に上がり、溜池の中の方へ道が伸びている。したがって土手の右端の山縁にあったキンラン（６本くらいあった）が道のために掘削されて跡形もなくなっていた。こんなになるのなら昨年掘りおこして近くの山へもっていけばよかったと…残念…これも自然破壊の見本である。

有山の溜池のツルカコソウの群生地を見る。土手の中の方と裏の方へも群落あり、アップで写真を撮ってくる。ここのツルカコソウは葉にも毛が多くみられるので、ケブカツルカコソウとも考えられる。『福島県植物誌』では「まれ」とある。

2007年５月23日（南相馬市小高区大富）

吉野沢への古い道を案内していただく。吉野沢からの水は東畑地内に流れてくるのでは、ということは思っていたが、その道筋が不明であった。吉野沢溜池の方から流れに沿って下ればわかるのだが、車を置いて下れば、またここまで戻らないといけないのでそれはできなかった。それで東畑の方から渓流に沿って登ることにした。地元ではこの行く道は昔からあり、この溜池を管理するためにも歩いていたし、往古は津島の方への街道でもあったという。それで今でもあるはずだということで案内してもらうことにした。昨年行って道を迷った沢とは反対の方で、結論をいうと道路と並行している川、つまり本流を遡ればよい。林道終点近くなると急坂になるカーブを上らないで、左側の川に沿って上ればよい。入口に古い休憩小屋がある。そこから入ればよい。本道からはたしかに解りにくいようであるが、入るとすぐに川があり、この川を橋はないので下りて越える。水量がそうないので越えられる。このように上るにしたがって川の左や右に行くところが何か所かある。この旧道に入ってみると意外に広くトロ上りだが、わりあい平坦で巾も２～３ｍと広く大変よい道であるのにおどろいた。残念なことに処々大雨で流され石がゴロゴロしているところもみられる。水量は吉野沢溜池から流れてくるので上流にいっても伏流水になることはなく平均して流れている。上流に行くにしたがって両側の山がせばまり、やがて岩場になっているところ一か所あり、あと少しというところから戻ることにする。今日は午前中ということで弁当も持参しないで来る。目的地を極めるのは次回にする。渓流沿いの山道で見た花。クワガタソウ(多い)、ヤマブキソウ、オオバタネツケバナ（FKSE30863)、ユリワサビ、ツルネコノメソウ、ラショウモンカズラ、ミズキ、ヤマブキ(残り花)、ヤブデマリ。マムシグサ、ツルカノコソウ、コンロンソウ、エイザンスミレ（花がおわっている)。スゲ類（同定の結果タニガワスゲFKSE30925，36985、ニッコウハリスゲFKSE37432である）採集してくる。フキがうまそうなのあったので取ってくる。上流にシドケ、コゴミもあるが伸びているので取ってこない。ジャニンジン（FKSE33683）もあり。サワギキョウ、ミツバウツギ。

東畑地内のキンラン（FKSE37057）の自生地をみる。２か所あるが上の方は２本しかみられなかった（花は終わりかけている)。下の方は10本生育、終わりかけているものや盛りのものあり。蛯沢平五郎溜池の山縁のキンランは消滅したので、小高区ではここだけである。

この旧道（吉野沢溜池への道）は人も通らず自然が残っているようである。このままで残したいものである。開発のために自動車の入ることがないようにしたい。

2007年５月27日（南相馬市小高区金谷）

金谷の山へ。小畑道を金谷の部落から400ｍくらいの地点から左へ入る林道を行く。昔から行っていた林道だが、今は道も広く新しく作りなおした。どこまでも行くとイノハナ山を過ぎ小畑街道へ出る。今日は林道を上り大きくカーブするところにバイクを置く。近くの支流（支線）を見るためカーブを上って行かないで、直進してみる。上って行くと二岐するところあり。左へ行くと自動車の通れる中の道はあるが草の道である。どんどん進むと下りになり山を越して里地に出るようだが、確かめずに引き返す。多分金谷の柳迫に出るものと思われる。二岐の右の道はこれまた草が生え茂り手入れしていないが、道巾は広い。この道は電柱があり、それを建設のためにつけたと思われる。行き止まりである。この電線は金谷の電波塔に行っていることがわかった。この上の方が電波塔のあるところらしい。引き返してバイクのところまで戻る。

この林道の本道を上る。200ｍくらい行くと左へ入るきれいな林道がある。これは電波塔へ行く道らしい。十数年前行ったことがある。念のために登っていく。ミズキの花盛りである。山には入らないで直進する。500ｍくらい行くと高い処に電波塔あり。この塔は下の県道の方からも見える。「福島通信KK」とある。ここからの眺めは小高の方は見えず、主に浪江・双葉の方が見えるようだ。11時過ぎたので少し休んで戻る。下ってきてバイクの置いた近くの沢辺に思いがけない樹木あり。花は盛りが過ぎていたが、花穂が残っていたのですぐに見当がついた。イヌザクラである。小生も初めての出会いのような気がする。『福島県植物誌』では「ややまれ」とある。最初見たときは葉が変わっているように見えたので、帰りに採集しようとそのままにして上ったが、帰りによく見たら下枝の方に花が着いていた。今年は花つきが不良のようである。それでも花穂があったので、ウワミズザクラと容易に区別できた。イヌザクラは花序に葉がついていないからである。しかし花がなければ葉だけではなかなか見分けられなかったと思われる。

電波塔へ行く道の路上にヤマハハコの幼生あり。次の年行ったら無かった。アキノハハコグサではなかったか。アキノハハコグサは一年生だからである。

2007年５月29日（南相馬市原町区大原、上栃窪）

冬住林道へフキとワラビ取りに行く。冬住林道の手前の沢の方へ入る。例年行ったところで、ここは広さもなくあまり取れなかったが、今日は太いワラビがたくさん出ていたので、大収穫であった。以前からよく取っていた、モリアオガエルの卵のあるところから入ったところは面積も広く、よく取れたのだったが、今日はほとんど取れなかった。取ったあとらしい。20本くらいである（ここで昼食)。時期が早いためにまだモリアオガエルの卵はみられなかった。冬住林道へ進み、この林道と助常林道に変わる接点まで行く。ここから左に下っていく林道がある。この林道沿いや終点近くの沢にはフキが出ているので、自動車で少し下り、車を置いて歩く。道すがらフキを取りながら行ったが、先客があり、取った形跡があり、フキの葉が落ちている。以前はこんなに取っていなかったのだが。終点近くの沢に入る。ここも取ったあとがみられたが、それでも良いものがまだ残っていた。ここでたくさん取れる。以前にくらべて人が多く入っているようになったと思われる。この沢にはクリンソウが株の大きいものがあって、花をきれいに咲かせていた。山で見られた花はこの他にアブクマトラノオ（FKSE37312)、コンロンソウ、冬住林道にはタニウツギが数株みられた。会津の方だけでなく、ここでみられるのは大変めずらしい。ヤブデマリ、イワガラミ、サワフタギ（FKSE37311)、ミズキなど白い花が多い。

帰りに植畑林道を通る。助け観音でお参りする。ここから少し下ると「助け名水」がある。飲んでくる。

2007年６月２日（南相馬市小高区村上～塚原）

泉沢川と小高川の間の堤防を歩く。泉沢川とは、村上の前河浦の方から来る用水路で、部落近くに耕水機場で用水をこの川へ送り出している。河口近くで小高川と合流する。小高川が大きくカーブして海と平行して流れるようになる。このカーブの始まりのところに耕水機場があり、この川も小高川と平行している。川というよりもクリークのような様子である。カーブにある耕水機場の近くから、

小高川と泉沢川の間にある堤防状の土手を入る。泉沢川の辺りには松やその他の樹木も多数ある。堤防上は草やアズマネザサなどで歩行が困難なくらいである。その道なきところを入る。樹木はアカマツ、クロマツ、モチノキ、イボタノキ、オオバイボタ、ツタウルシ、ネズミモチ、シロダモ、アカメガシワ、ノイバラ（花盛り）、ヤマウコギ（FKSE30508）、カマツカ（多い、花）、ウメモドキ、ヤマザクラ、アキグミ。小高川河川敷に下りる。ヨシ、ノウルシ、カサスゲ、スカシタゴボウ（FKSE39495）。堤防の半分より少し歩いたところから引き返す。道がひどいので、いつかこの続きを歩くことにする。

2007年６月３日（南相馬市小高区塚原～村上）

村上海岸（リゾート遊歩道、キャンプ地）、泉沢川辺りを散策する。午後出かける。ヒヌマイトトンボの生息確認のため。塚原から村上に行く海岸道路の両側は公園化され、植栽された樹木も多く、自然の植生は不明な状態である。特に海側はキャンプ地になっているので施設も多い。植栽された樹種は公園案内板に書いてある。キャンプ地の中ごろに人工の池あり、水は底にわずかで、周りにコガマが生えている。そこにヒヌマイトトンボぐらいの大きさのイトトンボの雌雄が何つがいも飛んでいる。この場での同定はむずかしいとのこと。泉沢川辺りをみてあるく。しかしトンボの姿は確認されない。村上の部落近くの方に行くと林の中に自然の沼があり水も多くあり。しかしトンボは確認できない。晴れの日に来てみると生息が確認できるかも知れないので、再度くることにする。この近くにはノウルシやセンダイハギの群落あり。昔はこの林の道路沿いにセンダイハギがあったが、道の拡張などで姿を消してしまった。しかしこの林の中に生育していたとは知らなかった。ノウルシはこの林の中一帯に生えている。この沼辺にシオクグ（FKSE30505）も群生している。採集してくる。一応散策を終えたので、あの人工池にまわってトンボを採集することにする。急に思いたった散策で捕虫網がなかった。どうして採集するのか？

以下の部分はおもしろい貴重な子供の民俗である。今の子どもたちに教えてあげたい。ネズミモチの木を切って、その先の細いところを径10㎝くらいの輪を作る。それにクモの巣を見つけてクモの糸をつける。何回かくり返すうちに輪はクモの糸でうすい布を張ったようになる。ちょうどお祭りのときのキンギョすくいのシャモジのようになる。長い木の先のこの捕虫網をトンボに近づけてすくうようにしてトンボに当てると、クモの糸はねばりがあるので、クモの糸にかかった虫同然、トンボは逃げることができない。これを使って２匹捕獲する。10㎝くらいの小さいものなので捕るには多少技術も必要かと思われるが、全くうまいもので２匹捕ったので目的達成。これは子供の頃にやったこととのことで、これを使ってセミを捕ったとのことである。輪を大きくしてクモの糸をたくさんつけると、丈夫になりセミがかかっても切れないとのことである。大変おもしろい子供の民俗である。

2007年６月４日（南相馬市小高区塚原～村上）

塚原～村上線の海岸林に行く（昨日歩いたところ）。今日は昨日見つけたフキ取りと、沼辺の水湿地（塩性、汽水）に生えているシオクグの写真撮りに行く。フキは部分的ではあるが、林下に大きく太い長いものが群生状にあり。相当取ってくる。泉沢川辺りを見たがカニの動きはなくトンボも確認されなかった。南の方のはずれにある沼辺に行く。この近くにノウルシの大群落あり。この林には部分的にも群落があちこちにあり。この大群落のそばにセンダイハギ（FKSE37160）の群落もある。前河浦にしか生育していないと思っていたらここにもあり。花期も終わりさやの実が成っていたので採集してくる。この沼周辺やこの林には沼状の低湿がある。オオイヌタデの幼生やウナギツカミ、イシミカワなどあるが、サデクサは確認できなかった。シオクグの写真を撮ってくる（図２Ｄ）。

2007年６月５日（南相馬市鹿島区小山田、相馬市赤木、石上）

相馬市方面へ。小山田（鹿島区）の溜池（矢五郎内溜池）下の休耕田でヘラオモダカの幼生を見る。葉身と葉柄がはっきり区別できる。サジオモダカほど葉は円くない。オモダカは矢じり形になっている。

相馬市下赤木溜池（坂沢溜池）、堤の下水路辺りからアカバナ？花の咲いていないもの採集してきて植えておく。この堤にルリソウ（FKSE30516）生育している。採集してくる。クサレダマ、シモツケ多い。

光照寺溜池に行く。ブラックバス遊泳している。水源地の方へ行く。浅瀬の側に水中から伸びている水草あり、採集してくる。調べてみるとササバモ（FKSE33693）らしい。干潟にはこの幼生が群落をつくっている。溜池辺りの湿地にウキヤガラの大群生あり、この堤の外側斜面にフキが多数生育。

ササバモについて、薄葉さんに電話で尋ねる。やはりササバモとのこと。薄葉さんも採集して、研究誌に発表したので、出来しだい送るとのこと。

2007年６月６日（南相馬市小高区金谷）

小畑林道へ。金谷の部落からやや入り、カーブから右へ入る古い林道を入ってみる。水のない川を越えて谷に沿って道あり。以前に材木運搬のための林道だったらしい。大雨で流されて川にはさまれた細い道になっているようなところもあり。しばらく上ると谷もせまくなり、道がなくなる。ここまでが林道だったらしい。この道は吉野沢の方へ続いているのかと思ったが？　どこまでも杉林のような渓側で、これといった植物も見当たらなかった。引き返す。小畑道の中間点の急カーブのところから右に入る林道、昨年もよく行ったところを入る。自動車やバイクの通れる道が消える終点までいく。それよりはやや上りで人が歩ける道になる。ここにバイクを置いて、直進しないで右の沢を入ってみる。道はあるものの谷間である。ここもスギの林で林床植物もきまったもので少ない。やや進むと道も細くなり山の登りになる。山の上までは道もなく、ただ沢（谷）といった地形で変化もないので戻ってくる。フタリシズカ（FKSE30510）を採集してくる。

2007年６月８日（双葉町郡山、南相馬市小高区上浦～行津）

双葉陳場沢湿地にトキソウの写真撮りに行く。トキソウの花期なので行く。ちょうど花の盛りで12本くらい咲いている（図２Ｅ）。湿地帯が消えていくなか、ここは維持されているめずらしい処である。ミズゴケ、モウセンゴケもあり典型的な湿地である。

帰り道上浦の迫を散策する。行津と上浦の境界に近いところから南に入る（神山の方から流れてくる川に取水口のゲートがあるところから）。山ぎわをほぼ直進するとヨシの谷地になる（田んぼがなくなり）。その左側に山裾を行く道（昨年は入らなかった）がある。それを入っていくとヨシ谷地の上部に溜池（水草なし）がある（小さい）。その上部は溜池の跡らしいようなところはカサスゲの群生地、その上部もまたスゲの群生になっている。だんだん道も消えかけてくる。この半陰地のような道の辺りにタツミナソウが生育している。葉が大きく、茎も高く、ひと目で今まで見たものとは違うことがわかる。まだつぼみも小さく花期が遅いようである。１本採ってきて調べてみると、シソバタツナミ（FKSE30498）である。

この迫の南の方に少し入ったところに溜池あり。水草なし。

2007年６月９日（南相馬市小高区大富）

東畑大谷口林道の支流の沢。大谷口林道の終点の少し手前（カーブで登りにならないところ）から右に入る。昨年この沢道を上って吉野沢を目ざしたが、目的不発、帰り道を迷って下の方の沢道に出たところ。今日はフキを取る目的と草花の散策のためである。９月の大雨でか、道が流されて途切れている処もある。フキはところどころに群生し、良いものが多く生育している。だれも取った形跡がない。帰り下りながら取るために、野草をみていく。昨年もあったが、

途中ヤマタツナミソウ（FKSE33697，37161）が何か所かに生育している。茎に上向きの曲毛が密生しているのですぐに区別がつく。昨年よりも11日早いので花がよく咲いている。少し早めかも知れない。先の方はつぼみが多い。この林道が（沢道が）いよいよ山を登るところから今日は引き返す。ここで自宅に電話する。太平洋が見える高さのためか、山から（山間）も電話は通じる。フキを取りながら下る。途中左に入る道あり、少し登っていくと谷があり、この谷に沿って道がある。今下ってきた道と尾根をへだてて平行している。この道の入口にフキがたくさんあり、フキを取っていると山足にヒゲネワチガイソウの仲間らしい草本あり。残念ながら花がおわり大部分が果実になっている。今までみたことなかったが閉鎖花をつけている。花のつくりも変わっているようである。花弁の枯れたようなものがわずかついている（図２Ｆ）。家で同定の結果ワダソウ（FKSE30554）のようであるが完全な花がないので断定できない。来年を待つしかない。花期は５月中旬か。そのうちもう一度来て、この道を登ってみたい。今日はここで引き返す。もとの沢道に出るところにラン科植物１本あり。ノヤマトンボかと思ったが、茎に稜がないので別なものらしい。かなり太くて大きい。花期は今月末頃と思われる。

2007年６月11日（相馬市立谷、坪田、石上、初野、宮城県丸森町大内）

相馬市方面へ。相馬市立谷下向溜池。ヒツジグサ、ヒルムシロ。

川崎。オヘビイチゴ（FKSE30880）、シソバタツナミ（FKSE37247）、ジュンサイ（植栽か？）少々、コブシ（FKSE33696）、シモツケ（FKSE33685，37001）。

蛯沢溜池（大きな溜池である）。大部分はヒシが群生。ブラックバスが大量生息。まわりを歩く。ミズオトギリ、ミズユキノシタ、ショウブ。

旗巻峠から天明高原へ行く。旗巻峠の近くに名水の出ているところあり、この山縁の一角にミゾソバ（FKSE32722）が群生している。葉面には八字の紋様がある。この少し下に採石の跡地があり湿地・水溜りがあり、そこにハッチョウトンボ生息していた。ミソハギの幼生群生している。

峠から左に入り天明高原ゴルフ場の道を行く。ゴルフ場は右側に広がっている。そこを少し過ぎたところを散策する。ヤマタツナミソウ（FKSE30636）の花、ツクバネの花あり、マメ科の高木あり、イヌエンジュと思ったが、家で調べてみるとハリエンジュらしい。樹幹はコルク質が発達しハリギリに似ている。

一方の下りに入る手前から右の道へ入る。そこにはかつての田んぼの跡地があり、その水湿地にハッチョウトンボ生息していた。

「原稿受付（2026年７月５日）、査読なし」

福島大学地域創造
第38巻 第１号 123～140ページ
2026年９月

Journal of Community Future Design Center, Fukushima University 38 (1): 123-140, Sep 2026

調 査 報 告

阿武隈川中流域と社川の底生動物相

福島大学共生システム理工学類　**塘　忠顕**
福島大学共生システム理工学類　**加藤　翠**

Macrobenthic invertebrate fauna in the Middle Reaches of the Abukumagawa River and the Yashirogawa River in Fukushima Prefecture, Japan

TSUTSUMI Tadaaki, KATO Midori

はじめに

阿武隈川は福島県西郷村に位置する旭岳を水源とし、福島県中通り地方を北流し、宮城県にて太平洋へと注ぐ、流路延長239㎞、流域面積5,400㎢の一級河川である（国土交通省、阿武隈川：https://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kasen/jiten/nihon_kawa/0207_abukuma/0207_abukuma_00.html、2026年７月３日最終確認）。阿武隈川は河口から165㎞までは国土交通省が直接管理する大臣管理区間で、河口から宮城県平野部の阿武隈大堰の湛水域を流れる流域が下流部（0-37㎞）、阿武隈大堰上端から阿武隈峡下端までの宮城県平野部の阿武隈盆地を流れる流域が中流部（37-82㎞）、阿武隈峡上端から郡山盆地を流れる流域が上流部（105-165㎞）とされている。なお、中流部には狭窄部として阿武隈渓谷（37-55㎞）が、中流部と上流部の間にも狭窄部として阿武隈峡（82-105㎞）がある（国土交通省東北地方整備局、阿武隈川水系河川整備計画［大臣管理区間］：http://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/kasen_seibi/2025henkou/zenbun.pdf、2026年７月３日最終確認）。大臣管理区間よりも上流側の流域は福島県が管理する県管理区間である。この流域の河川形態は、可児（1944）による河川形態区分に基づくと、鏡石町から白河市までの須賀川・白河盆地を流れる流域は中流域に、それよりも上流側の流域は上流域にそれぞれ相当すると考えられる。

一般に河川中流域は自然や人為による攪乱を受けやすい場所である。河川中流域では豪雨や台風による洪水や、それに伴う土砂崩れによる河川への土砂流入などの自然による攪乱（自然災害）が生じる。また、流域周辺に人の居住域が多く存在する中流域では、災害対策として河畔の樹林伐採、河床の浚渫などが実施され、自然災害が生じれば堤防復旧、護岸などの河川改修が実施されるが、それらは人為的な攪乱に相当する。阿武隈川の福島県管理区間である中流域では、最近25年以内だけでも台風や豪雨による洪水被害が平成14年、23年、令和元年に生じている（福島県、一級河川阿武隈川水系白河圏域河川整備計画：https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/672387.pdf、2026年７月３日最終確認）。特に令和元年の台風19号による洪水被害は大きく、阿武隈川の福島県管理区間の下端に位置するうつくしま大橋下流の矢吹町、鏡石町、玉川村では破堤が生じて大規模な被害が生じた（内閣府非常災害対策本部、令和元年台風第19号等に係る被害状況等について：https://www.bousai.go.jp/updates/r1typhoon19/pdf/r1typhoon19_40.pdf、2026年７月３日最終確認）。そのため、現在国では「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」として、矢吹町、鏡石町、玉川村に約350haの遊水地群（阿武

隈川上流遊水地群）の整備を進めている（国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所、阿武隈川上流遊水地群整備（住民説明会）：https://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/abupro/yusui/04information_session/pdf/r0702_yusui_setumeikaisiryou.pdf、2026年７月３日最終確認）。さらに阿武隈川の中流域を含む阿武隈川水系白河圏域では、2025年に河川整備計画が策定された（福島県、一級河川阿武隈川水系白河圏域河川整備計画：https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/672387.pdf、2026年７月３日最終確認）。河川整備計画に伴う河川環境調査の一環として、流域内の阿武隈川、阿由里川、谷津田川では底生動物相調査が実施され、阿武隈川では３地点における2024年３月、７月、10月の調査の結果、計117種の底生動物が記録され、その中には重要種（環境省レッドリスト（RL）2020掲載種と福島県RL2025掲載種）が５種（ナゴヤサナエ、キベリマメゲンゴロウ、コオナガミズスマシ、コガムシ、ヨコミゾドロムシ）と、外来種が４種（アメリカザリガニ、カワリヌマエビ属、フロリダマミズヨコエビ、サカマキガイ）含まれていた（福島県県南建設事務所、白河圏域河川整備計画：河川環境調査結果（底生動物調査）報告資料）。

この調査で記録された重要種の一つであるナゴヤサナエは、環境省RLの絶滅危惧Ⅱ類、福島県RLの絶滅危惧Ⅰ類である。ナゴヤサナエは2024年の調査では阿武隈川の２地点から記録されたが、福島県におけるナゴヤサナエの幼虫の記録は郡山市を流れる阿武隈川で1994年に記録されて以来であり（国土交通省東北地方整備局、平成６年度河川水辺の国勢調査）、福島県内においては約30年ぶりの記録である。ナゴヤサナエは平地から丘陵地の、周囲に樹林がある砂泥底の河川中下流域に生息するが（尾園ら、2021）、福島県内における分布は極めて局所的で、これまで夏井川と阿武隈川水系からしか記録されていなかった（横井、1991、1997、2017；桜井、1992）。阿武隈川での記録は、上述した郡山市からの記録を除けば、阿武隈川の支川である広瀬川（横井、1991；三田村ら、1992；横井ら、1992）と谷田川（横井、1997、1999）における記録であるが、現在では両河川ともに生息は確認されていない。

ナゴヤサナエが記録された場所を含む阿武隈川中流域は、上述したとおり大規模な自然災害がこれまでに発生しており、それは今後も生じる可能性が高い。また、災害対策の実施や災害の発生に伴う復旧事業の実施は、上述したように大きな人為的な攪乱を伴うものである。ナゴヤサナエのように国や県のRLにおけるランクが高く、河川中下流域、河畔林、砂泥質の河床という多くの要素を生息環境として必要とする種を保全するためには、その種が記録された場所におけるその生息実態、生息環境、底生動物相などのデータを収集し、蓄積することが重要である。また、2024年にナゴヤサナエが記録された地点の一つは、阿武隈川の支川である社川が流入している場所であるが、阿武隈川水系ではこれまでナゴヤサナエは主にその支川から記録されていることを考えると（cf. 三田村ら、1992；横井、1997）、社川にもナゴヤサナエの生息地があるかもしれない。

そこで本研究では、阿武隈川の福島県管理区間である中流域におけるナゴヤサナエを含む重要種が記録された場所と、ナゴヤサナエの生息地が存在する可能性がある社川にて、底生動物相を精緻に解明することを目的として、底生動物相調査を実施した。

調査地と調査方法

本研究では阿武隈川中流域に２地点（うつくしま大橋上流、社川との合流地点付近、図１A、B）、社川に１地点（阿武隈川との合流地点上流、図１B）、調査地を設定した。

阿武隈川のうつくしま大橋上流（玉川村、標高251m、N37.203898、E140.394665、図２A）は、河畔にヨシ帯が広がり、左岸側のコンクリート護岸された堤防までの距離は近いが、右岸側の堤防までは距離があり、広く湿地帯となっている。堤内地には広く水田や畑が見られる。河川上空は開けており、日照が遮られることはない。右岸側には平瀬部分が多いが、左岸側や調査範囲の下端付近には白波が立つ早瀬もある。底質は大部分が小礫で中礫も混じるが、右岸側には砂泥質と泥質からなる場所がある。左岸側は水深が深いため、本研究では専ら右岸側で調査を実施した。阿武隈川の社川との合流地点付近（矢吹町、標高約261m、N37.170635、E140.408256、図２B、C）は、支川である社川が阿武隈川に流入した場所付近で（図２C）、右岸側には河畔林が見られる。左岸側の河畔は比較的広い砂地であるが、ヨシやヤナギ類が疎らに生える場所、水際に陸生植物が見られる場所もある。両岸ともに護岸されていない。堤内地には広く水田や畑が見られる。河川上空は開けており、河畔に砂地が広がる左岸側は日照が遮られることはない。平瀬が大部分を占め、河畔近くには淵的な環境も若干見られる。底質は

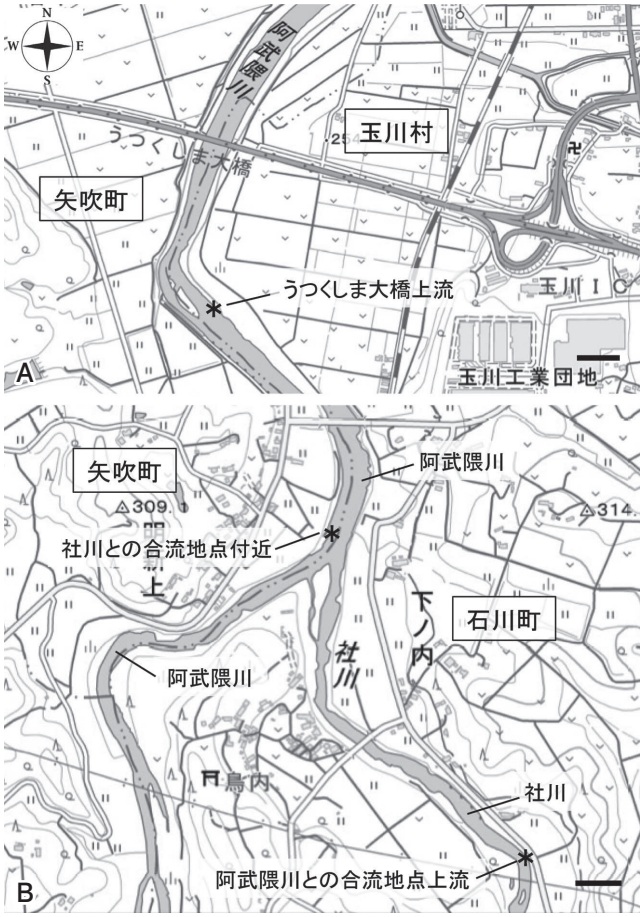


図１．調査地位置図

本研究で底生動物相調査を実施した阿武隈川中流域の２つの調査地点：うつくしま大橋上流（A）と社川との合流地点付近（B）と社川の調査地点：阿武隈川との合流地点上流（B）を阿武隈川と社川の流路上にそれぞれ記した。国土地理院地図を改変して使用した。スケールは100m。

大部分が砂泥質で、小礫が混じる場所が一部見られる。本研究では社川が流入する地点よりも上流側から流入後の下流側までの広い範囲の専ら左岸側で調査を実施した。

社川は福島県と栃木県那須町の県境に位置する八溝山地の北端を水源とする河川で（山縣、1997）、流路延長32.6㎞、流域面積450㎢の一級河川であり、標高約261ｍの場所で阿武隈川に流入している。社川の調査地点である阿武隈川との合流地点上流（石川町、標高約263m、N37.166359、E140.412055、図２Ｄ）は、左岸側には河畔林が見られ、右岸側にはヨシ帯が広がる。右岸側は広範囲にわたってコンクリートによって護岸されている。堤内地には広く水田が見られ、民家も点在する。河川上空は開けているが、左岸側は河畔林が近いため、河川の一部がその影によって覆われる時間帯がある。瀬が多く、白波が立つ早瀬もあるが、淵も若干見られる。底質は礫質が大部分であり、中礫や巨礫も散見されるが、左岸側には砂質の場所もある。本研究では右岸側を中心に調査を実施した。

本研究における調査は2025年３月30日、４月27日、５月22日（阿武隈川のうつくしま大橋上流のみ）、５月26日（阿武隈川の社川との合流地点付近、社川の阿武隈川との合流地点上流）、６月22日、７月14日、７月30日、８月16日、９月27日、10月15日（阿武隈川の社川との合流地点付近、社川の阿武隈川との合流地点上流）、10月17日（阿武隈川のうつくしま大橋上流のみ）、2026年４月19日（阿武隈川のうつくしま大橋上流、社川の阿武隈川との合流地点上流）、４月26日（阿武隈川の社川との合流地点付近のみ）、５月14日（阿武隈川の社川との合流地点付近、社川の阿武隈川との合流地点上流）、６月29日（阿武隈川のうつくしま大橋上流、社川との合流地点付近）に実施した。

各調査地点において、河川の上下流方向に100-120ｍの調査範囲を設定し、底生動物の採集はこの区間内で水生昆虫稚魚すくい網（目合１㎜、幅40㎝、HOGA社製）を使用して実施した。また、幼虫が水生生活を行い、成虫が陸上生活を行う昆虫を対象とした陸生昆虫の採集を、捕虫網（柄の長さ90㎝、ネットの直径40㎝）を使用し、ルッキング法とスウィーピング法を併用して実施した。採集した底生動物とカゲロウ目、カワゲラ目、トビケラ目の成虫は70%エタノールで固定し、トンボ目の成虫は生かした状態で研究室に持ち帰った。サンプルは実体顕微鏡（ニコン社製、SMZ-U、オリンパス社製、SZ61）を用いて同定した。

結　　果

阿武隈川中流域から記録された底生動物と河畔から記録された水生昆虫の成虫

本研究において阿武隈川中流域に設定した２つの調査地点からは、４門６綱14目52科90属112種の底生動物が記録された。調査地点「うつくしま大橋上流」では11回の調査によって４門６綱13目43科70属83種、調査地点「社川との合流地点付近」では12回の調査によって４門６綱14目48科78属85種の底生動物がそれぞれ記録された。ここで言う「種」には、種名を特定した分類群だけでなく、体サイズが小さい、属や種を識別する形質が知られていないなどの理由から「科の属不明種」や「属の一種」のように上位の分類階級までの同定に留めた種小名不詳種、さらには複数の種小名不詳



図２．調査地

A．阿武隈川中流域の調査地点「うつくしま大橋上流」。うつくしま大橋の約400m上流の場所。写真奥が下流側（2025年７月30日撮影）。B．阿武隈川中流域の調査地点「社川との合流地点付近」。写真奥が上流側（2025年７月30日撮影）。C．阿武隈川中流域の調査地点「社川との合流地点付近」。阿武隈川と社川との合流地点の写真。写真中央の白矢印部分で社川が阿武隈川に流入する。写真右が阿武隈川の上流側（2026年５月14日撮影）。D．社川の調査地点「阿武隈川との合流地点上流」。社川の阿武隈川への流入部から約800m上流の場所。写真奥が下流側（2025年７月30日撮影）。

種を含む可能性がある分類群も含まれている。また、本研究では、プレパラート標本を作成すれば属レベルの同定が可能なハエ目ユスリカ科のプレパラート標本は作成せず、科レベルの同定（ユスリカ科の属不明種）に留めた。ミズダニの仲間は、本研究では同定しなかったため、「ミズダニ類」としてまとめた。本稿で分類群の数を記述する際には、これらをいずれも一つの種とみなし、種数と表現した。ただし、「科の属不明種」や「属の一種」のように上位の分類階級までの同定に留めた分類群と種小名が明らかにされた同科、同属の種が記録されている場合は数に含めなかった。なお、ミミズの仲間は、陸生種と水生種の区別ができなかったため、本研究で調査地点から採集された個体は底生動物の記録に含めなかった。

節足動物門昆虫綱は７目44科82属96種が記録された。カゲロウ目は８科21属30種、トンボ目は７科14属15種、カワゲラ目は２科４属４種、カメムシ目は６科９属11種、トビケラ目は９科14属16種、コウチュウ目は６科12属12種、ハエ目は６科８属８種が記録された。甲殻綱は２目３科３属３種が記録され、端脚目は１科１属１種、十脚目は２科２属２種が記録された。蛛形綱はミズダニ類が記録された。環形動物門環帯綱はフンナシビル目の１科１属２種が記録された。軟体動物門腹足綱は２目２科２属２種が記録され、吸腔目は１科１属１種、有肺目も１科１属１種が記録された。二枚貝綱はマルスダレガイ目の１科１属１種が記録された。扁形動物門ウズムシ綱はウズムシ目の１科１属２種が記録された。

本研究において阿武隈川中流域に設定した２つの調査地点の河畔からは、４目14科18属20種の水生昆虫の

成虫が記録された（成虫が水生、半水生の種を除く）。調査地点「うつくしま大橋上流」では４目12科15属16種、調査地点「社川との合流地点付近」では３目５科６属６種がそれぞれ記録された。

重要種（環境省と福島県のRL掲載種）は、トンボ目のアオハダトンボ（環境省RL準絶滅危惧、図３Ａ）、キイロヤマトンボ（環境省RL準絶滅危惧、福島県RL情報不足、図３Ｂ）、カメムシ目のオヨギカタビロアメンボ（環境省RL準絶滅危惧、図３Ｃ）、コウチュウ目のキベリマメゲンゴロウ（環境省RL準絶滅危惧、図３Ｄ）、コオナガミズスマシ（環境省RL絶滅危惧Ⅱ類、福島県RL準絶滅危惧、図３Ｅ）、ケスジドロムシ（環境省RL絶滅危惧Ⅱ類、福島県RL準絶滅危惧、図３Ｆ）の６種が記録された。

外来種は昆虫綱コウチュウ目のイネミズゾウムシ（植物防疫法の指定有害動物、日本の侵略的外来種ワースト100）、甲殻綱端脚目のフロリダマミズヨコエビ（生態系被害防止外来種リストのその他の総合対策外来種、福島県侵略的外来種リスト掲載種）、十脚目のカワリヌマエビ属の一種（福島県侵略的外来種リスト掲載種）、アメリカザリガニ（条件付特定外来生物、生態系被害防止外来種リストの緊急対策外来種、福島県侵略的外来種リスト掲載種、日本の侵略的外来種ワースト100）、マルスダレガイ目のタイワンシジミ種群（生態系被害防止外来種リストのその他の総合対策外来種、福島県侵略的外来種リスト掲載種）、ウズムシ目のアメリカツノウズムシ、アメリカナミウズムシの７種が記録された（表１）。

社川から記録された底生動物と河畔から記録された水生昆虫の成虫

本研究において社川に設定した調査地点「阿武隈川との合流地点上流」では11回の調査によって４門６綱14目45科74属86種の底生動物が記録された。

節足動物門昆虫綱は７目36科65属77種が記録された。カゲロウ目９科19属25種、トンボ目５科10属11種、カワゲラ目３科４属４種、カメムシ目２科３属５種、トビケラ目８科12属14種、コウチュウ目４科11属12種、ハエ目５科６属６種が記録された。甲殻綱は３目４科４属４種が記録され、端脚目１科１属１種、等

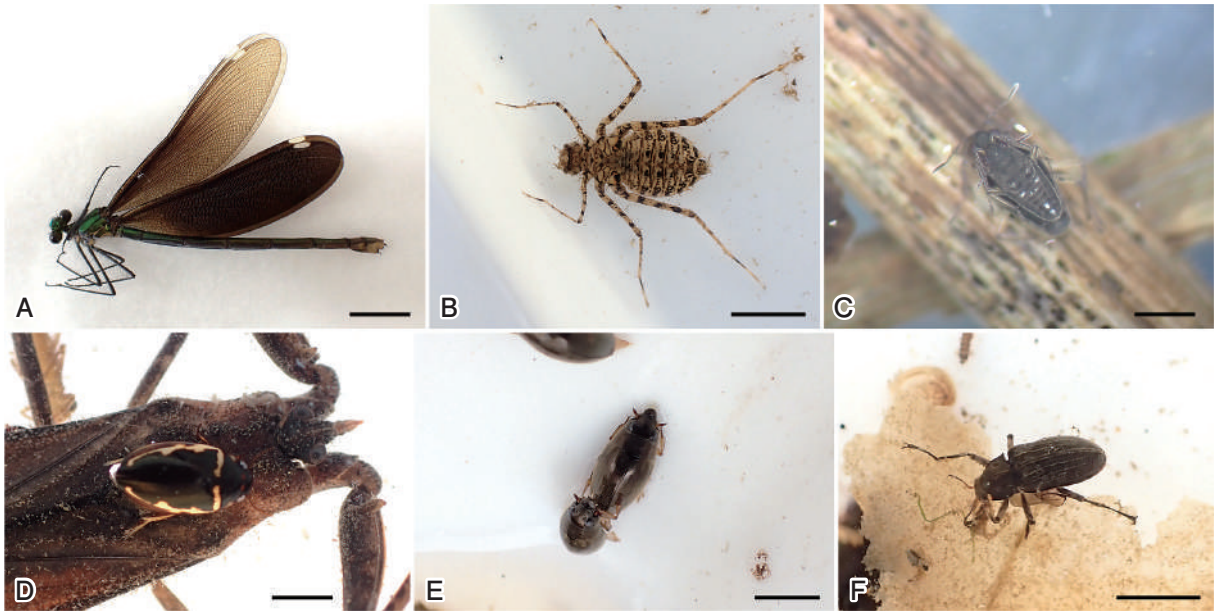


図３．阿武隈川中流域と社川から記録された重要種

Ａ．アオハダトンボ（カワトンボ科）。環境省RL準絶滅危惧。2025年６月22日に社川の調査地点「阿武隈川との合流地点上流」で採集した個体の標本を撮影。Ｂ．キイロヤマトンボ（ヤマトンボ科）。環境省RL準絶滅危惧、福島県RL情報不足。2025年９月27日に社川の調査地点「阿武隈川との合流地点上流」で撮影。Ｃ．オヨギカタビロアメンボ（カタビロアメンボ科）。環境省RL準絶滅危惧。オスがメスの背中に乗っている。2025年９月27日に阿武隈川の調査地点「社川との合流地点付近」で採集した個体を撮影。Ｄ．キベリマメゲンゴロウ（ゲンゴロウ科）。環境省RL準絶滅危惧。2025年10月15日に阿武隈川の調査地点「社川との合流地点付近」で撮影。Ｅ．コオナガミズスマシ（ミズスマシ科）。環境省RL絶滅危惧Ⅱ類、福島県RL準絶滅危惧。2025年６月22日に阿武隈川の調査地点「社川との合流地点付近」で撮影。Ｆ．ケスジドロムシ（ヒメドロムシ科）。2025年６月22日に社川の調査地点「阿武隈川との合流地点上流」で撮影。

脚目１科１属１種、十脚目２科２属２種が記録された。蛛形綱はミズダニ類が記録された。環形動物門環帯綱はフンナシビル目の１科１属２種が記録された。軟体動物門腹足綱は吸腔目の１科１属１種が記録された。二枚貝綱はマルスダレガイ目の１科１属１種が記録された。扁形動物門ウズムシ綱はウズムシ目の１科１属１種が記録された。

本研究において社川に設定した調査地点の河畔からは、３目９科13属15種の水生昆虫の成虫が記録された（成虫が水生、半水生の種を除く）。

社川の調査地点から記録された重要種は、アオハダトンボ、キイロヤマトンボ、キベリマメゲンゴロウ、コオナガミズスマシ、ケスジドロムシの５種であった（図３）。

社川の調査地点から記録された外来種も、フロリダマミズヨコエビ、カワリヌマエビ属の一種、アメリカザリガニ、タイワンシジミ種群、アメリカナミウズムシの５種であった（表１）。

考　　察

阿武隈川中流域の底生動物相

本研究で阿武隈川中流域に設定した２つの調査地点からは、合計４門６綱14目52科90属112種の底生動物が記録された。重要種は６種が記録されたが（図３）、アオハダトンボ、キイロヤマトンボ、オヨギカタビロアメンボ、ケスジドロムシは阿武隈川中流域からの初記録種である。外来種は条件付特定外来生物であるアメリカザリガニを含む７種が記録されたが、イネミズゾウムシ、タイワンシジミ種群、アメリカツノウズムシ、アメリカナミウズムシの４種は阿武隈川中流域からの初記録種である。ただし、タイワンシジミ種群は本研究における２つの調査地点のどちらにおいても夥しい個体数が確認されたため、2024年に実施された阿武隈川水系白河圏域河川整備計画策定に伴う環境調査で見逃されているとは思えない。おそらく、調査で記録された「シジミ属」がこれに該当するものと思われる。2024年に実施された環境調査で記録された重要種であるナゴヤサナエ、コガムシ、ヨコミゾドロムシ、外来種であるサカマキガイは本研究における調査では生息が再確認されなかった。ナゴヤサナエについては後述するが、これらは生息密度がかなり低い、あるいは偶産の可能性があるものと思われる。

阿武隈川中流域の２つの調査地点の河畔からはカゲロウ目、トンボ目、カワゲラ目、トビケラ目の成虫14科18属20種が記録された。これらの中には幼虫では種同定できなかったオオヤマカワゲラ属とクダトビケラ属に属する種の成虫として、ヒメオオヤマカワゲラとトゲクダトビケラが含まれていた。そのため、オオヤマカワゲラ属とクダトビケラ属の幼虫はそれぞれヒメオオヤマカワゲラとトゲクダトビケラである可能性が高いと考えられる。トンボ目のオツネントンボ、セスジイトトンボ、ノシメトンボ、ナツアカネ、カワゲラ目のケフサオナシカワゲラは、調査地点の河畔から成虫は記録されたものの、幼虫は採集されなかった。ケフサオナシカワゲラが属するオナシカワゲラ属は流水域には広く分布する（清水ら、2018）。したがって、月１回の調査頻度では発見できないほど生息密度は低いものの、本研究で調査地点を設定した場所付近にも生息しているものと思われる。オツネントンボは池沼、ノシメトンボ、ナツアカネは池沼、湿地、水田などの止水域に生息する種であり、抽水植物が繁茂す

表１．本研究で阿武隈川中流域と社川から記録された外来種一覧

綱	目	科	種	阿武隈川中流域*		社川	国			福島県	その他
				阿上	阿合		外来生物法	生態系被害防止外来種リスト	植物防疫法		
昆虫綱	コウチュウ目	イボゾウムシ科	イネミズゾウムシ *Lissorhoptrus oryzophilus* Kuschel, 1951	●					指定有害動物		日本の侵略的外来種ワースト100
甲殻綱	端脚目	マミズヨコエビ科	フロリダマミズヨコエビ *Crangonyx floridanus* Bousfield, 1963	●	●	●		その他の総合対策外来種		侵略的外来種リスト掲載種	
	十脚目	ヌマエビ科	カワリヌマエビ属の一種 *Neocaridina* sp.	●	●	●				侵略的外来種リスト掲載種	
		アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ *Procambarus clarkii*（Girard, 1852）	●	●	●	条件付特定外来生物	緊急対策外来種		侵略的外来種リスト掲載種	日本の侵略的外来種ワースト100
二枚貝綱	マルスダレガイ目	シジミガイ科	タイワンシジミ種群 *Corbicula fluminea*-species complex	●	●	●		その他の総合対策外来種		侵略的外来種リスト掲載種	
ウズムシ綱	ウズムシ目	サンカクアタマウズムシ科	アメリカツノウズムシ *Girardia dorotocephala*（Woodworth, 1897）	●	●						
			アメリカナミウズムシ *Girardia tigirina*（Girard, 1850）	●	●	●					

*阿上：うつくしま大橋上流、阿合：社川との合流地点付近

る環境を好むとされるため（石田・石田、2018；尾園ら、2021）、流水域である河川に生息する可能性は低い。調査地点の岸際付近にある流れがほとんどない場所にはオツネントンボの産卵基質となり得るツルヨシなどの抽水植物があり、同様に止水域を好む（石田・石田、2018；尾園ら、2021）アジアイトトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボ、アキアカネの幼虫が記録されている。また、セスジイトトンボは浮葉植物や沈水植物が繁茂する池沼の他、流れの緩やかな河川中下流域にも生息するが（尾園ら、2021）、どちらかと言えば緩やかな流水域を好む傾向も認められている（石田・石田、2018）。したがって、オツネントンボとセスジイトトンボの幼虫が阿武隈川中流域の岸際付近に生息する可能性はあるものと考えられる。一方、幼虫が流水域には生息しないノシメトンボとナツアカネの幼虫が阿武隈川中流域に生息する可能性は低いと考えられる。調査地点「うつくしま大橋上流」の右岸側の河畔には広大な湿地があり、堤内地には水田がある。また、調査地点「社川との合流地点付近」の堤内地にも水田があるため、これら２種のトンボ類の幼虫の生息地はそれらの水域ではないかと考えられる。

2024年に実施された環境調査では、本研究の２つの調査地点に阿武隈川の右支川である泉川の流入地点の約１㎞下流の調査地点を加えた３地点で底生動物相調査が実施されている。この調査では本研究では記録されなかった21種の底生動物（ヒメトビイロカゲロウ、フタスジモンカゲロウ、モンカゲロウ、Ｆコカゲロウ、フタバカゲロウ、ニホンカワトンボ、アジアサナエ属の一種、ナゴヤサナエ、シオヤトンボ、カミムラカワゲラ、ナミコガタシマトビケラ、コエグリトビケラ属の一種、コガムシ、マルヒラタドロムシ、キベリナガアシドロムシ、ヨコミゾドロムシ、コモンナガレアブ、ミズムシ（等脚目）、サカマキガイ、ドブシジミ、ナミウズムシ）が記録されている（福島県県南建設事務所、白河圏域河川整備計画：河川環境調査結果（底生動物調査）報告資料）。ただし、この種数は現在カワニナのシノニムとされているチリメンカワニナ（cf. Miura et al., 2019）、本研究では記録に含めなかったミミズ類、種同定を行わなかったユスリカ科は除いたものである。また、本研究で記録され、幼虫では種同定できなかったたコガタシマトビケラ属の一種は，ナミコガタシマトビケラである可能性があり、本研究では種同定できなかったサンカクアタマウズムシ科の属未同定種にナミウズムシが含まれる可能性がある。

社川の底生動物相

本研究で社川に設定した調査地点からは、合計４門６綱14目45科74属86種の底生動物が記録され、その中には５種の重要種が含まれていた（図３）。阿武隈川中流域の調査地点から記録されたオヨギカタビロアメンボの生息は確認されなかったが、それ以外の種（アオハダトンボ、キイロヤマトンボ、キベリマメゲンゴロウ、コオナガミズスマシ、ケスジドロムシ）は社川でも生息が確認された。外来種は条件付特定外来生物であるアメリカザリガニを含む５種が記録されたが、阿武隈川中流域から生息が確認されたイネミズゾウムシ、サカマキガイ、アメリカツノウズムシは生息が確認されなかった（サカマキガイについては、福島県県南建設事務所、白河圏域河川整備計画：河川環境調査結果（底生動物調査）報告資料）。

社川の調査地点の河畔からはカゲロウ目、トンボ目、トビケラ目の成虫９科13属15種が記録され、これらの中には幼虫では種同定できなかったクダトビケラ属に属する種の成虫としてトゲクダトビケラが含まれていた。そのため、社川に生息するクダトビケラ属の幼虫はトゲクダトビケラである可能性が高いと考えられる。ムナグロナガレトビケラとニッポンナガレトビケラは、幼虫では種の識別ができないが、前者が川原の発達した河川中流域に分布するのに対して、後者は山地渓流に分布する（野崎、2016；谷田ら、2018）。社川の調査地点は、川原はそれほど発達しないものの、河川中流域の河川形態を示すため、この調査地点から記録された、頭部が細長く、頭部と前胸が黒褐色のナガレトビケラ属の幼虫はムナグロナガレトビケラであると判断した。調査地点の河畔からはムナグロナガレトビケラの成虫だけが記録され、ニッポンナガレトビケラの成虫は記録されなかったため、この判断は正しかったものと思われる。

阿武隈川中流域と社川に生息する重要種

前述したように，本研究によって阿武隈川中流域からは６種、社川からは５種の重要種が記録された（図３）。2024年に実施された阿武隈川水系白河圏域河川整備計画策定に伴う環境調査では、阿武隈川からこれら以外にナゴヤサナエ、コガムシ、ヨコミゾドロムシが記録されているため（福島県県南建設事務所、白河圏域河川整備計画：河川環境調査結果（底生動物調査）報告資料）、阿武隈川中流域からは重要種が９種記録されたことになる。これらの中のキイロヤマトンボ、オヨギカタビロアメンボ、そして本研究では生息が確

認できなかったナゴヤササナエについて、福島県内における現状を含めて以下に記す。

キイロヤマトンボ

キイロヤマトンボ（ヤマトンボ科）は成虫の全長が75–83㎜、終齢幼虫の体長が26–30㎜のトンボ類である。成虫の頭部と胸部は金属光沢のある青緑色で、黄色い斑紋がある。腹部第７－８節の黄斑が目立ち、腹部第３節の黄斑は側面で分断され、連続しない（尾園ら、2021）。幼虫の体型は極めて扁平で、脚と爪が非常に長く、後胸側板の眼状紋が目立つ（梅田、2023；図３Ｂ）。平地から丘陵地の比較的川幅が広く、周囲に樹林があり、底質が砂質の河川中下流域に生息し（環境省編、2015）、幼虫は砂底に潜っている。分布が全国的に局所的である上、生息場所は環境改変が生じ易い河川中下流域で、成虫は周囲に樹林がある環境を好み、幼虫は緩やかな流れの砂底に生息するなど、生息環境として必要な条件が多いことから、環境省RLでは準絶滅危惧とされている（環境省編、2015）。

福島県内では1975年の白河市における成虫（１オス）が唯一確実な記録であったが（大河内，1979）、2021年にいわき市から46年ぶりに２オスが再発見された（齋藤・二橋、2022）。その他に1974年の須賀川市における１オスの目撃記録があるが、福島県における記録はいずれも成虫であり、幼虫の生息は確認されていなかった。このように福島県におけるこれまでの記録は非常に限られており、カテゴリーを判定するに足る情報が充分に得られていなかったため、福島県RLでは情報不足とされている。本研究における阿武隈川中流域とその支川である社川からの幼虫の発見は、福島県における本種の幼虫の初記録であり、本種が福島県に確実に生息していることの証明でもある。

阿武隈川中流域の社川との合流地点付近には、キイロヤマトンボ、コヤマトンボ、オオヤマトンボの３種のヤマトンボ類が同所的に生息していた。コヤマトンボの個体数が最も多く、キイロヤマトンボとオオヤマトンボは稀である。オオヤマトンボは平地から丘陵地にある、抽水植物が繁茂する大きくて深い開放的な池沼や湖沼などの止水域に生息する種である（石田・石田、2018）。河川の淀みに生息することもあるが（尾園ら、2021）、阿武隈川の社川との合流地点付近の本種の生息場所は水深がそれほど深くないため、本種の生息地としては例外的な環境と言える。

オヨギカタビロアメンボ

オヨギカタビロアメンボ（カタビロアメンボ科）は、オスは体長1.5–1.9㎜で体型は小判型、メスは体長1.8–2.2㎜で体型は菱形のカタビロアメンボ類である（図３Ｃ）。体色は光沢のない黒色で、銀灰白色の斑紋が中胸背に１対、腹部背板と腹部結合版に見られる（林・宮本、2018）。河川中流域や池沼への細流の流入部の水際付近に群生していることが多い（三田村ら，2017；林・宮本、2018；中島ら、2020）。全国的に既知産地が少なく、古くは西日本、四国、九州の５県からしか記録がなく（林・宮本、2005）、生息環境の悪化によってほとんど見られなくなってしまった産地も多い。近年新産地が発見され、記録がある都府県は本州、四国、九州の21県と増えたため（内田ら、2026）、環境省RLでは準絶滅危惧とされている（環境省編、2015）。福島県でも2025年に飯館村の池沼から初めて生息が確認された（内田ら，2026）。未発表のデータであるが，浜通り地方の池からも2024年に生息が確認されており、阿武隈川中流域の社川との合流地点付近は本県３例目の生息地であり，河川における生息地は現在のところこの場所が福島県内では唯一である。

本種の生息場所は阿武隈川の社川との合流地点付近の水際で、陸生のイネ科の草本植物が水に浸かった場所にエサキナガレカタビロアメンボ，ホルバートケシカタビロアメンボと同所的に生息していた。圧倒的多数はエサキナガレカタビロアメンボで、オヨギカタビロアメンボはごくわずかしか見られず、ホルバートケシカタビロアメンボは稀であった。この場所からは本研究ではエサキナガレカタビロアメンボしか生息を確認していないが（両種はオス成虫でしか識別できないため、オスによる確認；塘ら、2026）、少し離れた場所の水際にはエサキナガレカタビロアメンボとナガレカタビロアメンボが同所的に生息しているため（同様にオス成虫による確認）、オヨギカタビロアメンボの生息地でも両種は混生しているかもしれない。後述するように、本種の生息場所である河畔のイネ科植物群落は、流量が増加したり、流速が速くなったりすれば消失してしまうおそれがある。また、生息場所は護岸されていないため、護岸を含む河川改修などが実施されれば、やはり河畔のイネ科植物群落は消失してしまう。本種は福島県における発見から日が浅いため、レッドリストに掲載されていないが、阿武隈川中流域の生息場所は自然や人為による攪乱が生じ易く、不安定であるため、生息環境の保全とともに、然るべきカテゴリを定めた上でレッドリストへの追加を検討する必要

がある。

ナゴヤサナエ

ナゴヤサナエ（サナエトンボ科）は成虫の全長が59–65㎜、終齢幼虫の体長が33–37㎜のトンボ類である。成虫の体色は黒地に黄色い斑紋があり、腹部第７–９節が拡がり、腹面が黄色になる。オスの尾部上付属器は細長く、副性器の生殖後鉤先端は直線状になる（尾園ら、2021）。幼虫の体型はやや扁平で細長く、前脚と中脚の脛節先端外側に突起がなく、腹部第９節は最大幅と同長かわずかに長くなる（尾園ら、2021；梅田、2023）。平地から丘陵地の比較的川幅が広く、周囲に樹林があり、底質が砂泥質の河川中下流域に生息する（環境省編、2015）。幼虫は砂泥底に潜っている。分布が全国的に局所的である上、生息場所は環境改変が生じ易い河川中下流域で、成虫は周囲に樹林がある環境を好み、幼虫は緩やかな流れの砂泥底に生息するなど、生息環境として必要な条件が多いことから、環境省RLでは絶滅危惧Ⅱ類とされている（環境省編、2015）。生息環境はキイロヤマトンボと極めて類似している。

福島県内では1991年に伊達市梁川町の広瀬川で初めて生息が確認され（横井、1991）、翌年にはいわき市の夏井川でも記録された（桜井、1992）。また、郡山市の阿武隈川では1994年に幼虫の生息が確認され（国土交通省東北地方整備局、平成６年度河川水辺の国勢調査）、その支川である谷田川でも1996年に生息が確認された（横井、1997）。しかし、夏井川を除くこれらの流域ではその後の生息が確認されていなかった（横井、2017）。このように福島県におけるこれまでの記録は非常に限られており、既知のすべての個体群で危機的水準にまで減少しているため、福島県RLでは絶滅危惧Ⅰ類とされている。

ところが、2024年に実施された阿武隈川水系白河圏域河川整備計画策定に伴う環境調査によって、７月５日に社川との合流地点付近で幼虫１個体、10月７日にうつくしま大橋上流でも幼虫１個体が記録された（福島県県南建設事務所、白河圏域河川整備計画：河川環境調査結果（底生動物調査）報告資料）。本研究はこの記録を受けて実施したものである。しかし、本研究における2025年３月から10月、2026年４月から６月までの、うつくしま大橋上流で11回、社川との合流地点付近で12回の底生動物相調査では、阿武隈川中流域におけるナゴヤサナエの生息を再確認することはできなかった。一方、おそらく上記調査地点の一つと思われる場所付近における2025年９月３日の成虫の生息確認情報がwebで紹介されている（https://fukutombo.blogspot.com/2025/09/blog-post.html、2026年７月３日最終確認）。本研究における調査結果を含む阿武隈川中流域におけるナゴヤサナエの生息情報に基づいて考えると、この流域におけるナゴヤサナエの生息密度はかなり低いものの、生息していることは間違いない。また、阿武隈川中流域では、幼虫と成虫の生息環境がナゴヤサナエと極めて類似するキイロヤマトンボの生息が確認された（図３Ｂ）。そして、上述したように、キイロヤマトンボは支川である社川でも生息が確認された。そのため、ナゴヤサナエの幼虫は社川のキイロヤマトンボの生息地付近からも生息が確認されるかもしれない。阿武隈川中流域がナゴヤサナエの繁殖地として恒久的に利用し続けられるかを継続的な調査によって確認するとともに、社川におけるナゴヤサナエの生息地を探索することが今後の課題である。

阿武隈川中流域と社川の底生動物相の保全

阿武隈川中流域において最も重要な底生動物は、福島県内において幼虫が約30年ぶりに記録されたナゴヤサナエと幼虫の生息が初めて確認されたキイロヤマトンボである。両種ともに幼虫は河川中下流域の緩やかな流れの砂泥底あるいは砂底に生息し、成虫は周囲に樹林がある環境を好むなど、共通する特徴がある。阿武隈川中流域と社川は、両種の幼虫や成虫が好む環境が整っており、特に緩やかな流れの砂泥底が卓越することが両種の生息を可能にしているものと思われる。阿武隈川中流域において両種の幼虫が恒久的に生息するためには、河川改修や災害対策によってこの流域に存在する「周囲に樹林があり、緩やかな流れのある砂泥底」を消失させないことが重要である。具体的には砂泥質が顕著に卓越し、護岸されていない、阿武隈川の社川との合流地点左岸側や社川の阿武隈川との合流地点上流の左岸側では護岸、浚渫、河道改変によって流量や流速を増大させないことが両種の生息環境保全における絶対条件である。護岸、浚渫、河道改変による流量や流速の増大は、水際の植物群落を消失させてしまう可能性がある。水際にあるヨシやツルヨシなどの水生植物群落、イネ科草本類などの陸生植物群落は、阿武隈川中流域や社川では重要種であるアオハダトンボ、オヨギカタビロアメンボ、キベリマメゲンゴロウ、コオナガミズスマシ、福島県内においては生息地がかなり限定的なエサキナガレカタビロアメンボが生息環境として利用している（塘ら、2026）。重要種である

ケスジドロムシは流木への依存度が強いとされるが（環境省編、2015）、本研究における生息確認地点には目立った流木は見当たらず、本種は岸辺付近の抽水植物の根際やツルヨシの水中の匍匐茎といった水生植物群落から採集された。したがって、災害対策や災害からの復旧事業は、水際の植物群落は重要種が生息環境と利用していることに留意・配慮した上で実施する必要がある。

阿武隈川中流域と社川には条件付特定外来生物であるアメリカザリガニが生息し、特に阿武隈川の社川との合流地点付近では多産することが明らかとなった。また、この場所には特定外来生物ウシガエルの幼生も岸際付近に生息する。アメリカザリガニは魚類、両生類、昆虫類、水生植物などを餌資源として利用する雑食性種である（豊田，2019）。そして、水生植物を切断し、植物群落を壊滅させること（自然環境研究センター編著，2019）、絶滅危惧種の水生昆虫を捕食や餌資源をめぐる競争などによって減少させた例が知られている（環境省編，2022）。アメリカザリガニはナゴヤサナエやキイロヤマトンボだけでなく、水際の植物群落に生息するアオハダトンボ､カタビロアメンボ類、キベリマメゲンゴロウ、コオナガミズスマシ、ケスジドロムシにとっても、植物群落の破壊によって生息環境を消失させるために脅威である。そのため、重要種の幼虫を捕食するおそれがあり、生息環境を直接改変してしまうアメリカザリガニについては、行政や地域住民の協力なしでは困難であるが、駆除を実施すべきである。ウシガエルの成体は極めて捕食性が強く、口に入る大きさであればほとんどの動物が餌となることが知られている（日本生態学会編、2002；自然環境研究センター編著､2019）。ウシガエルの幼生（オタマジャクシ）がナゴヤサナエやキイロヤマトンボの幼虫を捕食することはないと思われるが、ウシガエルの幼生が生息するということは、成体も付近に生息する可能性が高く、重要種にとってその捕食圧は大きな脅威である。そのため、アメリカザリガニとともに早急な駆除を実施する必要がある。

阿武隈川中流域や社川から記録されたアメリカザリガニ以外の外来底生動物の中には、重要種を含む在来底生動物の生息環境保全を考える上で対策が必要と思われる種が含まれている。

カワリヌマエビ属の外来種には中国原産のシナヌマエビを含む複数の種が含まれるとされ、1969年頃に韓国から輸入が始まり、観賞用や釣り餌用などに用いられて瞬く間に広がったとされる（豊田、2019）。本研究における３つの調査地点のすべてにおいて、カワリヌマエビ属の外来種の生息密度は極めて高かったことから、おそらく阿武隈川中流域や社川では全域でその生息密度は高いと思われる。カワリヌマエビ属の外来種はヌカエビと同所的に生息し（豊田、2019）、ヌカエビが生息する河川に本種が侵入すると、ヌカエビの生息に負の影響を及ぼし、ヌカエビからカワリヌマエビ属の外来種へと種が置き換わっていくことが知られている（長谷川ら、2015；渾川ら、2018）。阿武隈川でも大臣管理区間では2015年まではヌカエビが記録されていたが、2020年以降は記録されておらず、2010年から記録されたカワリヌマエビ属の外来種は、その個体数を確実に増加させている（国土交通省東北地方整備局、令和７年度河川水辺の国勢調査）。ただし、支川である荒川からは現在もヌカエビの生息が確認されている。本研究における調査では、支川である社川も含めてヌカエビは記録されなかったが、これは大臣管理区間と同様にすでにヌカエビのカワリヌマエビ属の外来種による置換が完了しているためと思われる。本研究の調査地点よりも上流域で阿武隈川に流入する支川である堀川にはヌカエビが生息しており、カワリヌマエビ属は生息していない（ムハマド ハディフ ビンアズハル、2024）。阿武隈川本川におけるカワリヌマエビ属の生息密度がさらに増加すれば、堀川のような「ヌカエビは生息しているが、カワリヌマエビ属の外来種は生息していない」支川にもカワリヌマエビ属の外来種が侵入する可能性が高い。そうなる前に本種の生息密度を低減させる対策を講じる必要がある。

タイワンシジミ種群は中国、台湾、朝鮮半島原産の外来二枚貝類で、食用として輸入されたものが各地で放流・遺棄されたと考えられている（自然環境研究センター編著、2019）。食用として輸入されているシジミ類には複数種が含まれるとされるが、在来種であるマシジミと形態的にも遺伝的にも識別することが難しく、両者の分類学的な位置付けが確定していないため（横山、2019）、タイワンシジミ種群と呼ばれている。在来種であるマシジミやタイワンシジミ種群は雌雄同体で、自家受精による繁殖も可能であるが（日本生態学会編、2002）、精子を放出すると雄性発生（精子の遺伝子のみが遺伝する）を行う。在来種であるマシジミと交雑すると、幼生はすべてタイワンシジミ種群となり、マシジミの生息地にタイワンシジミ種群が見つかると３－４年でマシジミが消失し、タイワンシジミ種群に置き換わるとされる（自然環境研究センター編著、2019）。このようにタイワンシジミ種群の侵入と

個体数増加は、マシジミの純系喪失に加え、農業水利施設の通水障害などの被害も引き起こすことが知られている（自然環境研究センター編著、2019）。本研究における３つの調査地点のすべてにおいて、その生息密度は極めて高かったことから、おそらく阿武隈川中流域や社川では全域で生息密度は高いと思われる。本研究における調査地点ではマシジミの生息は確認されなかったが、タイワンシジミ種群の侵入によってすでにマシジミが消失してしまったのか、もともとマシジミが生息していなかったのかは不明である。タイワンシジミ種群の稚貝は粘液状の糸を分泌してものに絡みつくため、大量発生すると、その場所に生息する底生動物の生態に様々な負の影響を及ぼす可能性がある。また、大量死により悪臭を放つなど、人間生活への被害も報告されている（自然環境研究センター編著、2019）。そのため、タイワンシジミ種群の大量発生と大量死を回避するための対策の検討も必要である。

本研究で記録された外来ウズムシ類であるアメリカツノウズムシとアメリカナミウズムシが在来種であるナミウズムシに及ぼす影響については不明とされている（川勝ら、2007）。本研究ではナミウズムシの生息を確認することができなかったが、阿武隈川中流域ではうつくしま大橋上流と泉川との合流地点下流の２地点でナミウズムシが記録されている（福島県県南建設事務所、白河圏域河川整備計画：河川環境調査結果（底生動物調査）報告資料）。ナミウズムシは清冽な水の指標生物であり、低水温の場所にしか生息しないため、おそらく阿武隈川中流域における分布は局所的であると思われる。一方、アメリカツノウズムシとアメリカナミウズムシは水質が汚濁した場所や水温が高い場所でも生息可能で、繁殖スピードも速い。アメリカツノウズムシとアメリカナミウズムシの生息密度が増加し、ナミウズムシの生息環境にまで分布を拡大すれば、ナミウズムシとの間で様々な競争が生じ、結果としてナミウズムシが減少してしまう可能性が高い。再生能力が極めて強い外来ウズムシ類の駆除は極めて困難であるが、生息密度の変化などの動向は注視しなければならないと思われる。

謝　　辞

本研究を実施するにあたり、福島大学客員教授の三田村敏正氏には、調査にご協力頂くとともに調査に関する助言も頂いた。福島大学大学院共生システム理工学研究科博士前期課程の柴田史音、福島大学共生システム理工学類の熊坂壮敏、佐藤穂夏、小野颯太の各氏には調査地での採集調査にご協力頂いた。福島県県南建設事務所、株式会社建設技術研究所の皆様には、阿武隈川水系白河圏域河川整備計画策定に伴う河川環境調査に関する報告書や、阿武隈川から記録された底生動物に関する情報をご提供頂いた。以上の皆様に感謝申し上げる。

引 用 文 献

長谷川政智・池田　実・藤本泰文（2015）宮城県に侵入した淡水エビ：カワリヌマエビ属 *Neocaridina* spp. の分布拡大とヌカエビ *Paratya compressa improvisa* への影響、伊豆沼・内沼研究報告、**9**：47–56.

林　正美・宮本正一（2005）半翅目Hemiptera、pp.291–378.「日本産水生昆虫　科・属・種への検索（川合禎次・谷田一三共編）」、東海大学出版会、秦野.

林　正美・宮本正一（2018）半翅目Hemiptera、pp.329–427.「日本産水生昆虫　科・属・種への検索【第二版】（川合禎次・谷田一三共編）」、東海大学出版部、平塚.

石田昇三・石田勝義（2018）トンボ目（蜻蛉目）Odonata、pp.151–270.「日本産水生昆虫　科・属・種への検索【第二版】（川合禎次・谷田一三共編）」、東海大学出版部、平塚.

可児藤吉（1944）渓流棲昆蟲の生態、pp.171–317.「昆蟲上巻（日本生物誌第４巻）（古川晴男編）」、研究社、東京.

環境省（編）（2015）レッドデータブック2014日本の絶滅のおそれのある野生生物、５ 昆虫類、ぎょうせい、東京.

環境省（編）（2022）アメリカザリガニ対策の手引き、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室、東京.

川勝正治・西野麻知子・大高明史（2007）プラナリア類の外来種、日本陸水学会誌、**68(3)**：461–469.

三田村敏正・宮畑年弘・横井直人（1992）阿武隈川流域のナゴヤサナエ、ふくしまの虫、**(10)**：6–8.

三田村敏正・平澤　桂・吉井重幸（2017）タガメ・ミズムシ・アメンボハンドブック、文一総合出版、東京.

Miura, O., M. Urabe, T. Nishimura, K. Nakai and S. Chiba (2019) Recent lake expansion triggered the adaptive radiation of freshwater snails in the ancient Lake Biwa, Evolution

Letter, **3**(1)：43-54.
ムハマド ハディフ ビン アズハル（2024）堀川の底生動物相に関する研究　基礎データの蓄積と底生動物の多様性に影響を及ぼす要因の解明、福島大学共生システム理工学類令和6年度卒業論文.
中島　淳・林　成多・石田和男・北野　忠・吉富博之（2020）ネイチャーガイド日本の水生昆虫、文一総合出版、東京.
渾川直子・七里浩志・川田　攻・堀美智子・市川竜也・村岡麻衣子（2018）宮川源流域の在来種ヌカエビと外来種カワリヌマエビ属の生息について、横浜市環境科学研究所報、**(42)**：39-45.
日本生態学会（編）（2002）外来種ハンドブック（村上興正・鷲谷いづみ監修）、地人書館、東京.
野崎隆夫（2016）トビケラ目：TRICHOPTERA、pp.294-410.「原色川虫図鑑成虫編（丸山博紀・花田聡子編）」、全国農村教育協会、東京.
大河内知義（1979）キイロヤマトンボの北限記録、昆虫と自然、**14**(**14**)：10.
尾園　暁・川島逸郎・二橋　亮（2021）ネイチャーガイド日本のトンボ改訂版、文一総合出版、東京.
齋藤舜貴・二橋　亮（2022）福島県で46年ぶりにキイロヤマトンボを確認、TOMBO、**64**：45.
桜井　浩（1992）福島県におけるナゴヤサナエの記録、るりぼし、**(17)**：7.
清水高男･稲田和久･内田臣一（2018）カワゲラ目（襀翅目）PLECOPTERA、pp.271-328.「日本産水生昆虫　科･属･種への検索【第二版】（川合禎次･谷田一三共編）」、東海大学出版部、平塚.
自然環境研究センター（編著）（2019）最新日本の外来生物、平凡社、東京.
谷田一三・野崎隆夫・伊藤富子・服部壽夫・久原直利（2018）トビケラ目（毛翅目）Trichoptera、pp.449-687.「日本産水生昆虫　科・属・種への検索【第二版】（川合禎次・谷田一三共編）」、東海大学出版部、平塚.
豊田幸詞（2019）日本産淡水性・汽水性エビ・カニ図鑑（駒井智幸監修、関慎太郎写真）、緑書房、東京.
塘　忠顕・加藤　翠・益子愛彩（2026）福島県域を流れる久慈川の底生動物相　付．エサキナガレカタビロアメンボの福島県における記録、福島大学地域創造、**37**(**2**)：95-117.
内田大貴・三田村敏正・吉井重幸・阿部眞大（2026）福島県におけるオヨギカタビロアメンボの初記録、月刊むし、**(660)**：28-30.
梅田　孝（2023）本州・四国・九州本土で見られるヤゴの図鑑　写真でわかる！ヤゴの見分け方全130種（梅田　孝･渡利純也写真）、世界文化社、東京.
山縣重信（1997）阿武隈川上流の農業利水構造の変容－社川流域の農業用水－、福島地理論集、**40**：4-21.
横井直人（1991）ナゴヤサナエ成虫の生息を福島県北部で確認、月刊むし、**(250)**：11.
横井直人（1997）福島県トンボ分布資料Ⅵ、ふくしまの虫、**(15)**：10-14.
横井直人（1999）郡山市のトンボ､ふくしまの虫､**(18)**：87-100.
横井直人（2017）いわき市夏井川のナゴヤサナエ、ふくしまの虫、**(35)**：4-5.
横井直人・宮畑年弘・三田村敏正（1992）福島県トンボ分布資料Ⅳ、ふくしまの虫、**(10)**：20-23.
横山　寿（2019）外来シジミ類の分類と生態　Ⅰ 日本と世界における侵入・拡散、陸水学雑誌、**80**：125-144.

本研究において阿武隈川中流域と社川から記録された底生動物

本研究において阿武隈川中流域と社川から記録された底生動物の採集データを種ごとに示した。採集データは和名、学名、採集年月日ごとの調査地点（阿上：阿武隈川のうつくしま大橋上流、阿合：阿武隈川の社川との合流地点付近、社：社川の阿武隈川との合流地点上流）で採集された個体数、調査地点の順に並べた。

カメムシ目とコウチュウ目の成虫の採集データについては、雌雄別の個体数を記した。雌雄の別が不明の場合は個体数のみを記し、その後に「成虫」と記した。

節足動物門昆虫綱
カゲロウ目
カワカゲロウ科
キイロカワカゲロウ *Potamanthus*（*Potamanthodes*）*formosus* Eaton, 1892
2025.3.30、2exs.、阿上、4exs.、阿合；4.27、4exs.、阿上、17exs.、阿合；5.22、33exs.、阿上；5.26、31exs.、阿合、1ex.、社；6.22、12exs.、阿上、16exs.、阿合；7.14、7exs.、阿上、19exs.、阿合；9.27、1ex.、阿上、1ex.、阿合、1ex.、社；10.15、4exs.、阿合；10.17、3exs.、阿上；2026.4.26、3exs.、阿合；5.14、1ex.、阿合
モンカゲロウ科
トウヨウモンカゲロウ *Ephemera*（*Ephemera*）*orientalis* McLachlan, 1875
2025.3.30、2exs.、阿合；4.27、1ex.、阿上、3exs.、阿合；5.26、1ex.、阿合；8.16、2exs.、阿合；2026.4.26、8exs.、阿合
モンカゲロウ *Ephemera*（*Sinephemera*）*strigata* Eaton, 1892
2026.4.19、1ex.、社
シロイロカゲロウ科
オオシロカゲロウ *Ephoron shigae*（Takahashi, 1924）
2025.6.22、1ex.、阿上、2exs.、社；7.14、1ex.、阿上、1ex.、阿合
ヒメシロカゲロウ科
ヒメシロカゲロウ属の一種 *Caenis* sp.
2025.4.27、2exs.、阿上；5.26、1ex.、阿合；7.14、2exs.、阿合
マダラカゲロウ科
オオクママダラカゲロウ *Cincticostella*（*Cincticostella*）*elongatula*（McLachlan, 1875）
2025.3.30、3exs.、阿上、8exs.、社
オオマダラカゲロウ *Drunella basalis*（Imanishi, 1937）
2025.3.30、10exs.、阿上、4exs.、社;4.27、9exs.、阿上、2exs.、社
ヨシノマダラカゲロウ *Drunella ishiyamana* Matsumura, 1931
2025.4.27、2exs.、阿上、1ex.、社;5.22、4exs.、阿上;5.26、2exs.、阿合、4exs.、社
シリナガマダラカゲロウ *Ephacerella longicaudata*（Uéno, 1928）
2025.3.30、1ex.、阿合
ホソバマダラカゲロウ *Ephemerella atagosana* Imanishi, 1937
2025.5.26、1ex.、社
エラブタマダラカゲロウ *Torleya japonica*（Gose, 1980）
2025.3.30、2exs.、阿上、21exs.、阿合、1ex.、社；4.27、8exs.、阿上、61exs.、阿合、6exs.、社；5.22、5exs.、阿上；5.26、12exs.、阿合;6.22、1ex.、阿上、2exs.、阿合、2exs.、社;7.14、25exs.、阿上、14exs.、阿合、16exs.、社;8.16、15exs.、阿上、7exs.、阿合;9.27、3exs.、社；2026.4.26、1ex.、阿合；6.29、1ex.、阿合
アカマダラカゲロウ *Teleganopsis punctisetae*（Matsumura, 1931）
2025.3.30、1ex.、阿上、14exs.、社;4.27、22exs.、阿上、3exs.、阿合、11exs.、社;5.22、17exs.、阿上;5.26、4exs.、阿合、28exs.、社;6.22、3exs.、阿上、9exs.、社;7.14、30exs.、阿上、1ex.、阿合、17exs.、社;8.16、16exs.、阿上、31exs.、社;9.27、2exs.、阿上、11exs.、社；10.17、1ex.、社
ヒメフタオカゲロウ科
ヒメフタオカゲロウ *Ameletus montanus* Imanishi, 1930
2025.3.30、1ex.、社
コカゲロウ科
ミジカオフタバコカゲロウ *Acentrella sibirica*（Kazlauskas, 1963）
2025.5.22、1ex.、阿上；8.16、1ex.、社
ミツオミジカオフタバコカゲロウ *Acentrella gnom*（Kluge, 1983）
2025.8.16、2exs.、阿上、2exs.、社
ヨシノコカゲロウ *Alainites yoshinensis*（Gose, 1980）
2025.4.27、2exs.、阿上；7.14、1ex.、阿合
フタバコカゲロウ *Baetiella japonica*（Imanishi, 1930）
2025.3.30、16exs.、阿上、10exs.、社；4.27、8exs.、阿上、17exs.、社；5.22、1ex.、阿上；5.26、1ex.、阿合、4exs.、社；6.22、1ex.、社；8.16、1ex.、社；9.27、2exs.、阿上
フタオコカゲロウの近縁種 *Baetis* cf. *bicaudatus* Dodds, 1923
2025.3.30、1ex.、阿上、98exs.、社
フタモンコカゲロウ *Baetis taiwanensis* Müller-Liebenau, 1985
2025.3.30、6exs.、阿上、1ex.、社;4.27、12exs.、阿上、15exs.、阿合、5exs.、社;5.22、14exs.、阿上;5.26、3exs.、阿合、7exs.、社;6.22、1ex.、阿上;7.14、1ex.、阿上、7exs.、社;8.16、1ex.、阿上;10.15、1ex.、社；10.17、3exs.、阿上
シロハラコカゲロウ *Baetis thermicus* Uéno, 1931
2025.3.30、4exs.、阿上、26exs.、社;4.27、2exs.、阿上、12exs.、社;5.22、4exs.、阿上；5.26、26exs.、社；6.22、1ex.、社；9.27、1ex.、阿上
コカゲロウ属の複数種 *Baetis* spp.
2025.5.22、1ex.、阿上；7.14、1ex.、社；9.27、1ex.、阿上；10.15、1ex.、社
ウスイロフトヒゲコカゲロウ *Labiobaetis atrebatinus orientalis*（Kluge, 1983）
2025.6.22、1ex.、阿合;7.14、1ex.、阿上、1ex.、阿合、7exs.、社;8.16、1ex.、阿上、2exs.、阿合;9.27、2exs.、阿上、10exs.、社;10.15、2exs.、阿合、9exs.、社；10.17、1ex.、阿上
トゲエラトビイロコカゲロウ *Nigrobaetis acinaciger*（Kluge, 1983）
2025.4.27、1ex.、阿上；6.22、2exs.、阿上
ヒメウスバコカゲロウ属の一種　*Procloeon* sp.
2025.5.26、1ex.、阿合；9.27、1ex.、阿合；10.17、1ex.、阿上
ウデマガリコカゲロウ *Tenuibaetis flexifemora*（Gose, 1985）
2025.3.30、3exs.、阿上、28exs.、社;4.27、9exs.、阿上、14exs.、社；5.22、5exs.、阿上；5.26、1ex.、阿合、17exs.、社；6.22、1ex.、阿上、1ex.、社;7.14、1ex.、阿上、9exs.、社;8.16、7exs.、阿上、10exs.、社；9.27、7exs.、阿上、5exs.、社；10.15、14exs.、社；10.17、8exs.、阿上
コバネヒゲトガリコカゲロウ *Tenuibaetis parvipterus* Fujitani, 2011
2025.3.30、2exs.、社;7.14、1ex.、阿合、5exs.、社;2025.8.16、2exs.、阿上、6exs.、阿合、1ex.、社；9.27、1ex.、阿上；10.15、1ex.、社；10.17、1ex.、阿上
フタオカゲロウ科
ヨシノフタオカゲロウ *Siphlonurus*（*Siphlonurus*）*yoshinoensis* Gose, 1979
2025.3.30、19exs.、阿合；4.27、3exs.、阿合、1ex.、社；2026.4.26、5exs.（4♀1♂）、阿合
フタオカゲロウ属の一種　*Siphlonurus* sp.
2025.3.30、13exs.、阿上、15exs.、阿合、4exs.、社；4.27、15exs.、阿上、3exs.、阿合、2exs.、社；5.26、1ex.、阿合、1ex.、社；2026.

5.14、1ex.、阿合
チラカゲロウ科
チラカゲロウ *Isonychia japonica*（Ulmer, 1919）
2025.3.30、1ex.、社；4.27、1ex.、社；5.26、1ex.、社
ヒラタカゲロウ科
キブネタニガワカゲロウ *Ecdyonurus kibunensis* Imanishi, 1936
2025.5.26、7exs.、阿合；7.14、6exs.、阿合；8.16、1ex.、阿上、1ex.、阿合；9.27、1ex.、阿合；10.15、1ex.、阿合；10.17、1ex.、阿上
シロタニガワカゲロウ *Ecdyonurus yoshidae* Takahashi, 1924
2025.3.30、17exs.、阿上、3exs.、阿合;4.27、10exs.、阿上、3exs.、阿合；5.22、17exs.、阿上；5.26、2exs.、阿合、2exs.、社；7.14、13exs.、阿上、6exs.、阿合、2exs.、社;8.16、8exs.、阿上、1ex.、阿合；9.27、4exs.、阿上；10.17、6exs.、阿上；2026.4.26、1ex.、阿合
ナミヒラタカゲロウ *Epeorus ikanonis* Takahashi, 1924
2025.3.30、3exs.、阿上、1ex.、社；4.27、1ex.、社
エルモンヒラタカゲロウ *Epeorus latiforium* Uéno, 1928
2025.3.30、1ex.、阿上；4.27、13exs.、阿上、4exs.、阿合；7.14、1ex.、社；10.17、2exs.、阿上
タニヒラタカゲロウ *Epeorus napaeus* Imanishi, 1934
2025.3.30、1ex.、阿上
ユミモンヒラタカゲロウ *Epeorus nipponicus*（Uéno, 1931）
2025.4.27、2exs.、阿上
ヒメヒラタカゲロウ *Rhithrogena japonica* Uéno, 1928
2025.3.30、1ex.、阿上
サツキヒメヒラタカゲロウ *Rhithrogena tetrapunctigena* Matsumura, 1931
2025.3.30、12exs.、阿上、2exs.、阿合、3exs.、社;4.27、16exs.、阿上、1ex.、阿合、7exs.、社；5.22、2exs.、阿上；6.22、1ex.、阿上；7.14、2exs.、阿上、1ex.、社；9.27、1ex.、阿上；10.17、2exs.、阿上
ヒメヒラタカゲロウ属の複数種 *Rhithrogena* spp.
2025.3.30、7exs.、阿上、3exs.、阿合

トンボ目
カワトンボ科
ハグロトンボ *Atrocalopteryx atrata*（Selys, 1853）
2025.4.27、2exs.、阿上、1ex.、阿合、1ex.、社;5.22、5exs.、阿上;5.26、1ex.、阿合、5exs.、社；6.22、4exs.、阿上、5exs.、阿合、5exs.、社；7.14、1ex.、阿合、1ex.、社；8.16、2exs.、阿上；9.27、4exs.、阿上、4exs.、阿合;10.15、9exs.、阿合、1ex.、社;10.17、5exs.、阿上；2026.4.26、2exs.、阿合；5.14、2exs.、阿合
アオハダトンボ *Calopteryx japonica* Selys, 1869
2026.4.26、1ex.、阿合
イトトンボ科
アジアイトトンボ *Ischnura asiatica* Brauer, 1865
2025.8.16、1ex.、阿合；10.15、1ex.、阿合
ヤンマ科
ギンヤンマ *Anax parthenope julius* Brauer, 1865
2025.7.30、1ex.、阿上；10.15、1ex.、阿合
サナエトンボ科
ミヤマサナエ *Anisogomphus maacki*（Selys, 1872）
2025.3.30、2exs.、阿合、2exs.、社;4.27、10exs.、阿合、1ex.、社;5.22、1ex.、阿上;7.14、1ex.、阿合、1ex.、社;7.30、1ex.、阿上;9.27、1ex.、阿上、2exs.、阿合；10.15、6exs.、阿合；10.17、1ex.、阿上；2026.4.26、7exs.、阿合；5.14、4exs.、阿合
モイワサナエ *Davidius moiwanus moiwanus*（Matsumura et Okumura in Oguma, 1935）
2025.4.27、1ex.、社
ダビドサナエ属の一種 *Davidius* sp.
2025.3.30、1ex.、社
オナガサナエ *Melligomphus viridicostus*（Oguma, 1926）
2025.3.30、4exs.、阿上、1ex.、社;4.27、2exs.、阿上、1ex.、阿合、2exs.、社；5.22、4exs.、阿上；5.26、4exs.、阿合、2exs.、社；6.22、2exs.、阿上、1ex.、阿合、3exs.、社；7.14、4exs.、阿上、4exs.、阿合、8exs.、社；8.16、2exs.、阿上、2exs.、社；9.27、8exs.、阿上、1ex.、阿合、5exs.、社；10.15、3exs.、社；10.17、2exs.、阿上
アオサナエ *Nihonogomphus viridis* Oguma, 1926
2025.3.30、1ex.、阿上、3exs.、阿合；4.27、1ex.、阿上、1ex.、阿合、3exs.、社；5.22、6exs.、阿上；5.26、7exs.、社；6.22、5exs.、阿合、1ex.、社;7.14、9exs.、阿上、4exs.、阿合、3exs.、社;7.30、5exs.、阿上、1ex.、社；8.16、9exs.、阿上、4exs.、阿合、2exs.、社；9.27、2exs.、阿上、3exs.、阿合、5exs.、社；10.15、7exs.、阿合、6exs.、社；10.17、1ex.、阿上；2026.4.26、1ex.、阿合
ホンサナエ *Shaogomphus postocularis*（Selys, 1869）
2025.4.27、1ex.、阿合、1ex.、社;5.26、1ex.、阿合;2026.4.26、1ex.、阿合
コオニヤンマ *Sieboldius albardae* Selys, 1886
2025.3.30、1ex.、阿上；4.27、1ex.、阿上；5.22、1ex.、阿上；5.26、1ex.、社；6.22、1ex.、阿合、3exs.、社；7.14、1ex.、社；8.16、2exs.、阿上；10.17、1ex.、阿上；2026.4.26、1ex.、阿合
オニヤンマ科
オニヤンマ *Anotogaster sieboldii* Selys, 1854
2025.3.30、1ex.、阿上；5.26、1ex.、社；7.14、2exs.、社
ヤマトンボ科
オオヤマトンボ *Epophthalmia elegans elegans*（Brauer, 1865）
2025.9.27、1ex.、阿合；2026.4.26、1ex.、阿合
コヤマトンボ *Macromia amphigena amphigena* Selys, 1871
2025.3.30、1ex.、社；4.27、1ex.、阿上；7.14、1ex.、阿上、1ex.、阿合；8.16、11exs.、阿上、4exs.、阿合、1ex.、社；9.27、6exs.、阿上、8exs.、阿合、1ex.、社；10.15、5exs.、阿合、3exs.、社；10.17、3exs.、阿上；2026.4.26、3exs.、阿合
キイロヤマトンボ *Macromia daimoji* Okumura, 1949
2025.9.27、1ex.、阿合、1ex.、社；10.15、1ex.、阿合；2026.4.26、1ex.、阿合
トンボ科
アキアカネ *Sympetrum frequens*（Selys, 1883）
2026.6.29、1ex.、阿合
シオカラトンボ *Orthetrum albistylum speciosum*（Uhler, 1858）
2025.5.26、1ex.、社;7.14、1ex.、阿合、1ex.、社;8.16、1ex.、社;9.27、2exs.、阿合、1ex.、社；10.15、7exs.、阿合、1ex.、社；10.17、4exs.、阿上；2026.4.26、7exs.、阿合

カワゲラ目
アミメカワゲラ科
クサカワゲラ属の一種 *Isoperla* sp.
2025.3.30、1ex.、社
コグサヒメカワゲラ属の一種 *Ostrovus* sp.
2025.4.27、1ex.、阿上、1ex.、阿合
ヒメカワゲラ属の一種 *Stavsolus* sp.
2025.3.30、8exs.、阿上、10exs.、社
カワゲラ科
フタツメカワゲラ属の複数種 *Neoperla* spp.
2025.3.30、27exs.、阿上、5exs.、社;4.27、16exs.、阿上、1ex.、阿合、5exs.、社；5.22、16exs.、阿上；5.26、12exs.、社；6.22、2exs.、阿上、1ex.、阿合、2exs.、社;7.14、1ex.、阿上、1ex.、社;9.27、2exs.、阿上、3exs.、阿合、2exs.、社;10.15、2exs.、阿合、7exs.、社；10.17、17exs.、阿上

オオヤマカワゲラ属の一種 *Oyamia* sp.
2025.3.30、2exs.、阿上；6.22、1ex.、阿上；7.30、1ex.、阿上；9.27、1ex.、阿上；10.17、1ex.、阿上
オナシカワゲラ科
オナシカワゲラ属の一種 *Nemoura* sp.
2025.3.30、1ex.、社

カメムシ目
タイコウチ科
タイコウチ *Laccotrephes japonensis* Scott, 1874
2025.7.14、1ex.、阿合；8.16、1ex.（成虫）、阿合；2026.4.26、1ex.（成虫）、阿合
ミズムシ科
チビミズムシ *Micronecta*（*Basileonecta*）*sedula* Horváth, 1905
2025.7.14、1♂、阿合
コチビミズムシ *Micronecta*（*Micronecta*）*guttata* Matsumura, 1905
2025.4.27、25♀24♂、阿合;5.26、6♀1♂、阿合;6.22、1♀、阿上、44♀36♂、阿合;7.14、20♀19♂、阿合;8.16、1♂、阿上、10♀13♂、阿合；9.27、1♀、阿合
チビミズムシ属の複数種 *Micronecta* spp.
2025.4.27、2exs.、阿合;6.22、13exs.、阿合;7.14、6exs.、阿合;2026.4.19、3♀、阿上
カタビロアメンボ科
ホルバートケシカタビロアメンボ *Microvelia horvathi* Lundblad, 1933
2025.9.27、1♀1♂、阿合
ケシカタビロアメンボ属の一種 *Microvelia* sp.
2025.7.14、1ex.、阿合
エサキナガレカタビロアメンボ *Pseudovelia esakii* Miyamoto, 1959
2025.5.26、3♂、阿合；6.22、3♂、阿合；8.16、4♂、阿合；9.27、2♂、阿合；2026.4.26、8♂、阿合；5.14、2♂、社
ナガレカタビロアメンボ *Pseudovelia tibialis tibialis* Esaki et Miyamoto, 1955
2026.4.26、1♂、阿合；5.14、1♂、社
ナガレカタビロアメンボ属の複数種 *Pseudovelia* spp.
2025.5.26、3♀、阿合;6.22、3♀、阿合;7.14、1♀、27exs.、阿合、1♀、社;8.16、3♀、227exs.、阿合;9.27、5♀、阿合;2026.4.26、7♀、阿合；5.14、8♀、社；6.29、2♀、阿上
オヨギカタビロアメンボ *Xiphovelia japonica* Esaki et Miyamoto, 1959
2025.8.16、3♀2♂、3exs.、阿合；9.27、2♀1♂、阿合
アメンボ科
アメンボ *Aquarius paludum paludum*（Fabricius, 1794）
2025.4.27、1ex.（成虫）、阿上、4exs.（成虫）、阿合;5.26、1ex.（成虫）、社;6.22、4exs.（成虫）、阿合、2exs.（成虫）、社;7.30、2exs.（成虫）、阿上、2exs.（成虫）、阿合、2exs.（成虫）、社;8.16、1ex.（成虫）、阿合
ヒメアメンボ *Gerris*（*Gerris*）*latiabdominis* Miyamoto, 1958
2025.4.27、1ex.（成虫）、阿合、1ex.（成虫）、社;5.22、1ex.（成虫）、阿上；6.22、1ex.（成虫）、阿上；7.14、1ex.（成虫）、阿上、1ex.（成虫）、阿合
ヒメアメンボ属の一種 *Gerris* sp.
2025.7.14、4exs.、阿合；8.16、11exs.、阿合
ミズギワカメムシ科
ウスイロミズギワカメムシ *Saldula pallipes*（Fabricius, 1794）
2025.3.30、1ex.（成虫）、阿上

トビケラ目
ナガレトビケラ科
ムナグロナガレトビケラ, *Rhyacophila nigrocephala* Iwata, 1927
2025.3.30、11exs.、社；4.27、1ex.、阿合、7exs.、社；5.26、1ex.、社；8.16、2exs.、社
ヤマナカナガレトビケラ *Rhyacophila yamanakensis* Iwata, 1927
2025.3.30、1ex.、阿上、3exs.、社;4.27、3exs.、阿上、1ex.、社;5.26、1ex.、社;6.22、5exs.、社;8.16、4exs.、社;9.27、1ex.、社;10.15、1ex.、社
ナガレトビケラ科の属不明の複数種 Rhyacophilidae Gen. spp.
5.26、1ex.（蛹）、阿合、3exs.（蛹）、社；8.16、1ex.（蛹）、社
ヒメトビケラ科
ヒメトビケラ属の一種 *Hydroptila* sp.
2025.4.27、1ex.、阿合
ヒメトビケラ科の属不明種 Hydroptilidae Gen. sp.
2025.10.17、1ex.（蛹）、阿上
ヒゲナガカワトビケラ科
ヒゲナガカワトビケラ *Stenopsyche marmorata* Navás, 1920
2025.3.30、10exs.、阿上、9exs.、社；4.27、2exs.、阿上、1ex.、社；5.22、35exs.、阿上；5.26、5exs.、阿合、31exs.、社；6.22、9exs.、阿上、1ex.、阿合、15exs.、社;7.14、6exs.、阿上、2exs.、阿合、9exs.、社;8.16、2exs.、阿上、6exs.、社;10.15、1ex.、社;10.17、2exs.、阿上
クダトビケラ科
クダトビケラ属の一種 *Psychomyia* sp.
2025.3.30、3exs.、阿上、2exs.、社;4.27、4exs.、阿上、1ex.、阿合;8.16、1ex.、社
クダトビケラ科の属不明種 Psychomyiidae Gen. sp.
2025.9.27、1ex.、阿上
ムネカクトビケラ科
ムネカクトビケラ属の一種 *Ecnomus* sp.
2025.7.14、1ex.、阿合
シマトビケラ科
コガタシマトビケラ属の複数種 *Cheumatopsyche* spp.
2025.3.30、3exs.、阿上、3exs.、社;5.22、2exs.、阿上;5.26、1ex.、社；7.14、1ex.、社；9.27、1ex.、阿上；10.15、4exs.、社；10.17、2exs.、阿上
ウルマーシマトビケラ *Hydropsyche orientalis* Martynov, 1934
2025.3.30、9exs.、阿上、25exs.、社；4.27、13exs.、阿上、36exs.、社；5.22、3exs.、阿上；5.26、1ex.、阿合、22exs.、社；6.22、7exs.、阿上、33exs.、社；7.14、5exs.、阿上、9exs.、社；8.16、1ex.、阿合、10exs.、社；9.27、8exs.、社；10.15、5exs.、社
ナカハラシマトビケラ *Hydropsyche setensis* Iwata, 1927
2025.3.30、7exs.、阿上、41exs.、社;4.27、10exs.、阿上、2exs.、阿合、34exs.、社;5.22、6exs.、阿上;5.26、2exs.、阿合、2exs.、社;6.22、7exs.、阿上、52exs.、社;7.14、11exs.、阿上、21exs.、社;2025.8.16、1ex.、阿上、8exs.、社；9.27、3exs.、社；10.15、7exs.、社；10.17、1ex.、阿上
エチゴシマトビケラ *Potamyia chinensis*（Ulmer, 1915）
2025.3.30、21exs.、阿上、2exs.、阿合、22exs.、社;4.27、7exs.、阿上、10exs.、阿合、16exs.、社；5.22、4exs.、阿上；5.26、3exs.、阿合、2exs.、社；6.22、17exs.、阿上、1ex.、阿合、13exs.、社；7.14、20exs.、阿上、2exs.、阿合、12exs.、社;8.16、6exs.、阿上、1ex.、阿合、26exs.、社；9.27、9exs.、阿上、25exs.、社；10.15、93exs.、社；10.17、5exs.、阿上
シマトビケラ科の属不明種 Hydropsychidae Gen. sp.
2025.5.22、1ex.（蛹）、阿上
カクツツトビケラ科
カクツツトビケラ属の一種 *Lepidostoma* sp.
2025.3.30、1ex.、社；7.14、2exs.、阿合
エグリトビケラ科
ホタルトビケラ属一種 NA *Nothopsyche* sp. NA
2025.4.27、1ex.、阿合、1ex.、社；2026.4.26、2exs.、阿合

ニンギョウトビケラ科
ニンギョウトビケラ *Goera japonica* Banks, 1906
2025.6.22、1ex.、社；7.14、1ex.、社
ニンギョウトビケラ属の一種 *Goera* sp.
2025.4.27、1ex.（蛹）、阿上、1ex.（蛹）、阿合;5.26、1ex.（蛹）、阿合
ヒゲナガトビケラ科
アオヒゲナガトビケラ属の一種 *Mystacides* sp.
2025.4.27、1ex.、阿合；6.22、1ex.、阿上、1ex.、阿合
クサツミトビケラ属の一種 *Oecetis* sp.
2025.4.27、4exs.、阿合;7.14、1ex.、阿合、1ex.、社;2026.6.29、阿合、1ex.
セトトビケラ属の複数種 *Setodes* spp.
2025.3.30、14exs.、阿上、2exs.、阿合、7exs.、社;4.27、24exs.、阿上、5exs.、阿合、3exs.、社;5.22、16exs.、阿上;5.26、5exs.、阿合、15exs.、社；6.22、10exs.、阿上、11exs.、社；7.14、1ex.、阿上;8.16、13exs.、阿上、2exs.、阿合、12exs.、社;9.27、1ex.、阿上、2exs.、社；10.15、1ex.、阿合、11exs.、社；10.17、8exs.、阿上
ヒメセトトビケラ *Trichosetodes japonicus* Tsuda, 1942
2025.4.27、1ex.、阿上；5.22、2exs.、阿上；5.26、2exs.、社；8.16、1ex.、阿合
ヒゲナガトビケラ科の属不明の複数種 Leptoceridae Genr. spp.
2025.5.26、1ex.（蛹）、社;6.22、3exs.（蛹）、阿上、2exs.（蛹）、社；8.16、1ex.（蛹）、社；9.27、1ex.（蛹）、社

コウチュウ目
ゲンゴロウ科
キベリマメゲンゴロウ *Platambus fimbriatus* Sharp, 1884
2025.4.27、1ex.（成虫）、阿合;5.26、8exs.（成虫）、阿合、4exs.（成虫）、社；6.22、2exs.（成虫）、阿上、2exs.（成虫）、社；7.14、2exs.（成虫）、阿合、1ex.（成虫）、社;8.16、1ex.（成虫）、阿合;9.27、2exs.（成虫）、阿上、3exs.（成虫）、阿合、7exs.（成虫）、社;10.15、3exs.（成虫）、阿合、3exs.（成虫）、社；2026.4.26、2♂、阿合
ミズスマシ科
コオナガミズスマシ *Orectochilus punctipennis* Sharp, 1884
2025.5.26、1ex.（成虫）、阿合;6.22、5exs.（成虫）、阿合、5exs.（成虫）、社；7.14、1ex.（成虫）、阿上、3exs.（成虫）、阿合、1ex.（成虫）、社；7.30、1ex.（成虫）、阿合；8.16、1ex.（成虫）、社；2026.4.26、1ex.、阿合
ガムシ科
キイロヒラタガムシ *Enochrus simulans*（Sharp, 1873）
2025.9.27、1ex.（成虫）、阿合；2026.4.19、1ex.、阿上
トゲバゴマフガムシ *Berosus lewisius* Sharp, 1873
2026.4.19、2exs.、阿上
ヒラタドロムシ科
チビヒゲナガハナノミ *Ectopria opaca opaca*（Kiesenwetter, 1874）
2025.3.30、1ex.、社
クシヒゲマルヒラタドロムシ *Eubrianax granicollis* Lewis, 1895
2025.3.30、1ex.、阿上;5.22、2exs.（成虫）、阿上;5.26、3exs.（成虫）、阿合；10.15、1ex.、社；10.17、2exs.、阿上
マスダチビヒラタドロムシ *Malacopsephenoides japonicus*（Masuda, 1935）
2025.6.22、1ex.、社；9.27、1ex.、阿合；10.17、3exs.、阿上
ヒラタドロムシ *Mataeopsephus maculatus* Nomura, 1957
2025.3.30、54exs.、阿上、5exs.、阿合、39exs.、社；4.27、48exs.、阿上、7exs.、阿合、17exs..社；5.22、35exs.、阿上；5.26、10exs.、阿合、27exs.、社;6.22、40exs.、阿上、3exs.、阿合、19exs.、社;7.14、2exs.（成虫）、8exs.、阿上、2exs.（成虫）、4ex.、阿合、9exs.、社;7.30、1ex.（成虫）、阿上;8.16、9exs.、阿上、2exs.、阿合、19exs.、社;9.27、30exs.、阿上、2exs.、阿合、1ex.（成虫）、46exs.、社；10.15、7exs.、阿合、73exs.、社；10.17、117exs.、阿上；2026.4.26、1ex.、阿合
ヒメドロムシ科
キスジミゾドロムシ *Ordobrevia foveicollis*（Schönfeldt, 1888）
2025.7.14、3exs.（成虫）、阿上、6exs.（成虫）、阿合、2exs.（成虫）、社;8.16、2exs.（成虫）、阿上、1ex.（成虫）、阿合、1ex.（成虫）、社
ケスジドロムシ *Pseudamophilus japonicus* Nomura, 1957
2025.6.22、1ex.（成虫）、社；7.14、4exs.（成虫）、阿上
アシナガミゾドロムシ *Stenelmis vulgamis* Nomura, 1958
2025.6.22、4exs.（成虫）、阿合、4exs.（成虫）、社;7.14、10exs.（成虫）、阿上、4exs.（成虫）、阿合、14exs.（成虫）、社;8.16、4exs.（成虫）、阿上、3exs.（成虫）、阿合、1ex.（成虫）、社;9.27、1ex.（成虫）、阿上；2026.6.29、1ex.、阿合
ミゾツヤドロムシ *Zaitzevia rivalis* Nomura, 1963
2025.4.27、1ex.（成虫）、社
ツヤドロムシ *Zaitzevia nitida* Nomura, 1963
2025.8.16、1ex.（成虫）、社
ヒメツヤドロムシ *Zaitzeviaria brevis*（Nomura, 1958）
2025.7.14、2exs.（成虫）、阿合、1ex.（成虫）、社
ヒメドロムシ科の属不明の複数種 Elmidae Genr. spp.
2025.3.30、13exs.、阿上、1ex.、阿合、9exs.、社;4.27、22exs.、阿上、10exs.、阿合、3exs.、社；5.22、16exs.、阿上；5.26、5exs.、阿合、10exs.、社；6.22、9exs.、阿上、1ex.、阿合、9exs.、社；7.14、5exs.、阿上、4exs.、阿合、3exs.、社;8.16、4exs.、阿上、5exs.、社;9.27、4exs.、阿上、1ex.、阿合、9exs.、社;10.15、1ex.、阿合、21exs.、社；10.17、12exs.、阿上；2026.5.14、1ex.、阿合
イボゾウムシ科
イネミズゾウムシ *Lissorhoptrus oryzophilus* Kuschel, 1951
2026.6.29、2♀、阿上

ハエ目
ヒメガガンボ科
ウスバヒメガガンボ属の複数種 *Antocha* spp.
2025.3.30、1ex.、阿上、1ex.、社;4.27、1ex.、阿上、1ex.、阿合、2exs.、社；5.22、2exs.、阿上；5.26、2exs.、社；6.22、1ex.、社
エリオプテラ属の一種 *Erioptera* sp.
2025.5.26、1ex.、阿合
ヒゲナガガガンボ属の複数種 *Hexatoma* spp.
2025.3.30、2exs.、社;4.27、1ex.、阿上、1ex.、阿合、2exs.、社;5.22、4exs.、阿上；5.26、1ex.、阿合、6exs.、社；6.22、2exs.、阿合、1ex.、社;7.14、1ex.、阿上、1ex.、社;9.27、1ex.、阿合、2exs.、社；10.15、1ex.、社
ガガンボ科
ガガンボ属の複数種 *Tipula* spp.
2025.3.30、5exs.、阿上、3exs.、社；4.27、1ex.、阿上、2exs.、阿合;5.26、1ex.、阿合、1ex.、社;6.22、1ex.、阿上、2exs.、社;7.14、1ex.、阿上、1ex.、社
カ科
カ科の属未同定種　Culicidae Gen. sp.
2025.8.16、1ex.、阿合
ブユ科
アシマダラブユ属の一種 *Simulium* sp.
2025.4.27、1ex.、阿上、6exs.、社
ユスリカ科
ユスリカ科の属未同定の複数種　Chironomidae Genr. spp.
2025.3.30、42exs.、阿上、41exs.、阿合、47exs.、社;4.27、71exs.、阿上、88exs.、阿合、21exs.、社；5.22、9exs.、阿上；5.26、9exs.、阿合、11exs.、社;6.22、32exs.、阿上、7exs.、阿合、10exs.、社;7.14、5exs.、阿上;8.16、27exs.、阿上、16exs.、阿合、4exs.、社;

9.27、7exs.、阿上、8exs.、阿合、6exs.、社;10.15、8exs.、阿合、3exs.、社；10.17、3exs.、阿上
アシナガバエ科
アシナガバエ科の属未同定種　Dolichopodidae Gen. sp.
2025.5.26、1ex.、阿合、1ex.、社

節足動物門甲殻綱
端脚目
マミズヨコエビ科
フロリダマミズヨコエビ *Crangonyx floridanus* Bousfield, 1963
2025.3.30、3ex.、阿上、3exs.、阿合、4exs.、社;4.27、1ex.、阿合、2exs.、社；7.14、2exs.、阿上、1ex.、阿合、1ex.、社；7.30、1ex.、阿合、3exs.、社；9.27、1ex.、阿上、1ex.、阿合、1ex.、社；10.15、5exs.、阿合、3exs.、社;10.17、3exs.、阿上;2026.4.26、3exs.、阿合

等脚目
ミズムシ科
ミズムシ *Asellus hilgendorfi* Bavallius, 1886
2025.4.27、1ex.、社

十脚目
ヌマエビ科
カワリヌマエビ属の一種 *Neocaridina* sp.
2025.3.30、15exs.、阿上、16exs.、阿合、11exs.、社;4.27、12exs.、阿上、5exs.、阿合、7exs.、社；5.22、17exs.、阿上；5.26、10exs.、阿合、14exs.、社;6.22、28exs.、阿上、21exs.、阿合、15exs.、社;7.14、1ex.、阿上、55exs.、阿合、68exs.、社；8.16、9exs.、阿上、21exs.、阿合、6exs.、社;9.27、31exs.、阿上、25exs.、阿合、20exs.、社；10.15、54exs.、阿合、46exs.、社；10.17、4exs.、阿上
アメリカザリガニ科
アメリカザリガニ *Procambarus clarkii*（Girard, 1852）
2025.4.27、1ex.、阿合；6.22、1ex.、阿上；7.14、1ex.、阿上；7.30、1ex.、阿上、1ex.、阿合、1ex.、社;9.27、1ex.、阿上、8exs.、阿合;10.15、6exs.、阿合；2026.4.26、12exs.、阿合

節足動物門蛛形綱
ミズダニ類
ミズダニ類の目不明種 Hydrachnellae Ord. Fam. Genr. spp.
2025.3.30、1ex.、阿上；4.27、3exs.、阿合

環形動物門環帯綱
フンナシビル目
イシビル科
シマイシビル *Erpobdella lineata*（O.F.Müller, 1774）
2025.3.30、7exs.、阿上、2exs.、社;4.27、2exs.、阿上、1ex.、社;5.22、6exs.、阿上；5.26、2exs.、社；6.22、2exs.、阿上、1ex.、阿合、1ex.、社;7.14、1ex.、阿上、1ex.、阿合、1ex.、社:8.16、9exs.、阿上；9.27、7exs.、阿上、2exs.、社；10.15、2exs.、社；10.17、23exs.、阿上
ビロウドイシビル *Erpobdella testacea* Savingny, 1820
2025.5.26、2exs.、社；6.22、1ex.、阿上；7.14、1ex.、阿上、1ex.、社；9.27、1ex.、阿上、1ex.、社；10.15、1ex.、社；10.17、5exs.、阿上

軟体動物門腹足綱
吸腔目
カワニナ科
カワニナ *Semisulcospira libertina*（Gould, 1859）
2025.3.30、1ex.、社；5.26、1ex.、社；6.22、2exs.、阿合；7.14、1ex.、阿合；8.16、1ex.、阿合、3exs.、社；9.27、1ex.、阿合、3exs.、社；10.15、5exs.、社

有肺目
モノアラガイ科
ヒメモノアラガイ *Austropeplea ollula*（Gould, 1859）
2025.6.22、3exs.、阿上；9.27、1ex.、阿合；2026.6.29、1ex.、阿上

軟体動物門二枚貝綱
マルスダレガイ目
シジミガイ科
タイワンシジミ種群 *Corbicula fluminea*−species complex
2025.3.30、5exs.、阿上、2exs.、阿合、6exs.、社；4.27、2exs.、阿上、4exs.、阿合、5exs.、社；5.22、3exs.、阿上；5.26、3exs.、阿合、15exs.、社;6.22、8exs.、阿上、24exs.、阿合、22exs.、社;7.14、6exs.、阿上、5exs.、阿合、5exs.、社；8.16、10exs.、阿上、6exs.、阿合、11exs.、社;9.27、12exs.、阿上、19exs.、阿合、30exs.、社；10.15、13exs.、阿合、15exs.、社；10.17、25exs.、阿上；2026.4.26、2exs.、阿合

扁形動物門ウズムシ綱
ウズムシ目
サンカクアタマウズムシ科
アメリカツノウズムシ *Girardia dorotocephala*（Woodworth, 1897）
2025.5.22、1ex.（目視）、阿上；5.26、1ex.（目視）、阿合；6.22、1ex.（目視）、阿上;7.14、2exs.（目視）、阿上;2025.8.16、3exs.（目視）、阿上
アメリカナミウズムシ *Girardia tigirina*（Girard, 1850）
2025.3.30、1ex.、社；4.27、1ex.、社；6.22、1ex.（目視）、阿合、2exs.、社；7.14、1ex.（目視）、社；8.16、4exs.、社；9.27、1ex.、社
サンカクアタマウズムシ科の属未同定の複数種 Dugesiidae Genr. spp.
2025.3.30、5ex.、阿上；4.27、5exs.、阿上；5.26、1ex.、阿合；2025.6.22、1ex.、阿上、2exs.、阿合；2025.7.14、1ex.、阿上、2exs.、阿合；8.16、5exs.、阿上；2026.4.26、1ex.、阿合

本研究において阿武隈川中流域と社川の河畔から記録された水生昆虫の成虫

本研究において阿武隈川中流域と社川の調査地河畔から記録された水生昆虫の成虫（成虫が水生、半水生の種を除く）の採集データを種ごとに示した。採集データは和名、学名、採集年月日ごとの調査地点（阿上：阿武隈川のうつくしま大橋上流、阿合：阿武隈川の社川との合流地点付近、社：社川の阿武隈川との合流地点上流）で採集された雌雄別の個体数、調査地点の順に並べた（雌雄の別が不明の場合は個体数のみ）。

カゲロウ目
カワカゲロウ科
キイロカワカゲロウ *Potamanthus*（*Potamanthodes*）*formosus* Eaton，1892
2025.5.22、1ex.、阿上
マダラカゲロウ科
マダラカゲロウ科の属不明種 Ephemerellidae Gen. sp.
2025.5.26、1ex.（亜成虫）、社
コカゲロウ科
コカゲロウ科の属不明の複数種 Baetidae Genr. spp.
2025.3.30、17exs.（亜成虫）、社；4.27、1ex.（亜成虫）、社
フタオカゲロウ科
ヨシノフタオカゲロウ *Siphlonurus yoshinoensis* Gose，1979
2026.4.26、2♀1♂、阿合
ヒラタカゲロウ科
ナミヒラタカゲロウ *Epeorus ikanonis* Takahashi，1924
2025.3.30、1♂（亜成虫）、社
サツキヒメヒラタカゲロウ　*Rhithrogena tetrapunctigena* Matsumura，1931
2025.4.27、1♂2♀、阿上、1♂、社

トンボ目
カワトンボ科
ハグロトンボ *Atrocalopteryx atrata*（Selys，1853）
2025.7.30、2♂、阿上、1♀、社；8.16、1♀、阿上
アオハダトンボ *Calopteryx japonica* Selys，1869
2025.6.22、1♀、社
アオイトトンボ科
オツネントンボ *Sympecma paedisca*（Brauer，1877）
2025.6.22、1♀、阿合
イトトンボ科
セスジイトトンボ *Paracercion hieroglyphicum*（Brauer，1865）
2026.6.29、1♂、阿上
アジアイトトンボ *Ischnura asiatica* Brauer，1865
2025.7.30、1♀3♂、阿上、1♀、阿合；8.16、1♂、阿上
サナエトンボ科
オナガサナエ *Melligomphus viridicostus*（Oguma，1926）
2025.6.22、1♂、阿上
コオニヤンマ *Sieboldius albardae* Selys，1886
2025.6.22、1♀、社；8.16、1♂、社
ヤマトンボ科
コヤマトンボ *Macromia amphigena amphigena* Selys，1871
2025.6.22、1♂、社
トンボ科
シオカラトンボ *Orthetrum albistylum speciosum*（Uhler，1858）
2025.7.30、1♂、阿合；8.16、1♂、阿上
ナツアカネ *Sympetrum darwinianum*（Selys，1883）
2025.9.27、1♀、阿合；10.17、1♂、阿上
アキアカネ *Sympetrum frequens*（Selys，1883）
2025.9.27、1♂、阿上
ノシメトンボ *Sympetrum infuscatum*（Selys，1883）
2025.9.27、1♀、阿上

カワゲラ目
アミメカワゲラ科
ヒメカワゲラ属の一種 *Stavsolus* sp.
2025.4.27、1♀、阿上
カワゲラ科
ヒメオオヤマカワゲラ *Oyamia seminigra*（Klapálek，1907）
2025.4.27、2♀、阿上
オナシカワゲラ科
ケフサオナシカワゲラ *Nemoura redimiculum* Kawai,1966
2025.3.30、1♀、阿合

トビケラ目
ナガレトビケラ科
ムナグロナガレトビケラ *Rhyacophila nigrocephala* Iwata，1927
2025.5.26、1♂、社
ヤマナカナガレトビケラ *Rhyacophila yamanakensis* Iwata，1927
2025.10.15、1♀1♂、社
ヒゲナガカワトビケラ科
ヒゲナガカワトビケラ *Stenopsyche marmorata* Navás，1920
2025.4.27、1♂、阿上
クダトビケラ科
トゲクダトビケラ *Psychomyia armata* Schmid，1964
2025.4.27、1♂、阿上；10.15、1♂、社
シマトビケラ科
コガタシマトビケラ属の複数種 *Cheumatopsyche* spp.
2025.4.27、2♀、社
ウルマーシマトビケラ *Hydropsyche orientalis* Martynov，1934
2025.4.27、1♀、社
ナカハラシマトビケラ *Hydropsyche setensis* Iwata，1927
2025.4.27、4♀4♂、阿上、1♂、社；9.27、2♀、社；10.15、1♀1♂、社
エチゴシマトビケラ *Potamyia chinensis*（Ulmer，1915）
2025.4.27、5♀4♂、阿上、1♂、社；5.26、3♀1♂、社
シマトビケラ科の属不明種 Hydropsychidae Gen. sp.
2025.9.27、1ex.、社

「原稿受付（2026年7月8日）、査読なし」

福島大学地域創造
第38巻 第１号 141～150ページ
2026年９月

Journal of Community Future Design Center, Fukushima University 38 (1): 141-150, Sep 2026

調 査 報 告

相馬市中村・野崎家資料に関する調査報告と資料紹介（その２）

福島大学行政政策学類　**阿　部　浩　一**

福島大学行政政策学類卒業生

畔高　結花・氏家千彩音・生沼　明莉
大友　　蓮・大森　海七・大和田由奈
齊藤　健太・雫　　彩那・鈴木沙弥香
前田　咲花・三浦　千穂・吉田穂乃香

Research on material from the Nakamura Regional and Nozaki Family Archives in Soma City（Part 2）

ABE Koichi, AZETAKA Yuuka, UJIIE Chisato, OINUMA Akari, OTOMO Ren, OMORI Kaina, OWADA Yuna, SAITO Kenta, SHIZUKU Ayana, SUZUKI Sayaka, MAEDA Sakura, MIURA Chiho, YOSHIDA Honoka

はじめに

2021年２月と2022年３月の２度にわたる福島県沖地震で震度６強の被害を受けた相馬市では、城下町中村の歴史的景観や歴史資料の滅失に危機感を抱く市民有志が立ち上がり、市民主体で歴史資料保全活動を進めるための任意団体として、そうま歴史資料保存ネットワーク（そうまネット）が発足した。その活動を支援する宮城歴史資料保全ネットワークとふくしま歴史資料保存ネットワークが連携し、2023年３月に市内旧家の野崎家資料の救出が行われた。野崎家資料はそうまネットが一時預かりし、所蔵者である野崎陽一郎氏のご理解を得て、福島大学学生の協力のもとにデジタル撮影が進められている。また、その一部については福島大学行政政策学類博物館実習の一環として調査研究が進められている。

本稿は、2023年度に引き続き、2024年度の行政政策学類生（当時）による調査成果を報告するものである。野崎家資料の新出資料の公開を通じて、近代の相馬中村の地域史研究の進展につながることを祈念する。

（阿部　浩一）

１．野崎亀喜氏と中村電気

中村電気は野崎亀喜氏が手掛けた事業の一つで、その存在は地元でもあまり知られていない。今回は『野崎家資料』の中から発見された中村電気所在地周辺の地図を元に、中村電気の経歴や概要、現地での調査結果を報告する。

１）文献・デジタル資料にみる中村電気の概要

中村電気は明治43年（1910）７月30日に本業の許可を得ている⑴。そして明治44年（1911）１月22日に中村電気が設立した⑵。ちなみに同年２月26日付『福島民友新聞』には、相馬電気がまもなく開業と告知されている⑶。そして明治45年（1912）３月10日に中村電気が事業を開始した⑷。中村電気は宇多川から水を引いていたが、その発電量は微量で、中村市内の供給のみだったと考えられる。大正４年（1915）７月５日には県当局の財部内務部長の斡旋により、中村電気、相馬電気、磐城水力電気の代表者が集まり、合併についての合意がなされた⑸。大正６年（1917）２月５日に中村電気は鶴田勝三氏、野崎亀喜氏、加藤澄登氏、島田吉治郎氏、島貫平助氏ら取締役を重任したが⑹、大正８年（1919）１月10日に野崎亀喜氏は死去によって取締役より抹消された⑺。そして同年８月26日、磐城水電株式会社との合併を理由に中村電気は解散した。同時期に相馬電気株式会社も同じ理由により解散した⑻。大正10年（1921）８月31日には電力融通上不必要との理由で発電所の稼働が停止され、大正11年（1922）５月27日に発電所の火災が発生し、建物も消滅している⑼。

次に、国立国会図書館デジタルコレクションから、中村電気についての情報収集を行った。中村電気の概要は『日本産業叢書　第１編（電氣大観）』⑽で知ることができる。それによれば、目的は「電燈電力の供給」、社員は「二十名」、発電容量は「水力一一〇キロ内三五キロ　相馬電氣ヨリ受電」とあり、供給区域は「相馬郡（中村町、松ヶ江村、山上村）」と記載されている。発電水量は全体の３分の１ほどを相馬電気から受電していることが分かる。そこで同書をもとに、発電容量を他の会社と比較し、その規模について見ていく。ここで比較するのは、後に合併する相馬電気株式会社と磐城水電株式会社である。同書によれば、前者は「水力一二五キロ」、後者は「水力三〇〇キロ」と記載されている。中村電気の発電容量を75キロとすると、相馬電気は中村電気の1.7倍ほど、磐城水電株式会社は４倍ほど発電容量が多い。ここから中村電気は、周辺地域の中で比較的規模の小さい発電所であったことが分かる。

２）「中村電気見取平面図」について

『野崎家資料』の整理の過程で発見されたこの地図は、いつ頃作成されたものなのかは記載がなく、年次比定が難しいが、後述するように「仮定発電所」との記載があることから、おそらくは中村電気建設前のものではないかと推察される。【資料１】は表面で、右上には「相馬郡山上村大字山上字滝平見取平面図曲尺千貳百分一」と書かれており、かつて中村電気の発電所があった、現在の相馬市滝平地区を写した地図であることが分かる。なお、裏面には用水路と発電所の高低差を現したと思われる断面図が書かれている。

表面について詳しく見ると、まず上下にうっすらと緑色で山が描かれており、その間の谷にあたるところに川が描かれているのが見て取れる。これは宇多川である。また、この地図の中央あたりをみると、宇多川の両岸が出っ張っている箇所があるが、これは二ツ滝を描写していると思われる。そして宇多川にほぼ沿うように太く橙色で書かれている線は道路、黄色で描かれている範囲は畑、その周辺に四角く囲ってあるのは家屋と考えられ、現在の滝平地区の地図や景観と見比べても、大きな違いは見られない。

中村電気の施設が建造されていた場所は、図の右端に「仮定発電所」と小さく書かれている所であると見て間違いないだろう。こうしてみると、川から大分離れているところに施設のあることが見て取れる。また、この「仮定発電所」から赤い細い線が、ほぼ道路に沿うかたちでずっと地図の左端の方まで伸びている。この線に関しては、当初発電に用いる水路なのではないかとの見立てをしたが、現地調査でも確証には至っていない。可能性としては送電線も考えられるが、依然として確証は得られていないままである。

３）現地でのフィールドワーク

次に、「中村電気見取平面図」を手掛かりに、主に発電所の痕跡を探すことを目的としたフィールドワークを行った。二度にわたる現地調査を通して、山上地区にお住まいの方々からの聞き取りと現地の遺構から、発電所の大まかな所在地と実態が見えてきた。

二つ滝周辺の調査では、発電所に関連する遺構と考えられるトンネルと水路を発見した。トンネルは高さ1.5mほどのアーチ状の石積コンクリート製で、宇多川の右岸に沿うように伸びていることから、取水口へと続くトンネルである可能性が高いと考えられる。トンネルは深く、内部の状況も加味し、奥まで進むのは危険と判断したため、今回の調査では、トンネルの先にある取水口の確認には至らなかった。大正10年（1921）１月20日付『官報』⑿には、発電所の取入口の設置場所、材質、法量が記されており、今回発見したトンネルの遺構とおおよそ一致する。現在水路を



【資料１】中村電気見取平面図（表側）

管理されている方のお話によると、もともとは宇多川から取り入れた水を発電所に送るものであったそうだが、その後は現在まで農業用水として使われているとのことである。水路は発電所の跡地とされる場所に直線的に続いており、宇多川から少し離れた場所に位置する中村電気の発電所へと水を送っていたものであると考えられる。

続いて、発電所の跡地の調査について紹介する。前出の『官報』によれば、発電所の建物は「木造瓦葺平屋の発電所が一棟14坪、木造木羽葺き屋根社宅一棟30坪７合５勺、木造木羽葺き屋根倉庫一棟４坪、木造木羽葺き屋根便所一棟５合」とある。現在、跡地は杉林となっているが、調査では、発電所の遺構と思われる石組みと、人為的に水を流していたと思われる痕跡を発見した。跡地は傾斜の急な崖下に位置しているため、宇多川から引いてきた水を崖上から落下させることで発電機を回す力を生み出していた可能性が考えられる。また、発電所の管理に関わっていたとされるご家族から聞き取りを行ったものの、当時の状況を詳しく知る方はすでに他界されており、今回の現地調査では、発電所の詳細を明らかにするまでには至らなかった。

４）小　　括

以上の調査から、中村電気の経営状況や大まかな所在地を明らかにできた。しかし、調査している中で、歴史を継承することの難しさも感じた。山上地区での現地調査では、代々話を受け継いできた方がすでに他界されていた。事実や記録としての資料はある程度残っていたものの、それでも当時の全貌を明らかにするには限界がある。

野崎亀喜氏が成し遂げた事業の一つに中村電気があり、その他の事業も含めて、近代の相馬中村を活性化させてきたものばかりである。それらは今の相馬中村の礎になったものであり、地域のアイデンティティーとなりうるもので、亀喜氏が築き上げた功績とその事業内容を後世に残す取り組みが必要だと感じた。

（畔高結花、大和田由奈、齊藤健太、吉田穂乃香）

２．中村町会議員としての野崎亀喜氏

１）明治39年の町会招集状について

『野崎家資料』の調査の過程で、野崎亀喜氏宛の明治39年中村町会開会にあたっての召集状が発見された

【資料２】。この召集状は明治39年（1906）３月28日に出されたもので、３月31日より町会が開会するため、同日９時に中村町役場へ参集すべしといった内容である。そのあとに「基本財産金運用ニ関スル件」、「明治三十九年度町歳入経費予算ノ件」、「慰労金贈与ニ関スル件」、「貧民救済規程ノ件」、「明治三十九年度町歳入経費予算ノ件」、「第三区長代理者選挙ノ件」の、主に予算や税収に関する全６号の議題が挙げられている。

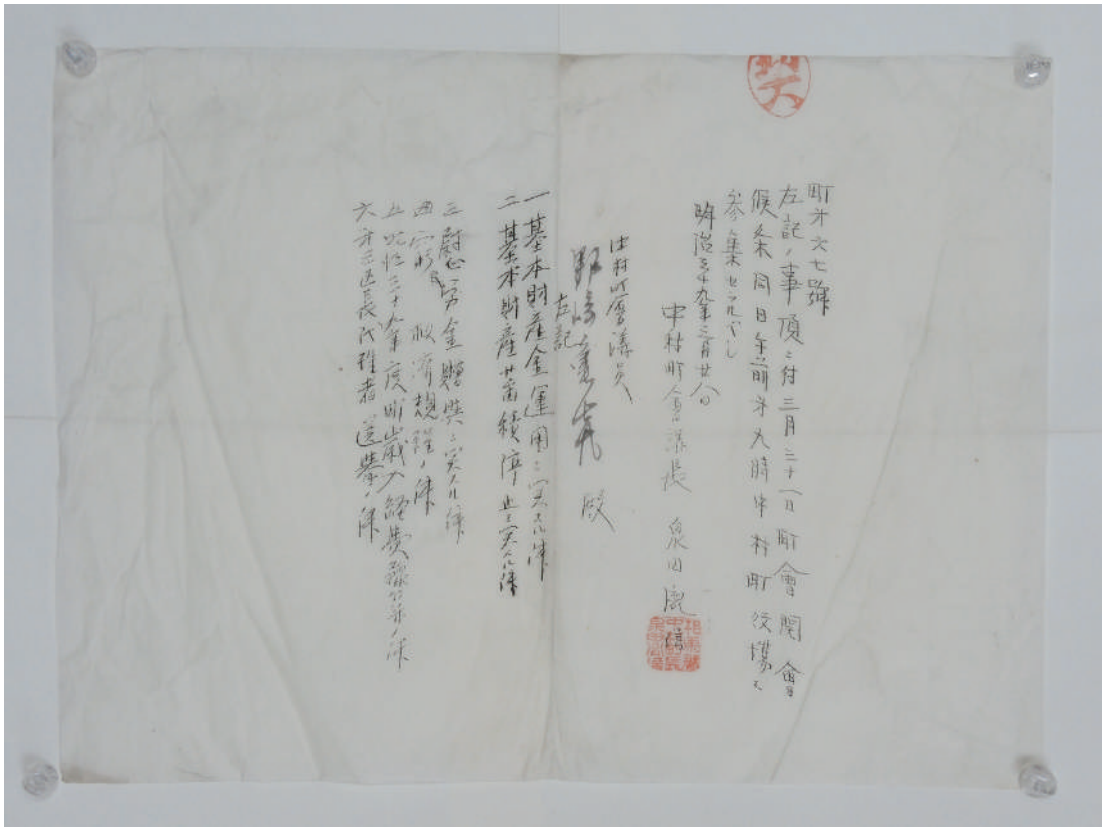
相馬市役所所蔵の明治39年『中村町会議事録』には、同議会の出席者や議題、議事の概略が残されている。３月31日に開会した町会は、４月９日まで議事がなされ（うち４月１日～３日、６～８日は休議）、他の議会期間よりも比較的長期に渡り議題が話し合われていた。また、召集状で第６号まで挙げられていた議題は、実際は「中村町税賦課徴収方法」など４題が追加され、第10号まで審議されていた。なお、議事録には３月31日と４月４日のみ出席議員の氏名が記載されており、野崎氏は両日とも欠席している。

上記の明治39年の議事録を調査することで、同年の中村町会の１年間における議題や、野崎亀喜氏の町会議員としての議会への関わり方についても明らかになった。同年の中村町会は９回開会され、まず初回で議長や助役が選出もしくは選挙された後、主に先述した町政の予算関係の議題について審議されていた。その他、道路修繕工事に関する議題、医療・衛生費に関する議題も挙がっている。

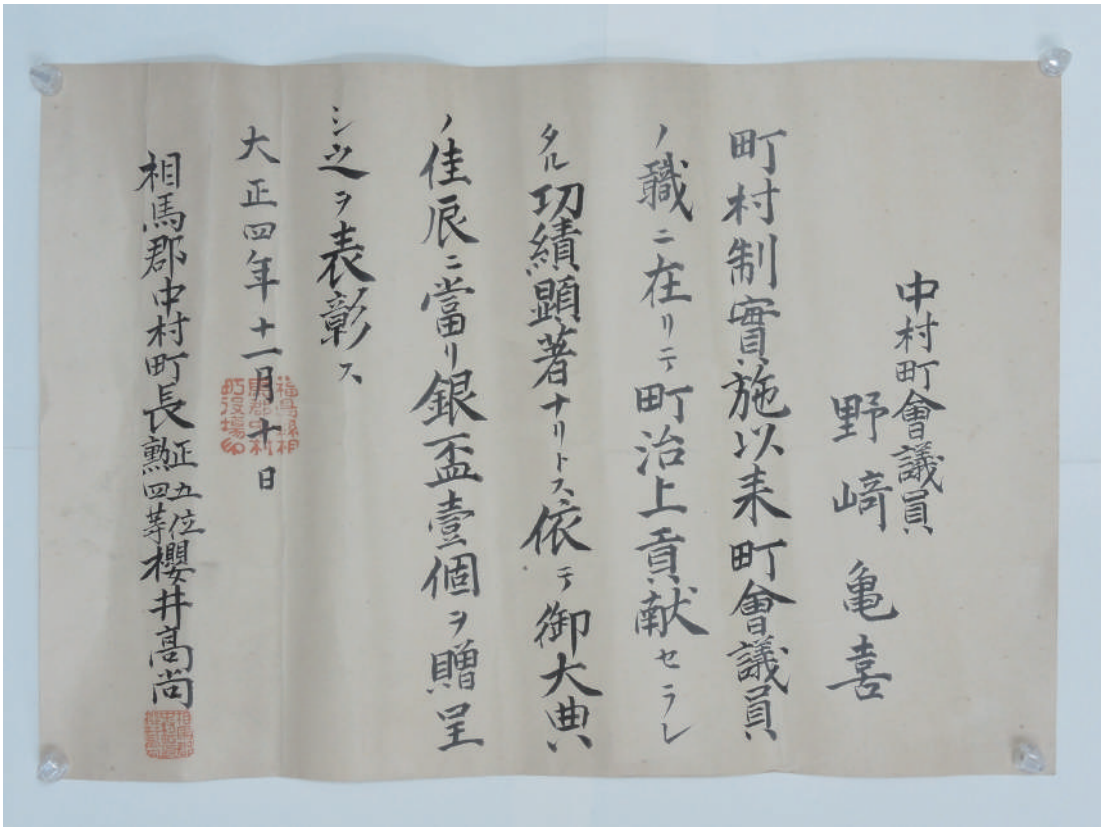
野崎亀喜氏は同年の町会に９回中４回出席しており、そのうち２回目の出席時には、「不要在置国有林野競売ニ付入札ヲナスノ件」の入札価格査定委員に指名され、「産業調査委員ヲ設クルノ件」では産業調査委員に立候補し、当選している。また、相馬市役所所蔵の明治22年から大正８年までの町会議事録を閲覧・調査したところ、いずれの議事録にも野崎亀喜氏の名前が確認された。このことから、亀喜氏は長期間にわたり中村町会議員を務め、町政に継続的に関与していたことがうかがえる。亀喜氏は町会議員の中でも、特に産業分野を支えていたのではないかと考えられる。

２）野崎亀喜氏表彰状について

この表彰状は、大正４年（1915）11月10日に中村町長櫻井高尚氏より授与されたものである【資料３】。表彰状の文中にある「御大典の佳辰」とは天皇の即位の儀のめでたい日という意味の言葉である。同日に大正天皇の即位礼が挙行されたことから、本表彰状は大



【資料２】明治39年中村町会開会にあたっての召集状


中村町會議員
野崎亀喜
町村制實施以来町會議員
ノ職ニ在リテ町治上貢献セラレ
タル功績顕著ナリトス依テ御大典
ノ佳辰ニ當リ銀盃壹個ヲ贈呈
シ之ヲ表彰ス
大正四年十一月十日
相馬郡中村町長 従五位勲四等 櫻井高尚

【資料３】大正四年野崎亀喜氏表彰状

正天皇即位礼を祝して町会議員に贈呈されたものだと考えられる。なお、「福島民友新聞」大正４年11月11日によると、福島県では10日に自治交易・教育・実業の功労者に対し銀盃１個を授与し表彰したようである⑿。贈呈品が同じことから、中村町の町会議員への表彰は県の表彰事業に倣ったものと考えられる。

相馬市役所所蔵の大正４年11月６日『中村町会議事録』には、即位礼に際し中村町が行う各行事や予算についての議事が残されていた。それによると、当議会は大礼（即位礼を指す）の関連費用と使途を協議するべく緊急に招集されたもので、野崎亀喜氏含め15人の議員が出席した。

中村町は当初、関連費用に200円を拠出し、そのうち、町会議員・校長の表彰事業や祝宴会といった町の有力者向けの催しには全体の３分の２にあたる約150円を、残りの約50円を一般町民向けの催しに割り当てる方針であった。本予算案は町の有力者にかける比重が重く、たとえば、現在のいわき市平地区にあたる福島平議会では大礼予算に1000円を拠出したようである。

亀喜氏は町側の説明を受け、まず表彰案について意見を述べた。議事録の発言を引用すると、

「町ニ盡サレシハ只町会議員ノミデナク最モ力ヲ盡サレシ吏員ノ中ニモ必ズ其ノ資格ノアル方モオアリデショウ。又區長ノ内ニモ又学校中ニモ表彰スベキ方ガアリマセウカラ其ノ費用トシテモ実ニ三十円ノ増額ヲ希望スル次第デアリマス」

と述べており、予算を30円増額し、表彰対象の範囲を役人・区長・学校関係者へ拡大するように提案した。これには他の議員も賛同し、その後は予算増額を前提として、増額分の配分や予算承認の手法について議論された。亀喜氏は「此ノ予算ハ貧弱ナルモノガアリマスル故予算ノ１割５分ノ30円ヲ増シテ今一層御大典奉祝ニ付テ遺憾ナカランコトヲ理事者ニ希望シ」と述べ、本来の予算案に苦言を呈し、30円増額を再度要求した。この際、予算が少なすぎることに加え、表彰対象者の範囲が狭いこと、「貧民」（恐らく一般の町民を指しているか）向けの催しが不十分であることも指摘した。最終的に、予算30円増額は町長の櫻井氏の支持もあり、13名の賛成を得て可決された。

本議事録の内容からは、野崎亀喜氏が中村町とその住民のことを第一に思い、議員活動に邁進していた姿を読み取ることができる。

（大友蓮、鈴木沙弥香、前田咲花、三浦千穂）

３．篤志家としての野崎亀喜氏夫妻

１）野崎家資料にみる災害時の支援活動

ここでは野崎亀喜氏の「篤志家」としての一面を持つ資料に注目し、町の消防に関する資料１点、相馬中村で特に頻発していた水害に関する資料３点についての調査を行った。いずれも、亀喜氏および亀喜氏の親族が行った災害に対する支援活動に関係した資料である。

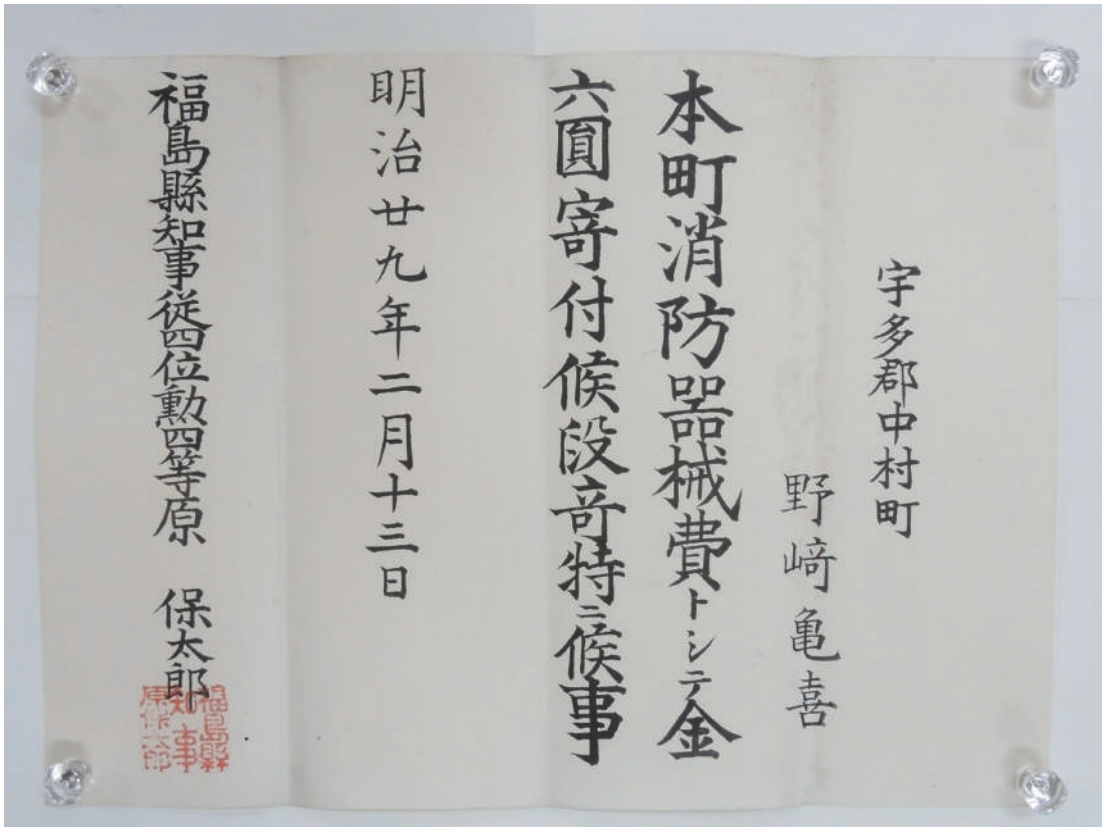
以下では国立国会図書館デジタルコレクションを用いて収集した資料も活用しつつ、４点の資料の内容について紹介したい。

２）明治29年の消防器械費の寄付

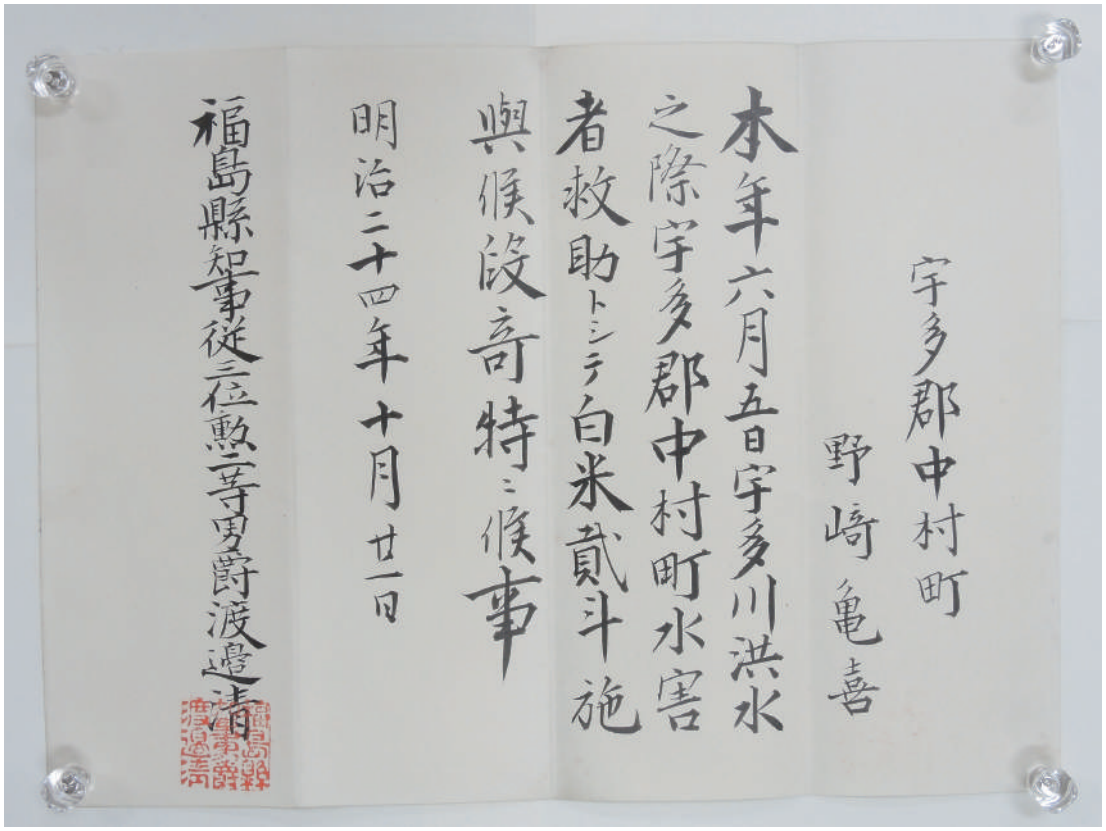
まず、町の消防に関する資料である【資料４】。明治29年（1896）２月13日の資料は、亀喜氏が中村町の消防器械費として金６円を寄付したことに対して、当時の福島県知事であった原保太郎氏が感謝の意を表して亀喜氏に送った表彰状である。相馬の建物には燃えやすい萱屋根が使用されていたことに加え、藁小屋や昼夜火を用いる養蚕室などが多かったことから、火災が多く発生していたという(13)。そのため、相馬では人々の暮らしを守るための消防対策が重要事項となっており、旧藩時代から「火消組」、「中村町消防組」などといった消防組織が設けられ、防火・鎮火活動に力が注がれてきた。また、消火道具にも多くの費用をかける様子がみられ、明治19年（1886）には、当時としては最大の放水能力があったとされる「雲竜水」というポンプ２台、明治31年（1898）には、ドイツ製の腕用ポンプ２台が購入されている。したがって、消防体制が重要視されていた相馬中村において、亀喜氏による消防器械費の寄付は防火・鎮火対策の充実に大きく寄与するものであり、表彰に値する程の貢献であったと考えられる。

３）明治24年の宇多川洪水と白米の寄付

続いて、水害に関する資料である【資料５】。明治24年（1891）10月21日の資料は、同年６月５日に相馬市内を流れる「宇多川」において洪水が発生した際に、亀喜氏が中村町の水害罹災者の救助の一環として白米を施与したことに対して、当時の福島県知事であった渡邉清氏が感謝の意を表して亀喜氏に送った表彰状である。『相馬市史 通史編』によると、水害が発生した


宇多郡中村町
野崎亀喜
本町消防器械費トシテ金
六圓寄付候段奇特ニ候事
明治廿九年二月十三日
福島縣知事從四位勲四等原保太郎

【資料４】明治29年野崎亀喜氏感謝状（消防器械費寄付）


宇多郡中村町
野崎亀喜
本年六月五日宇多川洪水
之際宇多郡中村町水害
者救助トシテ白米貳斗施
與候段奇特ニ候事
明治二十四年十月廿一日
福島縣知事從三位勲三等男爵渡邊清

【資料５】明治24年野崎亀喜氏感謝状（宇多川洪水での救助）

とされる1891年以外にも、宇多川では洪水が多発していたことが確認できる⑭。1769年には寺の流失、1811年には落橋の被害、1913年には百槻村・南飯淵村などで宇多川堤防の被害、1944年には堤や堰への被害など、水害による様々な被害が見られた。宇多川周辺は水害に見舞われやすい地域であり、それを改善することは困難であったのだとみることができる。その他にも、1903年には宇多川の洪水によって、和田において遭難者が発生した記録なども残されていた。繰り返し人々の生活を脅かしていた宇多川の洪水は、相馬中村に住む人々に甚大な被害を与えており、そこからは亀喜氏が支援にあたっていた様子を知ることができる。

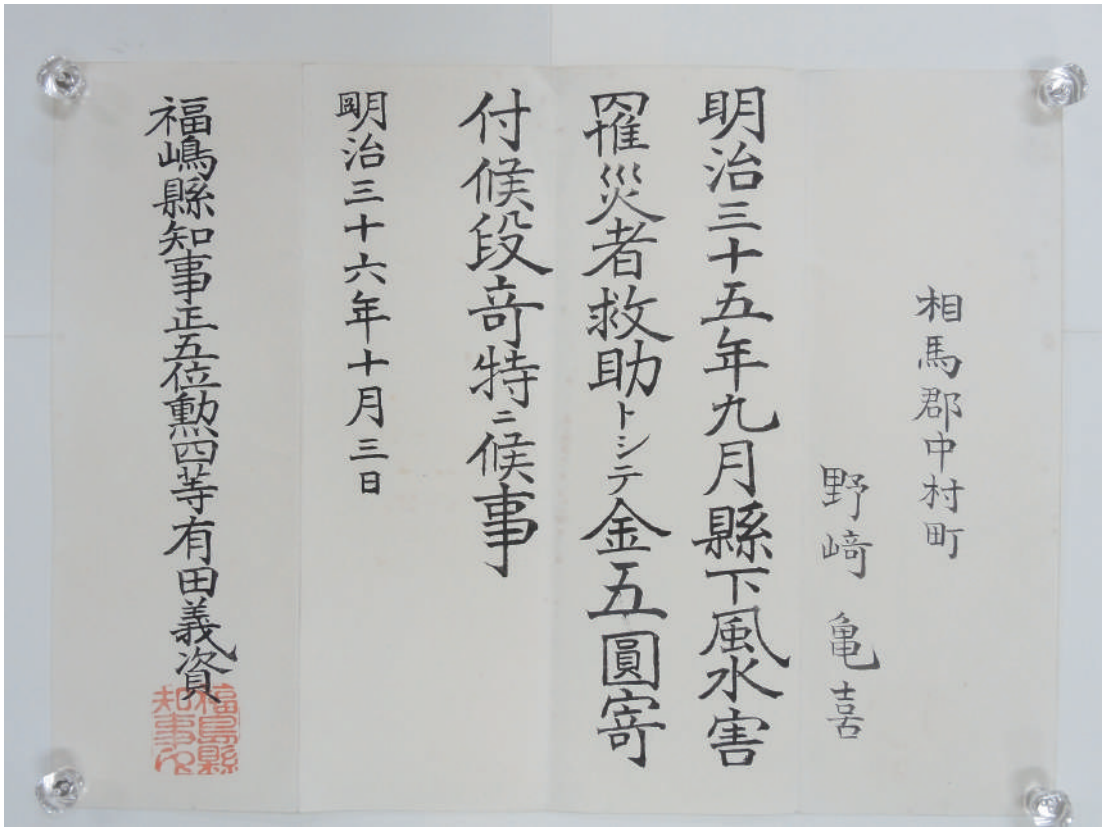
４）明治35年の風水害と寄付金

【資料６】は、明治36年（1903）10月３日、野崎亀喜氏が明治35年（1902）９月の県内における風水害罹災者の救助として金５円を寄付したことに対し、当時の福島県知事であった有田義資氏が亀喜氏に感謝の意を示して送った表彰状である。明治35年９月の風水害については、９月28日に水害が見られたことが確認できた⑮。また、明治35年９月30日付『福島民報新聞』３面記事「福島町の大暴風雨」で、「一昨日は朝来よりも降水殊の外激しく風さえ加はり……」と尋常ではない強雨と大暴風が起こっていたとの記述が見られ⑯、同月28日に発生した暴風雨の影響を受けた水害であると推測できる。

さらに『福島民報新聞』によれば、明治35年10月12日から22日にかけて「風水害罹災細民救助義援金募集廣告」が朝刊４面に掲載されており、同月14日には亀喜氏がこの義援金募集の発起者として、他の発起者と共に名前を連ねていることが確認できた⑰。このことから、亀喜氏が被災地に対して積極的な支援を行おうとしていたことがわかる。新聞の広告を受けた２日後には被災者の救助のために発起者として行動を移しており、亀喜氏にとって社会貢献活動は重要な意味を持っていたと考えられる。

５）亀喜氏妻・野崎セイ子氏の慈善事業

大正３年（1914）４月20日の資料は、亀喜氏の妻「野崎セイ子」氏が、大正２年（1913）に生じた水害および凶作にあたり、軍人遺族・廃兵および学齢児童など困難を抱える人々を救済するために開催された慈善演芸会を支援したことに対する表彰状である【資料７】。『相馬市史 通史編』では、「八月二十八日 暴風雨・飯



【資料６】明治35年野崎亀喜氏感謝状（県下風水害への寄付）

豊村南渕・百槻などの宇多川堤防の被害大」との記述が確認できる⑱。加えて、大正３年（1913）９月２日付『福島民報新聞』３面には、大正２年（1912）８月28日に発生した水害の規模を伝える「強風!!!暴雨!!!縣下各地の河川尽く氾濫し人家､作物等の被害算なし」という大見出しの記事が掲載されており⑲、橋梁の墜落や家屋の浸水を始めとした被災状況を読み取ることができる。

さらに同紙面に掲載されている「海中に孤立せる相馬中村」という小見出しの記事では、住居・非住居を含めた浸水家屋の総計は約1400戸にものぼるなど、大きな被害の様子を確認することができる⑳。その状況は「相馬郡中村は宛も海中に孤立せる形となり」とも評されており、水害がもたらした被害の大きさが伺える。

小　　括

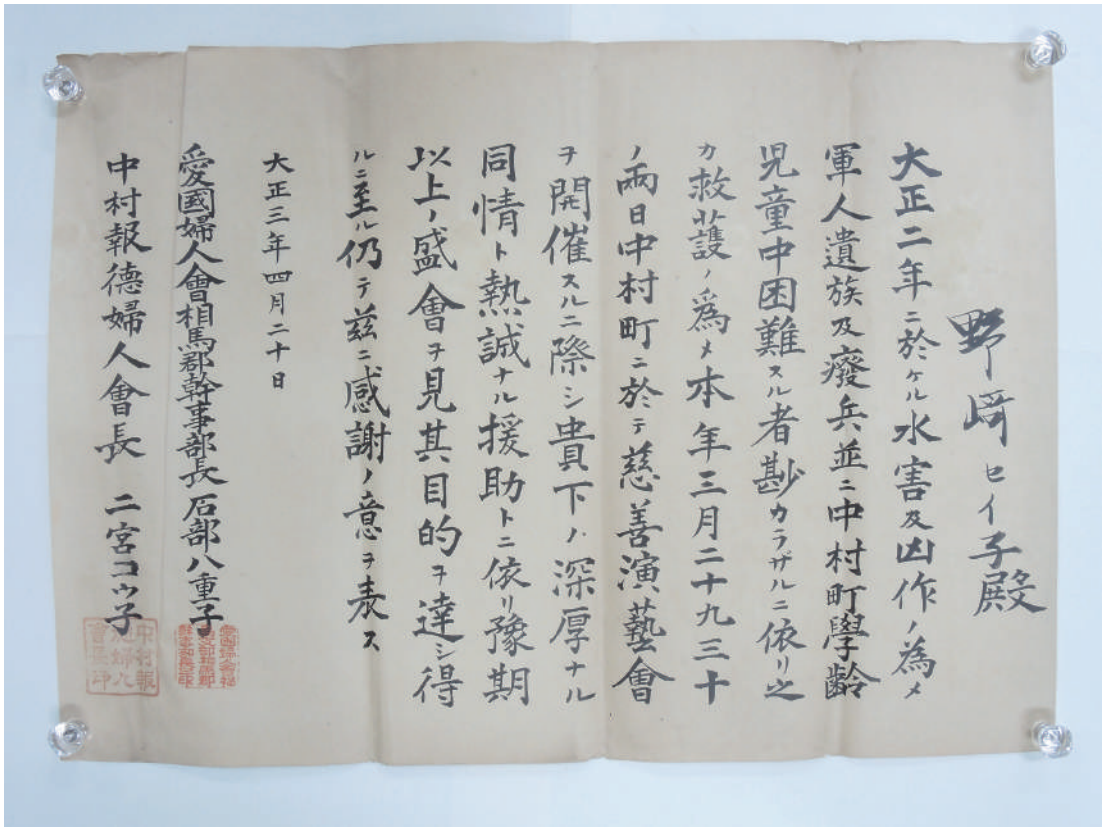
以上４点の資料から、野崎亀喜氏とその妻セイ子氏が、火災・自然災害の被災地に対して積極的に資金・物資援助を行う「篤志家」としての一面を持っていたことが判明した。それと同時に、当時の相馬中村における自然災害の深刻さについても、さまざまな資料から理解することができた。相馬では水害が多発しており、中でも宇多川の洪水を要因とした被害が散見された。ゆえに、亀喜氏や妻セイ子氏の支援活動は高く評価され､表彰されることとなったのではないだろうか。

相馬中村における自然災害は、過去のものに留まらず､現代においても人々の生活を脅かす可能性がある。現代の宇多川周辺のハザードマップと大正14年(1925)当時の相馬中村の地図との比較を行ったところ、ハザードマップに記された浸水想定区域に過去の中村の被災地が重なっていた。過去に生じた災害の事例や規模を調査することにより、現代における自然災害への防災活動へと役立てていくことができるのではないだろうか。

（氏家千彩音、生沼明莉、大森海七、雫彩那）

おわりに

前回の報告では、明治・大正期の相馬中村における実業家野崎亀喜氏と近代産業の勃興を、銀行業・製糸業・製紙業に関する資料から明らかにした。今回の報告では、フィールドワークを交えた調査をもとに発電


野崎セイ子殿

大正二年ニ於ケル水害及凶作ノ為メ
軍人遺族及廢兵並ニ中村町學齢
児童中困難スル者尠カラザルニ依リ之
カ救護ノ為メ本年三月二十九三十
ノ両日中村町ニ於テ慈善演藝會
ヲ開催スルニ際シ貴下ノ深厚ナル
同情ト熱誠ナル援助トニ依リ豫期
以上ノ盛會ヲ見其目的ヲ達シ得
ルニ至ル仍テ茲ニ感謝ノ意ヲ表ス

大正三年四月二十日

愛國婦人會相馬郡幹事部長 石部八重子
中村報徳婦人會長 二宮コウ子

【資料７】大正３年野崎セイ子氏感謝状（大正２年水害・凶作での救護など）

業から実業家としての側面をさらに深めるとともに、町会議員としての活動、篤志家としての横顔など、地域貢献との関わりから追究し、新たな史実を確認できた。今後とも継続して資料紹介と地域史の解明に取り組む所存である。

（阿部浩一）

（付　　記）

野崎家資料の学術調査・研究と公開をお認めくださっている所蔵者の野崎陽一郎氏、現地調査等でご指導いただいている、そうま歴史資料保存ネットワーク代表の鈴木龍郎氏、事務局の武内義明氏、幹事の岩崎真幸氏をはじめとする関係者各位に、この場を借りて謝意を表する次第である。

なお、本稿は科学研究費（22H00011：代表　白井哲哉）の成果の一部である。

注

(1)　日本産業調査会 編『日本産業叢書』第１編（電気大観）、日本産業調査会出版部、大正５、国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/956837（参照 2025-10-24）

(2)　大蔵省印刷局［編］『官報』1919年02月14日、日本マイクロ写真、大正８年、国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/2954072（参照 2024-10-24）

(3)　『福島民友新聞』明治44年２月26日（『相馬市史７　資料編Ⅳ　近代・現代』、2018年）

(4)　日本産業調査会 編『日本産業叢書』第１編（電気大観）、日本産業調査会出版部、大正５、国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/956837（参照 2025-10-24）

(5)　『福島民報』大正４年７月７日（『相馬市史７　資料編Ⅳ　近代・現代』、2018年）

(6)　大蔵省印刷局［編］『官報』1917年03月02日、日本マイクロ写真、大正６年、国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/2953486（参照 2024-10-24）

(7)　大蔵省印刷局［編］『官報』1919年02月14日、日本マイクロ写真、大正８年、国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/2954072（参照 2024-10-24）

(8)　大蔵省印刷局［編］『官報』1919年10月21日、日本マイクロ写真、大正８年、国立国会図書館デジタ

ルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/2954277（参照 2025-10-24）
⑼ 福島電灯株式会社 編『福島電灯株式会社史』、福島電灯、昭和２、国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/1192224（参照 2025-01-15）
⑽ 日本産業調査会 編『日本産業叢書』第１編（電気大観）、日本産業調査会出版部、大正５、国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/956837（参照 2024-10-25）
⑾ 大蔵省印刷局［編］『官報』1921年01月20日、日本マイクロ写真、大正10年、国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/2954653（参照 2025-01-15）
⑿ 『福島民友新聞』大正４年11月11日　みんゆうデジタルアーカイブ
⒀ 相馬市編纂会 編、相馬市史２（各論編１ 論考）下巻、相馬市、1978年、国立国会図書館デジタルコレクション、https://dl.ndl.go.jp/pid/9569988（参照 2026-07-05）
⒁ 『相馬市史』第３巻　通史編Ⅲ（2022年）446～447頁
⒂ 相馬市史編纂会 編、相馬市史 通史編、相馬市、1983年、国立国会図書館デジタルコレクション、https://dl.ndl.go.jp/pid/9571020（参照 2026-07-05）
⒃ 「福島町の大暴風雨」『福島民報新聞』1902-09-30（福島民報データベース）
⒄ 「風水害罹災細民救助義援金募集廣告」『福島民報新聞』1902-10-12、朝刊４面（福島民報データベース）
⒅ 相馬市史編纂会編、相馬市史 通史編、相馬市、1983年、国立国会図書館デジタルコレクション、https://dl.ndl.go.jp/pid/9571020（参照 2026-07-05）
⒆ 「強風!!!暴雨!!! 縣下各地の河川尽く氾濫し人家、作物等の被害算なし」『福島民報新聞』1913-9-2、朝刊３面（福島民報データベース）
⒇ 「海中に孤立せる相馬中村」『福島民報新聞』1913-9-2、朝刊３面（福島民報データベース）

「原稿受付（2026年７月９日）、査読なし」

福島大学地域創造
第38巻 第１号 151～169ページ
2026年９月

Journal of Community Future Design Center, Fukushima University 38 (1): 151-169, Sep 2026

資　　料

旧制福島高等商業学校生徒の「現時の社会運動に対する感想」（昭和４年卒の分）

福島大学行政政策学類　**徳　竹　　剛**

Primary Source Material: Students' Thoughts on Contemporary Social Movements, Fukushima Higher Commercial School, 1929 Graduates.

TOKUTAKE Tsuyoshi

１．資料について

本稿は、福島大学経済経営学類で所蔵している『福島高等商業学校文書』に含まれている『自己要録』[1]から、1929（昭和４）年の春に卒業した生徒が書いた「現時の社会運動に対する感想」を翻刻し、今後の調査・研究に提供しようとするものである。すでに1928（昭和３）年に卒業した生徒の分は本誌第37巻第２号に掲載した。本稿はそれに続くものであり、資料に関する基礎的なことは前稿を参照いただきたい。

なお、「自己要録」への記入時期はこれまで明らかではなかったが、本稿掲載の［006］の記述の中に、「此の二月に起れるあの野田醤酒株式会社の労働者側の人非人的行為を見よ」という記述がある。野田醤油での労働争議[2]のことを指すと思われるので、「此の二月」とは1928（昭和３）年２月のことであろう。また［027］の記述の中に「（九月十二日記）」とある。したがって「自己要録」への記入は３年生に進級した28年９月頃と考えられる。

1928（昭和３）年は三・一五事件と呼ばれる共産党弾圧事件があった年であり、資料［076］中にも「今春の共産党事件」との記述が見られる。前年５月には京都学連事件で京都地裁から治安維持法初の有罪判決が出ており、控訴中に発生した三・一五事件では京都学連事件での被告も連座した。社会的に学生運動が注目を集めており、福島高商の生徒にとっても他人事ではなかった時期に記入されたものである。

２．昭和４年春卒の福島高商の生徒について

以下、本稿で取り上げる1929（昭和４）年春に卒業した生徒について基本的な情報を提示しておきたい。年齢構成は、３年生に上がった1928年４月時点で25歳10ヶ月が最年長で、最年少が18歳８ヶ月、平均で24歳１ヶ月である[3]。

この年の第３学年は131名だが、「自己要録」が残るのは121名である。そのうち、福島県の学校出身者が28名と最も多く、宮城県・山形県が12名ずつ、栃木県が11名、新潟県が８名と続く[4]。隣県を中心としつつも、全国各地から入学者がおり、朝鮮半島や大連、長春の学校出身者もいる。なお、1929年に卒業した生徒が入学した際の入学倍率はおよそ3.2倍であった[5]。

３．凡　例　等

「自己要録」の記入用紙を模式的に示すと次頁の図のようになる。Ａ３判ほどの用紙３枚にガリ版刷りで記入項目が示されており、そこに生徒が手書きで記入している。このうち、本稿では氏名欄と「現時の社会

運動に対する感想」欄への記入内容を翻刻した。掲載にあたって整理番号を付し、「感想」を翻刻し、(　) 内に記入者氏名を記した。

氏名は書かれた文字にできるだけ近い活字を選んでいるが、「現時の社会運動に対する感想」については、旧字は常用漢字に改めた。またカタカナ交じりで記入されたものは、ひらがなに置き換えた。判読できなかった部分には［］を挿入し、疑義が残る部分には〔カ〕などの注記を付した。誤字と思われるものもあるが、書かれているままに翻刻した。

4．資料『昭和三年　自己要録　五回卒業』(『福島高等商業学校文書』資料番号0601) より「現時の社会運動に対する感想」

［整理番号］現時の社会運動に対する感想(記入者氏名)

［001］相当の理解あり。過激なる運動には党せずと虽、社会民衆党の如き所謂社会改良主義は余の讃成する所なり。(佐藤清一)

［002］小生の考ふる所によれば現在の経済組織は勿論幾多の欽陥を有することを認むるも共産主義なるものは人間の本性を考ふる時は適せざるものと思ふ。然らば如何にして現社会を改善するかと云ふにこは重大問題にして小生の知る所にあらず　然れども社会政策その他によりこれを緩和することを得べし　しかし根本的に社会を改善して人類の幸福を得るには人間の本性の改善をおいては他にこれを求むることを得ざるものと信ず（渡邊雄一郎）

［003］現時の社会運動に対しては常に冷静なる批判を以て之に臨み、徒に保守的に終ることなく、真正の理解に努むべきものと信ず。故に一面的独断的研究方法に陥らざる様総合的普遍的研究方法に依らんとす。(吉岡誠)

［004］此謂諸社会主義思想なるものは言ふべくして行はざれざるもの又行ふを欲せざるものであり単に意識内に於て夫を認むべきものであり且学究的態度で此に接すべきものである。(永根樹郎)

［005］最近の社会主義､共産主義等には絶対に反対し、現在の資本主義に満足して居る。(小口亮一)

［006］現時の社会が資本主義的社会たる以上階級別即ち資本階級中産階級貧民階級の別を生ずるは必然の結果であり産物である　貧民は資本家のもとにありて生活費を獲得し資本家は貧民即ち多数労働者の労力提供に依りて企業の運転を計る　即ち両者は持って持たれ

自己要録
(1) 氏名
　原籍
　現住所
(2) 出身学校名
(3) 家業
　戸主
　父母
　兄弟及勤務先
　資産ノ程度
　学資支給者
(4) 卒業後ノ方針
希(A)
望
の
会(B)
社
銀
行(C)
名
(5) 自己ノ手ニテ就職シ得ル見込ノ有無
(6) 卒業後ノ希望ト抱負
(7) 卒業論文題目

(8) 健康状態
　身長
　体重
　視力
　徴兵関係
(9) 級長、委員、選手等
(10) 特ニ趣味アル学科
　愛読書
　特技
　性質
　長所
　短所
(11) 飲酒ト其程度
　喫烟
　運動
　音楽
　俳句
　謡曲
　碁
　将棋
　性癖……自覚……他評

(12) a．信仰
　b．家庭ノ宗教
(13) 現時ノ社会運動ニ対スル感想

つの関係にあるものである。而るに悪化せる現時の社会に於ては諸君の知れる如く常に階級争闘の猛烈さを極め、労働者は極めて些少の事あらばそれを根にしてストライキを起す。斯くの如きは以ての他の事でありおもむろに現時の社会を察知するに資本家は労働者の為にあらゆる便宜を計り多くの利潤あらばこれをば労働者の日給の増加をも計らんと企画せるが如し　此の二月に起れるあの野田醤酒株式会社の労働者側の人非人的行為を見よあの争議団側の悪測なる手段を見よ此を目撃せるもの聞けるもの総ては涙のにじむ様な一種の憎悪を感ずるであろう。性は心より現時社会の労働者の示威的運動に対しては反抗するものであり排斥するものである。（雨宮四郎）

［007］現時の社会運動は現時の社会制度に対する一反道として現れたるものなるも其論する所もつともなる如くなれど現時の社会と相入れず社会主義共産主義の政策の理論的に走り実際論と一致せず共産主義の如きは最も甚だしきものなり。小生は現社に於ける社会主義には絶対に反対で有る。（荒岡光利）

［008］近時の社会思想は徒らに理論にのみ走り、抽象的に流れ、従つて社会運動なるものも、実際とは不一致を来す事多し、是れ社会全般に亘る観察を根拠とせず国体、国情、国民性の如何を省みず直訳的社会主義を以て、直ちに現代の日本に適応せしめんとする事より来る矛盾なり。殊に、高等遊民的な、知識階級の失業者に依りて、無知なる労働者、農民等が盲動せらるるは、実に寒心すべきなり。我等の是に処するには、実に健全なる思想を以てすべきなり。（阿久津源三）

［009］社会運動の観念が確実に掴み得ません　広義の社会運動なるか或はその中現今最も人口に上る一種流行物的な社会運動なるか其の範囲が不明なので私自身も判りません　殊に学科多く殆ど時間の大事はその方面に費さねばならぬ私達の事ですから研究するとか或は外の必用外の本を読む様な事は殆ど出来ません　然し新聞紙上を飾る社会運動的なものは現今の日本社会には適合せざるものなるを信ず（阿部英一郎）

［010］一言すれば現時に於ける社会運動は非なり　非とは現代の社会に適合せざればなり　元来強者は恒に自由を求め弱者は常に平等を求む　之畢竟人間の利己心の衝動にして経済上に於ては特に然り　蓋し利己心を殺したる社会に進歩なし。故に社会に欠陥あるならば他人の権利を犯さざる道徳的観念の下に自由たらしむる様方策を立つべきなり。（秋山友吉）

［011］（社会運動なるもの概念瞭然たらず）識者が常に患へている様に吾々日本人は外来思想を咀嚼する能力に欠けてゐる。それが特に甚しいのは危険思想に対してである。現時の社会運動なるもの一としてここに萌芽を発していないものはない様に思はれる。しかし乍ら吾々がここによく考へて見なければならない事は所謂危険思想なるものが如何にして発生したか又は如何にして外より輸入せらるるに到ったかと云う一事である。その発生の理由はともかくとしてその動機は必ずその国の胎内にあらねばならない。それが仮令如何なる形式をとるにしても必ずその国に発生すべき何者かがあつたにちがいない。吾々はこの問題を検討せねばならない。そして危険思想の発生を未然に防がねばならない。この問題こそは国民全体が一致して行ふべきであるがもとよりそれは不可能であるから先づ如何にても長たるものの力に仰がねばならないものであると考へる。その方法は吾々軽輩のよく論じ得べき所でないのはもとより当然であるが唯吾々の願ふ所は一日も早く危険思想が滅失して吾が大日本帝国が世界に雄飛すべき時の到来する事である。（阿部仁平）

［012］純理論の立場より眺むる時は社会運動の趣旨に幾分賛成するものなるも日本の国体及びその実行不可能なる点よりして右傾的態度を採るものである。（荒井信八）

［013］現今社会運動なるものの明確なる意義は不明であるが社会運動なるものを漠然ながら推察してみると我国民生活から生れ出でた運動ではない様に思はれる。外国思想の流入がたまたま徳川末期以来の急激なる文化の発達によりどこかに欠陥が生じてゐたのが今この外来思想の条文にあてはまる処となりて経済界の行きつまりに生じて猛烈なる反動的運動となつて生れたのではあるまへか又一部不良分子又外国人の陰謀も又この運動に対してみのがす事が出来ない。思ふに彼が悪いと思ふ社会の欠陥を極端な変革を行ふものと思はれる。そしてしかもその変革を我国体と相入れざる外国の国体の中から生じた思想を以つて之を行ふはんとするが如き此等分子こそ人非人と云はねばならん我国には我国の思想がある　２千年の歴史と共に流れて居る思想がある。私はこゝに於て世の社会運動者に「日本人たる事を自覚せよ」と叫びたい。（荒川荘司）

［014］近時各[]に於て社会運動と見るへき所謂危険思想起り此れの理論上の根拠に於ては自分としては肯定し兼てある　抑々人間は各々其本能なるものありて茲に於て個人差を生ずる実際に於て説明されるものにして彼の所謂社会主義の論拠は現在に於ける総ての政治の科程及経済組織を大衆の手に移し人類自由平等なる事を期せんとするものに存するが如し　然るに人間は

本能に依り個人差あるにも不拘如斯き総ての人間を一直線上に置いて同一視するが如きは例へ理想は理想と云へ実現さるゝへきや否やは甚た疑問なり　又如斯き社会に於て果して人類の向上及平和を維持し得られるか何うかは自分としては疑問てある　依て此れを肯定し能はさるものなりと信するのてある（文應奎）

[015] 感想と申す程の事でもないだらうと思ひますが社会運動をやる理由とか原因とかの確かなそして精しい所は一向に知りませんけれども私は少くともその運動の態度には不満を持ってゐるものであります。何処の世にも金を払はないで物を買ふ人もなければ働かないで金を望む馬鹿な理屈もありません。彼等が色々と文句をつけて要求をやりますがその中で果してその資格を有するものが何人ゐるかを疑ひます。人間には立場といふものがあります。立場を忘れて何事も出来得ないのです。土台のない家は建たないのです。嘗て百論経といふ本を見た事があります。その本の一節に立派な三層楼を見た或男が自分にも一つほしいものだと思って早速大工をよんで来て工事に取りかからせました。すると大工は縄を張り、土台を作り、一層から二層といふ風に作って行ったのです。所がその男が怒って言ふのに「俺は三階の宝さへあればいいのだ。一階も二階もいらないのだ」とどなった由でありますがこんな下らない様な話が最も雄弁に現時の社会運動を批判しておるのではないかと固く信じてをります。兎に角我国の運動が英国に於けるそれの如くに合理的に且合法的に理想的に行はれるまでにはまだまだ幾多の年月を要する事と信じます。何れの運動に就て見るも相手方の立場を忘れて我を通さうとしてゐるのに違ひありません。兎に角一方に落度ありとするも順序を追って事を進むべきであると信じます。改造の何のとさはいだ所で人間が一時に変化は決してしません。古に上に立つ新しさ。此が大切な事柄であります。吾々は常に相手方の事をも考へ共存共栄の大目的を忘れる様な行動は絶対にさけなければならぬと同時に温故知新といふ簡単ではあるが深長なる語を勘考しなければならないのです。義務あつての権利、土台あつての重楼と深く信ずるものであります。（遠藤茂雄）

[016] 現時の社会運動に対しては未だ確としたる感想を有せず。（遠藤庄助）

[017] 学的考察及び社会政策的観察を避けて日常該運動に対する感想をのべしに現在の経済組織が不合理にして必然的に崩壊する運命にあるや否やは余輩の知る所に非ず。然れども現代社会に於て悲惨なる人種の多き事は余輩と雖も認めざるべからざるものにして若し該無産者運動者が云ふ如くならば余も又之に賛するものなり。然れど浅才余輩の以て之を見るに之唯に一部の人間の策動によりて良結果を得らるゝものに非ずして少くとも全階級の精神的覚惺と自覚にあるものなりと思惟す。要するに社会人たるものは社会行為をなすにあたってそれ自身の性質よりして社会の抱束をうくべきものにして他人の迷惑をも省ずして妄動する如きは誤れり即ち資本家は無暗なる経済上の暴力を以て一般人類を不自由におち入らしめる等又は無産者なるものが徒らなる煽動に乗って善良なる資本主を威嚇するが如き之なり。余の意見としては現今独乙工場等に行はれているが如く工場経営をして単なる資本家の食物とせずに労働者とより理解しあつて共に企業を営む所に最も愉快なる社会を見んと思ふものなり。最後に余輩は一言総ての運動者並びに企業者は少くともキリスト教的精神て局にあたられん事を希ふものなり。（伏見二郎）

[018] なし（藤原五三郎）

[019] 近時社会運動なるものが吾国に発生するに至しは実に憂ふべき事なり。而て此の運動の屡々学生間に行はれ或は社会科学なる名義の下に之が研究の行はるゝは国家の前途を誤るの甚だしき之に過ぐるものなかるべしと余は信ず。抑々彼等学生は何の目的を以て運動乃至研究を為すものなりや余の甚だ諒解に苦しむところなり。学生間にかゝる不詳事の生ずる所以を窺ふに多くかゝる学生は学校に於て何等の運動（例へば庭球競技等）をせざる不健全なる身体の所有者に多し。故に文部大臣の言の如く其第一義として其防止策は学生間に大いに体育を奨励するを可とすべし。而て近時文部当局は思想善導に努力しつゝある事はその対策として当を得たるものと云ふべし。蓋し思想には思想を以て対抗せざるべからざるものなればなり。彼の徳川家光等の採れる手段の如きは却って益々其反抗を醸すのみなり。余は最後に当り少くとも吾国に於る社会運動の一日も速かに絶滅せんことを希望して止ます。以上。（福田照房）

[020] 何時如何なる時代に於ても社会運動なるものの存せざるはなく而して其等熱心なる先駆者によりて起されたる其当面の社会運動は必ずや其の時代の大きなる流れによりて良きを取り悪しを捨てられをるを知るなり。蓋し其の時代人が当面の問題に対して真剣に考究せる其の熱心さを嘲るものでは決してない。が併し彼等の熱心さは常に人生の表皮を走り社会の表面のみを考察し依って来る根本問題を如何に改良し指導すべきかふれざるを遺憾とす。根本を逸するが故に彼等は

忽ち問題の檎となる而して偏僻して手段と目的とを転倒するが故に遂に不安の連鎖を断って真の自由を獲得し得ない。吾等は只時の流によりて取捨され先覚識者によりて改善せられたる道を共存共益の理想の下に進まんとするのみ　故に飛躍なし。併れ共飛躍は往々にして現代社会運動によりて生ずる如く危険性を伴ふ。（五味季六）

［021］社会政策は之を分ちて二派となす事を得、Collectivism及Individualism之なり。Individualismとは各自の財産並に諸産業に対しては成可く国権の干渉を避け自由を認むると同時に自由競争の原則をも之を認めんとするものなり。之に反し、Collectivismとは経済上の強者に対しては国権を以て夫の自由を制限し弱者に対しては種々物質的利益を捧ける主義なり。近時Individualismの思想漸く衰へ今やCollectivismの思想は全世界に発展しつゝあり、経済的平等の美名の下に或は共産主義と称し或は云々と種々名目の下に此の主義は世界人心に偉大なる影響を与へつゝあり。されど吾人は此処に夫の冷静なる判断を為す可きなり。そもそも吾人、人類の目的は真の意味に於ける自由なり。自由とは吾人をして凡ての専横より解放して人格を認めしむるにあり。吾人にして若し此の主義の下に夫の生を送らんか平等をこそ得可けれ経済上並に法制上に於ては全く夫の自由を失ふに到る可し。然るのみならず一国の行政費は多額となり国家事業の増大と共に官僚の勢力の増大するの幣を来し、且産業は衰微し一国、国運の消長に関する事大ならんかを恐る、且人民は業ムに対する精勤の心を失ひ、徒に依頼心をのみ起すに到らん。之一国に取りて一大痛歎事たり。斯ゝる主義は到底永続す可きものに非ず。現にロシヤを見よ。今や再び帝政国に帰へつて居るではないか。吾人は絶体に此の主義に賛成する能はざるなり。之に反しIndividualismを基礎とする社会政策に於ては上述の欠点は凡て之を除く事を得、只自由競争を認むる点は少しく緩和する事を要す。併らざれば正反対なる不自由なる結果を生ずればなり。此の主義にして若し之を行はんか行政費は少額にて済み、官僚の横暴に接する事少なかる可く、又産業は興隆し国か夫の盛大を来す可し。国民は業務に精勤して自立心に富むに到る可し。此の主義による事により国民は始めて法制上並に経済上に於て自由を得、幸福なる生活を営む事を得一国は隆盛に至る可し、吾人は此の主義を以て最も適切なる社会政策の方法と信じ現今行はれつゝある経済的平等を目標とする主義には讃成する能はざるなり。（八田嘉一）

［022］現時の社会運動は種々あるがこれを一々論ずる事は時間及び紙上許さざる事なり故に今是処に於ては僅にその運動に対する感想を少しく述べんとするものである。現今国民経済益々盛んとなるに及び種々なる企業可能となり従つて自由の競争の認められたる今日に於ては大資本家はその漠大なる資本をようし益々其の基礎をして確実ならしなんとするものである　即ち自己の企業をしてより確実なものたらしめんにはこれに要する諸費用を可級的に少ならしめざるべからず　此処に於てか一定の資本を有する企業に自己の労働を呈供し生計を営む所の労働者に与ふる借金をも可級的に少からしめんと欲するものである。この点に立脚して資本家と労働者との間に争闘が起り来るものである。加之近時労農ロシヤがその勢力を益々確立し以て他に迄その権力を及ぼさんと欲する結果種々なる様式の下に宣伝をあえてするものである。その結果彼等の所謂共産主義なるものと相合し益々現今の資本主経済組織の社会に対し不平の声を放つこととなるのである。これを防止せんとするの結果、或ひは思想問題講演会とか或ひは…と言ふが如き形式に於て諸社会運動に対立せしめて居る。而して所謂社会主義的運動が勝利を得るや将又これを防止せんとする諸運動が勝利を得るやは極めて興味ある問題である。なれども吾人学生の身分とてこの点に迄論及し得べきものに非ず又論ずべきものに非ず。故に是処に於て擱筆するものである。（堀内正一）

［023］社会組織の複雑化に伴ひ社会運動は益々其の範囲が大きくなつて来た。一方人間の自己意識の深化は社会意識の深化となり社会運動は一層複雑化するに至った　現時行はれている社会運動は大別して労働問題婦人問題及農村問題に対する運動であると見ることが出来る　何れもその目標とする処は端的には申しかねますが其れか社会上及産業上のDemocracyであると言はれておる　蓋し社会の存する処社会問題の発生を見るは寧しろ当然のことである　又社会の存続する限り社会問題の絶えざるは歴史の教ふる処である　要するに時宜を得たる円満なる解決が必要であると思ふのである（平田光梁）

［024］現時の社会運動はその最も主なるものとしては所謂プロレタリヤ運動であらふ。彼等運動者は現社会を暴力に依つて倒さんとして居るものであるが之の暴力なるものに対しては吾々は断然反対せざるを得ない。私と雖も現在の社会総てが完全だとは思はない。幾多の欠陥が見出される。然し決して所謂marxistの云ふが如き言に讃同するものではなく従って革命なる

ものを認める事は出来ない。吾々は破壊すべきでなく改良すべきではあるまいか。如何に欠点を有するとしても之れは人類が過去数千年の長年月の努力によって築き上げられしもので例へ之れを破かいするとしてもそれは何等良結果を得るものではなく反つて苦境に入らしむるものである。むしろ当人は過去の努力を尊重して之れを著々とよりよく改良すべきである　之れ即ち吾々の覚悟であり又使命でもある。又之れ等のmarxismに対する極端なる反動思想も又認め難いものである。彼等も又marxistと同様一面の真理のみをとらへ之れを全部の真理と考へ暴力により之れを解決せんとする。何れにしても讃同し難いものである。吾々はあくまでその中庸をとらねばならない。吾人はそもへ社会運動者又は極端なる国粋主義者等は果して公正なる立場より研究して最後に到達せる結論の結果それが実現を期せん為めになすのであらふか。若し彼らが一方に偏せる本のみを読み無批判的に肯定し又はある目的達せん為めに手段として都合のよい学説を持ち来り以つて実際運動をなすものなら全く同情の価値なきものである。而も現在の大部分の実際運動者は之れではあるまいか。自分は飽くまで革命を標望せる彼等実際運動家に同情し得ないものである。(菱沼六郎)

[025] 現時起りたる社会運動は外来の思想の感化受けて出来たもので我々日本人には相容れられぬ事である。而して社会運動と名のつく運動が起りたる時我々の平和な生活は常に物質的にも精神的にもかき乱されるのである　そこには人類愛と云ふが如き美しさは到底見出す事は出来ず唯見苦しい争闘のみである　曰く婦人が男子の中へ迄も進出するが如きは賛成出来ない事である　之も即ち男子に対する婦人の争闘とも見るべきものである　要するに我々は日本人特有の思想に依り何事に望むべきであると信じてゐる。元来私は社会運動と云ふ事に余り気を留めてゐぬ故に感想と云ふ程の感想も有しないのである(逸見正夫)

[026] 共産主義等々吾が国体に全くもどるものなれ共元来彼等とて相等根強き根底を有しその普延性甚大なるものなればこれら社会運動に対するに官権等をもつてするも当底対抗するを得ず。故にこれに対抗せんと欲せばこれら社会主義より以上根強き根拠と確固たる信念を有する帝国主義思想をもつて対抗せざるべからず。(平子忠)

[027] 抑々社会運動なるものは近代の勃興に係り其日浅く其色採愈々明白なるを得たりと雖とも其指導者に尚未だ人格的に欽くる点なき能はずと信ず又此運動は近代に著しき発展をなしたる唯物論に根拠を求めるに急にして直に以て吾人の思考に合致せざる如し。吾人をして自由に語らしめるならば社会運動は一元的理論を以て直に妥当性を発見し難し。余りにパンの問題にのみ偏したる嫌味なきにしもあらず、夫大衆運動といひ、general strikeといひ、小作争議といひ何れも然らざる如し、然れども彼の運動必ずも敍上一部の理由を以て排すべきにあらず。彼の運動の存在する以上は存在するもは其存在理由の無に帰せざる限り存続し行かざるを得ざるべし。勿論其運動には一面の真理なきにあらざるものなりと思はば存在を圧せんより寧ろ指導者をよろしくなし以て合理的に理想的社会に進み行くべきならん。吾々は歴史上明治文化の外来思想により構成発展し来れるを思はば現時の社会運動又其結果たるを思はざるを得ぬ(九月十二日記)(廣瀬孝二郎)

[028] 人は物質のみに依りて生くるに非ずと信ず。精神の糧なくして人間は到底満足なる理想を追及する事は不可と信ずる。故に現代の社会運動の唯物論に偏り、ただマルクス経済学の一部を信仰して運動してる事を徒らに危険なものと信ずる。勿論此の社会運動の発生には其の原因あり。又世の政治家の腐敗、人心の動揺を唱ふれども社会運動の直接行動に於ては来迄の過去の歴史を見ても其の満足なる革命の結果を得たる事実を見ざるを以て此の運動を嫌ふ、此れは唯今の社会を知らないと言はれるかもしれないが、自分の信仰より考へたのである。宗教は阿片なりと言ひども、それは宗教、それ基督教の信仰に生くるものの社会運動より離れ去る精神的に生きんとする者多きを以て言はれたるものなりと信ずる。(長谷川馨)

[029] 感想なし。(人見弘司)

[030] 現時の社会運動には不賛成(本名豊)

[031] 現今我国には社会主義的思想を帯ぶる者少数出で来れり。此の社会主義なる思想は素より多年陶冶されたる国民性が軽薄なる外来思想に依って動揺された所の者の懐れる思想である。其の運動たるや之れ我国に於て多年鍛錬陶冶されたる土台を崩潰して外来の新思想に基ける土台を据付けんとするものなり。我国にとりて其の不当なる事勿論なり。之は我国、国民思想上未曽有の国難なり。されば我々は萬古不易の国民性を其の根本精神に依ってますます強固に鍛錬陶冶すべきである。(本間正巳)

[032] 現時欧米其他の外国の新思想なるものが徒に輸入され初めて以来人々は我国固有の荘厳なる精神と思想とを忘れて何等の根拠もなく附和雷動して矯激なる思想を主張し其の甚しきに至つては国体の変革をも奇望する輩の表はれるに至つては此等の徒輩を非難する

すべもないのである。明治以来否其れ以前に於いても勿論ではあるが殊に明治以来我国の斯くも大発展をなせるは実に上は天皇陛下を奉戴し下は庶民共力一致して各種の事に当つたからである。全く国民一致して国運の発展を希つゝ努力し来れる結果である。然るに此の平和なる日本国家を威嚇せんとするの輩は我々七千万同胞に取りては真の敵である。我々は大和民族の一員として大和民族本来の精神に反逆せんとするの徒を断然排斥し拒絶するものである。（石井要隆）

[033] 青年時代には創造欲が力を逞しく延びるものであるけれでもその知識は未だ批判を正しく獲得するまでに至ってゐない。爰に思想の混乱を生ずるのであると思ふ然し何でも信んじ切つてしまふと夫れが一番良くなるものの様だ。近時共産主義者の多数の者は徒らに其の主義を信じ切り其の実現され得るか何うか実現の結果は何うかを殆と知らぬ者の集合であるロシヤの現状を詳しく講演されたら目覚める事だらう。私は時折考へる文部省令とか緊急勅令とか始終最近の政府の罰則的法令のみを、思想善導する事は固より当然政府の役目である教育の価値は此の点にあると思ふ。けれど現在の政府は何んな所か皇室中心主義とか議中中心主義とか議論してゐる分らぬ者の集合とは言語に絶する政府で何らなかつたらそれに支配される人民は当然思想の混乱を生ずるものとなる要するに最近日本の国民性日本の歴史とか不明確な所より現時の社会運動を惹起する様に考へらる。（池田靜一）

[034] 現時の社会運動に対する感想を詳述せんとせば之が種々なる問題を拉し来りて之が説明を加へざるべからず。然れどもこの限られたる紙面にては当抵ゆるさるゝ所にあらず。それば余はこゝに最も考慮を要する問題を持ち来りていさゝか感想を述べんと欲す。抑々現今の最も顕著なる、而も憂慮にたへざる問題は、最近日本の上下を震該せしめたる共産主義者捕縛の問題なるべし。１方共産主義を理想とする者は其の決定的勝利を獲得するの手段として社会革命を主張し、又之を誘致するの手段を取るが如き極端なる破壊論を唱ふると同時に他方国粋主義者は吾国体の萬国無比なる所以を力説してかゝる運動を撲滅せんと努力して居るのであつて茲に吾国の政治、産業、宗教、教育界に空前の衝動を与え居るなり。若しマルクス及び其の１派の唱ふる処の主義なるものが唯一絶体の真理であつて何人も彼等の理想とする社会の実現を妨害すべきにあらず、又妨害し得ざるものなりとせばかゝる絶体の真理の前には如何なる社会的階級も如何なる国体も屈服せざるべからざるに到るものと思考す。然らば彼等の説の果して絶対的真理ならんや余はかく考ふる事を得ざるものなり。今之が理由をさけ現代社会問題の解決の唯一の鍵を見出すべく余はこゝに少しく愚見をひれきせんとするものなり。抑々余は之が局に当る者の共産主義者の撲滅策として之が世人に対する余りにも盲目なるを歎く。なんとなれば彼は之が主義的色彩を帯べる書籍のすべては之を非なりとして（余浅学之が思想に対する知識なき者なれども）その読了すらも禁じ徒らに世人の之に対する興味をそらしたるとするにあり。何故か彼は之が読書をゆるし其の良否を知らしめざるや。蓋し如何なる思想にしても之を無批判に受け入れる事の不可なるは言ふまでもない。即ち善悪良否その如何にかゝはらず１応は之を仔く検討し批判して然る後その長を採り、短を補ふは学者、為政者の当然の任務なりと言ふを得べし。言ふ所の思想善導とは畢竟採長補短の按排如何に外ならないのである。然るに彼は之が方法を誤り之が思想の終始非なるを思し毫も之か読書をゆるさず徒らに欲圧せんとする敢てこの結果に出づる当然の事と言ふべし。現代何事かの思想問題社会問題の起る場合それが吾等人間の実際生活及び社会に対し何等かの間係を持つて居り影響を与へて居る以上それを研究する事は少くとも高等程度の学生には必要ではあるまいか。いきなり思想に打つが理解も批判もなしに直ちに実行ににとりかゝる事は当を得たる事と言ふべからず。要するに□害を避けつゝ社会の現実に理解を持つ事緊要なり。而して今日の如く交通宣伝の発達してる時代に於てはかゝる問題の絶体に隠匿する事は不可能にしてそれが為には相当の準備と正当の方針のもとに理解せさる方法がよくはなからうかしかるに之が当局者の行動を見よ実に概歎公憤おくあたはざるところなり。即ち［　］指導の地位にある者の公然指揮を受くるが如き醜□を歎して憚らざる今日之等の人々が世に向つて思想悪化を叫ぶは恰も天に向つて唾するの類ではあるまいか宜しく時の為政者の大なる教育家を正義真卒なる協力の下に偏せず黨せず唯物主義の類を破り精神主義に更生の思想そのもの。正体を正視し採長補短の按排を巧にするを以てして初めてその実の挙がるを知らずや之により依りて初めてもがき悩める現代の行詰りは打ひらかれ新生命の豊かに伸び行く社会完全の通と言ふべし。（伊藤文雄）

[035] なし（市村英次）

[036] 近時の社会運動は各々にして現在社会の更生を害し、国体を危くするに至る程度のものを見受くる事多し。何れの国に於てもその国特有の国体を有するものにして、その共通せる点あると同時に異なれる点も

多々あるのでる。その国特有の国体を益々発表せしむるには他の国の制度の長を彩り、短を捨て取捨相応じてその宜しきに従ふものにして一律に之を彩用するの不可なるは論を須たざる所にして、そは其の国の国体を危くするものなり。それを喩えて云ふならば、一家の様なものである。一家の祖先伝来の家風を尊重しそれを発展せしむるは其の家長の宜しきに須たざるものにして、それを害する者はその一家内より排斥せらるるものなり。而して一家は共同してその発展を待ちて円満に生活する事を得るなり。国家も之と同様に律する事を得るものにして、一国の基本たるべき国体を危くするものはその国家社会の秩序を害するものとしてその講成員より排斥せらるべきである。我が国は開闢以来君主国体にして君民一致してその発達を遂げ今日に至れり。殊に明治維進以来欧米諸国の文明の吾が国に流れ来るもの多きも、そは一律的の取捨に非ずしてその長を取りて短を取て、以て吾が国の短を補って、我が国の制度に合致する様にしたのである。決して鵜呑みにしたのではなく、同化したのである。以上の如く社会運動を解するときに於てそは唯その国の伝統的精神を害するが如きは決してその一国の繁栄を見ることは出来ない。のみならず反つてそれを害するものであつて決してそれを認用すべきでなく排斥すべきである。我が国近時の社会運動は各にしてその憾みあるを見るので吾人は最も警戒を要するのである。（池田強治）

［037］凡そ社会運動の起因する処は国家社会の制度施設の欠陥を補ひ改良改善を加へ公の秩序善良なる風俗を基となし以て国利民福を計り国力を発揚し庶民の福祉を増進せんとすることにあり、然るに現今共産主義或は社会主義将又赤化思想を持して不穏なる影を社会に投じつゝあるは吾等の至極遺憾とする所のものである。家に家憲ある如く国には国憲あり是を歴史的に観察すれば現時に於ける社会運動の一時も忽にす可きものにあらざるものにして国民は大いに此の点に着眼し研究して自覚せる国民として日本海上に低迷せる暗雲を一掃す可べきものなる事と信ず、一家に例を採るなれば古よりの家憲家風家柄を基となし家の隆盛を計る可きものにして何等他家をまねて家内を撹乱し自滅の道を辿る必要毫もあらず。思想に境界はなけれども善悪あり、その善悪を識別し悪思想は是を排撃し善良なるものはこれを採り吾国古来の思想に加味し一入の充実を以て世界に伍し来るは歴史の明かに証明する処のものである。而して是又我が国民性の一大特質とも称す可きものである。家長或は主権者が家族或は国民に対し禁止せるところのものを敢て為す者は是即反逆児にして其家或は国に足を留めて居る可きものではないものである。罷々他家の悪弊を招来し以て平和なりし家庭に波乱を惹起し自滅の歩を進むるの如何に愚なるや。（五十嵐光治郎）

［038］そもそも社会運動とは何を指すのか、私は之を以て社会改革運動と解する。我等は決して今日の社会が理想的状態に在るとは考へないばかりでなく改革を要する事が多々あることを疑はない。それでは如何なる点に於て改革し改善すへきであるか。第一に考へねばならぬのは其目標である。それは真の文化の理想である。此理想に到達しやうとするには先づ現在の社会悪の根拠を取去らねばならぬ。それは物質主義を捨てる事である即ち人類の精神を物質製造の機械たる事から救ふことである。現今の物質文明は人類をして奴隷たらしめ機械たらしめて居るのである。人類の精神を物質主義から救ふ時に人格の価値が実見せらるゝのである。そして社会をして尊い人格者の共同団体たらしめる様に努力しなければならぬ。現代社会組織の不完全や、産業制度の欠陥は必然的に失業問題、労働問題、婦人参政権問題等の実生を来す。その根底には人類の重大な道徳的要求即ち、人として生きたいと云ふ願ひが存して居る。吾等は生きねばならぬ、飲食も、睡眠も其為である。我等は生きる為に最善の努力をなして一瞬でも怠らないのである。従って迫り来る生活上の脅威があればそれを免れようと努むるは当然であらう。斯くの如く人類はその解決に不断の努力をして居るに拘らず、而も現在の社会の実情はその理想から余りにも遠く離れておる。こゝに於て社会の組織を根本的に変革しようとする過激な主義主張さへ現はるゝに至つたのである。個人の自由を説いて社会全体を顧みない自由主義や、無産階級又は労働階級の新社会を論ぢて社会全体を見ない社会主義や労働主義を信奉する社会運動を吾等は嫌ふ。又、個人の天賦人権を信ぢて国家社会の不干渉を主張する個人主義、自由主義。或は又、国家の自然の権力を唱ふる国家主義、保守主義、或は更に又、市民的、民主的社会を否定する社会主義。国家政府を否認する無政府主義等を固執する社会運動に不満を持つ。吾等の奉ずるは社会と個人との調和、統一、社会各階級の協力を以て目的とする協調主義である。要するに真の社会運動は社会的正義と人類愛を以て根本の精神とせねばならないと思ひます。（飯塚直路）

［039］〔記入無し〕（岩間賢吉）

［040］甚だ幼稚なる状態だと思ふ。従つて思慮の浅薄

なる危険を免ぬかれない。一般民衆の如きも未だ英米に比し政治、経済の方面の学識極めて乏ぼしく小数の陰謀家の瞞言にやすやすと附和雷同するの傾向有り。現時の社会運動をして健全なるものにするには、民衆の啓発に依るのみ。一例を挙げれば、各議員の選挙の際に於ける、買収、賄賂等の行はるるは彼等の愚鈍に依ると云はざるを得ず。今尚ほ我が国に於ては、外国に之れ依るとの思想が残つて居ると思ふ。何故と云ふに、彼等の理想と云ひ、主張云ひ、凡ね外国の国情にならつて我が国の事情を毫も考慮するの点なき場合しばしば発見される。我々は何時までも舶来模倣を棄てゝ、創造の域に達せんことを希望して止まない。（伊藤秀三）

[041] 現時いさゝか労資の協調が破れている様でありますが、之れは各自が互に譲り合ひ、自制し合つたら良いと思ひます。（今泉治雄）

[042] 近時社会運動は日に増して盛になりつゝある様である。然れ共其の多くの運動に参加する者は常に真面目な体度と深き考慮とを為したる上にて之れを為す者は少い様である。唯流行であるが故に之れに参与する者あれば又単なる感情に支配され又自己のみを基本として社会運動に参加する等実に軽率の甚しきものがある。殊に現今の青年は持に其の傾向が著しい。真面目に其運動の本質を考慮し、純理論に基いて其の正否を識別し、自己の態度を決すべきである。私は現時の社会運動には多少は取るべき点あるも全体としては未だ幾多の欠点あるをまぬかれない且つ我が国には適応しないものと信ずる故其の運動には賛成する事を得ず。（一之瀬光寿）

[043] 社会主義者等の唱ふる主張に大反対なり。そは理論と実際は完全に[　]れ難し　又其国特有の国体も考へざるべからず。結局は十六七世紀に於ける専制政治への復帰に過ぎなく、為に我々の利己心の衝動に基く活動は拒絶される許り也。又薄学の徒が往々マルクス資本論を読み共鳴するものあるが大いに危険のことと思ふ。（今井宗三郎）

[044] 皇室中心主義の私に取つては尤も憎むべきものと考へて居ります。（久保山素吉）

[045] 大した感想なし。（神谷大二郎）

[046] 現今過激的な翻訳思想とも云ひ得べき思想が我が国を禍すること少くない。彼れども彼等各自の思想の根拠を日本帝国の歴史的事実の上に措くならば現時、我が帝国をさはがす思想問題も安全に落着するであらう。が尚日本化された基督教的思想の普及は現時の思想を統一する上に於て一段の速かさを与いるのにあづかつて力あると思ふ。（小林吾郎）

[047] 現時の社会運動を特に研究した訳でも有りませんし、従つて是に対して感想等と題して述べることは誠に烏滸がましい事です。其の上、私の感想なんかは当らぬこと遠しと云ふ程度の、非常に社会運動なるものを解しておらぬかも知れませんから。でも記してみますと、社会運動殊に労働運動等は其の主なるものだと思ひますが、余りに、闘争のための闘争となり、理性を忘れて感情に走つた嫌は無いでせうか。も少し、日本従来の、本来の、特有の事情を考へたならば、社会闘争なんかはしてゐられないでは、ないでせうか、或者は、其の事を考へればこそ、社会闘争をせずにはおられぬと云ふかも知れませんが。兎に角資本家も労働者も相互に、もっと理解し合ひ意思の疎通を計るのが本当ではないか、と思ひます、が、労働運動は、労働者達の生活問題から起ることが一番多いように思はれます、そして、労働者達の多くは悲惨な生活をしてゐることを良く見聞きした私としては其れも亦当然のことかとも思ひます。ですが矢張り資本家と労働者達とが、今よりももっと理解し合ったら、此の様な問題も亦、全然無くする、と迄は至らないともより良い状態に至らせることは出来るものだらう、と、思ひます。以上は恐る恐る述べた愚見です。（金子新一）

[048] なし。（國分三郎）

[049] いやしくも大日本帝国の国体に反したる社会運動には絶対反対す。現時の社会主義、マルクス主義には賛成せず。（菊池孝雄）

[050] 尾崎行雄氏の唱ふるが如く現今の日本に国難来れりと云ふも又過言に非ず。思想界の混乱、財界の不振、政界の腐敗正に憂ふるべき秋なり。特に近時に於ける我思想界の状況を見るに洵に憂慮に堪えざるものあり世界大戦以来欧州諸国が政治、経済、其他の社会状態に変革動揺を生じたるは吾人の知悉せる所なるが其の余波を受けて我が国民の間に国体に悖り国情に背くが如き軽佻詭激なる思想を懐き之が宣伝普及を図らんとする者現はれ学生中にも之に誘惑せられ其の本分に戻り先年の所謂京大事件にも本年の共産党事件にも連座する者あるに至りしは国家の為に一大恨事と謂はねばならぬ。其れ労働者階級無産大衆に住時の専政々治の下に於けるが如き奴隷使されるを良しとする者に非ず寧ろ労働者、無産階級の自覚をこそ望む者なりされど徒に階級闘争を挑み資本階級に対抗するは明に誤れる考へなり、現在[]政治に経済に而して思想に国難の声しきりなるに当り此の低迷せる暗雲を一掃して国民生活の[]明を期する為に先づ必要とするものは相互

互譲の精神即ち民心の覚醒に依る国民道徳の復活之である。近時屢々直訴事件等の起るより見るも明に現社会の疲弊せるは一面の真理なりと信ず重刑を定めて処罰する又可なりと云へ共偽政者は先づ彼等の行為の動機の那辺に存するやに考へ及ばざるべからず而して又無産運動の合理的な健全なる発達を寧ろ援助する程の雅量ある事を望むなり。我が三千年以来の国体の尊き事は吾人の既に知悉せる所なり。青年の熱を以て頽廃せる政界を廊清し其冷鉄の如き意志を以て険悪なる思想界を一新し勤倹努力は以て所謂経済難を排除し所謂昭和維新を完成せしめたきものなり。(鹿俣茂)

[051] 日本は今や思想国難に直面して居る。社会主義、無政府主義、共産主義等の波が日本を囲繞して渦巻いて居る。国家を亡すもの蓋し危険なる之等の思想より外に無しと思へば近き将来に於て日本帝国を背負つて起つ我等学生の覚悟たるや重且一歩も忽にせられざること丶信ず。我々の社会には善悪両主義思想が入乱し且危険思想を発生せしめつ丶ある醸造場の如きものである。総ての主義思想は必ずしも悪結果を及ぼすものでないが然し乍ら我国体に相容れざるが如き思想は聊も許されないものである。思想問題の研究は自由であるけれ共もし無批判的に之を丸呑みにして之にかぶれることは甚だ危険である。之に処いる日本人は冷静な理智の作用のない人類であると思ふ。恐るべき弱点である。然して学生は学ぶこと丶研究すること丶を区別して考へなければならない。学生は先づ身心強健にし目的とする学術を第一に修め他日社会に活動するの素地を作るべきである。之学生の学生たる本分である　世の中は我々学生に対し相当に其将来を期して居ることを思へば現時の学生が其本分も地位も又ひいては我国の国体をも忘れ赤化運動に身を投ずるが如きことは考へれば考へる程自分にとつて呆然たらざるを得ない。(神家満保)

[052] 目下研究中にて別段特別の感想なし。只左傾思想的のものは一面の真理あるとしても皇室を云々するに至つては全然賛成出来ず。(小松靖二朗)

[053] 私は現在の日本における社会運動は根本から誤謬のあるものと思つて内心反対するものである。その誤謬とは何かと問はるれば「その運動は争闘を手段として愛を手段とせぬ」ことがその誤謬であると述べたい。人間が進化して行く以上社会も亦改造されねばならぬであろうが一社会内に居る人間が互に争闘して新社会を造らうとする現在の社会運動には讃成出来ぬ。然し愛を先鋒に宗教的に社会を改造する運動が起れば私は双手を挙げて讃成し得やうと思ふ。(鯨岡實)

[054] 所謂現時社会運動の主たる危険思想に干しては学者各々其の信ずる所に向つて論ずるけれども私をして云はしめば抑々人類は自己保存、自己隆盛の本能を有し自己を犠牲にして他人の福祉を図ると云ふことは到底望まれないものにして元来人類の本能に於て差あるべきものを一律に平等に取扱ひ生産から分配に至る迄一律に之を制せんとすることは之本末をてん倒したものと云はざるべからざるものにして人類本来の本性に於て差あるものを機械の如く同一の生活を保障することは果して人類社会をしてより良き所に向つて進歩発展せしむることが出来るてあらうか之実に自分の迷路に迷ふ例にして如斯き理論上より近時社会主ぎなるものに対し肯定すること能はざるものなり。以上。(咸徳用)

[055] 歴史は繰返し栄枯盛衰は世の常なりといふ。各種の社会運動起り社会組織の変動する亦当然の事なるべし。現時の社会運動を見るに共産党事件。労資問題。小作争議。水平社の運動等諸種の運動起り居れり。就中共産党事件の如き最も世間の耳目をしよう動したるものなるべし。即ち其目的は現在の社会組織の根本たる資本主義を覆へさんとするとか。すべてものには長短の両面はあるものなり物質文明をばいやが上にも進めたる資本主義的社会組織にも幾多の長所と共に亦其短所をも数ふることを得るは蓋し当然の事なるべし。然るに其欠点のみを挙げ其の長所の如何に大なるか、他の社会組織に於ては到底見得ざるものなるかを思はず徒に之を破壊せんとする運動には一概に賛成することは出来ない。其の短を補ひ悪しきを改め而して其の特徴をば愈発揮せしめ長所は益々延ばして行かんとする運動こそ真に社会を益し社会人の幸福を増進するものならん。時勢は刻々に移り行くものなるが故に世の大勢に伴ひ社会の制度組織に変動あるは当然のことなるべし。而して世の趨勢と一国社会組織とが調和せざる場合に於ては茲に始めて極めて自然に革命の起るものなり。人力を以て殊更に社会組織を変へんとするが如き事には双手を挙げて賛意を表すること能はず。破壊は易く建設は難ければなり。次に労資問題小作問題等は各対立者が徒らに自己の利益のみを顧みずお互に地位を変へて思ひを致すなら円満なる解決に近づくことを得べし。以上。(紺野勝三郎)

[056]〔記述なし〕(菅野薫)

[057] 根本に於て我国の現状に適しない思想主義を正しいと信じて居る人ほど恐ろしいものはないと考へる。(菅野彰四郎)

[058] 社会運動殊に思想問題に関する学生の態度を不

快とす。尚一層冷静なるを要すと考ふ。（片平重雄）
［059］別段なし。（橘内吉武）
［060］主なる思想は二大別さる曰く左傾主義右傾主義と現時左傾思想はマルクスの影響をうけしものにして一切物質により支配さるものなりとのみと信じ人はすべて同一なる欲望を満たさざるべからずと資本家を倒しその資本家を保護するる国家さへ之を倒さんとするなり彼等の之を信じこの主義の下に死せんとの宗教的なる態度は敬すれども余りにすべては物質により支配さるものなりと欲するは誤れりといふべし。翻つて右傾思想をとるものは余りに己れの自我のみにより現在の資本家なるものは必然の結果なりとして余りに個人主義方面にのみかたより何等その根処とすべき議論さえ有せず仮令有すといへども其の己れの信ずる処を断てとして［　］得ない唯むやみに左傾思想を危険視しつつあり。余の見る処余はマルクス主義を信ぜず又個人主義を信せず余はその中を取らんとす余りに物質的にみて精神なるものを入れず又精神のみをとり物質を入れざるは誤れり新らしき村なぞとその共産主義を実行すれども往々にして破るゝは精神的なるものの欠陥あるか為なり　故にここに精神的否宗教をここに主唱するものである。余は人類平等に共に幸福を得んとする理想に対してその道程として国家なるものを是認するものであるそしてその支配下に喜んで服するものであるその国家内に於て人民の幸福を図る事を主張するものである故に唯理想論を直接にのみ実行せんとする左傾主義唯旧来のろう習を守る主義のものを取らず真に人類の幸福を図る国家を是認し而して之を富すものを排除せんとするものである精神的に否宗教的にこれを目ざめ物質を認める時社会の幸福は増進するのである（久保井六郎）
［061］自己の努力の凡てがある時にある形になってあらはれて来る現代の制度に満足尚他の無産者救助とか云う輩の如く他人の苦痛を取除かんとするが如き運動に関与する暇無し。（丸尾進太郎）
［062］我国は過去明治維新の時より西洋文物の粋を吸収する為大なる努力を払ひ其結果我国文明の外国の文明に比して今日に於ては比肩し得るの状態となつた併し乍ら今日未だ多数人中には外国の善しきものも悪きをも範とし甚だしきに至つては我国固有の思想に反する新危激思想をも抱く者を生ぜしめた之は今日に於る大社会問題であり又吾人の大に考慮すべき問題である。今日昭和の御代は詔勅に畏くも仰せられし如く創造の時代であつて横偽を戒むべき時代である我等は創造の精神の旺盛ならしむる事に努力すると共に過激なる思想に誘惑せられず之を断乎として排斥し吾国固有の立派なる精神の涵養に努力すべきであると信ずると同時に此問題なるものが今日に於る一大社会運動なりと確信する。（松岡幹夫）
［063］近頃種々の社会問題が起つておりますが良く考へて見えますと成程夫々には一々理由が存する様であります　然しながら人間の欲望は限りなきものでありこれが絶対的の満足はとうてい不可能であります。人間は故にある程度においてその現在の地位に満足することが大切なことである。而してお互が相助け合つて平和な生活を送ることが望ましい事であります。然し人間としてより大なる望望の満足を遂げんとしておりまする為この社会には種々なる問題が起るのであります　一例を申しますと学校の同盟休業と申す様な事は多くの場合学生が学生としての本分を忘れ軽薄なる事柄に雷同する様な傾向がありますがこれは最も戒めねばならぬ事であります。これと同様に社会にある種々なる危険なる思想に対しても周到なる注意をなしこれらの危険なる思想に乗ぜられることなき様に注意することが大切であります。（森田善治）
［064］社会運動の発祥地たる露西亜に於てすら該運動は失敗に帰してゐる況んや彼の国と其の国体を異にする我国、昔より皇室中心主義、忠君愛国を以て今日に至れる我国へ、かゝる社会運動を輸入するも到底容れらるべきものに非ずして、かゝる運動に奔走するものは階級の上流下流を問はず真の我国体をしらざるものと見る。又我国民は政治上の自由を与へらるる事少なきに拘らず直ちに経済上の自由を得んとすることは自由の本末を顛倒した思想であると信ず（松本満雄）
［065］特別の感想なし。（益戸秀貞）
［066］近時、国民思想の動揺は著しい現象である事を見逃されない。共産党大本教天理教等々不敬の事件勃発し人心をして不安ならしつゝあるのである。蓋し思想は思想を以て矯正するを原則とする故に現時の社会運動に対しても国民に健全なる思想を鼓吹するならば危険なる社会運動も起ぬものと思考するのである。即ち正義、人道、紳士道の観念を養成させる事である。単に人民の自由に任せるのみならば彼等の良心は変じて放縦となり思想がぐら〳〵し為めに社会生活は破壊せられ危険なる現時の社会運動が起るのではないかと思はれる。余輩の高唱するところのものは国民の良心をして正義、人道、紳士道の精神たらしめんと云ふのである。以上（松本敦）
［067］自己の人格を法制上より可及的に解放せられ自由に自己の実力を発揮し（他人の権利を害せざる範

囲）自己の利己心を満足し併せて社会に益せんとするIndividualismに資せんとす。それ社会主義の如きは働きても働き甲斐のなき制度にして徒に経済上の自由平等を期せんとする為一国の産業萎靡し国民は怠惰に流れ反つて一般の不幸を来すものと信ず。故に経済上は自由放任主義を基礎とし之に対し国家の正当なる干渉保護を加へ国民はその財産権を保証せられ自由に経済活動を行ふことによりその繁栄幸福を期し得べし。（松川徳四郎）

［068］現代の社会運動の一つの現はれとして社会主義無政府主義等の危険思想の叫ばるゝは社会組織に少しは欠陥あるかも知れぬが彼等の主義となし思考する所は実に一を知りて十を知らざる無智の輩の取る所にして資本主義組織の実際の有難味を知らざる愚なる徒の説と思ふ。況や皇室の尊厳、皇恩の広大なるを忘るゝに於ては実に言語に絶するのみ。（三浦英彦）

［069］東西古今を通じて人たるの弱味は人として避けがたく、昔時一般に文化進まず多少学問を解し有利の地位に到りし者中心となりて習慣を作り道徳を作り下層人類は如何ともする得はず数代を経て文化の沫に心を潤をし、丁度吾国が立憲国体となり欧米列強に倍すべく不利益な条文を改正したる如く新たなる正当なる不平なき世とせんとする社会運動は大いに歓迎すべきである。然るに現代行なはるる社会運動は此の小さい瞳孔を通して見たのが誤つて居ないならば学を曲げ世に阿ねり夢に夢見て畏れ多くも国家を覆へさんとす。此の徒の思想多くの青年を夢地に誘ひ何如なる警査制度も覚す事困難なり実に恐るべきだ。此の期にありて独り之に対すべきは正学あるのみ。即ち教育にありと思考す。現時最も不吉なる思想及び其の運動を矯正撲滅すべき要路の人其の思想､主義を解せず理由（正学）を覚らせずして最初より社会の言葉を嫌い之を否とするは中らず。現時の社会運動の凡てが果して現代の欠陥を補ふに足るものなるや薄学寡聞にして断ずる能はざるも補ふべからずと信ず而し真実を告白せば如何なる種類の運動ありや総てを知りたいと云ふ能はず。従つて此の短かき感想も題意に添はざる[]みありと信ず。忌憚なく私見を述べたり。（松本敦臣）

［070］私は此の社会運動に対しては、学徒として禁止せられたるものに対してあまり言ふを好ましく思ふものではありません。現時のかくの如き運動が起る事は非常になげかわしく思はれます。殊に学生としてかくの如き実行移すと云ふは、私としては非常にきらふ故以であります。仏教にはよく此の教へがあり、人が大事か国家か大事かと言ふ問題がありますが、仏教にてはよく此の関係をときて居りますが、我等はすべからくかく言ふた様な運動防止し、以て国体の安然を計るを考へてゐます。又[　]なすのか学生の本分と思ひ、学生は[]しく勉学せられん事を望むものであります。（水谷良之助）

［071］現時諸種の社会運動起り各所に騒擾を起しつつあるが此れは国家の為め甚だ憂とし遺憾とするものである。之に対する吾人の感想は次の如し社会運動なるものは現代の社会[　]に欠陥あるが為に起るものななるが故に其の善なるものは大いに之を認め悪なるものは之を駆逐せねばならない。思ふに諸種の社会運動中実に国家にとりては危険なるものあり。之に関係する者又其の真意を解せざること多きを以て吾人は須らく此の運動（悪質を帯ぶる）を抑圧して国家百年の計を誤らざる様国家に於て努力する様希ふものである。たゞ吾人は之に対して国家社会の為甚だ遺憾とし憂とするものである。然れとも国家社会の為益ありて害なき運動は大いに之を助長せんことを欲するのである。（水島英雄）

［072］現時の資本主義社会に於て社会階級は上流階級中産階級下流階級の三階段を有して居る。而して上流階級即ち資本家にして世の大事業をなして居るものである下流階級即ち労働者の群である。現時の社会運動はこの上流即ち資本家と労働者との間に行はれて居るのである。現時の様な物価騰貴に於て労働者は一日の労苦の元に僅かの賃銀に於て生活を支ふること困なんとなり彼等は資本家に積極的又は消極的にせまつて居るあの野田の争議の如きそれである而しながら労働者にも一理あるが我労働者も余りに無知である何か争議があると祭日であるかの様にさわぎまわり、横暴を極め、彼等が使用し来りし器械を破壊し又は人を害する等私は余り彼等の仕打は好ましくないのである。而して進歩するにこれ世上の混雑するにつれ此等二者の争闘は常に行はれて行くのであるこれ必然の結果である。資本家としても相当の利潤を得なければならず労働者としても生活費の安定を得なければならない故に両者の意見の相違はまぬがれない。上者は利を得んとし後者は生活維持を目的とし､常に絶へないのである。此処に両者の中どちらを悪いと云ふことは出来ないのである。唯私は彼等労働者の間に争議のある度に悪思想の起り来るのを見てのである。何々の争議に於て誰があげられたと必らず聞くことである。私は是非とも両者の間に於て相当の規定を定め於て良いと思ふのである。即ち利益の一部を労働者に分配するとか、又は利益の配当を積立てて労働者をして株主ならしめるか

の方法を講じたならば必らずや此等の争議は無くなると思ふ。（望月清）

［073］現時の社会運動にたづさわつて居る人々にとつてはその運動そのものが一つの宗教ださうですが然し私の考へる所に依りますと凡ての人々が自分自身の立場と云ふことを考へそして自己の職務に業さしてもう少し忠実に考へるなら当然とは思えません。仏教の教へる如く自分に与えられたる職分に忠実であるべきだと思えます。世の中には貴賤貧富の別はありそして職分にも外見は上下ある如く思はれるとしてもそれは形式的なことに過ぎません。人間は如何なる職分を与へられようとそれに向つて忠実であるべきだと思はれます。（長村一二）

［074］斯る大問題を捕ひ来りて小生の如き弱輩の喋々喃々する所に非ずと雖も其の偏見の一端を述べんとす。現時の謂所社会運動と一言に附すも其の中には種々雑多のものあり。然れども其の主なる者は経済上虐げられてる多くの人々を其の圧迫より解放せんとするものである。而して其の主旨は人道者としても将又人として大いに賛同するところなりと雖も其の一部の如き社会の安寧秩序を乱し以つて国家の基礎を危く謂所赤化運動には絶対に反対するものなり。（中村幹一）

［075］明治の初年三百年の泰平の夢破れたる我が国は欧米の偉大な物質文明に驚嘆せり。然して何等此を訛判する事なく欧米の文物は直ちに輸入し吾国在来の思想或は文明は一様に軽視されたり。元より欧米先進国の長所を採用するは可也と云えども吾国社会情態に合致せざるものは此を避く可きなり。然るに明治維新より今日迄で欧米の文物輸入に急にして何等此を訛判するを知らざりき。今日に於ける労働問題の如き一つに欧米の思想にもとづくものなり。即ち労働者は生来資本家に相対抗す可き物にして其の利害は根本より相反するものたるの思想にもとづくものならん。然れども自分は完全なる社会の幸福の為めには両者必ず其の利害相一致するものあるを信ず。資本家労働者共に他を理解し一致協力事業に当るに於て始めて其の事業の隆盛を来し［　］ものと信ず。将来大いに為すあらんと欲する若人はよろしく事物を訛判吟味し其の長を採り短を捨て以て社会に尽す可きものにして只に新なるが為め此を取り或は外来の物たるをもつて此を採るが如きは最も避く可き事なる可し。（中谷貞雄）

［076］現時朝野をあげて思想悪化を憂へ所謂思想善導を高唱す。実に現代の重要なる社会運動は思想問題たらざるべからず。然してその思想の推移に付ては有識者の憂ふる所多々あり。思想の力は誠に大なり之を歴史に照し文化史に照して各国民の興亡の跡を見るにその裏面に働く思想の力の炎よりも盛んに火よりも熱きものなることは判然たり。而して近時の思想界を按ずるにや、過激なる共産主義を奉ずる徒、青年学生に多くその範囲全国にあまねくしてために今日まで比較的安泰なりし社会運動も急激に波乱万畳しその性質も深刻なる悪化を示すが如き憂ふるべき現象を呈するに至れり。今春の共産党事件の如きその表皮的の一例に過ぎず、而して彼等の主義、主張する処又その行動をみるに大いに首肯しがたき点多々あり。大部分の所謂共産主義者又はマルクス主義者或は無産主義者と称する者は売名者なり。学理に於て国境なし　されば共産主義なるものも学理上或は可ならんとするもそれを以て直ちに国民性の如何をも考へず光輝ある歴史をも忘れ将又その国状の如何をも顧みず宣伝実行につとむるが如き軽兆のそしりを免れず、ましてその学理上に於ても承認すること能はざる時に於ておや。要するに共産主義の如きは理想的否空想的にして思想界の瞬間的、線香花火的の一小波乱に過ぎず、要は国民各自の確固たる信念と崇高なる教養とにあり、この二者あれば如何なる時代に於ても如何なる思惑の転機に際しても断じてそのとるべき道のあやまることなからんと信ず。（永井武夫）

［077］私は元来頭の悪いためですかそれとも亦虫が好きでないのですか社会運動に関する本を読んでも別に面白味も感ぜず社会運動に終身没頭して居る自称新開者達の心が解り兼ねます。元来各国はそれぞれ特別の国体を有し伝統を有して居り風俗習慣等も異なつて居ます。彼等が只外国の真似をして一律に我国にも適用せんとするのは確かに身の程を知らざる者です。特に国家を破壊し天皇の尊厳を犯す輩に到りては何んとも言葉の云い様も有りません。決して彼等如き輩に依りて此の光輝ある国体は変ずるものとは思ひませんが彼等の斯くした時々の運動に依りて何も深い考へもない純粋なる多感な青年の心を幾分でも不純な考へ方をさせる様に影響をあたひるものではないかと衷心から心配して居ります。浅薄な皮相な研究と考察とを以て万事を見んとする傾向は次第に高まりつつありますが物の研究には順序あり決して何処から研究しても勝手であるとは云はれません。確実な基本的な基礎を形成して后好きな方面に研究を運ぶ可きと思ひます。斯くする時には決して彼等が考へて居るが如き浅薄な頭のない結論には達しないでせう。それを只一途の真理と一人決めに決定して此に忠実に馬鹿気た程忠実に服従して居る人々の心事を考へますと憎しみよりも可愛想に

感じます。で只今私の考へは以上の如くすべての斯くした社会運動する者には絶対に好感に持つ事も出来なければ私の彼等から見れば古き伝統にとらはれたる偏見と云ふかも知れませんがあくまでも彼等に反対する意見を捨てる事は出来ません。(中鉢傳吉)

[078] 所謂社会運動に対しては厳正なる批判者の態度を持す。即ち彼等の説く所必ずしも非ならざれ共、実行す可きものに非ず。皇室の尊厳を侵し､国体に反し､全国民の為めに非なるの故を以て之を排折す。(小丸文秀)

[079] 私は社会運動に就ては余り考へたことがないからよくは知らないが而し現今の吾国の社会相は往年のそれと全く異つて居ることは明かである。即ち資本主義経済の発展である。大資本は益々強大となつて来るが反対に労働者、農民の窮乏は益々加はり中小の商工業者は没落し社会の一般下層は極度の不安に陥つて居る｡是が為に社会主義的運動が起つて来るものと思ふ。斯の如きは喜ばしき傾向ではない。(大河内亮一)

[080] 現時の社会運動は一般に激烈なる、マルクス丸呑み主義のもの多しを以て到底他国と国体の組織、異る我が国に適要される筈なし。されど現今の我国の状態を完全無欠だとは決して思はない。たゞ少しばかりの本を噛りて直ちに我が国に適要せんとする者が大部分なるを以て立派なる大山さんの如き社会運動者も同一視せられ、官憲に圧迫を加へられつつあるは誠に残念な事であると思ふ。英国が日本の国体を論ぜし時、社会主義と云ひば強度に恐れ圧迫を加へるは不可なりと云ひるは、吾々は考ふべき言葉だと思ふ。日本の国体は他国と全然相違ある事を深く念頭に置き現在の資本主義の不可なる点を取除り、社会主義の良い点を加味して調和するを最も最善なりと考ふ。(大野蓮蔵)

[081] 特に掲ぐべき意見無し。(皿谷光助)

[082] 学校に於ても禁止されており、又家庭に於も厳禁されておる様な事に関する書物を読む考へもなければ確固たる感想としては有しておらないが、事実目下社会運動をしておるものは様々な名目の下に行はれておるがその行っておる人の多くは病人とか世の落伍者の様な生存競争の落伍者のあはれむべき人だと思つておる。只妹尾先生の言れる様に宗教上から浄化されたなんの争ひもない世となる様に行はうとするならばもつと心身共に健全な人のこの主義を行はんことを欲する。目下の所は弱者、敗惨者のみこれを行ふものと思つております。(白石勝夫)

[083] 別に社会運動に就きて考察したることなし然し現代社会組織は資本主義組織なる故之逆ふ様な思想を持つは不可なり。(佐々木俊夫)

[084] 未だ的確なる自信を以てのべることを得ず。唯だ余り社会運動、社会運動と示威的な運動に走らずにもつとすなほな社会を作つて行きたい様な感じを持つて居るものです。(佐々木倉松)

[085] 要するに現時に於ける社会主義乃至共産主義の如きはその思想を余りに個人的立場若しくは自然的立場に重きをなし結局国家的観念を忘却したるものなればこの思想に相反すれは勿論国家に於いては極力かかる国家を忘却せる主義に染められたる者の一人も帝国内におらざる如くなる様その策をこうぜられんことを望む。(佐々木重雄)

[086] 近時種々の外来思想が我が思想界を混乱させて居るが実に憂ふべき事なり。元来危険思想なるものは其の主義の本を極めず末を生半可的に知つたものが宣伝的に民衆を説く時最も其の危険性を現はしものなり。マルクス主義でも我々が経済の知識の根本を知り然る后に之を研究する（批判的に）なら危険でないと思ふ。要するに治安維持法に抵触する様な社会運動は絶対に反対なり。(佐藤圓)

[087] 勉学運動に余念なく現時社会運動に関する真相は知り得ざれども我が帝国の存立と相反するが如き思想並びに此れに関する運動は大いに撲滅するを要する事当然と思考す。(佐藤茂)

[088] 社会の進化は時代の進むにつれて当然行はれねばならぬ所である。然しその進化過程は正常的でなければならない。その正常的態形を崩壊する時又は崩壊せんとする時は大なる颱風の胎むことあるのは当然免れ得ない事であらう。私はその正常的なるや否やを現代社会運動によりて観察するに一条の屑愁を禁ぜざるを得ない。そして一度来りし颱風の跡を再び回復することの殆ど不可能なることを知る時は尚更正常的進展を前提として私は将来に生存せんと欲するものである。(佐藤利)

[089] 単に社会運動と云ふも意味不明なり。或は主義主張により断然現社会組織に反対せんとするものあり。又。社会制度を改善せんの目的のものもあり。政治と云ふも之又一種の社会運動にして社会運動なるものを如何に解す可きやは一問題である。然し乍要するに世間の所謂社会運動なるものの起因は畢竟現社会制度には不備なる点無きにしも非るより起るものなれば吾等は之を改良することには讃意を表するも所謂思想的背景により政治的に社会を変更せんとする如き輩には絶体反対である。(佐藤陽一)

[090] 近時資本家階級と労働者階級との論争烈しく、

争はんが為に争ふ様な風さへ見えるが之はお互に主張する所あるべしと雖も両者互に譲歩し妥協して共に産業の振興に力を注げば如何と思ふ。然し共産党、社会主義者等の唱へる事は何らしても賛成することは出来ない。尤も彼等の唱へる所を真に知るには非れ共。共同主義（合同主義）を基礎としての論なりとせば現今の資本主義的経済組織を破壊するものにして、随て各人は利己心を刺戟せらるゝことなり国の産業は衰へべければなり。又近来婦人問題が非常に八釜しくなつた様であるが何ちらかと言へば私は之には反対の方である。何故なれば成程人間は自由平等にして性の区別によりて権利の広狭差別を附すべきものに非れべけれ共、婦人の家政も亦実に重要なる地位を占むべきものなれば之を忽にして妄りに女権の拡張を唱ふるは現在の我国情には如何なるものかと思ふ。（代田榮造）

［091］別に考へ居らず。（杉浦六三）

［092］深き研究もなけれど現時の社会運動なる社会主義、国家主義、共産主義に関して愚考すればその主義の出ずる所は相当の学者これを研究し以つてする所なれば一面真理をも含むべきも大体は彼等学者の真理の要求の満足をそゝるも実行以つて当らざるとす。而して上述の如きの我が国の立憲君主の神〔ヵ〕［］万世一系に比すれば雲泥の相違を見る。（齋藤實）

［093］やうやく近頃我が国で盛になつて来た、極端なる左傾及び右傾思想は余輩の考ふる所に依れば其は時代の風潮にして一度は何れの国をも訪れるものである然れ共之等両極端なる思想に熱中する事は誠に思はしからざる現象である如く考へらる。故に之等思想に対しては常に自分自身が感化されざる様に注意せねばならんと思ふ。（新城猪之助）

［094］別に無し（鈴木實）

［095］無関心で居ります。時折葛西教授[6]から聞されその批評をそのまま受けてます。（佐藤清榮）

［096］現時の社会運動に対する感想としては別に無しとするも皮層的なる思想に附和雷同する社会人及学生等に対し、少からず嫌厭を感ず。（佐久間朝夫）

［097］社会運動と言ひましても其主意ははつきりしませんが現時あります運動の中社会運動と目すべきものが種々あると思ひます　其中主なるものと思はれるものを挙げますならば社会主義運動共産主義運動（赤化運動）此等に対抗するところの純日本思想鼓吹運動（斯う呼ぶかどうかはつきりしませんが）等があり其外女子参政権獲得運動　女子解放運動等のものがあると思ひます。併し茲に要求されて居りますのは女子参政女子解放等の運動では無くして最も中心となつて居ります前三者のものであると思ひます。それでありますから茲では女子解放は当然の事であるかも知れませんし参政の方は「雌鶏ときをつくればその家断絶す」と云ふ俚諺を引く位にして前の三つに就て少し述べて見度いと思います。第一に純日本思想鼓吹運動に就て述べますと私は日本人なるが故に。日本国体の世界唯一の美はしきものなるを思ふが故に。古事記等の神話の暗示して居る様に日本は世界を支配する（少し大きいかも知れませんが）立場に至る事を思ふが故に此運動には満腔の賛意を表するものであり　否、現代の如く後述する社会主義思想のやゝ濃厚ならんとして居る秋当然、緊急且つ必須の運動なるを思ふのであります。次に社会主義共産主義運動は今や滔々として現代青年を風靡してゐる運動でありまして我国体を破壊仕様とする実にいまわしき運動であると思ひます。我国体を破壊仕様とする恐るべき点に付ては議論の余地ありませんが其主義の第一歩として現代の如く労資の対抗があります。此労働者（無産者）が資本家に対抗するが如き事は沙汰の限りであり愚の骨頂であるが此事は我産業界を衰退に導き引いては我国を経済的に破壊せしむる恐るべき事であると思ひます。労資対抗は前言した様に労働者其れ自身を破滅に導く愚の骨頂であると思ひますが若し仮にそれが止むを得ない事であると言ふならば宗教的観念を前提とする即ち仏教で教へる差別即平等平等即差別の観念換言すれば如是の精神を前提とする新労資協調（色々な法策として表はれるでしやうが）に依るべきでないかと思ひます。資本家を亡すことは決して一国の経済を発展せしむる事ではなくして資本家をして益々富し同時に又無産者（労働者）其れ自らもより豊になる事に依つてのみ一国経済の発展があると思ふのであります。（龍花吉郎）

［098］近時詭激思想に基づく運動漸々険悪に趨くの傾向をおび近くは秘密結社、日本共産党の検与を見、続いて労働農民党外に国体に対しての与論の然らしむる所警察当局の厳重なる処方の所を得ざるの結果夫等結社の禁止の断行を見るに至りたる事実を聞知して現時の社会運動に対する感想を記述すべしとの事に［　］直感的に我等が頭騰に［　］のは如上の如きものである。此れ深く与論に反するの大きに遺憾至極と思ふものである。顧り見るに、凡そ此種国体の存在を無視し之か破壊すと言及し国憲を紊更せんとするが如き矯激危険の思想行動は天人の倶に許し措く能はざる所にして官致一致は勿論、皇恩の［　　］す所皆之が根絶［　］しなければならぬ。（土屋傳）

［099］現時の社会運動に関してはその都度考へらせら

れますが時々学生生徒が一緒になつて之に参加して運動をやつている事です。苟も学生が一度学籍に在つては学生たるの本分を守り誠実に学業を研究して行く事が当然ですがこーした事を時々目撃すると非常に歎はしい事と思ひます。最近共産党事件等もあつたがこれらは皆我国体には相容れられざる事であります。（綱澤新平）

［100］社会運動に対し比較的興味少し（富田彦三郎）

［101］社会運動は当然あるべくしてあると思ふ。只往々此種の運動に関係する人々の間に果してその運動の根源をなすべき学科と理論の徹底的研究の結果や否やを疑はしむるものには感情にはあらざる憎しみを感ず。変態的或は一時の興奮からと認めらるゝ種のものは絶対に仝情を持ち得ず　要するに運動の前に最全の研究を希望するものにして自分自身としては少くとも当分の間は斯ゝる運動に加はり第一線に立たんとする意志を有せず（田中早苗）

［102］現代に於ては誤れる各種の不穏、過激なる思想を基礎とせる社会運動が暗々裡に可成り行はれている様に思はれるが之等の政策思想内至社会政策は吾国体並に国民性に反するものなるのみならず又決して行はれ得べきものに非ず故にかゝる主義思潮の侵入を防止することに意を注ぐと共にかりそめにも其の悪化を蒙らざる様健全にして確固たる精神を維持し現代社会に処すべきであると思ふ。（高久修一）

［103］吾々は時々新聞紙上にて労働争議及ひ小作争議等の所謂富者対貧者の衝突を見るてあろう之れ実に現代の重要なる社会問題にして国家は之れが根絶に必要なる最善の政策を採らねばなら事は勿論の事てある。然し乍ら吾々は又一方に於て現代の資本主義的経済組織に反対し富の平等なる分配を以て理想とする所謂共産主義者又は社会主義者の主張する社会運動なるものも見逃し得さる事実てある。之れ寧し富者貧者の階級を打破し各人平等なる財産を得せしめんとするものなるが故に一面真理の存在する如くみゆると雖も之れ現代社会を思惟するの念余りに稀薄なる結果に基くものにして斯の如き主張は到底維持し得べきものに非ず一種の空想にして迷へる宗教ともみるべきものてある。抑も現代の社会形態は古来幾千年の史的発展の所産にしてその根源とも見るへきものは国民の自由権の保障てあるのてある。即ち政治上自由権の保障せるがため勢ひ経済上も自由放任とならざる得さるものにして其の結果現社会をして全く実力の競争場裡たらしめ経済上の強者は富者とか弱者は貧者となるに至りしものてある。然り而して自由なる観念は国民をして盲目的の服従を要求し人格を無視して奴隷的地位に立たしむるが如き専政的思想を脱し国民各自の人格を認め自治思想を基礎とし及ぶべく丈自由平等の福祉を得せしむるの観念より出発せるものなれば之れ寧し近代の重要なる倫理観念を構成せるものにして富者貧者の両存在は之れ止むを得さる現象と云はさるべからさるものてある。而して国民日常生活の幸福及び文化の発展は国民各自の自由競争を認財産の享有を保障せらるゝに於て始めてその目的を達し得べきものにしてかの共産主義社会主義の如く暴力を以て各人の自由権を搾奪するに於ては国民生活の幸福国家の発展は期し得きものに非ず根本より誤れる主張と云はざるべからさるなり。故に現代の社会政策上最も必要なることは国民の倫理観念を鼓吹し経済上の強者をしてその利己心を緩和せしめんと一方又その弱者に対し自治心を換起せしめ以て強者の圧迫を脱せんと努むるが如き立法を行ふ事てある。（玉木岩造）

［104］現今は社会の内部に所謂危険思想なるものが生じて現社会を根底より改革せんとして、種々なる社会運動が起ってゐるが、此危険思想なるものは一体、如何にして生じた物であらうか。其は現今の社会が危険思想と云ふ病菌に侵される様な素質を有してゐればこそ、斯様な思想にも侵され、又、斯様な思想を極端に憎む所以なのである。されば、吾人は、危険思想を、防虫剤を用ひて鎮厭するよりは、危険思想に侵されない処の健全な社会を創造しなければならぬ。如何となれば、危険思想を如何に厭迫しても、社会自身が病菌に侵され得る素質を持ってゐる時は、隙に乗じて必ず斯様な思想に襲はれてしまふからである。That virtue which requires to be ever guarded is scarce worth the sentinelと言ったゴールドスミスの言は即ち之を教へてゐるのではないか。そこで吾人は、危険思想に侵されない健全な社会を、如何にして造るか、其は実に重大な問題で、我等の様な一知半解の学生は到底知り得ないであらう。併し、自分は、現今の教育制度を改革する事により、（今直ちに健全な社会を造り出す事は不可能であらうとも）次第に社会の各員をして、病菌に侵されない堅い人格者となせば、社会も亦、健全なものに成ると信ずるのである。（竹村芳雄）

［105］社会運動とは或虐げられたる階級の解放運動であり又或圧迫された階級の反逆運動であると云ふ一語でよく尽きて居ると思ふ。現時の社会運動は何れの国に於ても主として社会階級としての無産者の運動であり其の中心となるものは労働運動である。然し現時の社会運動は必しも労働運動に限られたものではない。

たゞ現代は無産労働階級の経済運動が社会運動の中心となつて居るのである。何れにするも社会運動の発生は時代の虐げられたる階級又は圧迫されたる階級が其の最も苦痛と感ずる社会生活の方面に解放を試み反逆を企みて彼等の理想とする社会を現出せんとする事である。然ながら彼等の社会改造は応〔ヵ〕々にして社会改悪に近いのである。今近時最も問題とされてる社会主義の運動に就て見るに彼等の理想的社会は絶対自由､絶対的平等なる無階級無物権なる社会なのである。此の主義に基きて現時の社会を改造せんとするのである。然ながら人は決して絶対自由絶対平等ではあり得ない。若し文字通り絶対自由を行ふならば社会の秩序を乱して了ふ。何を考へてもよし何を行つてもよいと云ふ事になる即ち口にも行為にも無制限となるのであるさすれば救わんとする社会は反つて乱れ改造せんとする社会は反つて改悪さるるに致るのである。絶対平等も同じ事で此を経済界及び政治上に持ち来るならば富豪征伐、政治家暗殺が盛んに行はるゝことゝなるのである。又理論上より見ても絶対自由を押し進めると絶対平等を傷け絶対平等を何処迄も押し進めると絶対自由と合はざる欠陥が潜んで居るのである。此は人間社会に有する事実ではない況んや社会救済の前提として吾人の認め能はざる処である。又無階級無物権の社会に就きて見るも人間に関係上の差精神上の差のある以上はどうしても其処に階級とか物権とか云ふものゝ起るはまぬがれぬ事である。即ち無階級無物権の社会の如きは主義者の空想的なるものであると云ふ事を知り得るのである。吾々の社会には無論多くの欠陥がある然ながら其の欠陥は多くは小さい部分的のものであつて社会としては此の社会で差支はない唯吾々が一致共同して欠陥を補つて行けば良いのである。社会全体を引つくり返して如何して吾々が生活する実質的の社会が現出するのであろうか。主義者の社会改造は名のみにして実は現社会の破壊である。（谷口鎌治郎）

［106］現時社会運動には反感不満を抱く　それはその階級各自の“内なる叫び”でなくして少数者の謀略奸計による社会不安のためのものなるが故なり。ことに我国体と相入れざる思想の如きに対して而は人類萬〔ヵ〕千経験実験の結果最上最高の国家思想なる故丈”ゲンラン”花の如き歴史の破壊者なるが故に之に不満をかんずその反省を促たいほどである　すべからく国民全般で運動的に統一され体育向上をしるべきであると思ふ“健全なる身体に健全な精神宿る”のたとふがあるが故なり（對馬儀一）

［107］自分は余り斯の運動に興味を有せず。[]に書すべき感想なし。（浦上基）

［108］基督教的見地より労資の協調を望むものなり。（内田平吉）

［109］如何なる社会運動も其主旨精神に於ては同じてあると思ふ言ひかへれは其の終局の目的は人類をしてより良き社会に住せるためなりと云ふをうべし現時の社会運動といへばすぐにかの共産党或はアナ派を意味する様になりやゝもすれば我々の冷静な態度を失うときが大い様に思はれる。共産党或はアナが悪い思想の伝染させるとしも此くのことき態度は利するものなきものと思ふ。吾人は事物を判断するにすべて冷静でなければならぬ。何故と云ふに冷静なる意識作用に於てのみ真に公平なる判断をなしうるものと思ふからである。感情の伴つた理性は本当の理性と云ひ難いものである。又思想や運動なるものは不変性を有しない事は歴史に照して明瞭であると思ふ。我々が冷静な態度をとる事に於てのみ悪思想を一日たり共早く駆逐する事が出来ると思ふ。或は云はん。国民の理性未だ発達せざるを以て社会運動に対する判断能力なきものと。然れとも一般民衆は賢者の意見なりと云ふとも決して盲目的に符和雷同するものにあらず。必ずや吟味して取捨を行ふものと思ふ。（禹相根）

［110］現時各種社会運動団体は殆ど全国的の組織下に其組織上の最高機関の指揮命令により全国的仝一の歩調を以て経済交通其他社会事情に基き相当広範囲の地域を単位として其地方地方を中心として活動して居る。即ち共産党は勿論無産政党、労働団体、農民団体、鮮人団体、水平社団等各種団体の社会運動は或は規模の大なる工場或鉱山に於ける労働争議となり又は広大なる地域に亘る小作争議となつて現はれた。之等運動にたづさわれる人々を見るに多くは社会に入れられざる敗残者であるが然るに学生の身分にして学研の域を越へてかかる運動に参加するか如き事は学生としての本分を忘れたるものと云ふべし。かゝる輩によりて吾神聖なる国権を冒さんとする運動か進められこの種の非合法的運動を極めて隠微の間に計画し発展せらるゝか如きは吾等日本人として又学生として悲しむべき事である。要は資本家対無産者乃至労働者の階級的闘争である。惟ふに今日の如き資本主義的生産方法は種々の欠点を有するに拘はらず吾人の予想も得らるゝ限に於て其特殊本質を失はずに存続するであろう。それが暴力に依つて覆される惧は殆どない資本主義的生産方法は現在の組織であり且つ全体の社会生活に深く根ざしてゐると云ふ理由によつて其破壊的な勢力の突撃に対して頑強なる抵抗をなし必ず之に打勝つであろう。

かる社会運動は失敗に終るであろうと思はれる。(藁科好一)

[111] 近時社会の公序良俗を乱す彼の社会主義、共産主義無政府主義藩流一派の主張は、云ふ可くして到底行ひ得ざる論にして彼等の態度たるや冷静なる観察と真面目なる研究とを欠く熱趣者的なるものあり。国家構成の一員たる国民が其国家の存在を危くなすが如き言行は当然慎まざる可からざるものと信ず。強ひて自己の主義を実行せんとする熱狂の徒は誰人をも害することなく逐行を得る処に行きて為す可し。要之彼等の主張するが如き事は理想空想にして地上にては実行不可能なるものにて思慮ある者の断じて採らざる処たるなり。(渡邊浩一)

[112] 社会運動に大なる興味を有せず所謂社会主義に付いては無関心に近く只新聞上伝へらるる記事以外書籍講演も殆んど接近せず故に内容真相分明ならざるも我国の如き家族制度下に於ては明かに矛盾にして之が運動は運動者自身生活手段なるが如く考へられ一面人心動揺し易き現在群集心理に乗ぜる一の流行の如く敢て慮ふるに足らず必ずや近き将来に於て自然消滅すべき物と考へらる。而し乍ら社会運動中に合法的運動例へば社会政策上妥当と認め得るものは社会の安寧秩序を乱さざる限り認むるを好と思はれる。要する我国情は他国と異るが故に慎重なる態度を持して其の取捨選択を為すべきであると思はる。(保美英壽)

[113]〔水濡れのため判読不能箇所あり〕現代の社会運動は、その多くはプロレタリア[　　]の階級闘争及水平運動であるが、一は、資本主義発展に是は必然的のもの[　　]伝統的にしひたげられ来つた所謂新平民の平等への叫びで、之又当然のことゝいはねば[　　]現今法律で認められたるが如き自由権の保障は、事実、経済上にては少数の強者[　　]となり、不平等をきたせるは、何人も之をみとめる所にして、若し之を否むものあらば[　　]法律の知識なきものとして憐む。故にこの法律上の自由と、経済上の自由とをあは[]ぬで調和制限すべき社会[　](政策)の制定さるゝことを望む。(丹野哲夫)

[114] 何等興味を感ぜず。(横澤善雄)

[115] 所謂社会主義なるものは私の最も嫌ふ処にして蓋し人間の思想は千差萬別只その根本を同じくする数種に分るのみ、所謂社会主義なるものは吾国体に最も敵視するべきものにして近時検挙されつつある共産党事件の如きも私は思ふに此検挙は却つて彼等主義者に対して反感を抱かしむるのみ故に一方検挙も良かろうが先第一に思想の改善即ち病原を絶つ事に努力すべきであると思ふ。(川俣美次)

[116] 左傾思想は絶対的に排斥すべきである。然しながら彼等の論ずるところに一点の真理は之を認める。即ち唯物史観に於てその科学的理論を認めなくてはならぬ。如何に無産者階級がブルヂヨアー階級に克服されてゐるか。如何にその賃銀分配問題上に甚だ不利な立場に彼等が置かれ如何に彼等がその生活不安の状態におかれたかの原因を認めなくてはならぬ。而れども吾人は人間の究竟の目的は如何なるものであるかを考へそれが万人の幸福真善美の極致にありとするならば彼等プロレタリヤの論よりもその積極的な行動を憎むものである。かの日本共産党事件の如き徹底的に国法をもつて之を滅すべきである。彼等はマルクス経済学をもつてこの世界を改造する事は出来ないと同時に万世一系の皇統を戴く我帝国も単なるマルクス主義をもつて決行してかれこれすべきものでないと云ふよりも絶対にすべからざる事である。もし人間と生れてその最大の幸福を望むならば唯物史観にても不可あまりに酷なる資本主義にても不可吾人は之を宗教に求める。即ち彼等プロレタリヤの最后の目的が国の幸福一般民福利をねがひ又ブルジヨアーも之をねがふならそれは宗教の力によりてお互の精神修養に力めたならその目的を達しかゝる争闘は避けうべきものと思ふ。何もプロレタリヤはブルヂヨウアー階級の滅亡が最后の目的でないなら何も争闘の必要はない。宗教上の如何でその最後の目的は達せられると思ふ。即ち吾人は唯理論の立場をとらんとするものである。それには日蓮宗が最も適当なのではあるまいか。(金子喜代之輔)

[117]〔水濡れのため判読不能箇所あり〕現時の社会は資本主義的社会にして資本家階級、中産階級、貧民階級の別を生ずるは必然の結果である。而して貧民階級即ち労働者は資本家に自己の労力を呈供[]彼等の生活費を獲得して居る。之に反して資本家は労働者の労[　]依りて彼等の生産品を製造し競争場裡に於て他の企業家[]競争をなす。即ち両者は持つて持たれつの状態にある。而るに、現時の社会の労働者を見よ！且つ貧民階級の半面に横たはれる、争議団を見よ！彼等は、資本家がなるべく多大の利潤を獲得し、その一部分を、彼等に分配するとか或は労働者にとつてあらゆる[　]の方策を施すにも拘らず、彼等は、資本主義的社会の熟せるのを[　]して[　]の事を根としStrikeを起すが如きは排除すべきことであり、且、将来世に出でんとする我々の双肩にかゝれる、一大排除的義務である。(三浦庫治)

［118］〔資料の破損甚だしく判読不能箇所あり〕現在学生の思想が著しく悪化したと思つて居る人は非常に多い又学生の中にも所謂左傾思想に没頭して居るものも多いと思ふ。処が如何に多くの学生が好んで社会主義とか共産主義に馳るかと云ふに、彼等には種々の思想を批判する頭が全く欠けて居ると云ふ事が大なる原因となつて居ると云ふ事は疑ふ余地はない。大体理屈は如何様にも立つもので無政府主義は無政府主義で正しい理論を持つて居様が［　］に全く反対の理論も優に立てられるのである。共産主義社会主義でも同じ事である。処が学生は此等前後を顧り見る余裕がないのである。［　　］色々と新思想を注ぎこまれる。マルクスを読むと成程マルクス［］思想は［　］いと思ふも、レーニンを読むとレーニンの説は正義の如く考へる。若し此の時［］学生は批判力が与へられて居［　　］彼等は如何なる学説に［］いきなり正しいとか、正義であるとか是認する様な早急な事はしない。［　］学説と他の学説とを比較もするだろう現在の社会に［］て見た時の不合［］にも想到するだらう。さ［　］て或る学説なり、イズムなりが果して受け入れられるか何うかをハツキリ決断してしまふのである、斯う云ふ学生なり青年なりが多ければ左傾思想が燎原の火の如く学生間に拡がつて行くと云ふ現象は見られないだらうと思ふ。故に良く均衡のとれた人格者でなければ分からない、常識の発達した人間でなければ考へられない、だかこそ学生をもつて常識の豊かな人格に作り上げるのが必要なのだと思ふ。（志村松平）

［119］〔資料の破損甚だしく判読困難〕私は学生として［　］人格［］修［　　］ある未完成なる者とも云ふべき吾々学徒としてか［　　］好まず。宜しく人格［　　］通じてのち論じ具体的態度をとるべき［　　］激に走りやすき青年の直接関係するを正しきことも思はぬ故に私は［　　］現時運動に対して何等の感想としてこゝに［　］べき［］を有せ［］はなり。（瀧島俊郎）

［120］〔資料破損により「自己要録」１頁目の上部のみ現存。２頁目・３頁目は存在せず〕（丸山舜）

1　『福島高等商業学校文書』については、福島高等商業学校文書調査チーム編・徳竹剛著『福島高等商業学校文書目録』（福島大学経済経営学類、2021年）を参照のこと。翻刻する資料は『昭和三年　自己要録　五回卒業』（『福島高等商業学校文書』資料番号0601）である。なお「自己要録」は生徒が記入した１枚１枚の記入用紙を指し、『自己要録』はそれを編綴したファイルを意味するものとして書き分ける。

2　『東京朝日新聞』1928（昭和３）年４月７日・８日付「死線に立つ六千の労働者/対立の裏面にひそむ禍根：解決の望み遠く去って深刻化しゆく野田争議【上】：経営上の封建的感情に激成される野田争議【下】」（神戸大学附属図書館新聞記事文庫）。前年からの長期にわたる争議を経て、２月に労使交渉が大きく動いた。

3　『福島高等商業学校一覧』昭和３至４年、福島高等商業学校、1928年（国立国会図書館デジタルコレクション）。

4　前掲注１『昭和三年　自己要録　五回卒業』。

5　福島高商の生徒の出身学校分布については、徳竹剛「昭和初期の福島高等商業学校生徒の出身学校」（『行政社会論集』第38巻第１号、2025年）を参照のこと。

6　葛西千秋教授（商業学、経済学）（前掲注３『福島高等商業学校一覧』昭和３至４年）。

「原稿受付（2026年７月５日）、査読なし」

福島大学地域創造投稿・執筆要項

2023.8.23改正

(刊行の目的と編集体制)

［1］福島大学地域創造の刊行目的

1．福島大学地域未来デザインセンター（以下、センターとする。）は、地域に関する研究を振興するために、福島大学地域創造を刊行する。

［2］編集委員会

1．福島大学地域創造の編集・刊行を行うために、センター内に編集委員会を設置する。編集委員はセンター長が指名する。

2．編集委員長は編集委員の互選によって選出する。

3．福島大学地域創造の編集・刊行等に際して問題が生じた場合は、編集委員会において協議し、決定する。

(投稿要項)

［3］原稿の範囲及び種別

1．福島大学地域創造には、原則として地域に関する研究報告を掲載する。

2．センターが推奨する研究・活動に関連した報告については、必ずしも地域との関連性が明瞭でない場合でも掲載できるものとする。

3．原稿の種別は、論文、研究ノート、調査報告、資料、翻訳、書評、地域の窓（巻頭言）とし、これ以外の種別の原稿を掲載しようとする場合は、その都度編集委員会が協議し、決定する。

［4］投稿者の範囲

1．福島大学地域創造に原稿を投稿できる者は原則として福島大学教員（常勤教員と特任教員）及び福島大学名誉教授とする。

2．地域の窓（巻頭言）の原稿に関しては編集委員会が依頼し、執筆者は福島大学教員や福島大学名誉教授に限定せず、審査等も要しない。

3．福島大学教員及び福島大学名誉教授以外から投稿された原稿については、次項の基準に従う。

① 学類学生の単著原稿は原則として受理しない。

② 大学院生や職員の単著原稿、学外者のみを著者とする原稿については、福島大学教員の推薦を必要とする。この場合、原稿種別に限らず、編集委員会が委嘱する査読者の審査を経たうえで掲載の可否を決定する。

③ その他の原稿の取り扱いについては、その都度編集委員会が協議し、決定する。

［5］原稿の投稿

1．投稿する原稿は他に未発表のものに限る。

2．投稿する原稿は完成された原稿に限る。受理後の修正、差し替えは、審査の過程で必要となった修正等を除いて、原則として認めない。

3．原稿を投稿する際は、所定の執筆調書を添え、電子データで提出すること。

［6］審査

論文原稿については、編集委員会が委嘱する査読者による審査を経たうえで掲載の可否を決定する。論文以外の種別の原稿については、［4］3．②の場合を除き、審査を必要としない。

(執筆要項)

［7］原稿の形式

原則として原稿は横書きとし、句読点は「、」「。」とする。

［8］原稿の長さ

原則として原稿の長さに制限は設けないが、論文、調査報告、資料、翻訳で刷り上がり16ページ（1ページ45行×24字×2段＝2160字）、研究ノートで8ページ、書評で6ページを超える場合はその超過分の費用は著者の負担とする。

［9］注・図・表・引用文献等の形式

1．図・表・引用文献等は本文末尾に一括して添付し、本文中への挿入箇所を指定すること。

2．注は原則として本文末尾におき、注の番号は各章節に関係なく、通番をつけること。

3．引用文献は原則として次の順で記述すること。

① 和著書　　著者名　書名　発行所　発行年　頁

② 和論文　　著者名　論文名　雑誌名　巻号　発行所　発行年月　頁

③ 洋著書　　著者名　書名（イタリック）　発行地名　発行年　頁

④ 洋論文　　著者名　論文名　雑誌名（イタリック）　巻号　発行所　発行年月　頁

［10］カラーページ

原則として、カラーページの費用は著者の負担とする。地域の窓(巻頭言)に関しては、編集委員会が協議し、決定する。

［11］校正

1．校正は原則として、誤字、脱字の訂正に限る。

2．校正は三校校了とし、初校は著者及び編集委員会が、再校は著者が、三校は編集委員会が行う。

［12］発行の形態と掲載原稿の著作権について

1．発行は電子版のみとする。

2．福島大学及び福島大学が許諾した者は、福島大学地域創造に掲載が決定した原稿（以下、掲載原稿とする。）について、著作権法に定められている複製、公衆送信、翻案を行うことができる。また、掲載原稿は全て福島大学学術リポジトリに登録する。

3．掲載原稿の著作権者は、福島大学及び福島大学がその掲載原稿の利用を許諾した者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

● 編 集 後 記 ●

今号（第38巻第１号）にも多数の原稿をご寄稿いただきました。執筆者並びに関係者の皆様に改めて感謝を申し上げます。地域の窓（巻頭言）１本、論文４本、研究ノート２本、調査報告５本、資料１本で、合計13本です。紀要ですので、基本的には執筆者から投稿申請をいただく形式ですが、巻頭言である「地域の窓」だけは編集委員会が執筆をお願いする依頼原稿です。私も少し前の号（第36巻第２号）に寄稿しましたが、たまたまこの原稿を見た福島県内の商業雑誌の編集の方から声をかけていただき、その商業雑誌に寄稿する機会を得ました。テーマにもよるでしょうが、思いがけない「出会い」もあるものです。編集委員会より寄稿をお願いした際にはどうかご一考をいただけますと幸いです。

（地域未来デザインセンター　木暮　照正）

2026年９月30日　印刷　　2026年９月30日　発行

『福島大学地域創造』第38巻 第１号（『福島大学地域研究』改題）

編集代表者　山 口 克 彦

発 行 所　国立大学法人 福島大学地域未来デザインセンター
（〒960-1296）福島市金谷川１番地
電話 024－548－8012（資料室）

印 刷 所　株式会社 プ ロ セ ス 印 刷
（〒960-8003）福島市森合字屋敷下６－１
電話 024－559－1991

JOURNAL OF COMMUNITY FUTURE DESIGN CENTER FUKUSHIMA UNIVERSITY

Vol.38 No.1 September 2026

CONTENTS

The Gateway to the Community

Regional Smartification and the Growth of Related Population:
The Challenge of the Expanded Regional Communities Fukushima
…… *TAKAGIWA Hitoshi* (1)

Articles

The Present State and Issues of Juvenile Delinquency in Fukushima Prefecture:
A Trend Analysis Based on Official Statistics
…… *MIURA Hidenori, SASAKI Shouki, SHOJIMA Hiroshi* (5)

Student Concerts by Fukushima University Students in the Disaster Areas Affected by the Great East Japan Earthquake (4):
Planning and Management of Invitational Concerts and Workshops Held at the University
…… *NAKAHATA Makoto* (19)

The Formation and Reconfiguration of Educational Public Spheres in Community Music Education:
The Fifty-Year History of the FTV Junior Orchestra and Artistic Citizenship
…… *ATAKA Aya, WATANABE Taku, SUGITA Masao* (33)

Current Status and Challenges of Nuclear and Radiation Education in Boards of Education across 59 Municipalities in Fukushima Prefecture
…… *GOTO Shinobu, NAKAMURA Haruki* (49)

Note

Design and Implementation of Career Education through Collaboration with a Practitioner:
A Report on Three Face-to-Face Classes at Fukushima University
…… *YO Noriko, KIM Seonjo* (69)

Supporting Dispersed Teacher Aspirants in Non-Teacher-Training Faculties:
A Practice of an Interview Reservation System and Teaching Portfolio Utilization
…… *OKADA Tsutomu* (77)

Research Report

Challenges and Future Prospects for Tatsugoyama Frozen Tofu
…… *OKOSHI Masahiro* (83)

The Coexistence of Regional Yōkyoku Pronunciation and a Dialect Phonological System:
The Noh Chant of Kajimachi at Kamisannō Shrine, Tsuruoka and restricted diglossia
…… *INOUE Fumio, HANZAWA Yasushi* (93)

Plants and landscape before 2011 Great East Japan Earthquake in coastal area and the evacuation zone of the nuclear disaster in Fukushima Prefecture, Japan (8)
…… *SAKURAI Nobuo, WATANABE Noriko, KUROSAWA Takahide* (109)

Macrobenthic invertebrate fauna in the Middle Reaches of the Abukumagawa River and the Yashirogawa River in Fukushima Prefecture, Japan
…… *TSUTSUMI Tadaaki, KATO Midori* (123)

Research on material from the Nakamura Regional and Nozaki Family Archives in Soma City (Part 2)
……*ABE Koichi, AZETAKA Yuuka, UJIIE Chisato, OINUMA Akari, OTOMO Ren, OMORI Kaina, OWADA Yuna, SAITO Kenta, SHIZUKU Ayana, SUZUKI Sayaka, MAEDA Sakura, MIURA Chiho, YOSHIDA Honoka*…… (141)

Materials

Primary Source Material: Students' Thoughts on Contemporary Social Movements, Fukushima Higher Commercial School, 1929 Graduates.
…… *TOKUTAKE Tsuyoshi* (151)

Published by
Community Future Design Center, Fukushima University
FUKUSHIMA, JAPAN